

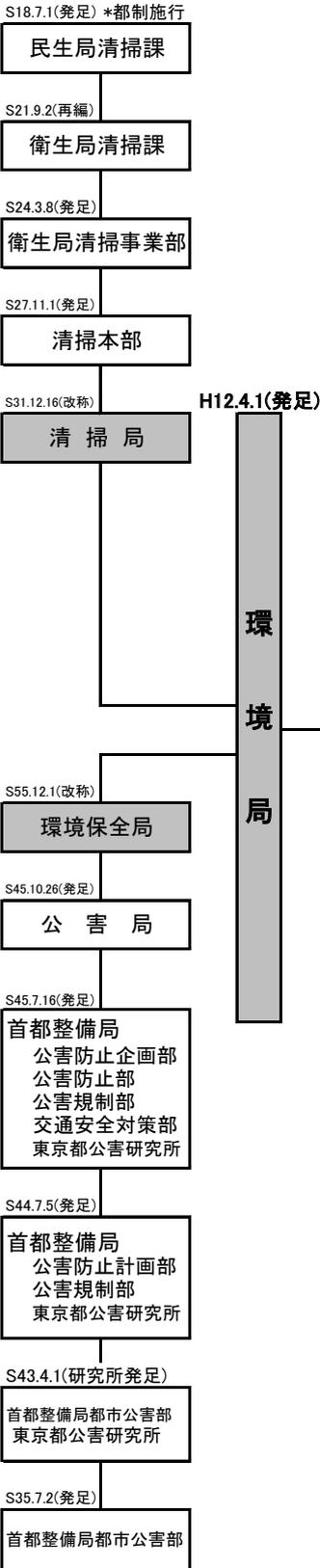
事業概要

令和5年版

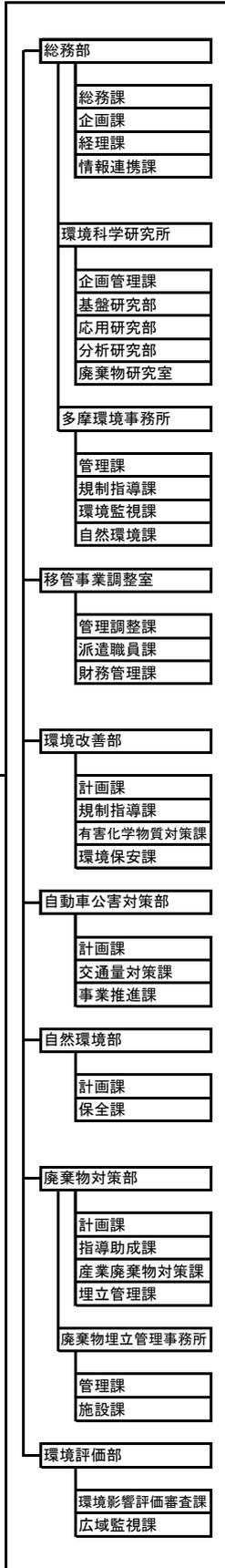




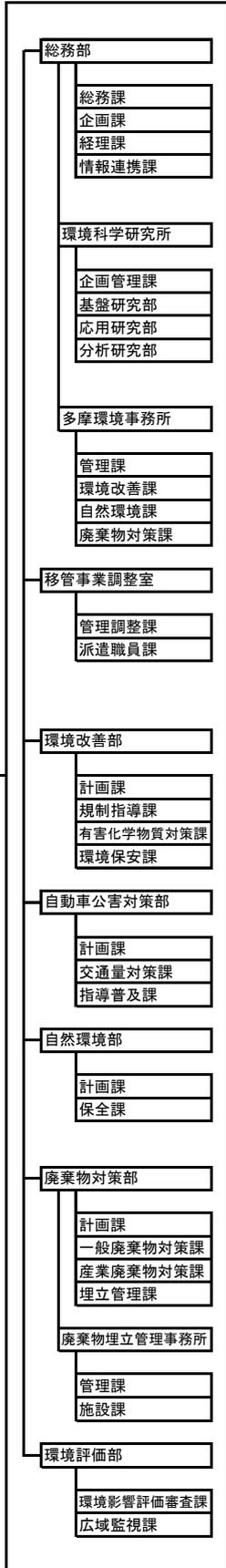
環境局沿革図



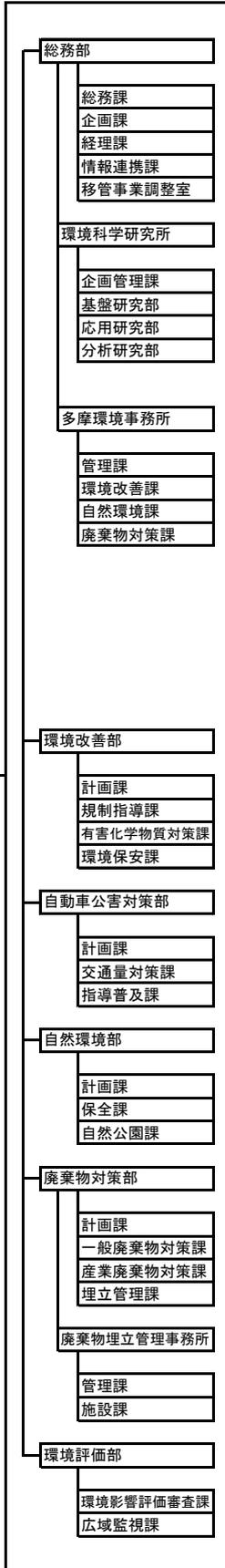
H12. 4. 1(組織設置)



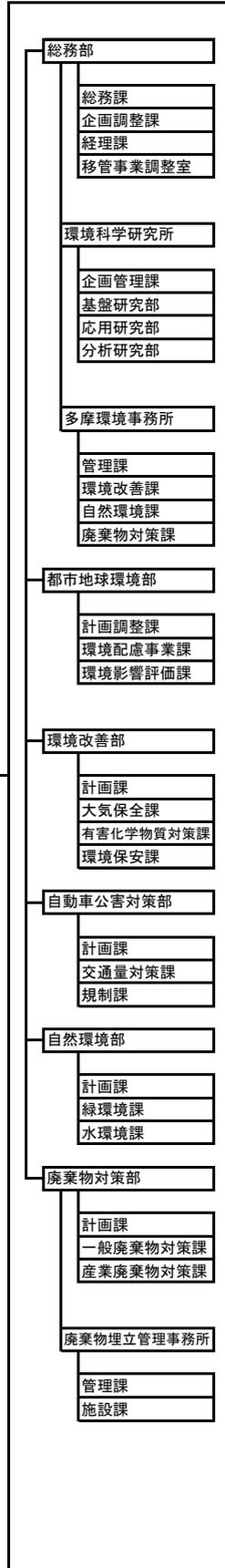
H13. 4. 1(組織改正)



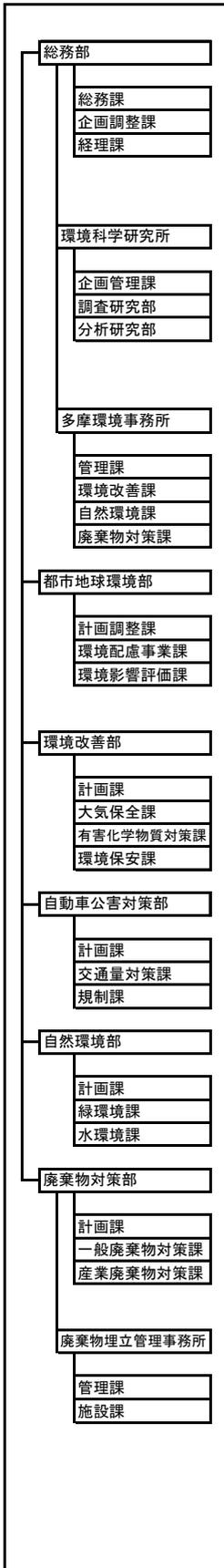
H14. 4. 1(組織改正)



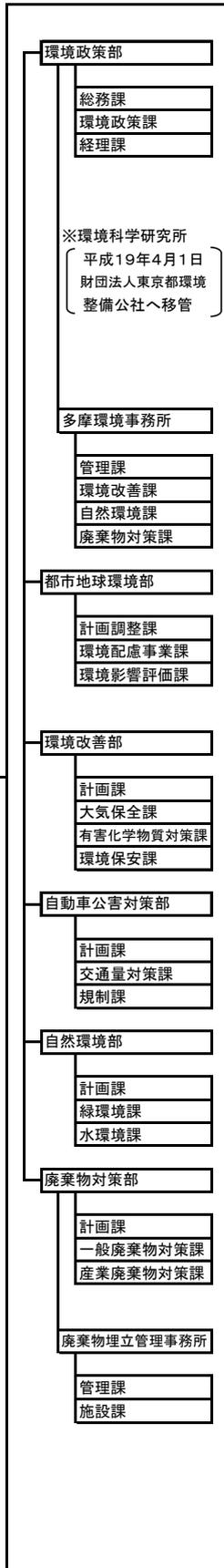
H15. 4. 1(組織改正)



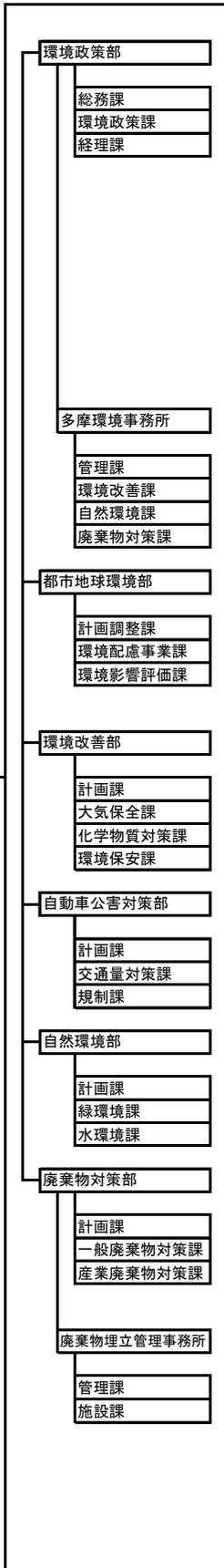
H18. 4. 1(組織改正)



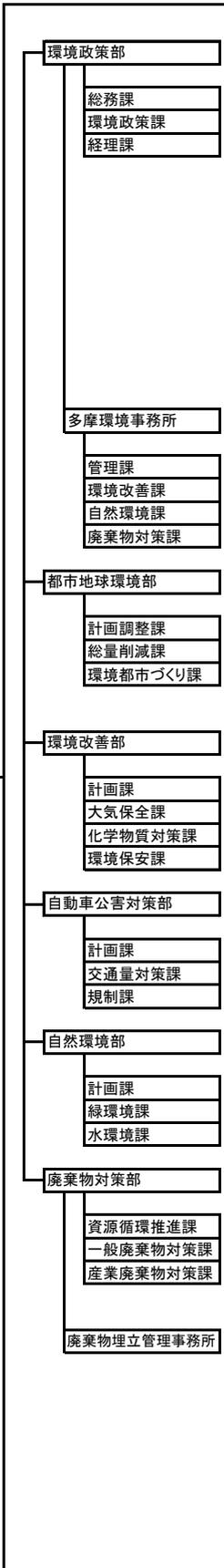
H19. 4. 1(組織改正)



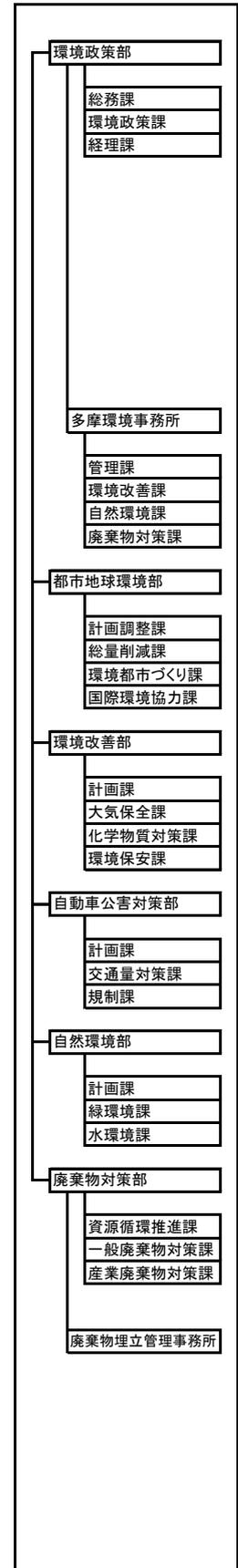
H20. 4. 1(組織改正)



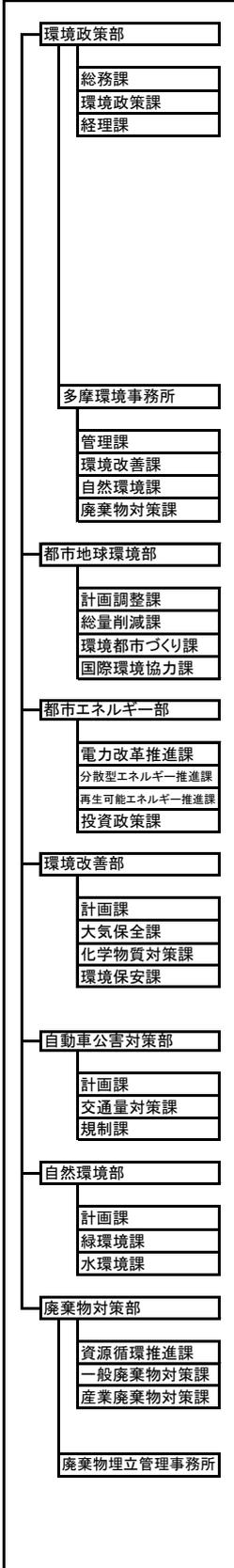
H21. 4. 1(組織改正)



H22. 9. 16(組織改正)



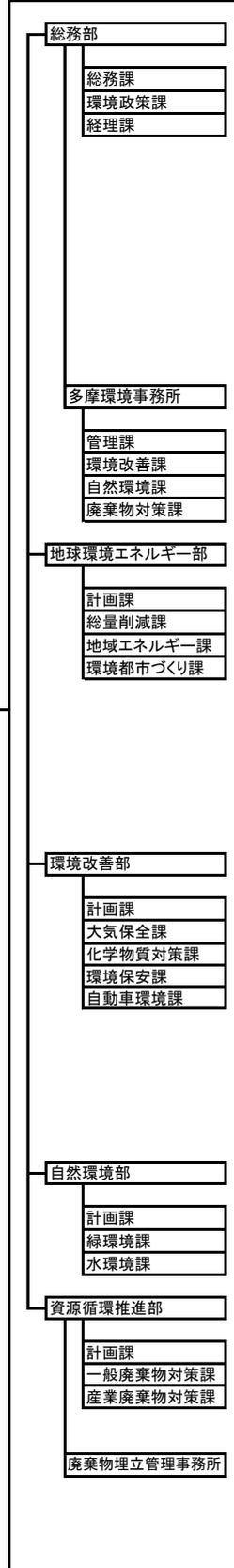
H25. 4. 1(組織改正)



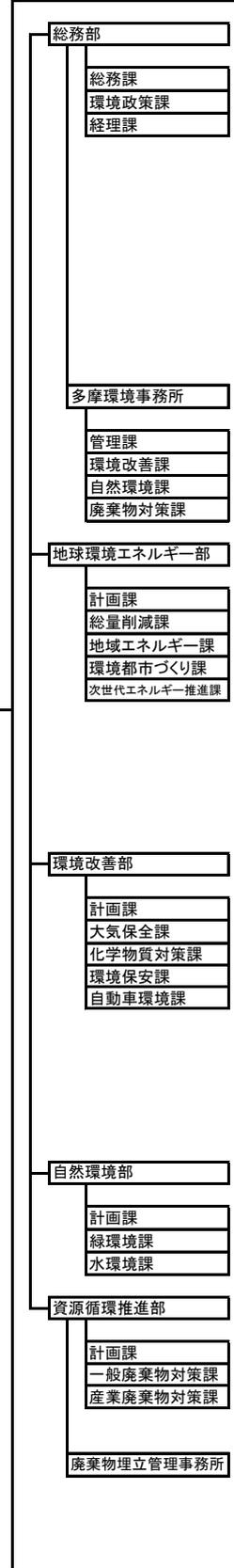
H26. 4. 1(組織改正)



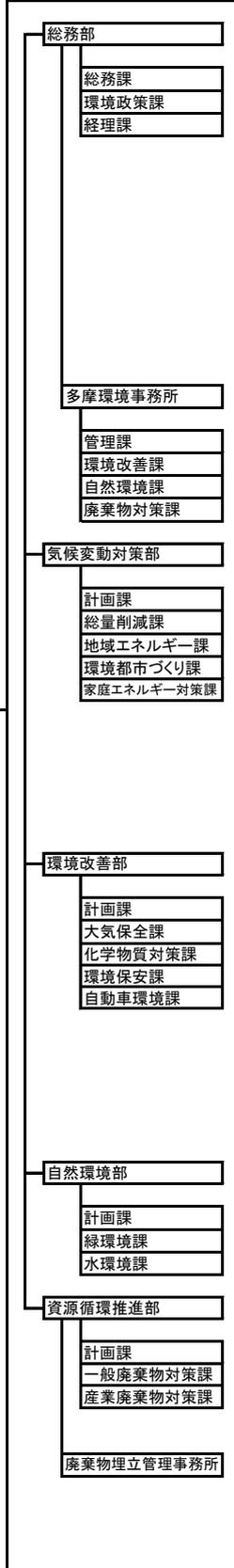
H27. 4. 1(組織改正)



H28. 4. 1(組織改正)



R4. 7. 1(組織改正)



目 次

第 1 部 総 説

| | | |
|-------|--------------|----|
| 第 1 節 | 組織・人員 | 1 |
| 第 2 節 | 予算・決算 | 10 |
| 第 3 節 | 環境に関する主要な条例 | 13 |
| 第 4 節 | 環境に関する基本的な計画 | 20 |

第 2 部 事業の概要

第 1 章 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現

| | | |
|-------|------------------------|----|
| 第 1 節 | 気候変動対策 | 23 |
| 第 2 節 | ゼロエミッションビルディングの拡大等 | 27 |
| 第 3 節 | 環境都市づくりの推進 | 41 |
| 第 4 節 | 再生可能エネルギーの導入拡大 | 51 |
| 第 5 節 | ゼロエミッションビークル（ZEV）の普及促進 | 57 |
| 第 6 節 | 自動車の環境負荷低減対策 | 63 |
| 第 7 節 | 持続可能な資源利用の実現 | 72 |
| 第 8 節 | フロン排出ゼロに向けた取組 | 79 |
| 第 9 節 | 都自らの率先行動 | 81 |

第 2 章 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現

| | | |
|-------|----------|-----|
| 第 1 節 | 保全と再生 | 85 |
| 第 2 節 | 自然とのふれあい | 96 |
| 第 3 節 | 野生動植物対策 | 104 |
| 第 4 節 | 水環境の保全 | 108 |

第 3 章 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

| | | |
|-------|------------|-----|
| 第 1 節 | 大気環境の保全 | 121 |
| 第 2 節 | 地下水環境の保全 | 134 |
| 第 3 節 | 土壌汚染対策 | 137 |
| 第 4 節 | 騒音・振動・悪臭対策 | 144 |

| | | |
|------|----------|-----|
| 第5節 | 化学物質対策 | 150 |
| 第6節 | 産業保安対策 | 156 |
| 第7節 | 公害防止管理者 | 164 |
| 第8節 | 一般廃棄物対策 | 166 |
| 第9節 | 産業廃棄物対策 | 177 |
| 第10節 | 廃棄物の最終処分 | 189 |

第4章 政策の実効性を高める横断的・総合的施策

| | | |
|-------|------------------|-----|
| 第1節 | 広域的な共通課題の取組 | 193 |
| 第2節 | 都民・NPO・企業などとの連携 | 195 |
| 第3節 | 広報・広聴 | 198 |
| 第4節 | 環境に関する調査・研究 | 204 |
| 第5節 | 環境影響評価 | 206 |
| [付表1] | 主な附属機関一覧表 | 215 |
| [付表2] | 東京都政策連携団体（環境局所管） | 221 |
| [付表3] | 東京都事業協力団体（環境局所管） | 222 |

第1部 総説

第1節 組織・人員

- 1 分掌事務
- 2 職員配置

第2節 予算・決算

- 1 当初予算（令和5年度）
- 2 補正予算（令和5年第二回定例会補正予算）
- 3 主要事業の概要
- 4 決算（令和4年度）

第3節 環境に関する主要な条例

- 1 東京都環境基本条例
- 2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）
- 3 東京都廃棄物条例
- 4 東京における自然の保護と回復に関する条例（自然保護条例）
- 5 東京都自然公園条例
- 6 東京都環境影響評価条例

第4節 環境に関する基本的な計画

- 1 東京都環境基本計画等
- 2 『未来の東京』戦略
- 3 東京都気候変動適応計画

第 1 節 組織・人員

[総務部総務課]

1 分掌事務

(1) 本庁

(令和5年7月1日現在)

| 部 | 課 | 分 掌 事 務 |
|-------|-----------|---|
| 総 務 部 | 総 務 課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 局の組織及び定数に関する事。 2 局所属職員の人事及び給与に関する事。 3 局所属職員の福利厚生に関する事。 4 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関する事。 5 局の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関する事。 6 局事務事業の管理改善に関する事。 7 東京都職員研修規則第四条の規定に基づく研修の実施に関する事。 8 区市町村が実施する環境保全に係る研修への支援に関する事。 9 環境事務所に関する事。 10 局事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関する事。 11 東京都環境保全推進委員会に関する事。 12 局の情報公開に係る連絡調整等に関する事。 13 局の個人情報保護に係る連絡調整等に関する事。 14 公害に係る紛争の処理に関する事。 15 東京都公害審査会に関する事。 16 局事務事業の広報及び広聴に関する事。 17 局内他の部及び課に属しない事。 |
| | 環 境 政 策 課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 環境保全に係る施策の総合的な企画、調査、調整及び推進に関する事。 2 環境保全に係る総合的な計画の策定及び調整に関する事。 3 環境保全関係予算の調整及び総括に関する事。 4 環境保全に係る都民等との連携推進に関する事。 5 局事務事業の事務事業評価の実施に関する事。 6 東京都環境審議会に関する事。 7 環境学習の推進に関する事。 8 環境保全に係る施策に関する国際協力及びその調整に関する事（他の部に属するものを除く。）。 9 局事務事業に係る国、道府県、区市町村その他関係機関との総合的な連絡調整に関する事。 10 東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施に関する事。 11 東京都環境影響評価審議会に関する事。 12 環境影響評価に係る技術的事項に関する事。 |
| | 経 理 課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 局の予算、決算及び会計に関する事。 2 局事務事業の進行管理に関する事。 3 局の契約に関する事。 4 局の財産及び物品の管理に関する事（他の部に属するものを除く。）。 |

| | | |
|------------------|-------------------|---|
| 気 候 変 動 対 策 部 | 計 画 課 | <p>1 都市と地球の持続可能性の確保に係る総合的な企画、調査及び調整に関すること（他の部に属するものを除く。）。</p> <p>2 スマートエネルギー都市の実現及び省エネルギーの推進に係る総合的な企画、調査及び調整に関すること。</p> <p>3 地球温暖化対策の推進に係る企画、調査及び調整に関すること。</p> <p>4 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づくエネルギー供給事業における環境への負荷の低減に関すること。</p> <p>5 部内他の課に属しないこと。</p> |
| | 総量削減課 | <p>1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減に関すること。</p> <p>2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく中小規模事業所における地球温暖化対策の推進に関すること。</p> |
| | 地 域 エネルギー課 | <p>1 地域エネルギーの推進に係る企画、調査及び調整に関すること。</p> <p>2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく地域におけるエネルギーの有効利用に関すること。</p> |
| | 環 境 都 市 づ くり 課 | <p>1 環境都市づくりに係る企画、調査及び調整に関すること。</p> <p>2 ヒートアイランド対策の推進に係る企画、調査及び調整に関すること。</p> <p>3 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく建築物に係る環境配慮の措置に関すること。</p> |
| | 家庭エネルギー対策課 | <p>1 家庭における省エネルギー、再生可能エネルギー等の対策に係る企画、調査及び調整に関すること。</p> <p>2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減に関すること。</p> |
| 環 境 改 善 部 | 計 画 課 | <p>1 大気汚染防止対策、悪臭防止対策、騒音防止対策、振動防止対策及び土壌汚染防止対策等の総合的な企画、調査及び調整に関すること。</p> <p>2 公害防止管理者に関すること。</p> <p>3 環境保全に係る助成に関すること（他の部に属するものを除く。）。</p> <p>4 部内他の課に属しないこと。</p> |

| | | |
|-------|---------|---|
| 環境改善部 | 大気保全課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の発生源規制に係る企画、調査及び調整に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。 2 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止に係る規制基準等の策定に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。 3 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の発生源に対する規制及び指導に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。 4 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止に係る技術的指導に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。 5 大気汚染状況の監視測定に係る企画、調査及び調整に関すること。 6 大気汚染状況の常時監視に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。 7 大気汚染に係る緊急時の措置に関すること。 8 大気汚染に係る監視測定施設に関すること。 |
| | 化学物質対策課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 化学物質対策の総合的な企画、調査及び調整に関すること。 2 化学物質の環境への排出量の把握等及び環境への影響の評価に関すること。 3 化学物質の管理の改善及び排出抑制に係る指導に関すること。 4 化学物質に係る知識の普及に関すること。 5 土壌汚染対策及び地下水の汚染対策に係る企画、調査及び調整に関すること。 6 土壌汚染及び地下水の汚染に係る規制及び指導に関すること（他の部に属するものを除く。）。 7 土壌汚染対策及び地下水の汚染対策に係る技術的指導に関すること。 8 地下水の水質汚濁状況及び土壌汚染状況の監視測定に係る企画、調査及び調整に関すること。 9 地下水の水質汚濁状況、土壌汚染状況及び有害大気汚染物質による大気汚染状況の常時監視に関すること。 |
| | 環境保安課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 高圧ガス等による災害防止対策の企画、調査及び調整に関すること。 2 高圧ガス等による災害防止に係る指導に関すること。 3 高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関すること。 4 ガス事業法に基づくガス用品販売事業者の取締り及び指導に関すること。 5 火薬等による災害の防止対策の企画、調査及び調整に関すること。 6 火薬等による災害の防止に係る指導に関すること。 7 火薬類取締法、武器等製造法、電気用品安全法、電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の施行に関すること。 8 フロン対策に関すること（他の部課に属するものを除く。）。 |

| | | |
|-------|--------|---|
| 環境改善部 | 自動車環境課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車環境対策に係る総合的な企画、調査及び調整並びに普及啓発に関すること。 2 自動車排出ガスの低減対策に関すること。 3 自動車に起因する地球温暖化の対策に関すること(他の局及び部に属するものを除く。) 4 局地汚染対策及び自動車騒音振動対策に関すること。 5 地域特性に応じた環境交通施策の企画、調整及び推進に関すること。 6 自動車排出ガス対策に係る指導、取締り及び行政処分並びに自動車に起因する地球温暖化の対策に係る指導及び助言に関すること。 7 自動車排出ガス対策及び自動車に起因する地球温暖化の対策に係る支援に関すること(他の局及び部に属するものを除く。) |
| 自然環境部 | 計画課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 自然の保護と回復に関する施策の方針の作成に関すること。 2 自然の保護と回復に関する施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 3 自然の保護と回復に関する知識の普及及び区市町村との連絡調整に関すること。 4 東京都自然環境保全審議会に関すること。 5 野生動植物の保護に関する施策の企画、調査及び推進に関すること。 6 鳥獣保護管理及び狩猟に関すること。 7 花と緑の東京募金に関する企画、調整及び推進に関すること。 8 校庭の芝生化の推進に関すること(他の局に属するものを除く。) 9 部内他の課に属しないこと。 |
| | 緑環境課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 緑地保全制度に係る企画及び調整に関すること。 2 保全地域の指定及び保全計画の策定に関すること。 3 保全地域内における行為の規制及び保全事業の執行に関すること。 4 東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく開発の規制に関すること。 5 森林法に基づく林地開発の許可に関すること。 6 森林病虫害の防除その他森林保護に関すること。 7 多摩の森林再生事業に関すること。 8 東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく市街地等の緑化に関すること。 9 自然公園事業及び近郊緑地事業の総合的な計画及び計画調整に関すること。 10 自然公園事業及び近郊緑地事業に係る連絡及び調整に関すること。 11 自然公園及び近郊緑地の区域内における行為の規制に関すること。 12 自然公園事業及び近郊緑地事業の実施に関すること。 |

| | | |
|---------|------|--|
| 自然環境部 | 水環境課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 水循環及び水辺環境に係る施策の総合的な企画、調査及び調整に関すること。 2 水質汚濁防止対策及び地盤沈下対策の総合的な企画、調査及び調整に関すること。 3 水質汚濁及び地下水揚水に係る規制基準等の策定に関すること。 4 水質汚濁の発生源規制及び地下水揚水規制に係る企画、調査及び調整に関すること。 5 水質汚濁及び地盤沈下の防止に係る技術的指導に関すること。 6 水質汚濁の発生源及び地下水揚水事業場に対する規制及び指導に関すること。 7 地下水保全に係る計画の策定及び推進に関すること。 8 公共用水域の水質汚濁状況の監視測定に係る企画、調査及び調整に関すること。 9 公共用水域の水質汚濁状況の常時監視に関すること。 10 公共用水域の水質汚濁に係る緊急時の措置に関すること。 11 温泉法に基づく土地の掘削の許可及び増掘又は動力の装置の許可に関すること。 |
| 資源循環推進部 | 計画課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 資源循環施策及び廃棄物対策に係る総合的な企画、調査及び調整に関すること。 2 資源循環施策及び廃棄物対策に係る事業者その他関係団体との調整及び支援に関すること。 3 廃棄物処理計画に関すること。 4 東京都廃棄物審議会に関すること。 5 清掃事業に係る特別区、東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会との連絡調整に関すること。 6 清掃事業に係る財産及び物品の管理に関すること。 7 部内他の課に属しないこと。 |

| | | |
|-------------|--------------|---|
| 資源循環 推進部 | 一般廃棄物 対策課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理施設整備事業(区市町村廃棄物処理施設整備事業を含む。)に係る循環型社会形成推進交付金に関する事。 2 区市町村廃棄物処理施設の技術的及び財政的援助に関する事。 3 分別収集促進計画に関する事。 4 一般廃棄物処理施設の届出及び許可並びに指導に関する事。 5 廃棄物再生事業者の登録に関する事。 6 浄化槽の届出及び指導並びに浄化槽保守点検業者の登録及び指導に関する事。 7 浄化槽に係る水質検査業務を行うものの指定に関する事。 8 廃棄物の最終処分に関する事。 9 埋立処分場の施設整備計画及び維持施設等の運営計画に関する事。 10 廃棄物埋立管理事務所に関する事。 |
| | 産業廃棄物 対策課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 産業廃棄物処理業の許可及び指導に関する事。 2 産業廃棄物処理施設の許可及び指導に関する事。 3 産業廃棄物の排出者への指導に関する事。 4 産業廃棄物の搬入承認に関する事。 5 PCB廃棄物の処理対策の推進に関する事。 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可、登録及び指導に関する事。 |

(2) 本庁行政機関

| | |
|-----------------------|---|
| 東京都 廃棄物埋立 管理事務所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 最終処分場の管理及び運営に関する事。 2 最終処分場維持施設の管理、運営並びに建設及び補修工事に関する事。 3 ガス発電に関する事。 4 埋立処理作業等に係る管理及び調整に関する事。 5 東京都廃棄物条例(平成四年東京都条例第百四十号)第二十一条第一項に規定する手数料の徴収に関する事。 |
|-----------------------|---|

(3) 地方行政機関

| | | |
|--------------------|-----------|---|
| 東京都 多摩環境 事務所 | 管 理 課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 所所属職員の人事及び給与に関すること。 2 所の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 3 所の予算、決算及び会計に関すること。 4 公害に係る相談及び広報連絡に関すること。 5 公害防止関係事務に係る市町村及びその他関係機関との連絡調整に関すること。 6 高圧ガス、火薬等による災害防止に係る調査及び指導に関すること。 7 高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関すること。 8 ガス事業法に基づくガス用品販売事業者の取締り及び指導に関すること。 9 火薬類取締法、武器等製造法及び電気用品安全法の施行に関すること。 10 所内他の課に属しないこと。 |
| | 環 境 改 善 課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音及び振動の発生源に対する規制及び指導に関すること。 2 大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動及び地盤沈下の防止に係る市町村への技術的援助に関すること。 3 土壌汚染対策及び地下水の汚染対策に係る技術的指導に関すること。 4 地下水の揚水に係る規制及び指導に関すること。 5 大気汚染状況、公共用水域及び地下水の水質汚濁状況並びに土壌汚染状況の監視測定に関すること。 6 大気汚染及び公共用水域の水質汚濁に係る緊急時の措置に関すること。 7 大気汚染に係る監視測定施設の保守管理に関すること。 8 大気汚染、悪臭、水質汚濁及び土壌汚染に係る試料の検査及び分析に関すること。 9 有害化学物質の管理の改善及び排出抑制に係る指導に関すること。 |

| | | |
|--------------------|----------------|--|
| 東京都 多摩環境 事務所 | 自然環境課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 自然の保護と回復に関する事務に係る市町村との連絡調整に関すること。 2 民間施設等の緑化の指導に関すること。 3 保全地域内における行為の規制及び保全事業の執行に関すること。 4 鳥獣保護管理及び狩猟に関すること。 5 自然公園及び近郊緑地の区域内における行為の規制に関すること。 6 自然公園事業及び近郊緑地事業の実施に関すること。 7 東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく開発の規制に関すること。 8 森林法に基づく林地開発の許可に関すること。 9 森林病虫害の防除その他森林保護及び森林の保全に関すること。 |
| | 廃棄物 対策 課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物処理施設の届出及び許可並びに指導に関すること。 2 廃棄物再生事業者の登録に関すること。 3 浄化槽の届出及び指導に関すること。 4 浄化槽保守点検業者の登録及び指導に関すること。 5 産業廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。 6 産業廃棄物処理施設の許可及び指導に関すること。 7 産業廃棄物の排出者への指導に関すること。 8 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可、登録及び指導に関すること。 |

2 職員配置

(令和5年7月1日現在)

| | 定 数 | | 現 員 | | | 再任用 (内数) | |
|----------------|------------|-----------|------------|------------|-----------|-------------|-----------|
| | | 管理職 | 一般職員 | | 管理職 | | 一般職員 |
| 総務部 | 76 | 14 | 62 | 85 | 18 | 67 | 2 |
| 総務課 | 30 | 7 | 23 | 31 | 7 | 24 | 1 |
| 環境政策課 | 33 | 6 | 27 | 40 | 10 | 30 | 1 |
| 経理課 | 13 | 1 | 12 | 14 | 1 | 13 | |
| 気候変動対策部 | 114 | 18 | 96 | 119 | 26 | 93 | |
| 計画課 | 45 | 9 | 36 | 49 | 14 | 35 | |
| 総量削減課 | 22 | 3 | 19 | 22 | 3 | 19 | |
| 地域エネルギー課 | 11 | 1 | 10 | 10 | 1 | 9 | |
| 環境都市づくり課 | 23 | 3 | 20 | 25 | 6 | 19 | |
| 家庭エネルギー対策課 | 13 | 2 | 11 | 13 | 2 | 11 | |
| 環境改善部 | 83 | 9 | 74 | 79 | 9 | 70 | 5 |
| 計画課 | 13 | 4 | 9 | 13 | 4 | 9 | 1 |
| 大気保全課 | 16 | 1 | 15 | 14 | 1 | 13 | |
| 化学物質対策課 | 20 | 2 | 18 | 19 | 2 | 17 | 1 |
| 環境保安課 | 17 | 1 | 16 | 17 | 1 | 16 | 2 |
| 自動車環境課 | 17 | 1 | 16 | 16 | 1 | 15 | 1 |
| 自然環境部 | 61 | 6 | 55 | 64 | 9 | 55 | 1 |
| 計画課 | 22 | 3 | 19 | 24 | 5 | 19 | |
| 緑環境課 | 24 | 2 | 22 | 24 | 3 | 21 | 1 |
| 水環境課 | 15 | 1 | 14 | 16 | 1 | 15 | |
| 資源循環推進部 | 103 | 12 | 91 | 104 | 14 | 90 | 6 |
| 計画課 | 23 | 5 | 18 | 25 | 7 | 18 | 1 |
| 一般廃棄物対策課 | 17 | 2 | 15 | 17 | 2 | 15 | 2 |
| 産業廃棄物対策課 | 33 | 3 | 30 | 32 | 3 | 29 | |
| 廃棄物埋立管理事務所 | 30 | 2 | 28 | 30 | 2 | 28 | 3 |
| 多摩環境事務所 | 77 | 5 | 72 | 78 | 5 | 73 | 5 |
| 管理課 | 15 | 2 | 13 | 15 | 1 | 14 | 1 |
| 環境改善課 | 24 | 1 | 23 | 24 | 1 | 23 | 1 |
| 自然環境課 | 23 | 1 | 22 | 24 | 1 | 23 | 1 |
| 廃棄物対策課 | 15 | 1 | 14 | 15 | 2 | 13 | 2 |
| 局 合 計 | 514 | 64 | 450 | 529 | 81 | 448 | 19 |

(注) 現員には、休職中の職員、派遣職員及び併任職員を含まない。

第 2 節 予算・決算

[総務部経理課]

1 当初予算（令和5年度）

令和5年度の環境局の当初予算は、歳出が1,548億6,100万円、歳入が618億3,510万8千円、差引一般財源充当額が930億2,589万2千円となっており、令和4年度予算と比べると歳出では91.3%の増、歳入で159.0%の増である。

図表 1-1 歳入歳出予算

(単位：千円)

| | | 令和5年度 | 令和4年度 | 増(△)減 | 増減率 |
|---------|-------|-------------|------------|------------|--------|
| 歳出予算 | | 154,861,000 | 80,949,926 | 73,911,074 | 91.3% |
| 環境費 | 環境管理費 | 3,699,000 | 3,737,242 | △38,242 | △1.0% |
| | 環境保全費 | 141,022,000 | 68,912,331 | 72,109,669 | 104.6% |
| | 廃棄物費 | 10,140,000 | 8,300,353 | 1,839,647 | 22.2% |
| 歳入予算 | | 61,835,108 | 23,874,597 | 37,960,511 | 159.0% |
| 一般財源充当額 | | 93,025,892 | 57,075,329 | 35,950,563 | 63.0% |

(注) 令和4年度予算は、総務局及び産業労働局へ移管した業務に係る予算を除く。

2 補正予算（令和5年第二回定例会補正予算）

図表 1-2 歳入歳出予算

(単位：千円)

| | | 既定予算額 | 補正予算額 | 計 | 備考 |
|---------|-------|-------------|-----------|-------------|-----|
| 歳出予算 | | 154,861,000 | 1,991,339 | 156,852,339 | |
| 環境費 | 環境管理費 | 3,699,000 | 0 | 3,699,000 | |
| | 環境保全費 | 141,022,000 | 1,991,339 | 143,013,339 | (注) |
| | 廃棄物費 | 10,140,000 | 0 | 10,140,000 | |
| 歳入予算 | | 61,835,108 | 0 | 61,835,108 | |
| 一般財源充当額 | | 93,025,892 | 1,991,339 | 95,017,231 | |

(注) L P ガスを利用する家庭等の負担軽減に向けた緊急対策として、国の臨時交付金を活用し、使用料金の値引き支援を実施するため、必要な経費を計上

3 主要事業の概要

(1) エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現 1, 270億円 ア 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化

建築物環境報告書制度推進事業、東京ゼロエミ住宅導入促進事業、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業、建築物環境報告書制度に係る普及啓発事業、太陽光発電設備アドバイザリー支援事業、小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業、都有施設（事業所等）における太陽光発電設備等設置加速化事業、都有施設におけるV P P の構築事業、都市型太陽電池による創電・蓄電の強化推進事業、家庭へのH T T ムーブメント普及促進事業等

イ ゼロエミッションビルディングの拡大

家庭のゼロエミッション行動推進事業、地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業、建築物環境報告書制度推進事業（再掲）、東京ゼロエミ住宅導入促進事業（再掲）、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業（再掲）、建築物環境報告書制度に係る普及啓発事業（再掲）、

太陽光発電設備アドバイザー支援事業（再掲）等

ウ ゼロエミッションモビリティの推進

ZEV普及促進事業、充電設備普及促進事業、マンション充電設備普及促進に向けた連携協議会の運営等

エ 持続可能な資源利用の実現

太陽光パネル高度循環利用の推進、フードテックを活用した食品ロス削減推進事業、未来を担う子どもたちへの食品寄贈事業、賞味期限前食品の廃棄ゼロ行動促進事業、食品廃棄物の有効利用促進事業、「プラスチック・食品ロス削減」カーボンハーフ行動変容促進事業、革新的技術・ビジネスモデル推進プロジェクト、都庁プラスチック対策の推進等

オ フロン排出ゼロに向けた取組

フロン使用時漏えいゼロプラン、都庁のフロン排出削減に向けた管理者業務のDX化事業等

カ 気候変動適応策の推進

ヒートアイランド対策暑熱対応等

キ 都自らの率先行動を大胆に加速

都有施設（事業所等）における太陽光発電設備等設置加速化事業（再掲）、都有施設におけるVPPの構築事業（再掲）、都庁プラスチック対策の推進（再掲）、都庁のフロン排出削減に向けた管理者業務のDX化事業（再掲）等

(2) 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現 7.5億円

ア 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

外来種の積極的防除の推進、保護上重要な野生生物種の保全策の強化、DXを活用した都民参加型生きもの情報収集蓄積プロジェクト、外来生物対策事業（キョン）、世界自然遺産保全事業等

イ 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

Tokyo-NbSアクション推進事業、新たな時代にふさわしい自然公園事業の推進等

ウ 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

自然環境デジタルミュージアム構想等

(3) 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現 1.9億円

ア 大気環境等の更なる向上

大気汚染防止法（アスベスト対策）改正への対応、有害大気汚染物質測定データ確定に係るRPA導入事業、次世代型大気環境モニタリング事業、LPガス事故防止に関する安全機器の普及促進事業等

イ 化学物質等によるリスクの低減

化学物質適正管理制度におけるDX導入事業、土壌汚染対策関連手続のデジタル化と関連情報のオープンデータ化、工場跡地等の事業転換促進に向けた持続可能な土壌汚染対策支援事業等

ウ 廃棄物の適正処理の一層の促進

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策等

(4) 政策の実効性を高める横断的・総合的施策 2億円

区市町村との連携による地域環境力活性化事業等

4 決算（令和4年度）

令和4年度の決算額は、歳入決算額が89億5,888万7千円、歳出決算額が3,029億9,646万6千円である。

歳入の状況は、予算現額79億9,915万円に対し、収入済額が89億5,888万7千円で、収入率は112.0%となっている。

歳出の状況は、予算現額3,107億1,530万円に対し、支出済額が3,029億9,646万6千円で執行率は97.5%、75億7,875万8千円の不用額となっている。

図表1-3 歳入決算（令和4年度）

（単位：千円）

| 会計 | 科目 | 予算現額 | 収入済額 | 増（△）減 | 収入率 | 備考 |
|------|---------|-----------|-----------|-----------|--------|----------------|
| 一般会計 | 分担金及負担金 | 0 | 6,233 | 6,233 | — | 被災地派遣職員費 |
| | 使用料及手数料 | 521,663 | 493,548 | △28,115 | 94.6% | 産業廃棄物処理許可等 |
| | 国庫支出金 | 313,353 | 255,452 | △57,901 | 81.5% | 小笠原公園整備費等 |
| | 財産収入 | 54,327 | 54,760 | 433 | 100.8% | 地所賃貸料 |
| | 寄附金 | 50,000 | 18,774 | △31,226 | 37.5% | 花と緑の東京募金事業 |
| | 繰入金 | 673,754 | 603,761 | △69,993 | 89.6% | 公害健康被害予防基金繰入金等 |
| | 諸収入 | 6,386,053 | 7,526,359 | 1,140,306 | 117.9% | 出捐金返還収入等 |
| | 合計 | 7,999,150 | 8,958,887 | 959,737 | 112.0% | |

（注）都債は含まない。

図表1-4 歳出決算（令和4年度）

（単位：千円）

| 会計 | 科目 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度繰越額 | 不用額 | 執行率 | 備考 |
|------|-----|-------------|-------------|---------|-----------|-------|----|
| 一般会計 | 環境費 | 310,715,300 | 302,996,466 | 140,076 | 7,578,758 | 97.5% | |
| | 合計 | 310,715,300 | 302,996,466 | 140,076 | 7,578,758 | 97.5% | |

第 3 節 環境に関する主要な条例

1 東京都環境基本条例

[総務部環境政策課]

東京都環境基本条例は、平成6年7月に制定され、都民・事業者・行政が一体となって環境問題に取り組んでいくことにより、環境への負荷の少ない都市を実現し、将来の世代に引き継ぐため、環境保全に関する基本理念、施策の枠組み等を明らかにしている。

本条例では、次の3点を基本理念として掲げている。

- ・良好な環境を確保し、将来の世代へ継承していく。
- ・環境負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築する。
- ・地球環境の保全を、すべての事業活動、日常生活において推進する。

また、東京都環境基本計画の策定、東京都環境白書の発行など、施策の推進、情報提供に関する事項及び都民等の自発的な活動の支援等に関する事項について規定している。

2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

(1) 制定・改正の沿革

[総務部環境政策課]

昭和44年に制定された東京都公害防止条例は、当時激化していた工場を中心とする産業型公害から都民の健康を守り、良好な生活環境を確保するのに大きな役割を果たしてきた。

しかし、東京の環境問題は、自動車排出ガスや化学物質による環境汚染など、都市・生活型公害、さらには地球温暖化やオゾン層破壊などの地球環境問題へと大きく変化してきた。

このため、東京都公害防止条例を全面改正し、自動車公害対策、地球環境対策、化学物質対策、土壌地下水汚染対策などに関する規定を新たに盛り込んだ「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「環境確保条例」という。）を平成12年12月に制定した。

その後、地球温暖化とヒートアイランド現象の進行に対して、より実効性のある気候変動対策の推進を図るため、平成20年7月、大規模事業所に対するCO₂排出量の削減義務化など気候変動対策の強化を図るための改正を行ったほか、平成21年3月には、自動車部門の気候変動対策を強力に推進するための改正を行った。

平成27年3月には、子供の声等について日常生活等に係る騒音の規制基準の適用を除外するなどの改正を行った。

平成30年12月には、土壌地下水汚染対策について、土壌汚染対策法との関係性や条例の運用上の課題等を整理する改正を行った（平成31年4月施行）。

令和4年12月には、脱炭素社会の実現に向けた実効性のある取組の強化を図るため、住宅等の一定の中小新築建物に係る環境性能の確保を求める制度（建築物環境報告書制度）を新設するための改正を行ったほか、建築物環境計画書制度、地域におけるエネルギーの有効利用計画制度及びエネルギー環境計画書制度に関する制度を強化する改正を行った（令和6年4月及び令和7年4月施行）。

(2) 特色

ア 環境負荷の低減の取組

(7) 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度

[気候変動対策部総量削減課]

平成20年7月に環境確保条例の一部を改正し、燃料、熱及び電気の使用量が年間で原油換算1,500kL以上の事業所（以下「大規模事業所」という。）を対象として、総量削減義務と排出量取引制度を導入した。総量削減義務は、平成22年4月から開始された。これは、EUをはじめ先

進国で導入が進むキャップ・アンド・トレードを我が国で初めて実現したものであり、また、オフィスをも対象とした制度としては世界で初めてとなるものである。

この制度の概要は、次のとおりである。

大規模事業所の所有者等は、5年間の計画期間におけるCO₂の排出総量を、一定の排出上限量以下にしなければならないという義務を負う。この排出上限量は、基準排出量（過去の排出量から選択）に削減義務率（第一計画期間は8%又は6%、第二計画期間は17%又は15%、第三計画期間は27%又は25%）を乗じて得た量を基準排出量から控除した量である。

排出量の報告などには検証機関の検証を受けることを求め、削減義務の履行には、自らの事業所の排出量を削減することのほか、排出量取引[※]によることも認める。削減義務が達成されない場合には、知事の措置命令を経て、最終的には公表や罰金（上限50万円）のほか、不足量を知事が代わって調達し、違反事業者にその費用を求めるという仕組みもある。

※ 排出上限量を超えて排出した事業所が、他者から超過削減量などを取得することにより削減義務を履行することを認める制度

(イ) 地球温暖化対策報告書制度 [気候変動対策部総量削減課]

中小規模事業所における気候変動対策の取組等を推進するため、平成20年7月に環境確保条例の一部を改正し、都内の全ての中小規模事業所が簡単にCO₂排出量を把握し、具体的な気候変動対策に取り組むことができる「地球温暖化対策報告書制度」を創設し、平成22年4月から報告書の提出を開始した。本制度では、任意での提出と義務での提出とがあり、同一事業者が設置する複数の事業所等を合算すると多くのエネルギーを使用している場合（燃料、熱及び電気の使用量を原油に換算した合計の量が年間3,000kL以上）については、本社等が事業所等ごとの「地球温暖化対策報告書」を取りまとめ、一括して提出し、公表することを義務付けている。

(ウ) エネルギー環境計画書制度 [気候変動対策部計画課]

都内に電気を供給している小売電気事業者等に対し、CO₂排出係数や再生可能エネルギー利用量等の目標及び実績を記載した計画書及び報告書の知事への提出及び公表を義務化している。令和4年12月に、再生可能エネルギーの電源構成、属性の掲載や供給条件の多様化等について、新たに報告及び公表の対象とする条例改正を行った（令和6年4月施行）。

(イ) 建築物環境計画書制度 [気候変動対策部環境都市づくり課]

建築物に起因する環境への負荷の低減を図るため、延床面積2,000㎡以上の建築物の新築、増築及び改築を行う建築主に対して、「エネルギーの使用の合理化」、「資源の適正利用」、「自然環境の保全」並びに「ヒートアイランド現象の緩和」に係る環境への配慮のための措置についての取組状況の評価等を記載した建築物環境計画書の知事への提出を義務化している。令和4年12月に、省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準及び電気自動車充電設備整備基準の順守を義務化する条例改正を行った（令和7年4月施行）。

また、延床面積2,000㎡未満の建築物については、建築主は建築物環境計画書を任意で提出することができる。提出された建築物環境計画書は、知事がある内容を公表している。

(オ) マンション環境性能表示 [気候変動対策部環境都市づくり課]

建築物環境計画書の対象となる建築物（任意で提出した場合を含む。）のうちマンション（分譲及び賃貸を含む。）の新築、増築及び改築を行う建築主に対して、販売等の広告中に、当該マンションの環境への配慮に係る性能の評価を記載した標章（マンション環境性能表示）の表示を義務化している。

(カ) 建築物環境報告書制度（令和7年4月施行） [気候変動対策部環境都市づくり課]

延床面積2,000㎡未満の規格建築物（以下「中小規模特定建築物」という。）を都内において年間に延床面積の合計で20,000㎡以上供給する建物供給事業者に対して、供給する建築物における省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準及び電気自動車充電設備整備基準の順守と、毎年度当該基準への適合状況等を記載した建築物環境報告書の知事への提出等を義務化する新たな制度を令和4年12月に創設した。提出された建築物環境報告書は、知事が適合状況等を公表する。

また、制度対象ではない建物供給事業者が本制度に任意参加できる仕組みや、建築物環境報告書を提出することができる仕組みを設けている。

(キ) 地域におけるエネルギーの有効利用計画制度 [気候変動対策部地域エネルギー課]

大量かつ高密度なエネルギー需要を発生させる大規模開発において、エネルギーの有効利用を推進し、環境への負荷の低減を図っていく。

一定規模以上の開発事業を行う者に、エネルギー有効利用に関する計画書の提出を義務付け、地域冷暖房及び再生可能エネルギー、未利用エネルギーの導入検討や新築建築物等の省エネルギー性能目標値の設定を義務付けている。

令和4年12月に、エネルギーの有効利用というこれまでの枠を超え、エネルギーの脱炭素化、エネルギーマネジメントの高度化、資源・生物多様性や適応策・レジリエンスなど脱炭素化に資する多面的な取組を誘導する条例改正を行った（令和6年4月施行）。

(ク) 家庭用電気機器等の省エネルギー性能等の表示（省エネラベリング制度）

[気候変動対策部家庭エネルギー対策課]

一つの販売店においてエアコン、冷蔵庫、テレビをそれぞれ5台以上陳列して販売する家電等販売事業者に対し、相対評価その他の省エネルギー性能等を示す事項を記載した書面（東京都省エネラベル）の当該家電等の見やすい位置への掲出を義務化している。

イ 自動車に起因する環境への負荷の低減の取組及び公害対策 [環境改善部自動車環境課]

(7) 自動車部門における地球温暖化防止対策などの強化

大気汚染物質とともにCO₂排出量を削減していくため、次の事項について努力義務などを規定している。

- ・低公害かつ低燃費な自動車の使用・利用の努力義務
- ・自動車の利用者からの自動車利用合理化の促進
- ・エコドライブの実施
- ・環境負荷の大きな車の利用抑制

(イ) 粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車の運行禁止

平成15年10月からディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、粒子状物質の排出基準を定め、基準を満たさないトラックやバスなどのディーゼル車の都内での運行を禁止している。平成18年4月からは、規制の基準値を強化した。

(ウ) 自動車環境管理計画書

都内で自動車を30台以上使用する事業者に対して、自動車をもたらす環境への負荷を低減するための措置などを記載した計画書及びその実績報告書の知事への提出を義務付けている。

なお、平成23年度からは、低公害かつ低燃費な自動車（以下「低公害・低燃費車」という。）の導入やエコドライブを基本対策としてCO₂排出量の削減を主眼とした制度運営を行っている。

(I) 特定低公害・低燃費車の導入義務

都内で自動車を200台以上使用する事業者に対して、環境性能の高い自動車として知事が定める特定低公害・低燃費車の導入を義務付けており、令和4年度から、導入義務率を15%以上から30%以上に引き上げた（達成期限令和9年3月末）。

また、新たに、使用する乗用車（軽自動車を除く。）における非ガソリン車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）の割合を、20%以上とすることを義務付けている（達成期限令和9年3月末）。

(II) アイドリング・ストップの遵守

自動車の運転者や使用者に対して、駐停車時のエンジンの停止を、また、自動車の収容能力が20台以上の駐車場の設置者等に対して、利用者に駐停車時のエンジンの停止を周知することを義務付けている。

(III) 重油を混和した燃料の使用等の禁止

自動車や建設作業機械等の燃料として粒子状物質等の発生を増加させる重油や重油を混ぜた燃料等を使用・販売することを禁止している。

ウ 化学物質の適正管理

(1) 化学物質の使用量等の報告

[環境改善部化学物質対策課]

工場又は指定作業場を設置している者で、適正管理化学物質（59項目）のいずれかを年間100kg以上取り扱う事業者（適正管理化学物質取扱事業者）に対して、毎年度、その前年度の当該物質の使用量等の知事への報告を義務化している。

(2) 化学物質管理方法書

化学物質の取扱いに伴う排出防止や事故災害時の安全確保を効果的に行うため、適正管理化学物質取扱事業者に対して、化学物質の管理方法や事故時の対応等を記載した化学物質管理方法書の作成を義務化し、さらに、従業員21人以上の事業所を設置する事業者については知事への提出を義務化している。

エ 土壌及び地下水の汚染の防止

[環境改善部化学物質対策課]

(1) 有害物質取扱事業者による土壌汚染の除去等の措置

汚染状況調査の結果等により土壌汚染が認められ、当該土壌汚染による健康被害のおそれ又は周辺への地下水汚染の拡大のおそれがあるとき、知事は工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取り扱い、又は取り扱ったものに対し、土壌汚染の除去等の措置に係る計画書の作成提出を指示・命令することができる。

(2) 一定面積以上の土地や汚染地の改変時の汚染拡散防止の措置

規則に定める（敷地面積3,000㎡以上）土地を改変するとき又は土壌汚染対策法第4条第1項の届出の対象となる行為を行うとき、土地改変者は土地の利用履歴や土壌汚染の状況を調査する。この調査の結果、汚染が認められた土地や、その他汚染が残置された土地を改変するときには、改変者は汚染の拡散防止の措置を行わなければならない。

オ 石綿含有建築物解体等工事における石綿の飛散防止

[環境改善部大気保全課]

石綿含有建材を使用した建築物等の解体・改修等を行う際の石綿の環境への飛散を防止するため、事前調査、作業計画の策定及び届出、工事作業中の措置等を義務化している。

カ 廃棄物等の焼却行為の制限

[環境改善部大気保全課]

ダイオキシン類の発生やばいじんなどによる生活環境への支障を防止するため、小型焼却炉による廃棄物等の焼却や焼却炉を用いない焼却を原則として禁止している。

キ 工場公害対策等

[環境改善部大気保全課]

工場や指定作業場からの公害を防止するため、設置認可・届出や基準による規制等を行っている。

ク 小規模燃焼機器対策

[環境改善部大気保全課]

法対象外の小規模燃焼機器対策として、窒素酸化物に加え、二酸化炭素の排出を削減するため、低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定制度により、機器の認定を行っている。

(3) 事務処理の特例に関する条例による区市への事務の移譲

[総務部環境政策課]

環境確保条例により都が事務処理を行うもののうち、区部及び市部における上記(2)ウからキまでの事務については、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例により、区長及び市長に事務処理の権限を移譲している。

ただし、①八王子市を除く市部の知事が指定する7の工場に係る事務、②八王子市及び町田市を除く市の区域の52のし尿処理施設及び下水処理場に係る事務、③八王子市を除く市部の延床面積2,000㎡以上の建築物及び全ての工作物の石綿含有建築物解体等に係る事務、④土地の改変時の汚染土壌に係る事務等の権限は、移譲していない。

なお、町村部（島しょを含む。）については、都が直接所管している。

3 東京都廃棄物条例

[資源循環推進部計画課]

(1) 制定・改正の沿革

廃棄物行政に関する東京都条例は、昭和29年の清掃法の施行に伴い制定された「東京都清掃条例」に始まる。その後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の施行を受けて、昭和47年に全部改正を行った。

また、平成4年には、廃棄物処理法の改正及び「再生資源の利用の促進に関する法律」（現行の「資源の有効な利用の促進に関する法律」）の制定を受けて、全部改正を行い、それまでの適正処理中心の体系に、ごみの発生抑制と再利用を促進する視点を取り入れ、「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」と名称も改めた。

平成12年には、清掃事業の特別区への移管に伴い、市町村事務に係る規定を削除するとともに、名称を東京都廃棄物条例に改めた。

さらに、平成17年には、排出事業者や処理業者による産業廃棄物の適正処理を促すための改正を行った。

(2) 特色

ア 前文では廃棄物問題を解決していくためには、物の生産、流通、消費、処分の各段階における廃棄物の発生抑制、再利用及び資源化の徹底が重要であることを指摘した上、都民、事業者及び区市町村の参加と協力の下に、人間と環境が調和した社会の形成を目指すことを宣言している。

イ 知事、事業者及び都民の責務、廃棄物の処理、東京都廃棄物審議会等についての規定を設けている。

ウ 産業廃棄物の適正処理の徹底に向けて、多量の産業廃棄物を排出する事業者等から適正処理を確保するための取組状況、処理業者からは処理状況などについて報告を求め、これらを公表する制度を導入している。

4 東京における自然の保護と回復に関する条例（自然保護条例） [自然環境部計画課・緑環境課]

(1) 制定・改正の沿革

「東京における自然の保護と回復に関する条例」（以下「自然保護条例」という。）は、急速な都市化と開発による自然破壊に直面した大都市東京において、失われた自然を回復し、保護していくため昭和47年に制定された。以来、緑化の推進、開発許可制度や保全地域制度などにより大きな成果を上げてきたが、平成12年、東京の自然環境及び自然保護行政を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、全面改正を行った。

また、東京を緑あふれる都市に再生するため、平成21年3月、条例及び施行規則を改正し、緑化計画書制度と開発許可制度の強化を行った。

さらに、開発許可事業地である残土処分場での土砂崩落事故を契機に、令和3年3月、施行規則の一部を改正し、開発許可基準の見直しを行った。

(2) 特色

ア ヒートアイランド現象の緩和などのため、建築物の屋上緑化などの緑化計画書の届出を義務付け、届出を行わない場合や緑化基準に適合しない場合に是正の勧告をする規定を設けている。

イ 貴重な自然の残る丘陵地や山地の緑を保全するため、「里山保全地域」、「森林環境保全地域」などの保全地域を指定し、行為の制限を行うとともに、保全地域を都民の自然観察や体験学習のフィールドとして活用していくことなどを規定している。

ウ 土砂などによる埋立てを規制の対象とするとともに、開発面積の分割などによる規制逃れを防止する規定を設けている。

エ 「東京都希少野生動植物種」や「東京都希少野生動植物保護区」を指定し、保護増殖事業を実施するなど、野生動植物の保護に関する規定を設けている。

オ 都民の自発的な緑化の推進、緑地の保全等に関する活動を促進していくため、知識や技術等に応じて指導者を認定していくことを規定している。

カ 樹木等の保護を促すため、開発許可の申請に当たり、既存樹木等の保護の検討を義務付けている。

キ 確保された緑地等の適切な保全を促すため、事業者に対し、緑地の維持管理計画書の作成等を義務付けている。

5 東京都自然公園条例 [自然環境部緑環境課]

(1) 制定・改正の沿革

昭和25年9月に、都が国に先駆けて東京都立自然公園条例を制定し、昭和32年6月に制定された自然公園法を受けて、昭和33年4月に改正した。

平成14年3月には、自然公園事業が建設局から環境局へ移管されるのに先立ち、国立公園内の施設管理も含めた総合的な条例とし、名称も東京都自然公園条例に改めた。

平成17年3月には、指定管理者制度導入に備えた改正、さらに平成19年7月には、同制度の導入範囲を拡大するための改正を行った。

平成27年12月には、行政不服審査法及び学校教育法の改正に伴う改正を行った。

令和4年12月には、令和4年4月に自然公園法が改正されたことに伴い、野生動物の保全を強化するための改正等を行った。

(2) 特色

自然公園条例は、自然公園法に基づく都立自然公園に関する規定だけでなく、国立公園や国定公園

に設置されている都の自然公園施設の管理に関する規定も含む総合的な条例である。

ア 自然公園法に基づく都立自然公園に関する規定

都立自然公園の指定、都の公園計画及び公園事業、都立自然公園の保護及び利用など

イ 自然公園施設の管理に関する規定（営造物管理）

都が設置する自然公園施設（ビジターセンター・遊歩道・指導標・避難小屋・便所など）の管理及び占用、有料施設の取扱いなど

6 東京都環境影響評価条例

[総務部環境政策課]

(1) 制定・改正の沿革

東京都環境影響評価条例は、大規模な開発事業の実施による環境への影響をできるだけ少なくするための手続として、昭和55年に制定された。その後、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定されたことに伴う改正を平成10年12月に、計画段階環境影響評価制度の導入等を目的とする改正を平成14年7月に、環境影響評価法改正により計画段階配慮書手続が新設されたことに伴う改正を平成25年3月に行った。

平成30年12月には、施設の更新の定義等を明確化するなど、より適切で分かりやすい制度とするための改正を行った。

(2) 特色

ア 環境影響評価の結果を事業計画に適切に反映するとともに、複数の事業による複合的かつ累積的な環境影響に対応するため、都の計画を対象に計画段階環境影響評価の手続を導入している。

イ 事業者の責任と負担で調査・予測・評価を実施するなど、事業者の責任を明確にしている。

ウ 調査計画書等に対する意見書の提出や環境影響評価書案等に対する都民の意見を聴く会の開催など、住民参加の機会を多く設けている。

エ 知事が作成する審査意見書、技術指針等について、専門の見地から意見を聴くために、学識経験者で構成する審議会を設置している。

オ 事業に係る許認可権者への配慮要請や事業者及び規制権者への措置要請など、環境保全に十分配慮できる仕組みにしている。

第 4 節 環境に関する基本的な計画

[総務部環境政策課]

1 東京都環境基本計画等

(1) ゼロエミッション東京戦略

ア 戦略の策定とアップデート

都は令和元年5月、世界の大都市の責務として、世界の平均気温上昇をよりリスクの低いプラス1.5℃に抑えることを追求し、2050年に、CO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを表明した。そして同年12月、そのビジョンと具体的な取組、ロードマップを6分野14政策に体系化してまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定した。

戦略策定後、新型コロナウイルス感染症の猛威により世界が未曾有の危機に直面する中で気候危機の状況は一層深刻化している。知事は、より深刻化する気候危機に立ち向かう行動を起こすべく「気候非常事態を超えて行動を加速する宣言」「Climate Emergency Declaration: TIME TO ACT」を表明した。2050年CO₂排出実質ゼロに向けて、2030年までの今後の10年間の行動が極めて重要であるとの認識のもと、気候危機への行動を更に加速するため、都は、令和3年3月、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定した。

イ アップデート版の概要

(7) 2030年に向けた目標の強化

- ・ 都内温室効果ガス排出量(2000年比) 30%削減 ⇒ 50%削減
- ・ 都内エネルギー消費量(2000年比) 38%削減 ⇒ 50%削減
- ・ 再生可能エネルギーによる電力利用割合 30%程度 ⇒ 50%程度
- ・ 都内乗用車新車販売 ⇒ 100%非ガソリン化
- ・ 都内二輪車新車販売 ⇒ 100%非ガソリン化 (2035年まで)

(4) 政策のアップデート

強化した目標の達成に向けて「ゼロエミッション東京戦略」で掲げた分野ごとのロードマップをアップデートし、26の社会変革に向けたビジョン(2030・カーボンハーフスタイル)、その実現に向けた36のアプローチ、直ちに加速・強化する94の取組を新たに提示した。

図表1-5 ゼロエミッション東京戦略の体系

| | |
|------------------------------|--|
| エネルギーセクター | ①再生可能エネルギーの基幹エネルギー化 ②水素エネルギーの普及拡大 |
| 都市インフラセクター(建築物編) | ③ゼロエミッションビルの拡大 |
| 都市インフラセクター(運輸編) | ④ゼロエミッションビークルの普及促進(◎) |
| 資源・産業セクター | ⑤3Rの推進 ⑥プラスチック対策(◎) ⑦食品ロス対策(◎) ⑧フロン対策 |
| 気候変動適応セクター | ⑨適応策の強化(◎) |
| 共感と協働 -エンゲージメント&インクルージョン- | ⑩多様な主体と連携したムーブメントと社会システムの変革 ⑪区市町村との連携強化 ⑫都庁の率先行動(◎) ⑬世界諸都市等との連携強化 ⑭サステナブルファイナンスの推進 |

※重点的な対策が必要な分野については、個別計画・プログラムを策定(上記◎印)

(ウ) 戦略の推進に向けて

世界において脱炭素化に向けた動きが急速に進む中、社会構造の変化や、科学的知見・

技術開発の動向等も踏まえ、今後もP D C Aサイクルの持続的な取組により目標や施策のバージョンアップを図っていく。

(2) 2030年カーボンハーフに向けた取組の加速 - Fast forward to “Carbon Half” -

都は、令和4年2月、これまでの東京都環境審議会での議論も踏まえ、東京都のカーボンハーフに向けた道筋を具体化し、各部門で直ちに加速・強化する主な取組を提示するため、「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速- Fast forward to “Carbon Half” -」を策定した。

本冊子では、カーボンハーフへの道筋を具体化する3つの取組として、「Ⅰ 行動の加速を促す新たな部門別目標（案）」、「Ⅱ 規制等も含めた、施策の抜本的強化」、「Ⅲ 都自らの率先行動を大胆に加速」を掲げ、直ちに加速・強化する取組等を示している。

(3) 東京都環境基本計画

都は、東京都環境基本条例第9条の規定に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都環境基本計画を定めている。

都は、「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安心・安全、快適、希望にあふれた「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」の実現に向けた取組を進めていくため、令和4年9月、新たな環境基本計画を策定した。

本計画は、3+1の「戦略」として「戦略0 危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現」、「戦略1 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現」、「戦略2 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現」、「戦略3 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現」を掲げ、2050年のあるべき姿の実現に向け、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、目標を設定し、施策の方向性を示している。本計画に基づき、都民や事業者など様々な主体と力を合わせながら、「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安全・安心、快適な、未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京の実現を目指し、全庁的に取組を推進していく。

また、都では、東京都環境基本条例第8条の規定に基づき、東京の環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、東京都環境白書を定期的に作成し、公表している。

2 『未来の東京』戦略

都は令和3年3月、「目指す2040年代の姿」と、その実現に向けた「2030年に向けた戦略」等を示した『未来の東京』戦略を策定した。当該戦略には2030年に向けた21の戦略が掲げられており、環境局は「水と緑溢れる東京戦略」や「ゼロエミッション東京戦略」などに参画している。令和4年2月には、東京2020大会と、新型コロナウイルス感染症との闘いの中で生じた様々な変化変革を踏まえ、未来を切り拓く取組をさらに加速するため『未来の東京』戦略 version up 2022」を策定した。さらに、令和5年1月には、これまでの常識が通用しないグローバルな課題の発生や急速な少子化の進行など、これらに先手先手で対応するため『未来の東京』戦略 version up 2023」を策定した。「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」の実現と課題の根源までに踏み込んだ「構造改革」を強力に推進することで、「成長」と「成熟」が両立した未来の東京を創り上げていく。

3 東京都気候変動適応計画

気候変動の影響が深刻化する中、温室効果ガスの排出を削減する「緩和策」を確実に進めるとともに、なお残る気候変動の影響を回避・軽減する「適応策」にも取り組むことが重要である。

都は、令和3年3月に気候変動適応法に基づく「東京都気候変動適応計画」を策定し、併せて今後3年間の取組予定を「東京都気候変動適応計画アクションプラン」として示した。さらに、令和4年3月に「東京都気候変動適応計画アクションプラン2022」、令和5年3月に「東京都気候変動適応計画アクションプラン2023」をそれぞれ策定し、都度新たな取組を盛り込んでいる。

今後も全庁的な推進体制のもと、PDCAサイクルによる進行管理を徹底し、各局と連携した適応策を強力に推進していく。

加えて、令和4年1月に公益財団法人東京都環境公社 東京都環境科学研究所に設置した「東京都気候変動適応センター」と連携し、気候変動の影響や適応等に関する情報収集、整理及び分析とともに、区市町村や都民への情報提供等を行っていく。

第2部 事業の概要

第1章

エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現

第1節 気候変動対策

- 1 気候変動対策の経緯

第2節 ゼロエミッションビルディングの拡大等

- 1 大規模事業所における対策の推進
- 2 中小規模事業所における対策の推進
- 3 家庭における対策の推進

第3節 環境都市づくりの推進

- 1 新築建築物に係る環境配慮の推進
- 2 地域におけるエネルギー有効利用とエネルギーマネジメント等の推進
- 3 ヒートアイランド対策

第4節 再生可能エネルギーの導入拡大

- 1 再生可能エネルギーの利用拡大
- 2 エネルギー供給事業者対策

第5節 ゼロエミッションビークル（ZEV）の普及促進

- 1 ゼロエミッションビークルの普及促進
- 2 普及・導入促進事業
- 3 優遇制度

第6節 自動車の環境負荷低減対策

- 1 自動車の環境負荷低減の取組
- 2 ディーゼル車対策
- 3 オフロード特殊自動車対策
- 4 低公害・低燃費車の普及促進
- 5 エコドライブ
- 6 局地汚染対策

- 7 東京大気汚染訴訟の和解条項の履行
- 8 地域環境交通対策

第7節 持続可能な資源利用の実現

- 1 東京都資源循環・廃棄物処理計画
- 2 サーキュラー・エコノミーの推進
- 3 食品ロス削減の取組
- 4 使い捨てプラスチックの削減・循環的利用の高度化
- 5 太陽光発電設備3R推進事業
- 6 容器包装リサイクル法に基づく分別収集促進計画
- 7 自動車リサイクル法に基づく登録・許可・指導等
- 8 建設リサイクルの取組
- 9 スーパーエコタウン事業

第8節 フロン排出ゼロに向けた取組

- 1 フロンの法規制の変遷
- 2 フロンの排出削減目標
- 3 フロン対策

第9節 都自らの率先行動

- 1 ゼロエミッション都庁行動計画
- 2 都庁施設（知事部局等）における再生可能エネルギーの利用拡大
- 3 環境マネジメントシステムの運営
- 4 都庁プラスチック削減方針

第 1 章 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現

第 1 節 気候変動対策

1 気候変動対策の経緯

[気候変動対策部計画課]

二酸化炭素（CO₂）に代表される温室効果ガスの増加がもたらす地球温暖化は、地球規模での気候変動を引き起こし、人類・生物の生存基盤を脅かしている。

東京の都市活動は、国内外から供給される膨大な資源や食糧に依存しており、地球規模での気候変動はこれらの資源等の確保を危うくし、東京の社会経済活動の基盤そのものに対する大きな脅威となっている。地球温暖化により深刻化する気候危機を回避するためには、一刻の猶予も許されない状況にある。

平成27年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において令和2年以降の気候変動対策の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択され、平成28年11月に発効した。協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分低く保つこと、1.5℃に抑える努力を追及することが明記された。

また、令和3（2021）年6月のG7サミットでは、1.5℃に抑えるため、遅くとも2050年までのネット・ゼロ（温室効果ガスの排出実質ゼロ）にコミットすることで一致した。こうした中、令和5（2023）年3月にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が公表した第6次評価報告書では、2030年代前半にも世界の気温上昇が1.5℃に達する可能性があり、この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つと指摘されている。

こうした目標の達成に向けては、世界的な都市への人口集中とこれに伴うエネルギー消費の増大が予想されていることから、気候変動対策において都市が果たすべき役割が大きくなっている。

(1) 都内のエネルギー消費及び温室効果ガス排出量の推移

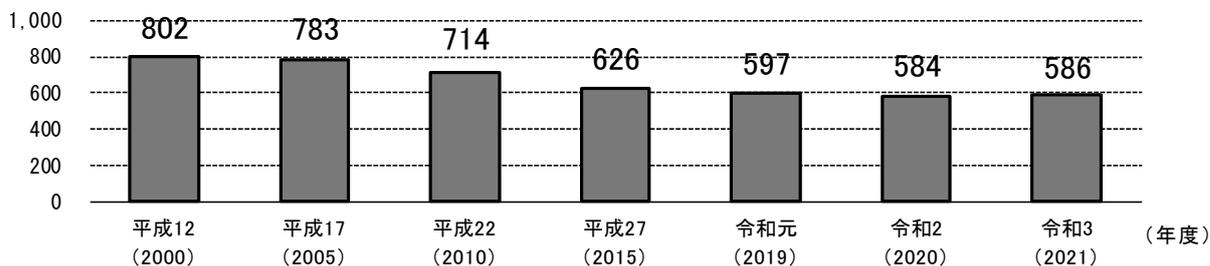
令和3（2021）年度の都内のエネルギー消費は586ペタジュール（速報値）であり、平成12（2000）年度の802ペタジュールと比較して約27%の減少となっている。これは、これまで都が取り組んできた気候変動対策の着実な成果であるとともに、東日本大震災直後の電力危機を契機とする都民・事業者による一層の省エネ・節電が定着してきた成果と考えられる。都内のエネルギー消費の推移をみると、平成12（2000）年度頃にピークアウトしている（3か年移動平均では平成13（2001）年度、5か年移動平均では平成12（2000）年度）。部門別の推移をみると、産業部門と運輸部門は平成12（2000）年度以降ほぼ一貫して減少しており、業務部門は、平成19（2007）年度前後をピークに減少傾向に転じている。家庭部門は増加傾向で推移した後、平成23（2011）年度以降は減少傾向にあったが、近年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり増加となっている。令和3（2021）年度のエネルギー消費の構成比を部門別に見ると、産業7.8%、業務37.0%、家庭35.2%、運輸20.0%となっている。

令和3（2021）年度の温室効果ガス排出量は、CO₂換算で約6,078万t（速報値）となり、平成12（2000）年度と比較して約2.3%の減少となっている。東日本大震災以降の火力発電所からの供給増加に伴い、都内に供給される電力のCO₂排出係数が大幅に上昇したため、近年は平成12（2000）年度と比較し増加が続いていたが、エネルギー消費量の削減及び電力のCO₂排出係数の改善効果により、平成24（2012）年度以降はほぼ減少傾向で推移している。

※ 電力のCO₂排出係数とは、電気1 kWh当たりのCO₂排出量を示す数値（発電のために消費した石炭等化石燃料の割合により変化）

図表2-1-1 東京都におけるエネルギー消費の推移

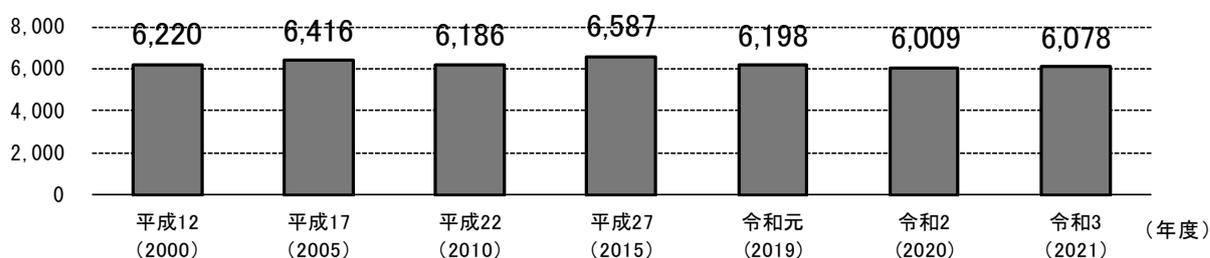
（単位：ペタジュール）



注 令和3（2021）年度は速報値

図表2-1-2 東京都における温室効果ガス排出量の推移

（単位：万トン-CO₂換算）



注 令和3（2021）年度は速報値

(2) 東京都の取組

ア 気候変動対策の積極的展開

平成17年3月31日に、都は環境確保条例を改正し、全国に先駆けた独自の対策である地球温暖化対策計画書制度及び建築物環境計画書制度の強化、省エネラベリング制度やエネルギー環境計画書制度の創設などを行った。

平成18年12月には「10年後の東京～東京が変わる～」において、世界で最も環境負荷の少ない都市を実現するため、令和2（2020）年までに平成12（2000）年比25%のCO₂排出削減を目標に掲げ、平成19年1月に全庁横断型の戦略的組織として「カーボンマイナス都市づくり推進本部」を設置し、都庁の総力を挙げて取り組む「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」を開始した。

平成19年6月に策定した「東京都気候変動対策方針」では、目標達成に向けた代表的な施策を明らかにし、更なる対策推進に向けた取組を進めてきた。都が気候変動対策の強化の必要性を提起した理由は、東京が世界でも有数のエネルギーの大消費都市として世界のCO₂削減に少なからぬ責任を有しており、また、資源エネルギー制約の強まるこれからの時代においても持続可能な成長を実現する都市へと東京をいち早く転換していくことが東京自身のメリットにつながるためである。

平成20年7月には、大規模なCO₂排出事業所に対する総量削減義務と排出量取引制度を新たに導入することなどの気候変動対策の強化に関する環境確保条例の一部の改正を行った。

平成22年3月には、「東京都気候変動対策方針」の到達点の確認とともに、世界の気候変動対策の現状についての認識を示し、東京都の今後の施策展開の方向と我が国の対策強化に関する提言を概括的に示した「東京における気候変動対策の成果と展開」を公表した。

このように都では、都民、NPO、事業者、他自治体や海外の大都市とも連携し、低炭素型社会への早期の移行を目指して積極的な気候変動対策に取り組んできた。

イ 東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針

東日本大震災後の電力危機に際しては、これまでの気候変動対策の蓄積と経験を生かして電力需給両面にわたる緊急対策を行った。平成24年5月に策定した「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針」では、今後の省エネ対策の基本となる「賢い節電」について、基本原則（3原則）や事業所向け、家庭向けの7か条の対策メニューを提示するなどして、分かりやすく示すとともに、「賢い節電」を土台とし、低炭素、快適性、防災力の3つを同時に実現する「スマートエネルギー都市」を目指して、都が進めていく取組についても示した。

震災後多くの家庭や事業所で節電に取り組んだ結果、平成23年夏の電力危機は回避され、平成24年度以降も都民・事業者による賢い節電・省エネ対策が継続されており、電力需要が下方にシフトするという構造変化が定着している。

気候変動対策の本来の取組である「更なる省エネ・節電の徹底」と「低炭素な分散型エネルギーの選択」は、電力システムをいかに安全で持続可能なものにしていくかという問題と、気候変動の危機を回避できるエネルギー社会への転換という、2つのエネルギー問題への共通の解決策でもある。

また、家庭や事業所でのエネルギーコストの低減、新たな省エネ製品や技術開発の促進など、持続可能な東京の成長を可能とする施策でもある。

ウ ゼロエミッション東京戦略及びゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report

令和元年12月、世界の大都市の責務として、世界の平均気温上昇をよりリスクの低い1.5℃に抑えることを追求し、2050年CO₂排出実質ゼロに貢献するためのビジョンと具体的な取組等をまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定した。気候危機に対して、危機感を表明するだけではなく、行動を起こしていくことを示すため、この戦略をもって「気候危機行動宣言」を表明した。

令和2年12月には、より深刻化する気候危機に立ち向かう行動を起こすべく、「気候非常事態を超えて行動を加速する宣言」”Climate Emergency Declaration：TIME TO ACT”を表明。令和3年1月、2030年までの10年間の行動を加速・強化するため、都内温室効果ガス排出量を2030年までに50%削減することを表明し、3月に策定した「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」では、都内エネルギー消費量の50%削減とともに2030年に向けた主要目標として掲げた。

エ 東京都環境基本計画における目標の設定

都は、令和4年9月に策定した東京都環境基本計画において、令和12（2030）年までに、東京の温室効果ガス排出量を平成12（2000）年比で50%削減する目標（カーボンハーフ）を掲げた。併せて、この目標を達成するために必要な省エネルギーの水準として、令和12（2030）年までに、東京のエネルギー消費量を平成12（2000）年比で50%削減する目標を掲げた。

オ 直面するエネルギー危機への対応

脱炭素化に向けた行動が待ったなしの状況下において、ロシア・ウクライナ情勢などにより、

世界中でエネルギー価格が高騰するなど、様々な危機へと発展している。令和4年3月に出された東京電力管内の電力需給ひっ迫警報に続き、同年6月には電力需給ひっ迫注意報が発令されるなど、電力の危機的な状況に直面した。

そこで、脱炭素化に向けた行動は中長期的にエネルギーの安定確保にも資するとの観点から、迅速かつ実効性ある取組を求めてH T T「㊦へらす・㊦つくる・㊦ためる」をキーワードに、「Tokyo Cool Home & Biz」「Tokyo Warm Home & Biz」のキャンペーンを展開し、事業者・団体等と連携した働きかけを行っている。

図表2-1-3 H T Tロゴマーク



第 2 節 ゼロエミッションビルディングの拡大等

1 大規模事業所における対策の推進

[気候変動対策部総量削減課]

(1) 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度

ア 制度化の経緯

都は、平成14年、エネルギーを多く使用する事業所を対象に、環境確保条例に基づく「地球温暖化対策計画書」制度を導入した。

しかし、同制度は、事業者の「自主的取組」のみを推進するものであり、東京が目指すべき削減目標を達成するという観点から、温室効果ガスの総量削減の達成が必ずしも保証されないこと、また「自主的取組」という枠組みだけでは、今後の大きな削減が望めないなどの限界があった。

こうした「自主的取組」から「削減を義務付け、総量削減の結果を求める制度」へと制度を発展させることが必要となったことから、平成20年7月に環境確保条例を改正し、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード制度）を導入した。

イ 制度の概要

この制度は、対象となる事業所（燃料、熱及び電気の使用量が年間で原油換算1,500kL以上）の所有者等（大規模設備改修の権限を有する者などが、都に届け出た場合には、所有者に代わって、又は所有者と共同で義務を負うことも可能）に対し、削減義務の対象となる温室効果ガス（燃料、熱及び電気の使用に伴って排出されるCO₂）の5年間の計画期間の排出総量を、一定の排出上限量以下にするよう義務付けるものである。

排出上限量は、基準排出量（平成14年度から平成19年度までの間のいずれか連続する3か年度（事業者が選択可能）の排出量の平均値）に削減義務率（第一計画期間（平成22年度から平成26年度まで）においては8%又は6%）を乗じて得た削減義務量を基準排出量から控除し、これを5倍した量である。なお、基準排出量は、床面積の増減、用途変更等による変更部分の排出量が、基準排出量の6%以上の増減となった場合に変更することとした。

また、対策の推進が特に優れた事業所（トップレベル事業所、準トップレベル事業所）と認定された場合には、認定された年度から削減義務率を1/2（トップレベル事業所の場合）又は3/4（準トップレベル事業所の場合）とした。

テナントビルへの対応としては、ビルオーナーに対する排出総量の削減義務を基本としつつ、その上で全てのテナント事業者に対してオーナーの削減対策に協力する義務を課すとともに、一定規模以上（床面積が5,000㎡以上又は電気の使用量が年間で600万kWh以上）のテナント事業者（特定テナント等事業者）には、特定テナント等地球温暖化対策計画書を作成・提出し、その計画書に基づき対策を推進する義務を課すこととした。さらに、テナント事業者のCO₂削減対策への取組を促進するため、平成26年度から特定テナント等事業者のCO₂削減対策への取組と削減実績を評価し、公表する仕組みを導入した。

排出量の報告等には、検証機関の検証を受けることを要し、削減義務の履行は、自らの事業所の排出量を削減することのほか、排出量取引によることも認めている。この排出量取引の対象は、①他の対象事業所が削減義務量を超えて削減した超過削減量（基準排出量の1/2を超えない削減量まで）、②都内の中小規模事業所が省エネルギー対策により削減した量（都内中

小クレジット)、③再生可能エネルギーの環境価値(再エネクレジット)、④都外事業所における削減量(都外クレジット:削減義務量の1/3までを上限とする。)等である。

削減義務が達成されない場合には、義務不足量の1.3倍の削減を求める知事の措置命令を経て、なお義務を達成できない場合には、違反事実の公表や罰金(上限50万円)のほか不足量を知事が代わって調達し、違反事業者はその費用を求めることで実効性を確保していく。

平成28年9月末には第一計画期間の義務履行期限を迎え、全ての対象事業所が第一計画期間の総量削減義務を達成した。

ウ 対象事業所数

1,223事業所(令和4年度末現在)

エ 第二計画期間の運用

第二計画期間(平成27年度から令和元年度まで)の削減義務率は、第一計画期間の開始前に見通しとして17%と示していたが、平成25年4月に区分ごとに17%又は15%と決定し公表した。なお、第二計画期間は「より大幅な削減を定着・展開する期間」になることから、特別な配慮措置として、①中小企業等が1/2以上所有する大規模事業所は削減義務の対象外(ただし、計画書の提出は求める。)とすること、②平成23年夏の電気事業法第27条の使用制限の緩和措置の要件を満たす需要設備の排出量が当該事業所の排出量の1/2以上である事業所(医療施設等)の削減義務率の緩和、③第二計画期間から新たに削減義務の対象となる事業所の削減義務率の設定(第一計画期間の削減義務率と同じ8%又は6%)を行った。

また、エネルギーの需要側である事業所が低炭素電力及び低炭素熱の供給事業者を選択することで、供給側の排出係数改善行動を促すため、第二計画期間からは、電気供給事業者や熱供給事業者のCO₂排出係数の違いを一定の範囲で事業所の排出量算定に反映させることができる仕組み(低炭素電力及び熱の選択の仕組み)を導入した。

令和4年1月末には第二計画期間の義務履行期限を迎え、全ての対象事業所が第二計画期間の総量削減義務を達成した(新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、義務履行期限を4か月延期)。

オ 第三計画期間の運用

第三計画期間(令和2年度から令和6年度まで)の削減義務率は、平成31年3月に、令和12(2030)年までの温室効果ガス排出量の削減目標を踏まえて、区分ごとに27%又は25%と決定し公表した。

なお、人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設にあつては、第二計画期間から第三計画期間にわたる激変緩和措置として、第三計画期間に限り、削減義務率を2%減少する。

第三計画期間から新たに削減義務の対象となる事業所にあつては、原則、第二計画期間の削減義務率(17%又は15%)を適用する(経過措置あり)。

また、再エネ利用拡大に向けて低炭素電力や熱の活用によって算定できる削減量を拡大する等、低炭素電力及び熱の選択の仕組みを拡充している。第三計画期間2年度目の令和3年度の排出量算定では、低炭素電力については175事業所、低炭素熱については178事業所が本仕組みを活用した。

カ トップレベル事業所認定証の交付

トップレベル事業所は、省エネ推進体制の整備、高効率な設備やきめ細かい運転管理を行っている地球温暖化対策の取組の優れたオフィスビル、工場等であり、制度対象事業所全体の省エネ対策をより高い水準に引き上げるためのけん引役となることが期待されている。

このため、平成29年度から、トップレベル事業所の認知度を高め、事業者の認定取得への意欲を向上させるため、独自のマークを付した認定証を新たに作成し、交付することとした。

図表2-1-4 トップレベル事業所認証マーク

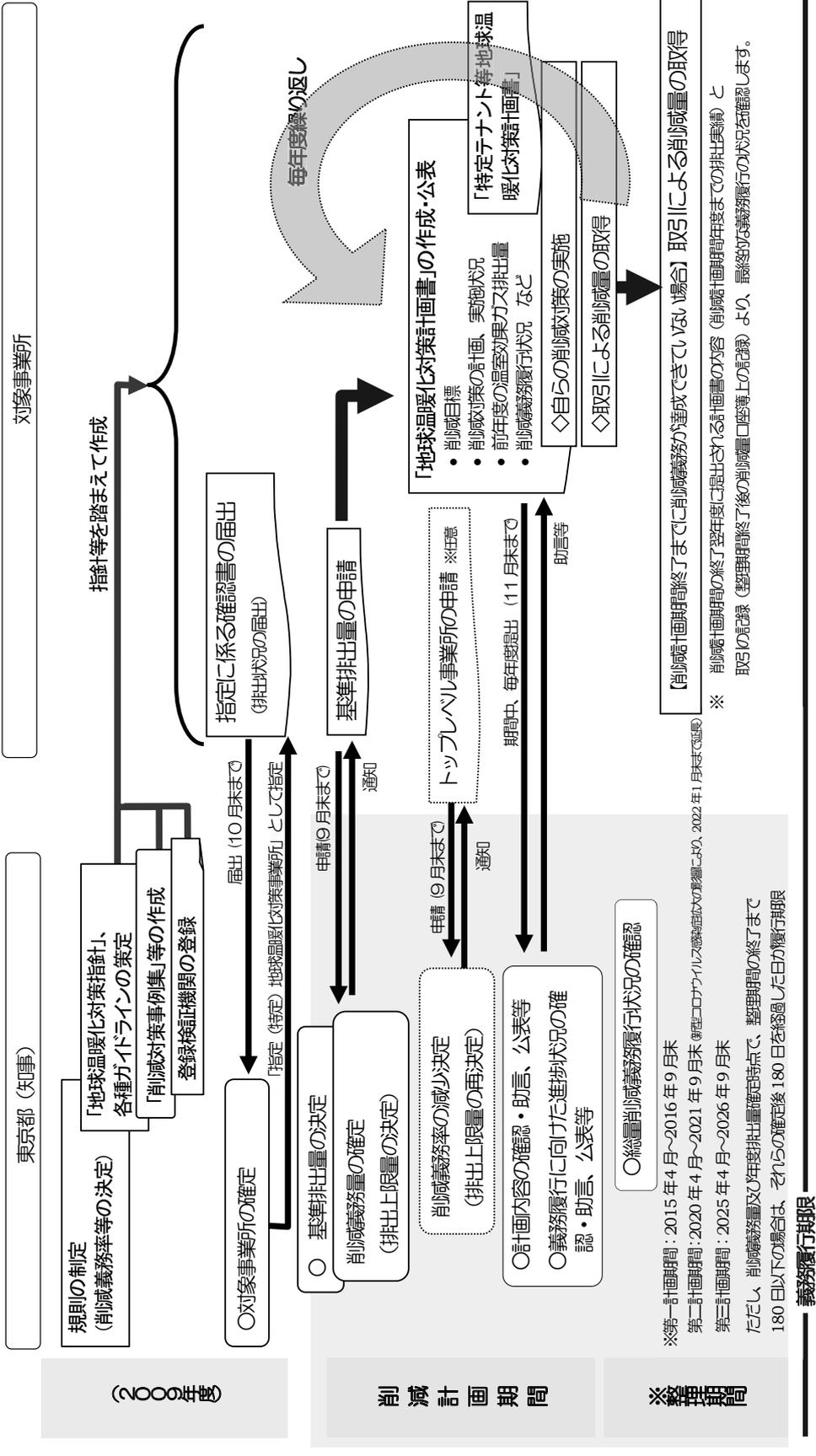


キ クレジットの記録移転（無効化）

平成30年3月、環境確保条例施行規則の改正により、クレジット（超過削減量及び都内中小クレジット）の記録移転（無効化）の仕組みが設けられた（令和元年10月から、対象クレジットに再エネクレジット（環境価値換算量）及び都外クレジットを追加）。この手続を経ることにより、保有するクレジットをカーボンオフセットやCSR等、本制度の義務充当以外に利用できるようになっている。

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の概要

削減計画期間：5か年度ごと（第一計画期間：2010～2014年度、第二計画期間：2015～2019年度、第三計画期間：2020～2024年度）



削減義務未達成の場合 → 措置命令 義務不足量×1.3倍の削減

義務履行期限 → 命令履行期限

命令違反の場合 → 違反事実の公表 → 知事か命令不足量を調達し、その費用を請求 → 罰金（上限50万円）

2 中小規模事業所における対策の推進

(1) 地球温暖化対策報告書制度

[気候変動対策部総量削減課]

ア 制度化の経緯

都内には、約63万の中小規模事業所があり、都における業務・産業部門の約6割のCO₂を排出している。平成14年度から制度が存在する大規模事業所だけでなく、中小規模事業所もCO₂を削減していく必要があることから、東京都環境審議会の答申（平成20年3月）を踏まえ、都内の全ての中小規模事業所の設置者がCO₂排出量を把握し、具体的な気候変動対策に取り組むことができる「地球温暖化対策報告書制度」を創設した（平成21年4月施行、平成22年4月受付開始（令和4年度、約2,000の事業者から32,000事業所超の提出））。

令和2年3月には、優良な事業者を評価する仕組みや再エネ利用に関する報告・評価の仕組み等を導入する制度改正を実施した（同年4月施行）。令和3年4月からは、地球温暖化対策優良事業者の取組実績の認知度を高めていくことなどを目的に、アピールツールとして「地球温暖化対策優良事業者ロゴマーク」を作成し、事業者からの使用申請の受付を開始している。

図表2-1-5 地球温暖化対策優良事業者ロゴマーク



イ 制度の概要

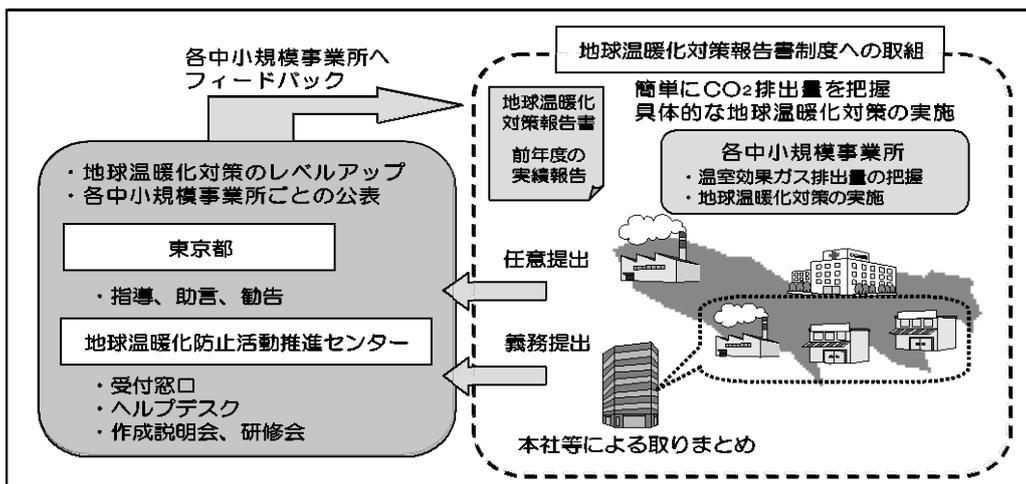
都内の全ての中小規模事業所（燃料、熱及び電気の使用量を原油に換算して年間1,500kL未滿となる事業所又は事業所内に設置する事務所、営業所等）を対象として、中小規模事業所ごとに地球温暖化対策報告書（以下「報告書」という。）を作成し、本社等で一括して都に提出する制度である。

報告書の提出は、任意のものと義務のものがあり、同一事業者が都内に設置する複数の中小規模事業所ごとの原油換算エネルギー使用量を合算した量が3,000kL/年以上になる場合には、報告書の提出とその内容の公表を義務付けている。

ウ 主な特色

- 前年度の中小規模事業所ごとのCO₂排出量を把握し、具体的な気候変動対策を実施
- 目標を設定し、次年度に達成状況を確認。前年度の実績に基づき報告書を作成・提出
- 都は事業所ごとに内容を公表。また、提出された報告書のデータを基に自己評価指標（低炭素ベンチマーク）を作成
- 報告書の提出が都内中小クレジットの取得や中小企業者向け省エネ促進税制などの支援策を受ける前提条件

図表2-1-6 地球温暖化対策報告書制度のイメージ図



(2) 中小テナントビルの低炭素化の推進

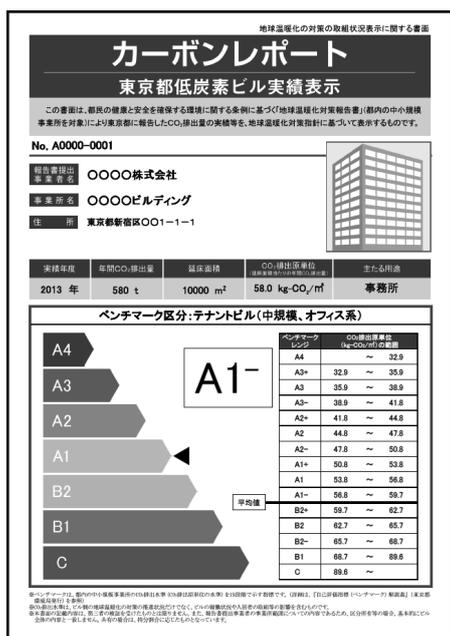
ア カーボンレポート制度

[気候変動対策部総量削減課]

都内のCO₂排出量において相当割合を占める中小テナントビルでは、ビルオーナーが省エネ改修を行っても光熱費の削減効果の多くは入居するテナントが享受するため、省エネ改修が進みにくい状況（いわゆるオーナー・テナント問題）にある。テナントビルの省エネ・低炭素化を推進していくためには、テナント入居者等が省エネ性能の高いビルを入居先として選択して稼働率が向上するなど、ビルオーナーの収益の安定・拡大に寄与する仕組みが必要であり、不動産市場において、低炭素な建築物に対する評価を確立していくことが重要である。

都は、平成26年6月、低炭素ベンチマークを活用して中小テナントビルの省エネ・低炭素レベルの見える化を図り、ビルオーナーがテナント入居者や入居希望者等に対してビルの省エネレベルをアピールできる「カーボンレポート」の様式提供を開始した。

図表2-1-7 カーボンレポート（サンプル）



◆地球温暖化対策の実施状況

| 重点対策 対策名 | その他対策 対策名 |
|--------------------|--|
| 組織体制の整備 | 地球温暖化対策の方針等の設定 全体対応可能な目標と内容の設定 外部専門家への相談依頼の実施 |
| エネルギー等の 使用状況の把握 | 自ら入手可能な情報に基づき(把握 エネルギー使用量の把握)削減 過去のデータによる傾向の把握 |
| 運用対策 | 共用部照明のフロアごとの管理 共用部のフロアごとの空調の管理 |
| 設備保守対策 | ランプ等の定期的な清掃・交換 空調フィルターの清掃・交換 |
| 設備導入対策 | 高効率照明器具の採用(室内) 高効率パナセージの採用 |

上記は、本事業所が実績年度に実施した対策です。

◆優良取組(自由記入)

○○○○ビルディングでは、空調設備を更新し、全ての照明器具をLED照明化する等ビルの光熱費の削減を図っております。CO₂の排出量単位は、ビル1.2階にリストン機があるため平均的なオフィスと異なり、かつ空調機のみでのCO₂の排出量は、38.0kg-CO₂/㎡であり、ベンチマーク区分(A3)に該当しております。

◆追記

ビルのCO₂排出量単位(延床面積当たりの年間CO₂排出量)は、ビルの断熱性能、設備・機器のエネルギー効率及び運用・保守管理状況を、総合的に示すビルの省エネレベル指標です。事業者が提供するベンチマーク区分は、中小規模のCO₂排出量単位の中規模を把握し、比較して見ると、その平均値から各ビルのCO₂排出量単位がどの程度離れているかをみることで、自動的に低炭素レベル(省エネ性能)を評価することができます。

なお、ビルのCO₂排出量単位は、空室率、経年劣化や電業費の有無、稼働時間、入居テナントの種類や入居テナントのエネルギーの使い方等によって影響を受けます。ベンチマーク区分に上回る要因を包含した平均値を示していますが、省エネの取組以外の要因が大きい場合は、評価値は、これらの要因がどの程度、CO₂排出量単位に影響を与えているかを考慮する必要があります。詳細は、「自己評価指標(ベンチマーク)解説書」(東京都環境局発行)をご参照ください。

イ 低炭素モデルビルの公表

都は、CO₂排出量の少ない低炭素なビルが評価される不動産市場の形成を目指し、平成24年5月に「低炭素ビルの評価指標（低炭素ビルベンチマーク）」を公表した。低炭素ビルベンチマークでは、CO₂排出原単位（延床面積1m²当たりの年間CO₂排出量）により、排出の程度に応じて7つに区分し、ベンチマーク上でA1以上が、CO₂排出量の小さい低炭素ビルの目安としている。低炭素ビルベンチマークでA1以上の積極的に省エネに取り組む中小テナントビルについて、事業者の申請に基づき審査・認定を行い、「中小低炭素モデルビル」として都のホームページ上で公表している。

3 家庭における対策の推進

(1) 省エネラベリング制度

[気候変動対策部家庭エネルギー対策課]

東京都の家庭部門における令和3（2021）年度のエネルギー消費量（速報値）は平成12（2000）年度に比べると増加しており、都内におけるエネルギー消費量全体の約35%を占めている。そのうち、電力使用によるものが約47%を占めている。家電販売店に対し省エネラベルの表示を義務付けることにより、都民の意識を喚起するとともに、省エネ家電製品の普及拡大・技術開発を促進するため、省エネラベリング制度を平成17年3月の環境確保条例の改正によって創設した（平成17年7月以降順次施行）。

こうした都が実施してきた省エネラベリング制度の取組が他の自治体等に広がり、国は、小売事業者が取り組むべきガイドラインを平成18年8月に告示し、同年10月から全国展開による「統一省エネラベル」を施行した。都は、「省エネラベル」様式を「統一省エネラベル」様式と同一とし、引き続き義務化を継続している。

ア 家庭での消費電力量が多いエアコン、冷蔵庫、テレビの3品目をそれぞれ5台以上陳列販売する事業者を対象に省エネ性能表示（東京都省エネラベル）を義務付けている。

イ 家電製品の省エネ性能を5.0から1.0までの0.1きざみの評価点と、評価点に応じた星の数の表示により相対評価し、省エネ性能の違いが一目で分かるようにした。あわせて1年間の目安電気料金を表示し、製品価格だけでなく、使用時の費用も考慮した製品の選択を可能とした。

ウ 対象機器を製造し、又は輸入する事業者は、販売事業者に対し、省エネ性能等の情報提供に努めることとした。

また、知事は、対象機器を製造し、又は輸入する事業者に、その機器の省エネ性能等の情報を求めることができる。

図表2-1-8 統一省エネラベル

◆冷蔵庫の場合



◆エアコンの場合



※「省エネ基準達成率」とは、その製品がトップランナー基準値を、どの程度達成しているかを%で示したもの。なお、トップランナー制度とは、エネルギー消費機器等のうち省エネ法で指定するものの省エネルギー基準を、各々の製品において、基準設定時に商品化されている製品のうち最も省エネ性能が優れている製品の性能、技術開発の将来の見通し等を勘案して設定する制度である。（「省エネ性能カタログ」（資源エネルギー庁）より抜粋）

(2) 家庭のゼロエミッション行動推進事業 [気候変動対策部家庭エネルギー対策課]

家庭の省エネ行動を促すため、より省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫若しくは給湯器又はLED照明器具への買換えを行った都民に対し、商品券などに交換できる東京ゼロエミポイントを付与するとともに、省エネアドバイスを実施して、省エネ意識のさらなる向上を図る。ポイント申請期間は令和5年度まで。

図表2-1-9 対象機器ごとのポイント数及び要件

| 対象製品・付与ポイント数(1ポイント=1円) | | | | | |
|------------------------|--|----------|-------------------------|---------------------------|--------|
| 対象製品 | | | ポイント数 (令和5年 3月以前) | ポイント数 (令和5年 4月以降※2) | |
| エアコン ※1 | 統一省エネラベル★4以上 (目標年度2010年度) | 冷房 能力 | 2.2kW 以下 | 12,000 | 15,000 |
| | 又は 統一省エネラベル★3以上 (目標年度2027年度) | | 2.4kW～ 2.8kW | 15,000 | 18,000 |
| | 統一省エネラベル★4以上 (目標年度2010年度) 又は 統一省エネラベル★1.5以上 (目標年度2027年度) | | 3.6kW 以上 | 19,000 | 23,000 |

| | | | | | |
|---------|---|------------------------------------|-----------------|--------|--------|
| | 統一省エネラベル★2・3 (目標年度2010年度) | | 2.2kW 以下 | 7,000 | 9,000 |
| | 又は 統一省エネラベル★2・2.5 (目標年度2027年度) | | 2.4kW～ 2.8kW | 8,000 | 10,000 |
| | 統一省エネラベル★2・3 (目標年度2010年度) | | 3.6kW 以上 | 9,000 | 11,000 |
| 冷蔵庫 | 省エネ基準達成率100%以上 | 定格 内容 積 | 250ℓ以下 | 11,000 | 14,000 |
| | | | 251ℓ～ 500ℓ | 13,000 | 16,000 |
| | | | 501ℓ以上 | 21,000 | 26,000 |
| 給湯器 | 高効率給湯器 | | | 10,000 | 12,000 |
| LED照明器具 | 住宅の屋内に固定して使用するLED 照明器具(シーリングライト等をい い、容易に持ち運べる一般的なコンセ ント型のものを除く。) | 購入のみ | 3,000 | 4,000 | |
| | | 購入に加え 取替え 作業費が 発生する 場合 | 5,000 | 6,000 | |

※1 エアコンに係る統一省エネラベルが令和4年10月1日から改正されたが、令和5年9月30日までは、猶予期間として従前のラベル(目標年度2010年度と記載のもの)による表示ができるため、製品毎に同等の省エネ性能を示すものを併記

※2 領収書の日付が令和5年4月1日以降のものが対象

(3) 自家消費プラン

[気候変動対策部家庭エネルギー対策課]

FITに頼らず家庭における太陽光発電電力の自家消費を進め、再エネ由来の電力利用を推進するとともに、防災力の向上や本事業を通じて取得したデータ等を都が活用するため、蓄電池システムの導入に対して補助を実施した。補助事業は令和4年度で終了しているが、助成対象機器を設置した住宅における電力データの収集は、令和10年度まで行う。

図表2-1-10 自家消費プランの補助対象等

| 補助対象 | 補助率 | 要件 |
|---------|-----------|--|
| 蓄電池システム | 機器費の2分の1※ | <ul style="list-style-type: none"> ・都内の住宅に新規設置、未使用 ・太陽光発電システムと同時導入又は既に設置されていること ・家庭の太陽光発電等の電力データ等が提供可能であること |

※令和3年度補助上限額等 7万円/kWh (42万円/戸)

蓄電池システムの機器費は蓄電容量1kWh当たり17万円以下であること。

(4) 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

[気候変動対策部家庭エネルギー対策課]

省エネ性に優れ、災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、高断熱窓・ドアへの改修や、蓄電池、V2H（ビークルトゥホームシステム）及び太陽光発電設備の設置に対して補助を行う。申請期間は令和4年度から令和9年度まで（補助期間は令和11年度まで）。

図表2-1-11 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の補助対象等

| 補助対象 | 補助率 |
|--|--|
| [断熱改修] 高断熱窓、高断熱ドア、 壁/床等断熱 | 高断熱窓：材料費・工事費の3分の1（上限100万円/戸） 高断熱ドア：材料費・工事費の3分の1（上限16万円/戸） 壁/床等断熱：材料費・工事費の3分の1（上限24万円/戸） |
| [賃貸住宅向け断熱改修 （先行実装事業）] ※1 高断熱窓、高断熱ドア、 断熱診断 | 高断熱窓：材料費・工事費の5分の4（上限36万円/戸） 高断熱ドア：材料費・工事費の5分の4（上限32万円/戸） 断熱診断：助成対象経費の10分の10（上限10万円/戸） |
| 蓄電池システム | <p>機器費・工事費の4分の3</p> <p>[太陽光（4kW以上）と蓄電池を併せて設置する場合] （上限は、次のうちいずれか小さい額）</p> <p>①蓄電池容量 15万円/kWh ②太陽光発電容量 30万円/kW</p> <p>[太陽光（4kW未満）と蓄電池を併せて設置 又は蓄電池のみ設置する場合] （上限15万円/kWh、最大120万円/戸）</p> <p>5kWh未満の場合は19万円/kWh、5kWh以上6.34kWh未満の場合は一律95万円）</p> |
| 太陽熱利用機器 | [太陽熱利用機器の設置] 機器費・工事費の2分の1（上限55万円/戸） |

| | | |
|-----------|--|---|
| | [補助熱源機の更新] 機器費・工事費の2分の1（上限10万円/台） | |
| 地中熱利用機器 | [地中熱利用機器の設置] 機器費・工事費の 5分の3（上限180万円/台（※2）） [ヒートポンプエアコンの更新] 機器費・工事費の2分の1（上限27.5万円/台） | |
| エコキュート等※3 | 機器費・工事費の 3分の1（上限22万円/台） | |
| V2H※4 | 購入額及び工事費の2分の1（上限額：50万円） | |
| | 太陽光発電システム及び電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車が揃う場合 購入額及び工事費（上限額：100万円） | |
| 太陽光発電設備 | 新築住宅 （※5） | [3kW以下の場合] 12万円/kW [3kWを超える場合] 10万円/kW [ただし3kWを超え3.6kW未満の場合]一律36万円 |
| | 既存住宅 （※5） | [3kW以下の場合] 15万円/kW [3kWを超える場合] 12万円/kW [ただし3kWを超え3.75kW未満の場合]一律45万円 |
| | 陸屋根住宅 への上乘せ 補助 | [架台設置]集合住宅20万円/kW 既存戸建住宅10万円/kW [防水工事]既存集合住宅、既存戸建住宅18万円/kW |
| | 機能性PV （※6） | 上限5万円（又は2万円）/kW |
| | パワーコン ディショナ 更新 | 機器費・工事費の2分の1（上限10万円/台） |

※1 窓・ドアの申請受付は令和4年度で終了。断熱診断の補助は窓・ドアの申請者で、令和5年度に断熱診断を実施する場合に限る。

※2 戸建住宅は、設置台数の上限を1台とする。

※3 太陽光発電の電力を利用する場合に限る。

※4 戸建住宅への設置に限る。

※5 ただし、補助対象は50kW未満

※6 優れた機能性を有する太陽光発電システムとして認定された製品

(5) 東京ゼロエミ住宅導入促進事業

[気候変動対策部環境都市づくり課]

東京の地域特性を踏まえた省エネルギー性能の高い住宅を普及させるため、都が定める「東京ゼロエミ住宅」基準を満たす新築住宅に対して水準に応じた補助を実施する。申請期間は令和9年度まで（補助期間は令和11年度まで）。

また、各種広報媒体を活用し、東京ゼロエミ住宅の普及に向けた啓発を行う。

図表2-1-12 東京ゼロエミ住宅の認証書の交付実績

| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 63件 | 1,590件 | 1,873件 | 3,592件 |

図表2-1-13 東京ゼロエミ住宅の仕様規定の基準の概要

(木造住宅のみ)

| 部位 | | 主な仕様 |
|-----|-------|--|
| 断熱 | 開口部 | 窓及びドアに関する熱貫流率の規定に適合すること |
| | 外皮 | 壁、屋根又は天井、床及び土間床等の外周部に関する断熱材の熱抵抗値の規定に適合すること |
| 設備 | 照明 | 全室LEDであること |
| | 空調機 | 高効率エアコンであること |
| | 換気設備 | 仕様は定めない |
| | 給湯器 | 高効率給湯器であること |
| | 水栓 | 湯水混合水栓は節湯型水栓であること |
| | 浴槽 | 高断熱浴槽であること |
| | 配管方式 | ヘッダー方式であること |
| 再エネ | 再エネ設備 | 容量を問わず、可能な限り設置が望ましい |

このほか木造住宅を含めた全ての構造の住宅で使用することのできる性能規定の基準を別途定めている。

図表2-1-14 東京ゼロエミ住宅導入促進事業の補助対象等

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 補助対象 | 都内の新築住宅（戸建住宅・集合住宅等） ※延べ面積2,000㎡未満 |
| 補助対象者 | 新築住宅の建築主 |
| 補助要件 | 東京ゼロエミ住宅の基準を満たすこと。 |
| 補助金額 | 戸建住宅：最大210万円／戸 集合住宅等：最大170万円／戸 |
| 追加補助 | 太陽光発電設備、蓄電池及びV2Hを設置した場合、追加補助あり |

(6) 家庭用燃料電池普及促進事業

[気候変動対策部地域エネルギー課]

家庭におけるエネルギー消費量の削減及び非常時の自立性向上のため、家庭用燃料電池の設置に対する補助を行う。申請期間は令和2年度から令和5年度まで（助成金の交付は令和7年度まで）。

図表2-1-15 家庭用燃料電池普及促進事業の補助対象等

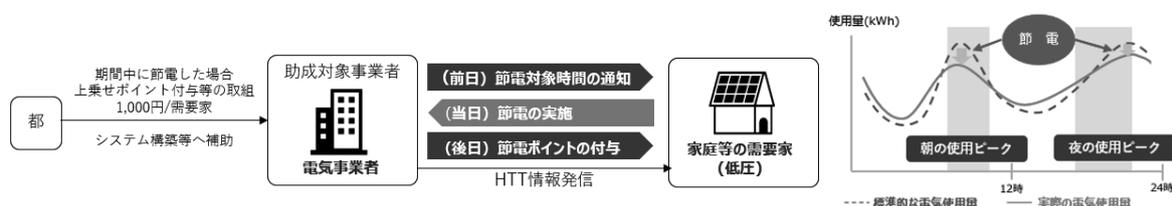
| 補助事業名 | 補助対象 | 補助額 | 上限額 | 条件 |
|---------------------------------|---|----------|---|-------------------|
| 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門） | ① P E F C（固体高分子形燃料電池）（出力700W） ② S O F C（固体酸化物形燃料電池）（出力700W） ③ S O F C（出力400W） | 機器費の5分の1 | ①戸建住宅 7万円／台 集合住宅 12万円／台 ②戸建住宅 10万円／台 集合住宅 15万円／台 ③戸建住宅 7万円／台 集合住宅 12万円／台 | 停電時発電継続機能付きであること等 |

(7) 家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業

【気候変動対策部地域エネルギー課】

エネルギー需給ひっ迫等の際、節電行動に加えて電力の使用時間帯をシフトするデマンドレスポンスの行動を、小売電気事業者等のシステムを介して都民に浸透させることを目的とし、小売電気事業者等が電力の需給状況に応じて節電要請を行い、節電に応じた家庭等の需要家に上乘せポイント付与等する取組及びそのシステム構築等に対する補助を実施する。申請期間は令和4年度から令和6年度まで（助成金の交付は令和7年度まで）。

図表2-1-16 家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業の概要



(8) 「わが家の環境局長」事業

【気候変動対策部計画課】

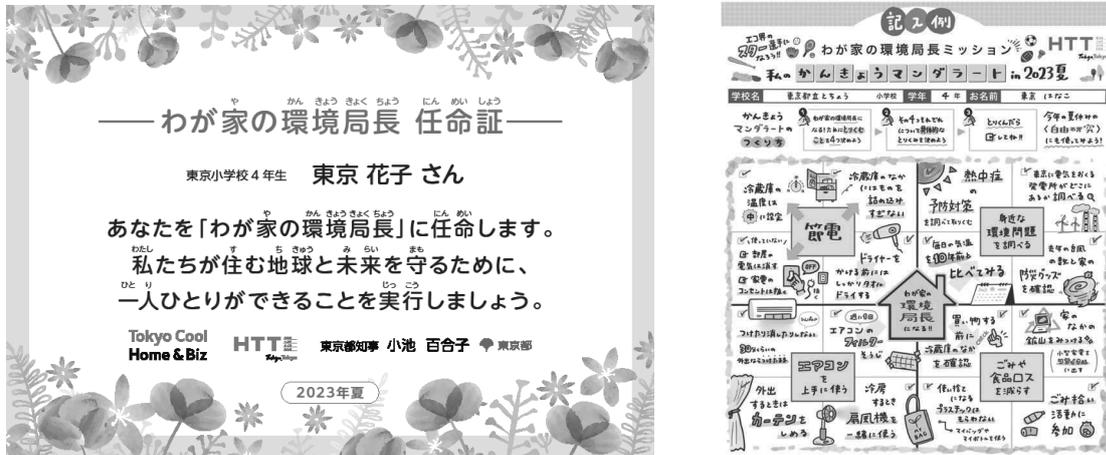
家庭部門対策の一環として、日々の暮らしにおいて様々な環境配慮行動を実践できるよう、小学生を対象として、こどもが環境対策を進めるリーダー（環境局長）になり、家族で楽しみながら具体的なアクションに取り組めるための仕掛けを提供する事業を実施している（令和4年度から開始）。

令和4年度は、特に節電対策に係るわかりやすい情報発信と具体的な行動の実践をめざし、都知事による都内小学校でのHTT特別授業やこどもたちと都知事とがともにHTTアクションを提案しあう「わが家の環境局長サミット」を開催した。

また、夏・冬の各期間においては、自宅で家族と楽しみながら節電対策等に取り組んでもらうことをめざし、クイズに答えながらアクションを実行しビンゴになったらポイントが獲得できるコンテンツをホームページ上で提供した。令和5年度も引き続き、都知事による都内小学校でのHTT特別授業を実施するとともに、こどもたちが夏に向けた環境アクションを自ら考えて実行

する新たなコンテンツの提供や環境問題等を学ぶ親子向けイベントを実施するなど、子供政策連携室や教育庁等と連携しながら、こどもを通じた家庭での環境アクションを推進するための取組を実施していく。

図表2-1-17 わが家の環境局長任命証と「かんきょうマンダラート」



(9) 家庭へのHTTムーブメント普及促進事業 [気候変動対策部地域エネルギー課]

脱炭素化に向けた行動は、中長期的にエネルギーの安定確保にも資するとの観点から、都は、HTT（電力を④へらす ①つくる ①ためる）をキーワードに、都民のエネルギー利用に係る行動変容が加速するよう、節電や太陽光発電設備の普及等を進めるキャンペーンを展開している。

本事業では、都民に対して、テレビCM等各種広報媒体やPRグッズを活用した広報展開を行うことで、電力需給ひっ迫の回避や太陽光発電設備の普及等に向け、HTTの取組の認知度向上及び都民の行動変容を促していく。

第 3 節 環境都市づくりの推進

1 新築建築物に係る環境配慮の推進 [気候変動対策部環境都市づくり課]

(1) ゼロエミッション東京実現に向けた新築建築物に係る制度強化（条例改正）

都内CO₂排出量の約7割は建物でのエネルギー使用に起因している。建築物は一度建てられると数十年にわたって使用されるため、2030年カーボンハーフ、2050年ゼロエミッション東京の実現には、これから新築される建築物への対策強化が極めて重要となる。

都は、令和4年9月に環境基本計画を改正し、同年12月に大規模新築建築物（延床面積2,000㎡以上）を対象とする建築物環境計画書制度の強化と、戸建住宅を含む中小規模建築物（延床面積2,000㎡未満）を対象とする建築物環境報告書制度を新たに創設する条例改正を行った。

(2) 建築物環境計画書制度（平成14年6月施行）

ア 制度化の経緯

東京においては、業務及び家庭部門で消費されるエネルギー量の比率が全体の過半を占めており、気候変動対策を推進するためには、オフィスやマンションなどの建築物において環境負荷の低減を進めることが重要である。

また、東京は、高度成長期前後に建設された多くの建築物の更新期を迎えており、この機を捉えて、新たに建設される建築物を環境に配慮したものにしていくことが重要である。

このため、平成12年12月、環境確保条例の制定により、建築物環境計画書制度を新たな取組として盛り込み、平成14年3月に、「東京都建築物環境配慮指針」（以下「配慮指針」という。）を策定し、同年6月から施行した（延床面積10,000㎡超の建築物を対象）。

その後も、環境確保条例及び同施行規則の一部改正、並びに配慮指針の一部を改正し、①平成17年10月ヒートアイランド対策を環境配慮分野に追加、②平成22年10月対象建築物の拡大（延床面積5,000㎡超を対象）、③平成26年3月エネルギーの使用の合理化等に関する法律の判断基準の改正に対応した省エネ性能基準値等の改正、④平成28年8月建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に対応した評価基準等の改正（平成29年4月施行）、⑤平成31年3月対象建築物の拡大（延床面積2,000㎡以上を対象）、省エネルギー性能評価の最高ランクとなる「ZEB評価」の新設、再エネ電気の受入れ検討義務の導入等、都の2030年目標の達成に向けた更なる制度強化（令和2年4月施行）など、制度の強化を図ってきている（対象建築物：制度開始以来6,589件（令和5年3月末現在））。

さらに、令和4年12月に環境確保条例及び同施行規則の一部を改正し、新築建築物に係る制度強化を図った。

（令和6年4月施行）非住宅用途の省エネルギー性能基準の強化等

（令和7年4月施行）住宅用途への省エネルギー性能基準の追加、再生可能エネルギー利用設備設置基準及び電気自動車充電設備整備基準の制定並びに評価基準の強化・拡充等

イ 制度の概要

延床面積が2,000㎡以上の建築物（以下「特定建築物」という。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）時に、建築物の環境配慮の全体像を示した建築物環境計画書の提出を建築主に義務付け（延床面積が2,000㎡未満の場合も、任意で提出可能）、都が公表することにより、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の醸成と、新たな環境技術の開発を促

進している。

本制度は、建築主に求める環境配慮の措置として、「エネルギーの使用の合理化」、「資源の適正利用」、「自然環境の保全」及び「ヒートアイランド現象の緩和」の4分野を定めている。

非住宅建築物に対しては、省エネルギー性能基準への適合措置を義務付けるとともに、延床面積が10,000㎡超の場合には、「環境性能評価書制度」（令和元年度までは「省エネルギー性能評価書制度」）により、新築建築物等の売買や賃貸借等の相手方に対し、環境性能評価書の交付を義務付けている。

図表2-1-18 環境に配慮すべき事項の概要

| 分 野 | 具体的な配慮すべき事項 |
|---------------|--|
| エネルギーの使用の合理化 | <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の配置、外壁・屋根の断熱、窓部の日射遮へい及び断熱等 ○自然採光や通風、太陽光発電、太陽光集熱器等、再生可能エネルギーの利用 ○省エネルギーシステム ○地域冷暖房等 ○効率的な運用の仕組み |
| 資源の適正利用 | <ul style="list-style-type: none"> ○エコマテリアル ○断熱材用発泡剤、空調用冷媒等のノンフロン化 ○長寿命化等 ○雑用水利用（雨水利用を含む。） |
| 自然環境の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ○雨水浸透 ○敷地・建築物上の緑の量と質の確保及び生態系への配慮 |
| ヒートアイランド現象の緩和 | <ul style="list-style-type: none"> ○建築設備からの人工排熱対策 ○保水性被覆材、高反射率被覆材、緑化、水面による被覆の改善 ○風環境への配慮 ○EV及びPHV用の充電設備の設置 |

ウ 主な特色

- (ア) 誘導的な手法による建築主の自主的な取組の促進
- (イ) 建築物の環境配慮状況の都による公表
- (ウ) 建築物の環境配慮の視点を先駆的に盛り込んだ制度
- (エ) 環境配慮の取組を段階評価
- (オ) 建築主自身が環境配慮の取組を配慮指針に基づいて自己評価

エ 手続の主な流れ

- (ア) 知事は、科学的知見等を勘案して、特定建築物を設計する際に特定建築物の新築等を行う者（以下「特定建築主」という。）が配慮すべき事項や特定建築物に係る環境配慮の取組状況の評価方法を定めた配慮指針を制定し、その内容を公表する。
- (イ) 特定建築主は、配慮指針に基づいて、省エネルギーや省資源、緑化等の環境配慮の取組状況や再生可能エネルギー利用設備の導入検討状況等を記載した建築物環境計画書を作成し、建築確認申請等の日までに、知事に提出する。

(ウ) 特定建築主は、同計画書の主要事項を変更しようとする場合には、変更の届出を行う。

また、工事が完了したときは、計画事項の実施結果を含めた工事完了の届出を行う。

(エ) 知事は、建築物環境計画書、変更届及び完了届の提出を受けたときは、その概要や詳細事項等を環境局のホームページへの掲載や窓口における閲覧の方法により公表する。

(3) マンション環境性能表示制度

ア 制度化の経緯

建築物環境計画書の対象となる特定建築物のうち、その約半数を共同住宅（マンション）が占めている。マンションの環境性能に関する情報提供を行い、購入しようとする人に選択肢を示し、環境に配慮したマンションが評価される市場を形成していくことが重要である。

このため、平成17年3月に環境確保条例を改正し、マンション環境性能表示制度を創設した（平成17年10月施行）。

平成20年3月の環境審議会答申を受けマンション環境性能表示制度についても対象の拡大を図り平成20年7月に環境確保条例の一部を改正した。これにより、対象規模を中規模マンションへ拡大するほか、それまでは分譲マンションを対象としていたものを賃貸マンションまで対象とするとともに、太陽光発電や太陽熱利用についても評価をし、表示を行うこととした。

令和2年4月からは、建築物環境計画書の対象拡大に伴い、マンション環境性能表示制度の対象も拡大した。

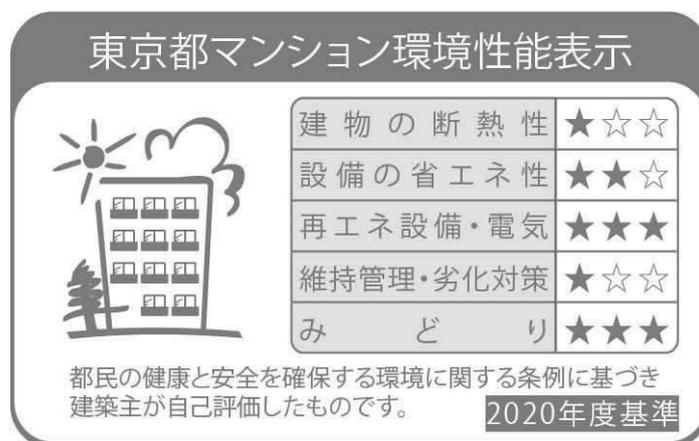
イ 制度の概要

本制度は、建築物環境計画書の対象となる延床面積が2,000㎡以上の住宅又は住宅部分が2,000㎡以上の複合建築物の新築等において、その販売や賃貸の広告（新聞、折り込みチラシ等）にマンションの環境性能を示したラベル（標章）の表示を義務付けるものである。

このラベル（標章）では、「建物の断熱性」、「設備の省エネ性」、「再エネ設備・電気」、「維持管理・劣化対策」及び「みどり」の5項目について、星印（★）で三段階の評価を表示する。

表示届出件数累計：1,859件（令和5年3月末現在）

図表2-1-19 東京都マンション環境性能表示（ラベル）



(4) 建築物環境報告書制度（令和7年4月施行）

ア 制度化の経緯

令和2年度の都内の部門別エネルギー消費量は、コロナ禍による在宅時間の増加等により、家庭部門が平成12年度比で唯一増加している。

また、都内における太陽光発電設備の設置量は年々増加している一方、住宅屋根等への設置は約4%（令和元年度調査）と限定的であり、都内には大きなポテンシャルが存在している状況である。東京において地産地消のエネルギー源でもある再生可能エネルギー導入の最大化を図るためには、建築物が多い大都市東京ならではの強みである“屋根”を最大限活用することが重要である。

このため、令和4年12月に環境確保条例を改正し、中小規模特定建築物へ太陽光発電設備の設置等を義務付ける新たな制度を創設した。この制度の創設は、令和12年までに新築戸建住宅の6割に太陽光パネルの設置を目指す国の目標とも軌を一にするものである。

イ 制度の概要

中小規模特定建築物を都内において年間に延床面積の合計で20,000㎡以上供給する建物供給事業者に対して、供給する建築物における省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準及び電気自動車充電設備整備基準の順守と、当該基準への適合状況等を記載した建築物環境報告書の知事への提出等を義務付けている（毎年度9月末日までに提出）。

ウ 主な特色

(7) 各基準の概要

a 省エネルギー性能基準

建築物の断熱及び省エネルギー性能について、国が定める住宅トップランナー基準等に適合することを義務付けている。

b 再生可能エネルギー利用設備設置基準

供給する建築物1棟ごとではなく、建物供給事業者単位で一定容量の再エネ設備の設置を義務付けている。そのため、事業者は日照等の立地条件や住宅の形状等を考慮し、年間に供給する建築物全体で基準に適合すればよい仕組みとしている。基準となる設置容量は、供給する建築物のうち設置可能な棟数に、地域ごとの係数（以下「算定基準率」という。）及び棟当たり基準量（2kW）を乗じて算定する。設置可能棟数は、供給する建築物の棟数から屋根面積が20㎡未満である等の太陽光発電設備の設置が難しい建築物を除外することができる。

また、算定基準率は、都内を3地域に区分して設定し、地域ごとの日照条件等を反映できる仕組みとしている。

c 電気自動車充電設備整備基準

駐車場を有する建築物において、電気自動車充電設備用の配管等や普通充電設備の整備を義務付けている。

(4) 環境性能の説明

中小規模特定建築物の建築主又は購入若しくは賃借しようとする者（以下「購入者等」という。）が、当該建築物における環境性能を理解し、環境負荷低減に努めるため、制度対象の建物供給事業者に対し、当該建築物の環境性能を購入者等へ説明することを義務付けている。

(ウ) 誘導すべき基準への適合（努力義務）

より環境性能の高い建築物の供給を誘導していくため、(7) aからcまでの3つの基準について、それぞれ誘導すべき基準を設け、制度対象の建物供給事業者に対し、当該基準への適合に努めるよう求めている。

(I) 環境配慮措置（努力義務）

制度対象の建物供給事業者に対し、当該建築物及び敷地における4つの分野（図表2-1-18に示す4分野）の環境配慮について、配慮指針に基づき必要な措置を講じ、環境への負荷低減に努めるよう求めている。

(II) 制度への任意参加及び建築物環境報告書の任意提出

制度対象ではない建物供給事業者が本制度に任意参加できる仕組みや、建築物環境報告書を提出することができる仕組みを設けている。任意参加した事業者には、省エネルギー性能基準への適合等、制度対象の建物供給事業者と同様の義務付けを行う。

(5) 建築物環境報告書制度推進事業

建築物環境報告書制度（以下「本制度」という。）の施行を確実なものとするため、次の助成金事業を実施する。

ア 環境性能向上支援事業

本制度に対応した環境性能の高い住宅モデルの開発及び改良等に関する取組に対して、その経費の一部を助成する。申請期間は令和4年度から令和6年度まで（交付期間は令和5年度から令和7年度まで）。

図表2-1-20 環境性能向上支援事業の助成対象等

| | ① | ② |
|----------------|--|---|
| 助成対象者 | 特定供給事業者（※）として令和7年度から本制度に参加することを助成金申請時に誓約するハウスメーカー・ビルダー等 | 左記の事業者のうち、①を活用しない中小企業者等 |
| 助成率 (助成上限額) | 2分の1 (事業期間が12か月以内：1億円、 事業期間が13か月以上：2億円) | 3分の2 (事業期間が12か月以内：3,000万円、 事業期間が13か月以上：6,000万円) |
| 事業期間 | 令和7年3月末までの間で、開発期間・販売開始時期に応じて各申請者が設定 | |
| 助成対象 | 本制度の義務基準等を満たす住宅等の商品ラインナップを新規に開発・改良し、並びに都民に供給（市場投入）し、及び性能の説明を行う体制を整える取組 | |

（※）都内における年間供給延べ面積が合計20,000㎡以上の事業者又は年間供給延べ面積が合計5,000㎡以上（5,000㎡未満の事業者複数によるグループも可）で事前申請を行い知事から承認を受けた事業者

イ 設計・施工技術向上支援事業

本制度に対応した住宅の設計・施工技術向上に関する取組に対して、その経費の一部を助成する。申請期間は令和4年度から令和6年度まで（交付期間は令和5年度から令和7年度まで）。

図表2-1-21 設計・施工技術向上支援事業の助成対象等

| | |
|----------------|---|
| 助成対象者 | 都内に本店又は支店を有し、都内の新築住宅等で床面積が2,000㎡未満のものを供給した実績を有する建物供給事業者のうち、中小企業者等に該当する者 |
| 助成率 (助成上限額) | 3分の2 (事業期間が12か月以内：100万円、事業期間が13か月以上：200万円) |
| 事業期間 | 令和7年3月末までの間で、技術向上等に要する期間に応じて各申請者が設定 |
| 助成対象 | 自社又は提携他社と連携した取組による義務基準等又は誘導基準等を上回る中小規模特定建築物等の設計及び施工に係る技術向上に資する取組 |

ウ 特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業

本制度に参加する事業者による太陽光発電システム、蓄電池システム及びV2Hの設置に対して、その経費の一部を一括で助成する。申請期間は令和5年度から令和9年度まで（交付期間は令和5年度から令和11年度まで）。

図表2-1-22 特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業の助成対象等

| | |
|--------|---|
| 助成対象者 | 次の（１）及び（２）に該当するもの （１）助成金の交付対象となる機器（以下「助成対象機器」という。）を設置する特定供給事業者等 （２）本助成金の交付を申請する際に、建築物環境報告書制度を踏まえた事業計画を提出し、令和7年度以降に建築物環境報告書制度に参加することを誓約する者 |
| 事業期間 | ・本事業の助成金交付申請の募集： 令和5年度から令和9年度まで ・本事業の助成金の交付： 令和5年度から令和11年度まで |
| 助成対象機器 | ・本事業実施要綱に掲げる要件を満たす太陽光発電システム、機能性PV、太陽電池の架台、蓄電池システム、V2H |

図表2-1-23 特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業の助成額等

| 助成内容 | 助成率・額 |
|--|---|
| 太陽光発電設備 | 12万円/kW(上限36万円、3.6kW以下) 10万円/kW(3.6kW超50kW未満) |
| 機能性PV上乗せ | 5万円(又は2万円)/kW(50kW未満) |
| 陸屋根のマンション等への架台設置上乗せ | 架台の設置経費を対象に上限20万円/kW(50kW未満) |
| 蓄電池 ※蓄電池システムの機器費が蓄電容量1kWh当たり20万円以下であること | 機器費、材料費及び工事費の4分の3 (上限19万円/kWhかつ95万円/戸、6.34kWh未満の場合) 機器費、材料費及び工事費の4分の3 (上限15万円/kWhかつ120万円/戸、6.34kWh以上の場合) ※4kW超の太陽光発電設備と併せて設置する場合は、 上限15万円/kWhかつ設置する太陽光発電設備の 発電出力×30万円/戸 |
| V2H | 機器費等の2分の1(上限50万円) |
| V2H(太陽光発電設備を設置し、ZEVを所有する場合) | 機器費等の10分の10(上限100万円) |

(6) 建築物環境報告書制度に係る普及啓発等

建築物環境報告書制度（以下「本制度」という。）に係る都民・事業者の理解促進と建築物脱炭素化に向けた意識醸成を図るため、世代に応じ様々なコンテンツを活用した情報発信（専用ポータルサイトの運営、啓発イベント・シンポジウムの開催、WEB・SNS等でのプロモーション、広報動画・啓発資材の作製、公共交通機関・メディアを活用した広報等）を行うなど、あらゆる層への多面的な広報活動を展開する。

また、本制度の円滑な施行と都内住宅環境性能の更なる底上げに向けて、制度施行に先駆け制度適合を図り、都と連携して環境性能の高い住宅の普及促進の取組を牽引する意欲的な企業を対象に、表彰制度を創設する。

さらに、都民・事業者等からの相談（本制度に係る制度概要等の説明、太陽光発電設備に関する相談等）を受け付ける相談窓口を設置・運営するとともに、太陽光発電設備のライフサイクルに応じたきめ細やかな支援を行うため、都民・事業者等を対象としたセミナー開催や、地域団体

等からの要請に基づいた講師派遣等を行う。

2 地域におけるエネルギー有効利用とエネルギーマネジメント等の推進

(1) 地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度

[気候変動対策部地域エネルギー課]

ア 目的

東京は都心部を中心に活発な都市開発が進んでいる。大規模な開発により、一定の地域で大量かつ高密度なエネルギー需要が生じている。そこで、大規模開発において計画策定の早い段階でのエネルギーの有効利用の推進及び地域冷暖房区域のエネルギー効率の向上を図り、環境負荷の少ない省エネルギー低炭素型の都市づくりを推進していく。

イ 概要

(7) 大規模開発におけるエネルギーの有効利用の推進

対象は、一の区域において1又は2以上の建築物の新築等を行う事業で、新築等をする全ての建築物の延べ面積の合計が50,000㎡を超える開発事業（特定開発事業）において、開発計画の早い段階から、次の項目についての検討を求める。

- a 新築建築物の省エネルギー性能目標値の設定
- b 未利用エネルギー、再生可能エネルギーの導入検討
- c 地域冷暖房の導入検討

(4) 地域冷暖房区域のエネルギー効率の向上

地域冷暖房区域について、指定基準を定め、東京都が指定基準の適合を認めること等により、区域の指定を行う。

また、地域冷暖房区域に指定された区域は、毎年度、地域エネルギー供給実績報告書を作成、提出し、都は、その報告内容に対し、エネルギー効率を評価し、公表している。

ウ 地域冷暖房区域の現況

令和5年3月末現在、92区域、約1,483haを地域冷暖房区域に指定し、85区域で熱供給を実施している。

地域冷暖房の施設には、窒素酸化物の排出濃度や省エネルギー性能に関して一定以上の基準を求め、NO_x濃度の低減やCO₂の排出量抑制に寄与している。

また、地域冷暖房の熱源として、下水や河川水の熱や清掃工場、下水汚泥焼却施設の排熱などの未利用エネルギー及び再生可能エネルギーを有効に利用することにより、一次エネルギー使用量の削減に効果を上げている。

図表2-1-24 未利用エネルギー及び再生可能エネルギーを活用した地域冷暖房区域一覧

| 未利用エネルギー及び再生可能エネルギーの種類 | 地域冷暖房区域の名称 |
|------------------------|-----------------|
| ごみ焼却排熱 | 品川八潮、光が丘、臨海副都心 |
| 下水汚泥焼却排熱 | 新砂三丁目 |
| 下水の熱 | 大手町、後楽一丁目、新砂三丁目 |
| 河川水熱 | 箱崎 |
| 変電所排熱 | 新川 |
| 地中熱 | 押上・業平橋 |

| | |
|-------|-----------------|
| ガス圧力差 | 豊洲六丁目 |
| 太陽熱 | 新砂三丁目、田町駅東口北、竹芝 |

令和4年12月に、エネルギーの有効利用というこれまでの枠を超え、エネルギーの脱炭素化、エネルギーマネジメントの高度化、資源・生物多様性や適応策・レジリエンスなど脱炭素化に資する多面的な取組を誘導する条例改正を行った（令和6年4月施行）。

(2) 地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業 [気候変動対策部地域エネルギー課]

「2030年カーボンハーフ」、「2050年CO₂排出実質ゼロ」の実現に向け、ゼロエミッション地区の形成を確実にするため、その地域のエネルギー供給を担う熱供給事業の対策として、熱供給事業における高効率熱源機器の導入に対する補助を行う。申請期間は、令和5年度から令和6年度まで（助成金の交付は令和7年度まで）。

なお、導入する熱源機器の動力源に再生可能エネルギーを求めることにより、熱の供給時における脱炭素化を推進する。

図表2-1-25 地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業の補助対象等

| 補助対象機器 | 補助額 | 条件 |
|------------|------------------------------|--|
| 高効率の電動熱源機器 | 対象機器の導入に要する経費の2分の1以内（上限額2億円） | ○対象機器に用いる電力を再生可能エネルギーとすること ○地域熱供給事業における需給の最適化に資するエネルギーマネジメントを実施すること 等 |

(3) 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）（区市町村向け） [気候変動対策部地域エネルギー課]

* 事業者向け補助は産業労働局で所管。区市町村向け補助（環境局所管）も、産業労働局で事業執行事業所等における低炭素化とレジリエンス機能向上を図るため、業務・産業用燃料電池を導入する区市町村に対して、設置に対する補助を行う。申請期間は令和3年度から令和7年度まで（助成金の交付は令和7年度まで）。

図表2-1-26 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）の補助対象等

| 補助対象 | 補助額 | 条件 |
|------------|---|-------------------------------------|
| 業務・産業用燃料電池 | 3分の2 * 定格発電出力 (5kW超* 上限額3億3,300万円 1.5kW超～5kW以下* 上限額1,300万円) | 設置した設備を活用し、水素エネルギーに関する普及啓発を実施すること 等 |

※ 国補助併給時には、国補助を控除

(4) 再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業（区市町村向け）

[気候変動対策部地域エネルギー課]

* 事業者向け補助は産業労働局で所管。区市町村向け補助（環境局所管）も、産業労働局で事業執行

脱炭素社会実現の柱となる再生可能エネルギー由来水素の活用を促進するため、区市町村による設備の導入を促進する。申請期間は令和3年度から令和7年度まで（助成金の交付は令和7年度まで）。

図表2-1-27 再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業の補助対象等

| 補助対象 | 補助額 | 条件 |
|-------------------|--|--|
| 再生可能エネルギー由来水素活用設備 | 設備設置に要する経費の2分の1 (水素製造能力5Nm ³ /時間超 上限額 3億7,000万円 水素製造能力5Nm ³ /時間以下 上限額 1億円) | 設置した設備を活用し、再生可能エネルギー由来水素に関する普及啓発を実施すること等 |
| 純水素型燃料電池 | 3分の2 *定格発電出力 (3.5kW超* 上限額 8,700万円 3.5kW以下* 上限額 1,600万円) | |
| 水素燃料ボイラー | 3分の2 *相当蒸発量 (1,000kg/時間超* 上限額4,500万円 1,000kg/時間以下* 上限額3,500万円) | |

※ 国補助併給時には、国補助を控除

(5) 省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する研修

[気候変動対策部計画課・地域エネルギー課]

東日本大震災以降、電力需給両面にわたる対策が求められ、自治体の環境行政に携わる職員においても、発電設備等創エネルギーやEMS（エネルギーマネジメントシステム）、施設の省エネルギー対策、再生可能エネルギーなどに関する知識を求められる業務が増えてきている。エネルギー政策の企画・立案・実施、エネルギー設備の営繕等に携わる区市町村の職員に対し、エネルギー施策推進に必要な知識習得に資する幅広い研修を実施し、能力向上・人材育成を図る。

3 ヒートアイランド対策

[気候変動対策部環境都市づくり課]

(1) ヒートアイランド現象の現状

ヒートアイランド現象とは、都市部にできる局地的な高温域のことで、郊外に比べ都心部ほど気温が高く、等温線が都心部を囲む島のような形になることからこの名前が付いている。

東京の年平均気温は、過去100年で約3℃の上昇がみられ、都市化の影響が比較的少ないとみられる都市の年平均気温が1.5℃上昇していることに比べて大きな上昇幅となっている。

ヒートアイランド現象の進展により、気温の上昇による生活上の不快感や熱中症等の健康への被害の増大、感染症を媒介する蚊の越冬による生態系の変化といったことが懸念されている。

ヒートアイランド現象の原因としては、緑地や水面の減少、建物や道路舗装面の増大など地表面被覆の人工化、建物や自動車などからの排熱の増加などが挙げられ、地球温暖化の影響と相まって、東京の市街地においては、「ヒートアイランド化」の傾向が顕著に現れている。

(2) これまでの取組

都では、庁内各局及び区市町村が協力して、遮熱性舗装、保水性舗装の整備、河川緑化、街路樹再生、公園・広場整備、屋上緑化、壁面緑化、散水・打ち水、校庭芝生化等の幅広い対策を展開している。

また、キャップ・アンド・トレード制度や地球温暖化対策報告書制度、建築物環境計画書制度

などの各種取組による気候変動対策は、温室効果ガスとともに空調使用等に伴う都市排熱を削減し、ヒートアイランド現象の緩和にも寄与している。

こうした取組に加え、微細ミストなどの設置によるクールスポットの創出に対する支援を平成27年度から実施し、令和2年度末までに都内各所で合計56か所のクールスポットを整備するとともに、都営バス停留所に導入した微細ミストの稼働・検証、「夏の暑さ対策の手引」等を活用した暑さ対策の手法等の発信を行っている。

また、打ち水が東京のおもてなしとして定着することを目指し、「打ち水日和」と銘打った打ち水イベントの開催及び広報展開を実施するなど、多様な主体による取組を促進してきた。

平成29年度からは、東京2020大会競技会場等の周辺で現に観光客等が多く集まる地域における暑さ対策を推進し、平成29年度に中央区及び調布市、平成30年度に千代田区及び港区、令和元年度に台東区、江東区、世田谷区及び渋谷区の合計8地域において暑さ対策設備の整備を通じクールエリアを創出した。

令和3年度からは区市町村と連携しクールスポットの創出を促進することで、都民や観光客等が涼しさを感じる場所を増やしていくとともに、令和4年度は家庭やイベント等幅広く打ち水の実施を呼びかけ、取組を推進した。

(3) 今後の施策展開

都はこれまでも、各種取組を継続的に実施してきたが、ヒートアイランド現象は継続しており、夏季の熱中症患者も多数発生している。今後も打ち水に関する広報展開や、区市町村と連携した暑さ対策などを通して、打ち水の更なる定着と暑さ対策の気運醸成を図る。

第 4 節 再生可能エネルギーの導入拡大

1 再生可能エネルギーの利用拡大

東京は、電力の大消費地としての責務を踏まえ、一層の省エネ・節電とともに、化石燃料から再生可能エネルギーなど脱炭素エネルギーへの転換が必須である。

再生可能エネルギーの基幹エネルギー化を実現するため、令和3（2021）年3月に策定した「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」において、令和12（2030）年に再生可能エネルギーによる電力の利用割合を50%程度まで高めることを目標に掲げ、都民や事業者の再生可能エネルギーの設備導入と利用の両面での取組を積み重ねながら、令和32（2050）年の「使用エネルギーの100%脱炭素化」を目指していく。

また、深刻化する気候危機の回避やエネルギーの安定供給に向けては、可及的速やかに再生可能エネルギーの大量導入を進めていくことが不可欠であることから、令和5年6月、再生可能エネルギーの社会実装を加速することを目的として、都が推進する効果的かつ戦略的取組への助言を行う専門家ネットワーク「東京都再エネ実装専門家ボード」を設置した。今後、様々な分野の専門家・実務家等から助言をいただき、実効性のある再エネ社会実装を推進していく。

(1) 太陽エネルギー利用拡大プロジェクト [気候変動対策部家庭エネルギー対策課]

太陽光発電は、都及び国の補助事業や平成24年7月に開始された固定価格買取制度により、飛躍的に導入が拡大したことに伴い、平成23年度から令和4年度までで設置費用が約4割強低下し、かつて導入の阻害要因であった初期負担の問題は大きく改善している。

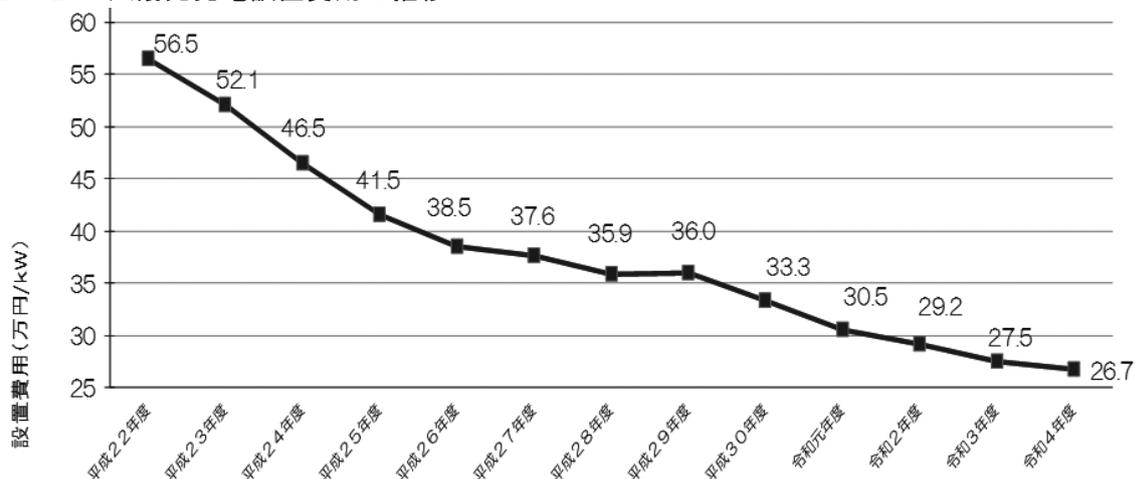
また、太陽熱利用は、家庭のエネルギー需要の約半分を占める熱を直接供給できること、エネルギー変換効率が太陽光発電より高い（太陽光発電の変換効率が15～20%程度であるのに対し、太陽熱利用の変換効率は40～60%程度）ことなど利点もある。

このような状況変化を踏まえて、「ソーラー屋根台帳」等（※）を活用しながら、区市町村等と連携して都内の建物への太陽エネルギーの利用拡大を図る。

また、公益財団法人東京都環境公社では、多様な相談に応じられる窓口を設置し、太陽エネルギー利用機器の設置を検討している都民の不安や疑問の解消に取り組んでいる。

（※）「ソーラー屋根台帳」とは、建物ごとに予測される日射量を分析し、太陽光発電等への適合度、設置可能システム容量（推定）、予測発電量等を表示するWEBマップである。

図表2-1-28 太陽光発電設置費用の推移



※平成22年度から平成26年度までのデータは太陽光発電普及拡大センター資料、平成27年度以降のデータは、調達価格等算定委員会の「令和5年度以降の調達価格等に関する意見（令和5年2月8日）」による。

図表2-1-29 「屋根ぢから」メインキャラクター「やねぢからくん」



(2) 地産地消型再エネ増強プロジェクト（区市町村向け）

[気候変動対策部地域エネルギー課]

* 事業者向け補助は産業労働局で所管

平成24年度に固定価格買取制度が開始されて以降、太陽光発電設備などを中心に再生可能エネルギーの導入設備容量は一定程度増加してきた。一方、系統負荷の軽減や地域防災力の向上などにも資する自家消費型の再生可能エネルギーの導入拡大も重要である。

そこで、平成28年度から固定価格買取制度の対象によらない地産地消型の再生可能エネルギー設備を都内に導入する事業者に対し、経費の一部を補助する事業を開始した。令和2年度からは自営線等によって、再エネ設備から離れた需要地で消費する事業も対象に加えた新たな事業を開始した。令和4年度からは区市町村及び都内に環境価値を還元することを条件に都外（東京電力管内）へ設置する再エネ発電等設備も対象に加えることで、再生可能エネルギーの導入を後押しし、その利用割合を高めていく。申請期間は令和2年度から令和5年度まで（助成金の交付は令和6年度まで）。

図表2-1-30 地産地消型再エネ増強プロジェクトの補助対象等

| 補助対象機器 | 補助額 | 条件 |
|--|--------------------------------------|---|
| 都内及び都外（東京電力管内）に設置する再生可能エネルギーを利用した発電等設備 都内に設置する再生可能エネルギーを利用した熱利用設備 | 区市町村の場合、システムの導入に要する経費の3分の2以内（上限額1億円） | <ul style="list-style-type: none"> ・固定価格買取制度の対象外の自家消費型の設備であること ・再生可能エネルギー設備、蓄電池の普及啓発に協力すること ・導入費及び工事に係る資料を提供すること 等 |

(3) 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業 [気候変動対策部地域エネルギー課]

リース、電力販売、屋根借り、自己所有モデル等によって住宅所有者の初期費用ゼロで太陽光発電等を設置する事業者に対し、設置費用を助成する。助成金はサービス利用料の低減等を通じて住宅所有者に還元することで、太陽光発電のコストメリットを高めるとともに、非常用電源の確保にも寄与する。事業者によって適切にメンテナンスがされることで、安定的に発電が継続される。申請期間は令和4年度から令和9年度まで（助成金の交付は令和11年度まで）。

図表2-1-31 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業の補助対象等

| 補助対象機器 | 補助額 | 条件 |
|---------------|--|--|
| 太陽光発電（3kW以下）※ | 【新築】 15万円/kW 【既存】 18万円/kW | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅所有者の負担する初期費用がゼロであること（工事費のみ住宅所有者が負担する事業プランは初期費用ゼロを含む） ・助成金はサービス利用料の低減等を通じて住宅所有者に還元すること ・契約期間中の修理サービスが付帯されていること 等 |
| 太陽光発電（3kW超） | 【新築】 10万円/kW （3kWを超え3.6kW以下の場合 は一律36万円） 【既存】 12万円/kW （3kWを超え3.75kW以下 の場合一律45万円） | |
| 蓄電池（5kWh未満） | 19万円/kWh | |
| 蓄電池（5kWh以上） | 15万円/kWh （5kWh以上6.34kWh未満 の場合一律95万円） | |

※低容量の初期ゼロサービスの普及促進のため、3kW以下の太陽光発電の助成単価を他の補助制度より増額

(4) 太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業 [気候変動対策部家庭エネルギー対策課]

太陽光発電設備及び蓄電池の購入希望者を募り、共同購入によるスケールメリットにより購入価格の低減を実現する事業を実施する。

(5) 再生可能エネルギーグループ購入事業 [気候変動対策部家庭エネルギー対策課]

再エネ電力の購入希望者を募り、一括して購入電力の切替えを図ることで、スケールメリットによる価格低減を実現し、都民の再エネ利用を促すキャンペーンを九都県市と連携して実施している。

令和4年度は、電力調達価格の先行き不透明により、小売電気事業者の参加が見込めないため事業の実施を見送った。令和5年度も電力調達価格の先行きが不透明な状況が継続しているため、九都県市と連携し電力市場の情報収集を行い、実施可能性を検討する。

(6) 集合住宅における再エネ電気導入先行実装事業 [気候変動対策部家庭エネルギー対策課]

集合住宅における建物全体の再エネ化を推進するため、高圧一括受電による再エネ100%電気

の導入を条件に、受変電設備の設置等に係る経費を助成するとともに、併せて設置される太陽光発電設備に対して設置費用を助成する。

図表2-1-32 集合住宅における再エネ電気導入先行実装事業の補助対象等

| 補助対象 | | 補助率 | 要件 |
|----------------|------|----------------------|--|
| 受変電設備等※ | | 10万円／戸（上限 1,000万円／棟） | ・クール・ネット東京にて登録された高圧一括受電事業者が提供するサービスに係る設備であること ・電気事業法の規定に基づく自家用電気工作物の基準に適合する受変電設備であること 等 |
| 太陽光発電設備 | 既存住宅 | 24万円／kW（上限 50kW未満） | 助成対象となる高圧一括受電契約が締結される集合住宅に導入される設備であること 等 |
| | 新築住宅 | 10万円／kW（上限 50kW未満） | |
| 太陽光発電設備架台工事上乘せ | | 20万円／kW（上限 50kW未満） | 集合住宅の陸屋根への施工に限る 等 |
| 太陽光発電設備設置時防水工事 | | 18万円／kW（上限 50kW未満） | 既存集合住宅の陸屋根への施工に限る 等 |

※ 助成金は高圧一括受電事業者に支払われ、利用者に還元される。

(7) 都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業

[気候変動対策部計画課・地域エネルギー課]

* 事業者向け補助は産業労働局で所管

都有施設の再エネ電力100%化に向け、島しょ地域における設置可能な都有施設に太陽光発電設備と蓄電池の設置を促進していく。

また、島しょ地域の町村公共施設、住宅等に対しては、太陽光発電設備・蓄電池の導入に係る経費の一部を補助する。申請期間は令和4年度から令和5年度まで（助成金の交付は令和6年度まで）。

図表2-1-33 都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業の補助対象等

| 補助対象機器 | 補助額 | 条件 |
|----------------------------------|----------------------------------|--|
| 島しょ地域の町村公共施設、住宅等に設置する太陽光発電設備・蓄電池 | システムの導入に要する経費の4分の3以内 （上限額1億円） | ・系統負荷軽減に資すること ・発電により得られる環境価値を都に帰属すること 等 |

(8) 小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業

[気候変動対策部計画課]

家庭等の再生可能エネルギー供給を拡大するため、需要家による電源開発（オフサイトPPA等）ではなく、小売電気事業者による再生可能エネルギー発電設備の開発を支援する。

開発事例を創出するだけでなく、積極的な公表を行うことで、他の小売電気事業者による再生可能エネルギー電源開発への波及効果も狙う。

また、設備の規模に応じた、設置地域への配慮や地域貢献を求める。

図表2-1-34 小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業の補助対象経費等

| 補助対象経費 | | 補助率及び補助額 |
|--------|---|--|
| 設計費 | 助成対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費 | 助成対象経費の2分の1の額（消費税及び地方消費税相当分を除く。） 上限：2億円 |
| 設備費 | 助成対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な経費（ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。） | |
| 工事費 | 助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費 | |

(9) ペロブスカイト太陽電池の実用化に向けた共同研究

[気候変動対策部計画課]

都は、国産技術であるペロブスカイト太陽電池の実用化に向けて積水化学工業株式会社と、令和4年12月1日に協定を締結し、共同研究を開始した。令和5年5月24日に国内初となる下水道施設へのフィルム型ペロブスカイト太陽電池の設置を完了し、国内最大規模の検証を開始した。

この共同研究を通じて、再生可能エネルギーの導入拡大につながる新技術の社会実装に向けた取組を後押しする。

ペロブスカイト太陽電池の検証概要は、以下のとおり。

ア 設置場所

森ヶ崎水再生センター 水処理施設の反応槽カバー上部

イ ペロブスカイト太陽電池の枚数、設置面積、定格出力

大きさの異なる電池3種類×3枚、約9㎡、約1kW

ウ 主な実施内容

発電効率の測定や耐腐食性能等を検証

エ 協定期間

令和4年12月1日から令和7年12月1日まで

(10) 屋内におけるペロブスカイト太陽電池の有効性実証事業

[気候変動対策部計画課]

都は、令和5年6月19日に、東京都、株式会社エネコートテクノロジーズ、株式会社マクニカの三者による「屋内におけるペロブスカイト太陽電池の有効性実証事業に関する協定」を締結し、令和5年7月25日に執務室内での計測を開始した。

この実証事業を通じて、屋内での再生可能エネルギーの導入拡大につながる新技術の社会実装に向けた取組を後押しする。実証事業の概要は、以下のとおり。

ア 設置場所

東京都庁第二本庁舎 環境局 執務室内

イ 主な実施内容

ペロブスカイト太陽電池を活用したIoTセンサーを5台設置し、屋内のCO2濃度・温湿度・照度を計測。その際の、ペロブスカイト太陽電池の発電性能、耐久性、測定精度への

影響等を検証

ウ 協定期間

令和5年6月19日から令和6年5月31日まで

(11) 都市型太陽電池による創電・蓄電の強化推進事業

[気候変動対策部計画課]

都は、国立大学法人電気通信大学と連携・協働し、再生可能エネルギーの更なる利用拡大への寄与が期待される新たな技術である円筒形太陽電池の社会実装に向けた取組を促進する。具体的には、電気通信大学が行う研究調査、連携調整に要する経費の支援や、研究調査の実施に当たっての都有施設等の優先的な提供を行うとともに、研究成果等を活かして、都が電気通信大学と連携して行う事業を実施する。

なお、本事業は令和4年度大学研究者による事業提案制度において選定された事業である。

図表2-1-35 都市型太陽電池による創電・蓄電の強化推進事業の負担額等

| 対象 | 負担額 | 対象期間 |
|-----------------------------|---------------|--------------------|
| 電気通信大学が行う研究調査、連携調整に要する経費の支援 | (上限額) 3,000万円 | 令和5年度から 令和7年度まで |
| 都が電気通信大学と連携して行う事業 | (上限額) 2億円 | 令和6年度から 令和7年度まで |

2 エネルギー供給事業者対策

[気候変動対策部計画課]

平成12年度から電力小売の自由化が段階的に始まり、平成28年度には、一般家庭等も対象とした小売全面自由化が開始された。これにより全ての電力消費者は電力会社や料金メニューを自由に選択することができるようになっている。

電気の環境性の向上を促すとともに、消費者が環境に配慮した電気を選択しやすくするため、平成17年3月の環境確保条例の改正により、都内へ電気を供給する小売電気事業者等に対しCO₂排出係数や再生可能エネルギー利用量等の目標及び実績を記載した計画書及び報告書の提出及び公表を義務付けるエネルギー環境計画書制度を導入し、運用している(令和4年度対象事業者は280事業者)。

令和4年12月に、再生可能エネルギーの電源構成、属性の掲載や供給条件の多様化等について、新たに報告及び公表の対象とする条例改正を行った(令和6年4月施行)。

第 5 節 ゼロエミッションビークル（ZEV）の普及促進

1 ゼロエミッションビークルの普及促進

都は、ゼロエミッション東京の実現を目指した取組を進めており、自動車についても、走行時にCO₂を排出しないゼロエミッションビークルの普及が重要である。平成30年5月に開催した国際会議「きれいな空と都市 東京フォーラム」において知事は、令和12（2030）年の都内の乗用車新車販売に占めるゼロエミッションビークルの割合を50%まで高めるとの目標を掲げた。

さらに都は、令和元年12月の「ゼロエミッション東京戦略」及びその個別プログラムである「ZEV普及プログラム」において、上記の目標に加えて、令和12（2030）年までに小型路線バスの新車販売原則ZEV化、ゼロエミッションバスの導入300台以上等の目標を掲げ、続いて令和3年3月の「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」においては、都内で新車販売される乗用車を令和12（2030）年までに、二輪車を令和17（2035）年までに100%非ガソリン化する目標を掲げた。

そして、令和5年1月の『未来の東京』戦略 version up 2023』においては、令和12（2030）年までに都内の集合住宅に電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用充電器を6万基設置する目標を掲げた。これらの目標の達成に向け、ゼロエミッションビークルの普及を加速させるための施策等を進めていく。

2 普及・導入促進事業

(1) ZEV普及を支えるインフラの確保

[気候変動対策部家庭エネルギー対策課]

ア 充電設備普及促進事業（住宅・区市町村向け）

* 事務所・商業施設等向けの補助は産業労働局で所管

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の普及拡大に向け、都内の集合住宅や戸建住宅等に設置する充電設備への設置及び運営に係る経費に対して補助を行う。

集合住宅に対しては、V2H（ビークル トゥ ホームシステム）設備と同時に太陽光発電を導入する場合は太陽光発電システム購入費等に補助を行うとともに、管理組合との合意形成や導入に向けたアドバイス等の支援を行うアドバイザーを派遣する。

また、令和4年度からは、既設戸建住宅に対して、普通充電設備の導入に係る費用の定額補助を実施する。

図表2-1-36 充電設備普及促進事業の補助対象等

| 補助対象 | 補助額 | 条件 |
|------------------------------|--|--|
| 集合住宅（非公共用）及び既存戸建住宅等に導入する充電設備 | <p>【戸建住宅用充電設備導入費】 2.5万円／基</p> <p>【充電設備導入費（設備購入費）】 国の補助金交付額と合わせて10分の10（機器によって上限額あり。一部都単独で10分の10）</p> <p>【充電設備導入費（設置工事費）】 設置工事費から国補助額を除いた額 上限額： 普通充電設備（充電用コンセント以外） 81万円（1基目）、40万円（2基目以降）※1</p> | <p>都内に設置され、国の補助事業の対象となっている機器を導入すること等</p> <p>戸建住宅用充電設備導入費については、太陽光発電システムを設置又は再生可能エネルギー100%の電力契約を行っていること</p> <p>運営費における電気基</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>充電用コンセント 60万円(1基目)、30万円(2基目以降)※1</p> <p>急速充電設備 合計出力1kW当たり6万円を乗じた額(上限額:309万円)</p> <p>超急速充電設備 1,600万円</p> <p>※1 機械式駐車場に設置する場合は、171万円(1基目)、86万円(2基目以降)</p> <p>【充電設備導入費(受変電設備改修費)】</p> <p>新設する充電器の合計出力が50kW以上になる場合 受変電設備における設備購入費及び設置工事費(上限額:435万円)</p> <p>【運営費(補助期間は設置から5年間(超急速)又は3年間(急速))】※2</p> <p>維持管理費 : 上限額 40万円/年</p> <p>電気基本料金: 上限額</p> <p style="text-align: center;">60万円/年(急速)、 310万円/年(超急速)</p> <p>※2 都内の区市町村が充電設備導入費の交付決定を受けて設置する公共用超急速・急速充電設備のみが対象</p> | <p>本料金の補助については、再生可能エネルギー100%の電気を使用すること</p> |
| 集合住宅にV2H設備と同時に設置する場合における太陽光発電システム及び蓄電池 | <p>購入費・工事費の10分の10(上限額 1,500万円)</p> | <p>太陽光発電システムから供給される電気を、同時に設置する集合住宅におけるV2H設備又は集合住宅の共用部において使用すること等</p> |

イ 都有施設における充電設備設置事業

都有施設に充電設備を整備し、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の普及を後押しするとともに、都有施設を訪れる電気自動車・プラグインハイブリッド自動車利用者の利便性の向上を図る。

図表2-1-37 充電設備一覧(令和5年3月現在)

| 番号 | 設置場所 | 所在地 | 設置数 |
|----|---------------------------|--------------|-----------|
| ① | 東京都立川合同庁舎駐車場 | 立川市錦町4-6-3 | 急速1基 |
| ② | 城北中央公園駐車場 | 練馬区氷川台1-2 | 急速1基 |
| ③ | 砧公園駐車場 | 世田谷区砧公園1-1 | 急速1基 |
| ④ | 代々木公園駐車場 | 渋谷区代々木神園町2-1 | 急速1基 |
| ⑤ | 井の頭恩賜公園第二駐車場 | 三鷹市下連雀一丁目地内 | 急速1基 |
| ⑥ | 神代植物公園第一駐車場 | 調布市深大寺北町1-4 | 急速1基 |
| ⑦ | 東京都檜原都民の森駐車場 | 西多摩郡檜原村7146 | 急速1基 |
| ⑧ | 舎人公園第二駐車場 | 足立区古千谷1 | 急速1基 |
| ⑨ | 都庁第一本庁舎地下1階駐車場 | 新宿区西新宿2-8-1 | 急速1基(2口) |
| ⑩ | 東京ビッグサイト(東京国際展示場)会議棟地下駐車場 | 江東区有明3-11-1 | 急速1基、普通5基 |

| | | | |
|---|-------------------|-----------------|-----------|
| ⑪ | 駒沢オリンピック公園第一駐車場 | 目黒区東が丘2-16 | 急速2基、普通8基 |
| ⑫ | 高尾の森わくわくビレッジ | 八王子市川町55 | 急速2基、普通1基 |
| ⑬ | シンボルプロムナード公園駐車場A棟 | 港区台場1-8-1 | 急速2基、普通4基 |
| ⑭ | シンボルプロムナード公園駐車場B棟 | 港区台場2-5-1 | 急速2基、普通4基 |
| ⑮ | 城南島海浜公園第1駐車場 | 大田区城南島4-2 | 急速2基、普通8基 |
| ⑯ | 東京夢の島マリーナ第3駐車場 | 江東区夢の島3-1-1 | 普通4基 |
| ⑰ | 東京武道館 | 足立区綾瀬3-20-1 | 急速1基、普通3基 |
| ⑱ | 木場公園第一駐車場 | 江東区木場3-18-2 | 急速2基、普通8基 |
| ⑲ | 和田堀公園第一駐車場 | 杉並区大宮2-25 | 急速1基、普通7基 |
| ⑳ | 石神井公園第一駐車場 | 練馬区石神井台1・2丁目 | 急速2基、普通4基 |
| ㉑ | 中川公園駐車場 | 足立区中川5丁目 | 急速1基、普通8基 |
| ㉒ | 東綾瀬公園駐車場 | 足立区綾瀬1～3丁目 | 急速1基、普通8基 |
| ㉓ | 宇喜田公園第二駐車場 | 江戸川区北葛西3丁目、宇喜多町 | 急速2基、普通1基 |
| ㉔ | 武蔵野の森公園第二駐車場 | 三鷹市大沢5-7-2 | 急速2基、普通8基 |
| ㉕ | 武蔵野公園駐車場 | 府中市多磨町2-24-1 | 急速2基 |
| ㉖ | 小金井公園第二駐車場 | 小金井市関野2-8 | 急速2基、普通8基 |

ウ マンション充電設備普及促進に向けた連携協議会の運営

東京都、充電事業者、エネルギー供給事業者、マンション関連業界団体、自動車販売会社等から成る連携協議会を令和4年9月に設置し、集合住宅における新しい充電サービスの展開を後押ししている。

また、充電事業者とマンション管理組合との個別相談会の開催や、充電設備設置のための導入調査経費や充電設備のランニング経費の補助によって、マンション管理組合の合意形成に向けた支援を行っている。

図表2-1-38 マンション充電設備普及促進事業の補助対象等

| 補助対象 | 補助対象者 | 補助額 |
|----------------------------|----------------------------|----------|
| 導入調査経費（現地調査費及び提案書作成費） | マンション管理組合 | 18万円を上限 |
| 特別措置等を利用して新たに契約した電気料金の基本料金 | マンション管理組合又は本事業の登録を受けた充電事業者 | 年18万円を上限 |

(2) 乗用車・バス・バイクなど車両のZEV化促進

ア 電気自動車・電動バイク等の普及促進事業（個人向け）

[気候変動対策部地域エネルギー課]

* 事業者向け補助は産業労働局で所管

都内に住所を有する個人に対して、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHEV）・外部給電器及び電動バイクの購入補助を行う。申請は令和12年度まで（助成金の交付は令和13年度まで）。

図表2-1-39 電気自動車・電動バイク等の普及促進事業の補助対象等

| 補助対象 | 補助額 | 条件 |
|--|--|------------------------------|
| 電気自動車 (EV) ・ プラグインハイブリッド自動車 (PHEV) | ①基本補助額 給電機能有：45万円 給電機能無：35万円 | 使用の本拠が都内にあること等 |
| | ②自動車メーカー別の上乗せ補助額：最大+10万円 | |
| | ③再エネ電力導入による上乗せ補助額 再エネ100%電力メニューの契約時：+15万円 又は 太陽光発電システムの設置時：(EV) +30万円 (PHEV) +15万円 | |
| | ④高額車両（税抜840万円以上）における補助額 ①～③の合計額に0.8を乗じた額 | |
| EV・PHEV用外部給電器 | 購入額の2分の1（上限額 40万円） | EV・PHEVの所有者であり、主に都内で使用されること等 |
| 電動バイク | ガソリン車両との価格差から国の補助金を除いた額 （上限額：車種により18万円又は48万円） | 使用の本拠が都内にあること等 |

イ EVバス・EVトラック導入促進事業（区市町村向け）

[気候変動対策部地域エネルギー課]

* 事業者向け補助は産業労働局で所管。区市町村向け補助（環境局所管）も、産業労働局で事業執行
区市町村に対して、EVバス・PHEVバス・EVトラック及びPHEVトラックの購入補助を行う。申請は令和8年度まで（助成金の交付は令和9年度まで）。

図表2-1-40 EVバス・EVトラック導入促進事業の補助対象等

| 補助対象 | 補助額 | 条件 |
|-----------------------------|---|----------------|
| EVバス・PHEVバス・EVトラック・PHEVトラック | 同等燃費水準車（ディーゼル車）の車両価格との差額 （上限額：2,300万円） | 使用の本拠が都内にあること等 |

ウ 燃料電池自動車等の普及促進事業（個人・区市町村向け）

[気候変動対策部地域エネルギー課]

* 事業者向け補助は産業労働局で所管

都内に住所を有する個人又は区市町村に対して、燃料電池自動車（FCV）及び外部給電器の購入補助を行う。申請は令和12年度まで（助成金の交付は令和13年度まで）。

図表2-1-41 燃料電池自動車等の普及促進事業の補助対象等

| 補助対象 | 補助額 | 条件 |
|------------------|---|--------------------------|
| 燃料電池自動車 (FCV) | ①基本補助額 給電機能有：110万円 給電機能無：100万円 | 使用の本拠が都内にあること等 |
| | ②自動車メーカー別の上乗せ補助額：最大+10万円 | |
| | ③再エネ電力導入による上乗せ補助額 再エネ100%電力メニューの契約時：+25万円 又は 太陽光発電システムの設置時：+25万円 | |
| | ④高額車両（税抜840万円以上）における補助額 ①～③の合計額に0.8を乗じた額 | |
| FCV用外部 給電器 | 購入額の2分の1（上限額 40万円） | FCVの所有者であり、主に都内で使用されること等 |

エ 燃料電池バス導入促進事業（区市町村向け）

[気候変動対策部地域エネルギー課]

* 事業者向け補助は産業労働局で所管。区市町村向け補助（環境局所管）も、産業労働局で事業執行
区市町村に対して、燃料電池バス（FCバス）の購入補助を行う。申請は令和7年度まで（助成金の交付は令和8年度まで）。

図表2-1-42 燃料電池バス導入促進事業の補助対象等

| 補助対象 | 補助額 | 条件 |
|------------------|--|---|
| 燃料電池バス (FCバス) | 助成対象経費の3分の2の額から2,000万円を差し引いた額（国補助等を併用する場合） （上限額 5,000万円） 【導入台数に応じた補助】 導入台数に応じて上乗せ （上限額 2,000万円） 【水素ステーション整備と連動した補助】 新たに導入する燃料電池バスの自己負担分が概ねゼロになるよう上乗せ （上限額2,000万円） | 使用の本拠が都内にあること等 【導入台数に応じた補助】 5年度以内に、燃料電池バスを5台以上純増させる計画書の提出 【水素ステーション整備と連動した補助】 都内の自らの営業所等に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合 |

オ ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業（個人・町村向け）

[気候変動対策部地域エネルギー課]

* 事業者向け補助は産業労働局で所管。個人・町村向け補助（環境局所管）も、産業労働局で事業執行
島しょ地域（都と協定を締結した町村に限る。）において、災害時の給電等に可能な限り協力する個人・町村に対して、ZEV中古車の購入補助を行う。申請は令和5年度まで（助成金の交付は令和6年度まで）。

図表2-1-43 ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業の補助対象等

| 補助対象 | 補助額 | 条件 |
|--------|----------|---------------------------|
| ZEV中古車 | 上限額 30万円 | 使用の本拠が都と協定を締結した町村内にあること 等 |

3 優遇制度

都は、平成11年度から全国で初めてとなる課税自主権を行使した低公害車の自動車税優遇を実施した。

現在は、平成13年度の地方税法改正により、環境負荷に応じた特例措置として、国の制度により実施されており、自動車税種別割については、排出ガス基準及び燃費の性能の良い車両に対する軽課（税率の軽減）と、環境負荷の大きい車両（ガソリン・LPG車は新車新規登録後13年を超えるもの、ディーゼル車は新車新規登録後11年を超えるもの）に対する重課（税率が重くなる仕組み）で運用されている。自動車税環境性能割についても、環境性能に応じた非課税措置が制度化されている。

また、都独自の制度として、環境負荷の小さい自動車の普及を税制面から支援する観点から、平成21年度から令和7年度までに新車新規登録したZEVについて、新車新規登録時の自動車税種別割（月割）及び翌年度からの5年度分の自動車税種別割を課税免除としている。

第 6 節 自動車の環境負荷低減対策

[環境改善部自動車環境課]

1 自動車の環境負荷低減の取組

(1) 自動車の公害対策・環境負荷低減

昭和48年以降、国による自動車排出ガス規制は段階的に強化されてきた。しかし、東京などの首都圏や阪神地域では環境改善がみられないことから、平成4年に国は「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO_x法）を制定し、同法に基づき都では、NO_x対策を推進した。さらに都は、ディーゼル車から排出されるPM（粒子状物質）の健康影響を正面から捉え、平成11年8月からディーゼル車対策の必要性を都民に訴える「ディーゼル車NO_x作戦」を展開し、都独自のディーゼル車排出ガス規制などを盛り込んだ環境確保条例を平成12年12月に制定した。

また、都では「東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（平成16年3月策定、平成25年7月改定）に基づき、ディーゼル車対策、低公害・低燃費車の普及促進など、自動車に起因する大気汚染の更なる低減を図っている。

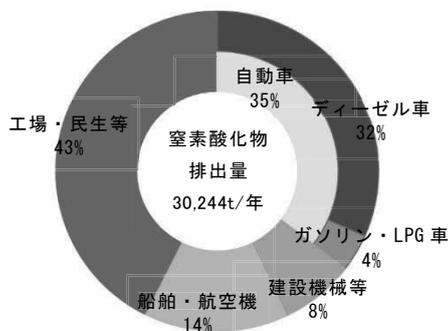
さらに、自動車部門からのCO₂排出量の削減を図るため、平成21年3月に環境確保条例の一部改正を行い、一定規模以上の事業者に対する低公害・低燃費車の導入の義務付けや、自動車の利用者による自動車利用合理化の促進、エコドライブの実施、CO₂削減に寄与する自動車燃料の開発等の努力義務、自動車販売者による購入者への環境情報の説明義務、自動車等の適正な整備に係る努力義務を規定した。令和3年12月には更なる条例改正を行い、一定規模以上の事業者に対しては、使用する乗用車（軽自動車を除く。）に対する非ガソリン車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）の導入を義務付けた。

今後は、東京都環境基本計画で掲げる都内温室効果ガスの削減目標の達成に向け、令和12（2030）年までに都内の乗用車新車販売を100%非ガソリン化するよう普及拡大の促進を図っていく。

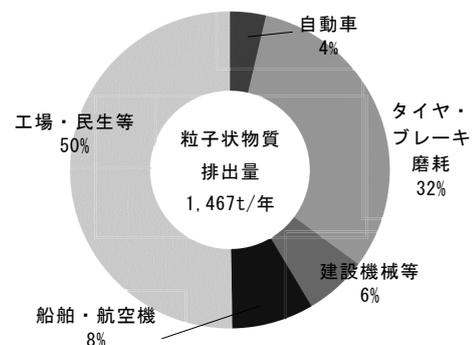
(2) 自動車に起因する大気汚染の状況

都内の窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）の排出量をみると、NO_xの約4割、PMの約1割が自動車（建設機械等を含む。）から排出されている。また、自動車の排気管からの排出量のうち、窒素酸化物及び粒子状物質の多くはディーゼル車によるものである。

図表2-1-44 都内のNO_x排出量（令和2年度）



図表2-1-45 都内のPM排出量（令和2年度）



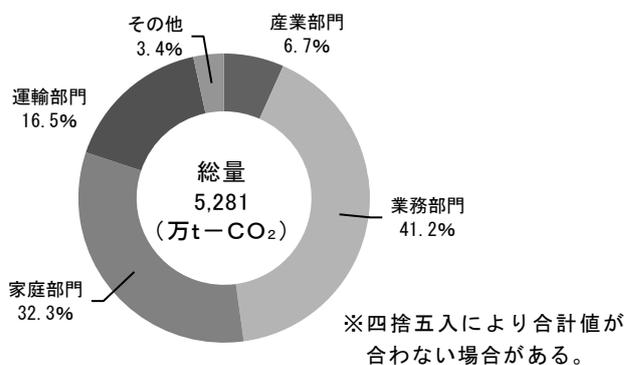
※自動車の排出量には始動時の影響分等を含む。
※工場等による凝縮性ダスト（PM）を含む。
※自動車走行分による巻き上げ分（PM）は含まない。
※二次生成粒子（PM）は含まない。

(3) 自動車からのCO₂排出量の現状

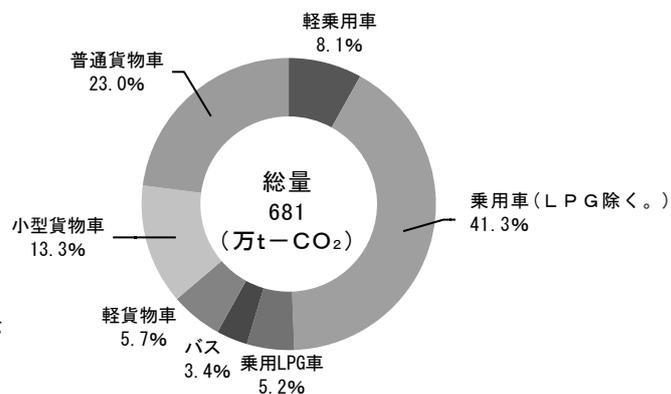
令和2年度における運輸部門のCO₂排出量は、都内全体の16.5%を占めている。

運輸部門のCO₂排出量の8割は自動車に起因するものであり、自動車に起因するCO₂の削減が必要となっている。

図表2-1-46 都内のCO₂排出状況
(令和2年度)



図表2-1-47 都内の自動車からのCO₂排出状況
(令和2年度)



2 ディーゼル車対策

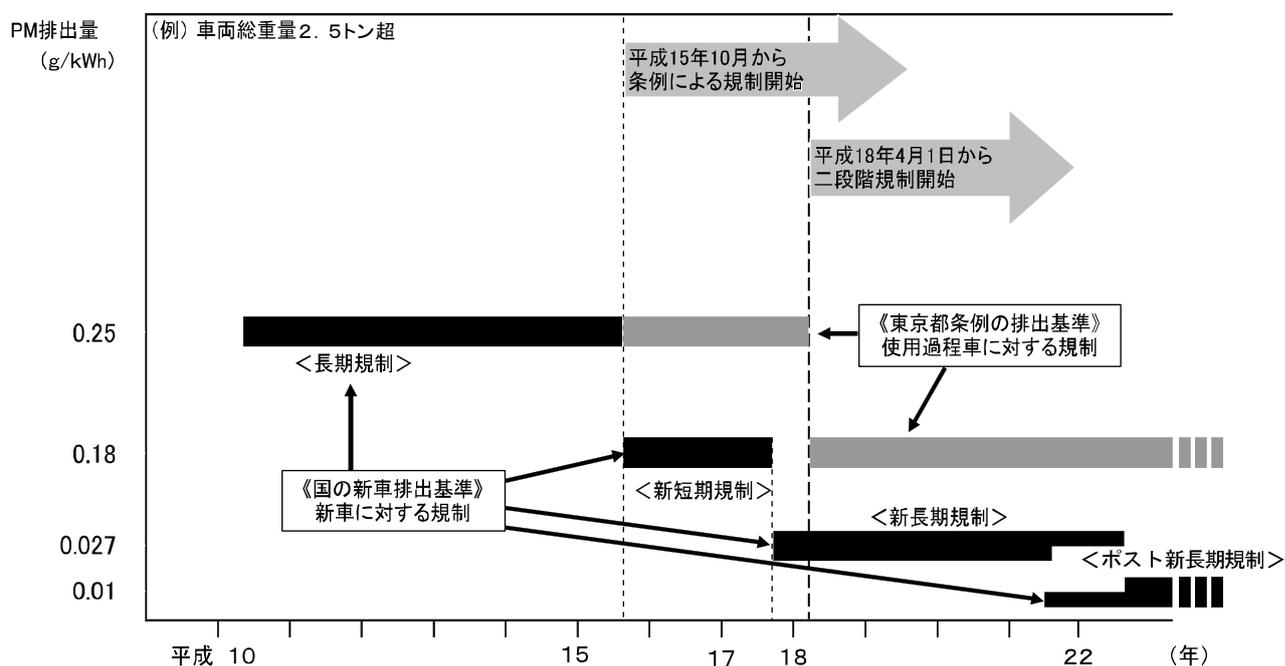
(1) 環境確保条例による規制の概要

都は、環境確保条例に基づき、使用過程車も含めたディーゼル車から排出されるPMについて都独自の排出基準を設定し、平成15年10月から基準に適合しないディーゼル車の都内（島しょ地域を除く。）走行を禁止した。

対象となるディーゼル車は、トラック、バス及びこれらをベースとした特種自動車である。

条例で定めるPM排出基準は、平成15年の規制開始以降、従前の国の新車に対する長期規制の排出基準と同じ値を適用してきたが、平成18年4月1日からは、新短期規制と同じ値を適用している。

図表2-1-48 条例に基づくPM排出基準の考え方



図表2-1-49 PM排出基準（環境確保条例別表第6）

| 車 両 総 重 量 | 現在の排出基準 (平成18年4月1日から適用) | 測定モード |
|------------------|----------------------------|-------|
| 1.7 t 以下 | 0.052g/km | 10・15 |
| 1.7 t 超 2.5 t 以下 | 0.06g/km | 10・15 |
| 2.5 t 超 | 0.18g/kWh | D13 |

条例の排出基準に適合していない車両については、ガソリン車等の非ディーゼル車又は規制に適合したディーゼル車への更新か、都が指定するPM減少装置の装着が必要となる。

なお、都はPM減少装置が機能するよう、石油連盟に低硫黄軽油の早期供給を要請し、平成13年度から硫黄分50ppm以下、平成17年1月からは、硫黄分10ppm以下の超低硫黄軽油が供給されている。

(2) 違反ディーゼル車の取締りの状況

平成15年10月の規制開始以降、PMの排出基準を満たさないディーゼル車に対して、事業所への立入検査、路上及び物流拠点等での車両検査、高速道路や主要幹線道路におけるビデオカメラによる走行車両の撮影のほか、都民からの通報を受け付ける黒煙ストップ110番を設置するなど厳正な取締りを行っている。

違反者に対しては、運行禁止命令を行い、当該命令に従わない場合には、違反者の公表、罰則として50万円以下の罰金の適用がある。

環境確保条例による規制の実効性を担保するため、東京都自動車公害監察員（自動車Gメン）が平成13年4月に設置され、ディーゼル車規制に係る取締り・指導を行っている。

(3) 自動車環境性能評価事業

欧州自動車メーカーによる路上走行時の排ガス不正問題を発端に、日本では、国においてディーゼル乗用車等を対象に路上走行検査が導入されることとなった。

都内における自動車からの窒素酸化物は、ディーゼル重量車によるものが大半を占めていることを踏まえ、平成29年度からディーゼル重量車を対象に路上走行時における排出ガスを計測し、令和3年度からは、道路勾配や外気温の排出ガスへの影響について調査を行っている。

3 オフロード特殊自動車対策

都は、特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染対策として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、平成29年4月から特定特殊自動車の使用者に対する一部の事務（技術基準適合に関する指導及び助言、報告徴収、立入検査等）を実施している。

規制対象となる特定特殊自動車（オフロード特殊自動車）は、公道を走行しない特殊な構造の作業車であり、油圧ショベル、ブルドーザ、フォークリフト、普通型コンバイン等が該当する。

4 低公害・低燃費車の普及促進

都は、自動車からの環境負荷を低減するため、低公害・低燃費車の普及を進めている。

(1) 自動車環境管理計画書

自動車からの環境負荷を低減するため、特定事業者（島しょ地域を除く都内で30台以上の自動

車を使用する事業者。令和4年度末：約1,500社）に対し、環境確保条例で自動車環境管理計画書の提出を義務付けている。

特定事業者は、知事が定める指針に基づき、令和4年度からの第五期の計画期間（5年間）において、特定低公害・低燃費車の導入、エコドライブの実施等を内容とする計画書を知事に提出するとともに、毎年度の実績報告書の提出が必要となる。都は、提出された計画書及び実績報告書を基に、特定事業者の立入検査等を行い、自動車環境管理計画書の実施状況の確認、改善指導等を行っている。

なお、自動車環境管理計画書及び実績報告書の内容については、平成23年度から公表している。

(2) 特定低公害・低燃費車の導入義務

都内で自動車を200台以上使用する事業者に対して、環境性能の高い自動車として知事が定める特定低公害・低燃費車の導入を義務付けており、令和4年度から導入義務率を15%以上から30%以上に引き上げた（達成期限令和9年3月末）。

また、新たに、使用する乗用車（軽自動車を除く。）における非ガソリン車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）の割合を、20%以上とすることを義務付けている（達成期限令和9年3月末）。

(3) 低公害・低燃費車の導入支援、優遇制度

ア 中小企業者等への支援

都は、資金力の弱い中小企業者などを支援するために、低公害・低燃費車への買換えに対して、融資のあっせんを行っている。

また、ハイブリッドバス、ハイブリッドトラック及びハイブリッドごみ収集車（塵芥（じんかい）車）への補助も行っている。

平成28年度からは、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のタクシーと環境性能が高く車いすのままで乗降できる誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン（UD）タクシーの導入に対する補助を行っている。ユニバーサルデザイン（UD）タクシーについては、東京2020大会の開催に向け1万台の導入を目標に補助を行った結果、令和元年度中に目標を達成したため、さらなる普及促進に向けて、令和2年度には6,000台、令和4年度からは6,480台の追加導入を目指し補助を行っている。

図表2-1-50 低公害・低燃費車の普及促進のための融資・補助制度

| No. | 事業名 | 補助対象 | 目的 | 事業概要 |
|-----|--------------|-----------------|--|--|
| 1 | 環境保全資金融資あっせん | 中小企業者 | 低公害・低燃費車への買換え促進 | 〔制度開始〕平成元年度 〔対象〕指定低公害・低燃費車への買換え 〔融資方法〕東京信用保証協会の保証を得て、取扱金融機関が行う融資へのあっせん 〔利率〕長期プライムレート以内、固定金利 〔補助内容〕借受者が支払った利子への補給金及び信用保証料への補助金を年1回交付 〔補助率〕利子補助：1/2 保証料補助：2/3 〔融資枠〕6.41億円 融資限度額1億円/1企業 償還期間7年以内 |
| 2 | 低公害・低燃費車導入補助 | 民間バス事業者等 | 公共交通機関であるバスの低公害・低燃費化の促進 | 〔制度開始〕平成21年度 〔対象〕ハイブリッドバスの導入 〔補助率〕同種の一般のバスとの価格差から国の補助額を除いた額の1/2 〔限度額〕2,500千円 ただし、中小規模事業者(注1)は 〔補助率〕同種の一般のバスとの価格差から国の補助額を除いた額の満額 〔限度額〕2,500千円 |
| | | 中小の貨物事業者等 | 物流の中心的役割を果たすトラックの低公害・低燃費化の促進 | 〔制度開始〕平成24年度 〔対象〕ハイブリッドトラックの導入 〔補助率〕通常車両との価格差から国の補助額を除いた額の1/2 〔限度額〕164千円(最大積載量4t未満) 571千円(最大積載量4t以上) ただし、使用台数200台未満の事業者は、 〔補助率〕通常車両との価格差から国の補助額を除いた額の満額 〔限度額〕417千円(最大積載量4t未満) 1,452千円(最大積載量4t以上) |
| | | 中小の廃棄物処理業者等(注2) | ごみ収集車(塵芥(じんかい)車)の低公害・低燃費化の促進 | 〔制度開始〕平成27年度 〔対象〕ハイブリッドごみ収集車の導入 〔補助率〕環境省の補助制度で定められている補助金額の1/2 〔限度額〕195千円(最大積載量4t未満) |
| 3 | 次世代タクシー導入補助 | タクシー事業者等 | 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車タクシーの普及促進 | 〔制度開始〕平成28年度 〔対象〕電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のタクシーの導入 〔補助率〕車両本体価格の1/6 〔限度額〕1,000千円 ただし、中小規模事業者(注1)は補助率1/2、限度額1,600千円(国補助金併用の場合補助率1/4、上限額600千円) 〔対象〕プラグインハイブリッド自動車のタクシーの導入 〔補助率〕車両本体価格の1/5 〔限度額〕1,000千円(国補助金併用の場合600千円) ただし、中小規模事業者(注1)は補助率2/5、限度額1,600千円(国補助金併用の場合補助率1/5、上限額600千円) |
| | | | 環境性能が高く車いすのまま乗降できる誰もが利用しやすいUDタクシーの普及促進 | 〔制度開始〕平成28年度 〔対象〕電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・ハイブリッド自動車であって、車いすのまま乗降できるスロープ又はリフトを初度登録時に装備しているタクシー車両 〔補助要件〕1台につき2名以上のユニバーサルドライバー研修を受講していること等 〔補助額〕600千円(国補助金併用の場合400千円) ただし、中小規模事業者(注1)は1,000千円(国補助金併用の場合400千円) |

(注1) 中小規模事業者とは、中小企業法に規定する中小企業者であって使用台数200台未満の事業者

(注2) 産廃エキスパート・産廃プロフェッショナルの認定を受けている者

イ 低公害・低燃費車に係る駐車料金割引措置

都、区等が運営する公共駐車場は、低公害車の優遇措置として、平成13年4月から駐車場料金の割引を実施している。平成22年4月から、CO₂排出削減対策も踏まえ、低公害・低燃費車に係る駐車場料金割引措置に変更した。

対象車は、燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等の低公害・低燃費車で、割引率は駐車場ごとに時間貸し割引、定期制割引等について定めている。

(4) 低公害・低燃費車の普及状況

ア 低公害車の指定制度

都は、排出ガスが発生しない、又は排出ガスの発生が相当程度少ないと認められる低公害な

自動車を指定し、その普及拡大を図る低公害車指定制度を、平成6年度から全国に先駆け実施した。平成8年度からは、七都県市（現九都県市）の共同により「七都県市（現九都県市）低公害車指定制度」として低公害車の指定を行い、広域的な普及を図っている。

また、平成21年度からは、排出ガス性能の評価に加え、運輸部門における地球温暖化対策を推進するため、燃費性能の評価も加えた。指定区分は、国の自動車排出ガス規制値からの窒素酸化物（NO_x）、非メタン炭化水素（NMHC）及び粒子状物質（PM）の低減レベル並びに国の燃費基準の達成レベルにより、「超」「準超」「優」「準優」に分類している。

さらに、平成30年度からは、国の自動車排出ガス規制値及び燃費基準の改正に対応した、新たな指定区分を追加し、平成30年度基準「超（ECOプレミアム）」「優（ECOエネルギー+）」「優（ECOクリーン+）」「良（ECO）」で分類している。

イ 九都県市指定低公害車の普及状況

令和3年度末における都内の九都県市指定低公害車の普及台数（平成21年度からの新たな基準を満たした自動車）は、燃料電池自動車1,645台、電気自動車9,447台、プラグインハイブリッド自動車12,502台、ハイブリッド自動車605,534台、CNG車1,763台のほか、ガソリン車、LPG車、ディーゼル車を含む合計2,534,309台である。これらの九都県市指定低公害車の普及台数の合計は、都内の自動車保有台数3,898,309台に対して約65%を占めている。

(5) 庁有車への導入

ア 低公害車・低燃費車の導入状況

都は、自らが大規模な事業者であり、環境性能の優れた自動車を率先して使用していくために、低公害・低燃費車の庁有車への導入を進めている。都は、昭和63年度から環境性能の優れた自動車を低公害車として導入開始しており、令和3年度末で環境性能の優れた自動車（特定低公害・低燃費車等）を2,948台導入している。

図表2-1-51 東京都・区市町村における庁有車への環境性能の優れた自動車の導入状況(令和3年度末)

(単位：台)

| | 燃料電池自動車 | 電気自動車 | プラグインハイブリッド自動車 | ハイブリッド自動車 | CNG車 | 特定低公害・低燃費車※1 | 合計 |
|------|---------|-------|----------------|-----------|------|--------------|-------|
| 東京都 | 109 | 152 | 60 | 1,291 | 0 | 1,336 | 2,948 |
| 区市町村 | 15 | 366 | 40 | 542 | 92 | 607 | 1,662 |

営業車（都営バス）を含む（燃料電池バス71台、ハイブリッドバス128台、特定低公害・低燃費車585台）。

※1 LPG車、ガソリン車、ディーゼル車の、特定低公害・低燃費車

なお、都営バスについてはアイドリング・ストップ装置付バス1,394台を導入している。

イ 非ガソリン化の取組

令和3年3月に策定された「ゼロエミッション都庁行動計画」に基づき、庁有車（特種車両等を除く。）の更新時期に原則ZEV化を徹底し、乗用車は2024年度末までに、バイクは2029年度末までに100%非ガソリン化を実現することとした。

5 エコドライブ

(1) エコドライブの推進

急加速、急減速、空ぶかし、長すぎるアイドリングを行わないなど、環境に配慮した自動車の

運転である「エコドライブ」は、大気汚染物質やCO₂の排出削減といった環境面への寄与だけでなく、燃費向上や安全運転による事故防止という経済面及び安全面へのメリットも期待できる。

都では、エコドライブの普及啓発を図るため、九都県市等と連携し、エコドライブの効果や具体的なポイントを記載したチラシ等の作成、配布などを実施している。

また、平成21年3月の環境確保条例の一部改正で、自動車等を運転する者や自動車等を事業の用に供する者に対し、エコドライブの努力義務を規定した。

今後も、区市町村や関係団体等と連携し、エコドライブの具体的な手法や効果等について普及啓発を行うとともに、事業者がエコドライブに取り組む環境を整備するため、研修等で活用できるカリキュラムを配布するなど、エコドライブ実践の社会への定着を促進する。

(2) アイドリング・ストップの義務付け

環境確保条例では、自動車排出ガスによる大気汚染物質やCO₂削減を図るため、島しょを含む都内全域でアイドリング・ストップ（駐停車時のエンジン停止）を義務付けている。

ア 自動車等（自動車及び原動機付自転車）の運転者に対するアイドリング・ストップの義務付け

イ 自動車等を使用する事業者に対して、運転者がアイドリング・ストップを励行するよう周知することの義務付け

ウ 自動車の収容能力が20台以上の駐車場の設置者等に対して、駐車場利用者へのアイドリング・ストップの周知の義務付け

(3) 貨物輸送評価制度

都は平成24年5月に、運送事業者によるエコドライブ等の積極的な取組を促すため、CO₂削減の取組を実走行燃費で評価する貨物輸送評価制度を構築し、平成24年度の試行期間を経て、平成25年度から本格施行している。

この制度は、世界最大規模の実走行燃費データから燃料種・車種・重量に応じて作成した平均燃費値（ベンチマーク）を基に、個々の自動車の実走行燃費の偏差値を求め、偏差値の平均値で事業者を評価するものである。この評価では、都の現地調査などにより、運送事業者のドライバーに対するエコドライブの指導体制や実走行燃費データの集計体制が構築されているかなど、運送事業者の日常的・恒常的な取組も評価している。

本制度は、令和4年度に、最新の燃費データ約86万件を基にベンチマークを更新するとともに、評価対象とする車両区分を60から70区分に増やし、事業者の評価について分かりやすく五段階から三段階の格付けに見直しを行った。

評価取得事業者は、平成25年度の本格施行時の149社から令和4年度の390社と着実に増加してきている。

荷主企業や都民に対しては、グリーン購入活動として、一定の評価を得た運送事業者を優先的に選択するなど、荷主と運送事業者の連携によりCO₂削減が図られるよう、引き続き評価事業者数の更なる拡大を図っていく。

6 局地汚染対策

都内の幹線道路沿道では、窒素酸化物（NO_x）、浮遊粒子状物質（SPM）等による汚染が発生し、特に交通が集中する交差点や道路が多層構造等の地域では汚染物質の拡散が進みにくく、局地的な高濃度汚染となりやすいことから、局地汚染の改善について、調査・検討を行っている。

板橋区大和町交差点周辺では、光触媒、土壌を用いた大気浄化の実験を行い、また大田区松原橋交差点では、従来より省スペースの土壌を用いた大気浄化実験施設による浄化性能、耐久性等について実験を行った。さらに、小規模スペースでの展開が期待される新技術である高活性化炭素繊維（ACF）について、その効果の確認や実用化に関する検討を行っている。

また、都は、局地汚染対策の着実な推進と充実を図るため、国の責任においても抜本的な対策を講じるよう、国に求めている。

7 東京大気汚染訴訟の和解条項の履行

東京大気汚染訴訟（平成19年8月和解成立）の和解条項では、大気汚染の軽減を図るため、低公害車の導入促進等、環境対策を検討・実施していくこと、また原告等との意見交換を行うため「道路交通環境改善に関する連絡会」を実施することが定められている。環境局では、和解条項に定められた環境対策を実施していくとともに、連絡会の実施に当たり、国や原告等、関係者との連絡調整を行っている。

8 地域環境交通対策

(1) 交通需要管理の推進

東京における慢性的な交通渋滞は、都市機能を大きく損なうとともに、大気環境に深刻な影響を及ぼしている。

持続的発展が可能な都市としていくためには、既存の道路や公共交通機関などの社会基盤を有効活用していくとともに、自動車使用のあり方を抜本的に見直していくことが必要である。

このためには、都民、事業者がライフスタイルや社会経済システムを変革し、自動車の効率的な利用、更には公共交通等への利用転換などに取り組む交通需要管理（TDM）が重要となっている。

都は、平成12年2月、交通需要管理施策の全都的な展開を推進するため、基本理念や交通改善の目標、行動計画などを定めた「TDM（交通需要マネジメント）東京行動プラン」を策定し、交通渋滞により低下した都市機能の回復や窒素酸化物（ NO_x ）、浮遊粒子状物質（SPM）などによる大気汚染の改善を図ることとした。

また、既存道路容量の回復、自動車利用の自粛、自動車利用からの転換、自動車交通量の抑制など、庁内関係各局、関係区市町村、民間企業等を含め、多様な事業主体との連携を強化して、施策を推進している。

(2) 環境に配慮した環境交通施策の推進

ア 地域特性に応じた環境交通施策の推進

都では、地域や業界の特性に応じた交通量抑制や交通流円滑化の推進等の持続可能な環境交通施策に取り組んでいる。

具体的には、環境に優しい交通手段である公共交通機関の利用を促すため、環境交通キャンペーンの実施による意識啓発に加え、新宿地区におけるパーク&バスライドの導入などの取組を展開している。

イ 自転車利用の促進

近距離の移動に適した環境に優しい交通手段である自転車の利用を促進するため、自転車シェアリングの取組事例や自転車通行空間の整備推進計画等、自転車活用に向けた対策をホーム

ページで紹介している。

自転車シェアリングについては、庁内関係部局で構成する連絡会や、都と関係自治体で構成する連絡会において、事業効果等を共有しながら地域での取組を進める自治体を支援するなど、普及促進に取り組んでいる。

平成27年3月には、都と関係自治体とで「自転車シェアリング事業における相互協力に関する基本協定書」を締結し、平成28年2月からは、行政区域を越えた自転車シェアリングの相互利用に向けた「広域実験」を開始した。令和2年4月からは一部の区で本格実施に移行している。

また、駅から目的地までの端末交通手段としての利用を促進するため、都営地下鉄駅構内に自転車シェアリングのサイクルポートの案内を表示するなど、取組を行った。

さらに、自転車シェアリングの普及に向けた取組と合わせ、利用者に対するルール・マナーの遵守や自転車走行空間等の周知等、自転車の安全利用のための意識啓発を図っている。

令和3年度からは、関係自治体や運営事業者等で構成される広域利用等推進協議会を設置し、広域利用の推進に向け、ポート用地の共同利用検証事業やポート情報等のオープンデータ化に取り組んでいる。

図表2-1-52 自転車シェアリング広域相互利用の実施区の状況（株式会社ドコモ・バイクシェア）

（令和5年6月30日時点）

| 区 | 江東区 | 千代田区 | 港区 | 中央区 | 新宿区 | 文京区 | 大田区 | 渋谷区 | 品川区 | 目黒区 | 中野区 | 杉並区 | 練馬区 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|------|------|------|
| 自区内利用開始年月 | H24.11 | H26.10 | H26.10 | H27.10 | H28.10 | H29.1 | H29.3 | H29.10 | H29.10 | H31.1 | R2.7 | R4.2 | R4.4 |
| サイクルポート数 | 172 | 97 | 162 | 73 | 91 | 71 | 131 | 65 | 92 | 57 | 42 | 42 | 112 |
| 自転車台数 | 1,676 | 838 | 1,788 | 781 | 1,331 | 839 | 525 | 699 | 733 | 507 | 381 | 229 | 277 |

| 区 | 墨田区 | 世田谷区 |
|-----------|------|------|
| 自区内利用開始年月 | R4.8 | R5.6 |
| サイクルポート数 | 19 | 13 |
| 自転車台数 | 219 | 100 |

ウ 物流対策の促進

都は、これまで、既成市街地等における共同配送や建築物における物流効率化の取組を促してきた。

現在は、再開発時における効率的な物流システムの導入について、民間事業者に対し働きかけを行っている。

第 7 節 持続可能な資源利用の実現

[資源循環推進部計画課・一般廃棄物対策課・産業廃棄物対策課]

1 東京都資源循環・廃棄物処理計画

都は、東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画として、東京都資源循環・廃棄物処理計画（以下「循環計画」という。）を策定している。この計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画であるとともに、東京における循環型社会形成のための基本計画としての性格を併せ持つものである。

【計画期間】

令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度まで（5 年間）

【計画の基本的な考え方】

資源利用を巡る国内外の議論を踏まえ、東京の資源循環や廃棄物処理の仕組みが直面している課題に対処するとともに、都民や社会のニーズに柔軟に対応できるよう、仕組みのレベルアップを図る。

【計画目標】

| 計画目標 | 2025年度 | 2030年度 |
|----------------------------|--------|--------|
| 【資源ロスの削減】 | | |
| ①一般廃棄物排出量 | 440万トン | 410万トン |
| ②プラスチック焼却削減量（2017年度比） | — | 40% |
| ③食品ロス削減量 | — | 38万トン |
| 【循環的利用の推進と最終処分量の削減】 | | |
| ④一般廃棄物再生利用率 | 31% | 37% |
| ⑤最終処分量 | 82万トン | 77万トン |
| 【災害廃棄物の処理体制の構築】 | | |
| ⑥区市町村災害廃棄物処理計画策定率 | 100% | — |

【主要施策】

施策 1 資源ロスの更なる削減

- ・ プラスチック削減プログラム及び食品ロス削減推進計画に基づき、消費者やメーカー等と連携した施策の推進
- ・ 家庭ごみの有料化、事業系ごみの受入料金適正化なども含めた廃棄物の発生抑制策の検討

施策 2 廃棄物の循環利用の更なる促進

- ・ 分別収集拡大による家庭系プラスチックごみのリサイクル促進
- ・ 事業者の 3 R に係る自主的な取組促進及び区市町村と連携した指導により事業系廃棄物の 3 R を推進
- ・ 工事現場での分別徹底などにより建設廃棄物のリサイクルを促進
- ・ 環境配慮製品の普及拡大や海ごみ対策の推進など、資源ライフサイクルでの環境負荷低減

施策 3 廃棄物処理システムの強化

- ・ 事務処理や届出等の手続きにおける電子化、ICT や RPA 活用による業務効率化
- ・ 事業系廃棄物の連携収集により収集運搬を効率化するなど、社会構造の変化に柔軟に対応できる処理体制を構築

- ・ 区市町村が運営する廃棄物処理施設等の広域化・集約化による社会コストの削減
- ・ 廃棄物の処理困難性の評価を含めた処理の制度的な枠組みを検討
- ・ PCB対策及び不法投棄対策の確実な推進

施策4 健全で信頼される静脈ビジネスの発展

- ・ モデル事業の実施により試験的に社会実験に取り組める場を提供するとともに、事業者がチャレンジしやすい環境を整備
- ・ サーキュラー・エコノミーに向けた枠組みを検討するなど環境対策と経済を両立

施策5 社会的課題への的確な対応

- ・ 感染症対策の徹底等による事業継続性確保、システムとしてのレジリエンス強化
- ・ 首都直下地震等に備え、地域で処理する共同組織、関連団体との連携推進
- ・ 広域連携によるリサイクルや不法投棄撲滅に向けた取組の推進
- ・ ゼロエミッションに向けた政策の検討、個別事業の実施

2 サーキュラー・エコノミーの推進

日常生活に根差す大量生産、大量消費は、地球環境に危機を引き起こす主要な要因の一つであり、大量の資源を使い捨てる一方通行型の経済を循環型に切り替えていくことが求められている。都はこれまで、循環型社会を構築する観点から様々な取組を進めてきたが、今後更に取組を加速させるためには、都民・事業者関係団体・自治体等による連携を図りながら、サーキュラー・エコノミーの実現に向けた具体的な取組への支援等を行っていくことが重要である。

都は令和4年4月に、公益財団法人東京都環境公社とサーキュラー・エコノミーの推進について、都内における持続可能な資源利用の実現に向けた取組を連携して実施していくための協定を締結した。これを受け同年6月より、東京サーキュラーエコノミー推進センター（公益財団法人東京都環境公社が同年4月に公社内に設置）では、持続可能な資源利用に関する情報発信やシンポジウムの開催、都内の事業者・自治体等への相談・マッチング、また、サーキュラー・エコノミーの早期導入に当たる具体的な取組等への支援を実施している。

3 食品ロス削減の取組

国の調査によると、日本国内では、本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる食品ロスは約523万トンと推計されている（令和3年度推計）。この食品ロスの量は、国民一人当たり換算すると、1日約114g（お茶碗1杯分のご飯の量）の、まだ食べられる食品を廃棄していることになる。国連「持続可能な開発目標」（SDGs）の達成や、貴重な食料資源を無駄なく活用するという観点から、食品ロスの削減は喫緊の課題である。

都は、2030年の食品ロス半減を目指し、平成29年9月に設置した食品流通事業者や消費者などからなる「東京都食品ロス削減パートナーシップ会議（以下「食ロス削減パートナーシップ会議」という。）での議論の成果として受けた提言や国の基本方針を踏まえ、令和3年3月に食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を策定し、都や区市町村が保有するフードテック（食に係る先進技術の総称）を有する企業と連携した社会実装化事業等の施策を展開している。

また、ロシアのウクライナ侵攻をはじめとする社会情勢等の変化を踏まえ、令和5年2月の食ロス削減パートナーシップ会議において、食品関連事業者や消費者など、各主体が自主的に食品ロス

削減に向けた行動を強化する「賞味期限前食品の廃棄ゼロ行動宣言」が採択された。令和5年度は新たに、賞味期限前食品の廃棄ゼロ行動促進事業として、商慣習に起因する実態把握調査や、都民への食品ロスに対する正しい理解の促進に向けた普及啓発を実施する。さらに、東京サーキュラーエコノミー推進センターと連携し、賞味期限であっても廃棄せざるを得ない中小小売店の食品をフードバンクに新規で寄贈し、寄贈ルートの開拓やつながりを創出するための支援や食品ロス削減に関する情報発信により消費者の意識啓発を行い、消費行動の変容を促していく。

4 使い捨てプラスチックの削減・循環的利用の高度化

資源利用量の増大に伴い、気候変動や生物多様性の損失が急速に進んでいる。地球の気温上昇を産業革命以前に比べてプラス1.5℃でストップさせるためには、私たちの資源利用のあり方を大きく転換させる必要がある。とりわけ、世界的に生産量が急増しているプラスチックに関しては、その生産から廃棄までの各プロセスで多量のCO₂が排出されており、海洋ごみが海洋生態系に大きな影響を与えるリスクの面からも、早急かつ実効性のある対策が求められている。このような流れの中で、令和4年4月からは「プラスチック資源循環法」が施行され、プラスチックに係る製品設計から廃棄物処理までの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置が講じられたところである。

都は、令和元年12月、「ゼロエミッション東京戦略」と同時に「プラスチック削減プログラム」を策定・公表した。本プログラムでは、2050年にCO₂実質ゼロのプラスチック利用の実現を目指すとともに、2030年に向けた目標として家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量を40%削減する目標を掲げ、持続可能な資源利用の実現に向けた施策の方向性を示している。

さらに、「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」では、2030・カーボンハーフスタイルの実現に向け、取組の強化を図っている。

2030年の目標の達成に向けて、まず、使い捨てを徹底的に見直し、リユースを基調とした社会を実現することが重要であり、使用済みのプラスチックについては元の素材と同等の品質に戻す水平リサイクルの社会実装を進める必要がある。このため、リユース容器や量り売り・シェアリングなどの2Rビジネスや革新的技術による水平リサイクルの一般化・主流化を目指す、イノベーティブな企業間連携の場を創出し、持続可能なプラスチック利用を実現する新たなビジネススタイルの実装を促進する。

また、都民等の消費行動の変容を促し、事業者等が行う地域密着型のサーキュラービジネス等を支援するため、メディアや東京サーキュラーエコノミー推進センター等と連携し、持続可能な資源利用に関する情報発信や、都内の事業者・自治体等への相談・マッチング等を実施する。

また、プラスチック資源循環法の施行も踏まえ、区市町村によるプラスチックの分別収集拡大に向けて、「プラ製容器包装等・再資源化支援事業」により、プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの分別収集に係るスタートアップ及びレベルアップの事業に対し財政支援を行い、区市町村の取組を強力に後押ししている。

さらに、事業系廃プラスチックのリサイクル促進を図るため、オフィスビル等の廃棄物排出実態等を把握した上で、区市町村と連携し、廃棄物に関する知見を有する3Rアドバイザーによる的確な助言を行うとともに、都庁自らの率先的な行動として「ゼロエミッション都庁行動計画Update」等に基づく取組を推進する。

5 太陽光発電設備 3R 推進事業

固定価格買取制度（FIT制度）の開始以降急速に普及した太陽光発電設備が、2030年代半ば以降から本格廃棄される見込みである。都では、「持続可能な資源利用」を推進する観点から、太陽光発電設備の3Rを促進する仕組みを構築するため、平成30年に、学識経験者などで構成する東京都使用済太陽光発電設備リサイクル検討会を設置し、東京の特徴を踏まえた太陽光発電設備の3Rスキームを構築するための議論を行った。さらに、大学研究者による事業提案制度において、早稲田大学から提案された「太陽光パネル高度循環利用に向けた東京モデルの構築」に取り組み、主に技術的な側面から、太陽光パネルのリサイクル方法を実証した。

令和4年9月、解体業者、リサイクル業者等で構成する東京都太陽光発電設備高度循環利用推進協議会を立ち上げ、住宅用太陽光発電設備のリサイクルルートの確立に取り組んでいる。

6 容器包装リサイクル法に基づく分別収集促進計画

都では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、各区市町村が策定した「市町村分別収集計画」における容器包装廃棄物（全11品目）の排出量や収集見込量を取りまとめ、都としてリサイクル促進の意義に関する知識の普及などに取り組むことを定めた「分別収集促進計画」を策定している。

令和4年度に策定した第10期計画（令和5年度から令和9年度まで）では、スチール缶・アルミ缶・ペットボトルは100%、ガラスびんは98%、紙パックは85%、ダンボールは95%の区市町村が計画を策定している。

図表 2-1-53 資源回収状況

（単位：トン）

| | | 元年度実績 | | | 2年度実績 | | | 3年度実績 | | |
|---------|-----|--------|--------|-----|---------|--------|-----|---------|--------|-----|
| | | 23区 | 多摩 | 島しょ | 23区 | 多摩 | 島しょ | 23区 | 多摩 | 島しょ |
| ガラスびん | 無色 | 31,011 | 11,850 | 40 | 34,106 | 12,669 | 33 | 32,906 | 12,045 | 29 |
| | 茶色 | 16,426 | 6,533 | 35 | 16,901 | 6,602 | 27 | 16,207 | 6,418 | 24 |
| | その他 | 32,181 | 8,610 | 27 | 36,257 | 9,705 | 24 | 35,598 | 9,490 | 21 |
| ペットボトル | | 37,540 | 12,407 | 152 | 40,479 | 13,242 | 138 | 41,480 | 13,440 | 137 |
| スチール缶 | | 13,473 | 4,654 | 63 | 14,076 | 4,958 | 107 | 13,276 | 4,576 | 49 |
| アルミ缶 | | 11,759 | 6,045 | 88 | 13,658 | 6,852 | 70 | 13,528 | 6,834 | 72 |
| 紙パック | | 545 | 474 | 1 | 544 | 508 | 1 | 604 | 495 | 1 |
| その他紙製容器 | | 1,079 | 2,033 | 1 | 1,539 | 2,116 | 1 | 1,939 | 2,026 | 2 |
| 白色トレイ | | 142 | 23 | 9 | 158 | 24 | 15 | 87 | 22 | 13 |
| その他プラ容器 | | 28,566 | 46,976 | 1 | 30,839 | 51,288 | 1 | 31,326 | 51,067 | 2 |
| 段ボール | | 96,091 | 35,082 | 241 | 112,144 | 42,574 | 590 | 113,423 | 42,743 | 542 |

7 自動車リサイクル法に基づく登録・許可・指導等

平成14年7月、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を実現するため、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）が制定された。

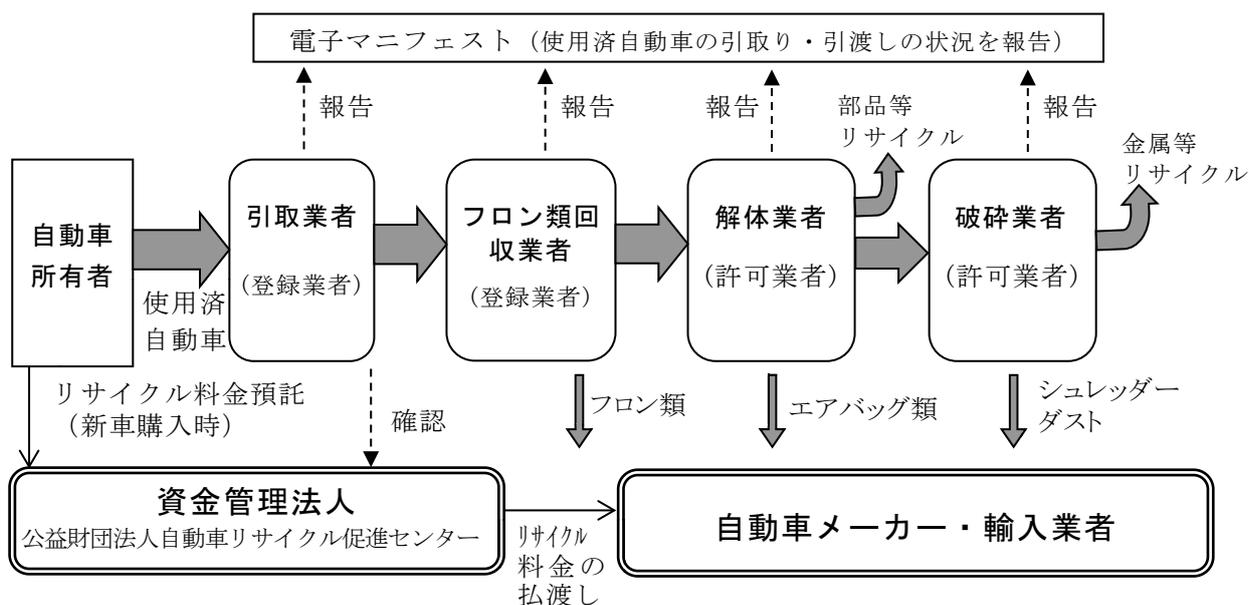
この法律では、「拡大生産者責任」の考え方にに基づき、自動車製造業者等が自ら製造・輸入した自動車を使用済みとなった場合に、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類を引き取ってリサイクル（フロン類については破壊）を行う義務を負う。

また、自動車所有者はリサイクル料金等を「資金管理人」に預託する必要があり、また、廃車するに当たっては引取業者に使用済自動車（廃車）を引き渡す義務を負う。

平成16年7月1日からは解体業及び破砕業に対する許可制度が、平成17年1月1日からは引取業及びフロン類回収業の登録制度が施行された。

都は、これらの許可・登録事務を行うとともに、各関連事業者に対し、必要に応じて指導及び助言等を行っている。

図表 2-1-54 自動車リサイクル法の仕組み



図表2-1-55 自動車リサイクル法の登録・許可事業者数(令和5年4月1日現在)

| 地域区分 | 引取業 | フロン類回収業 | 解体業 | 破砕業 |
|-----------------|-----|---------|-----|-----|
| 区部 | 513 | 81 | 25 | 4 |
| 多摩（八王子・町田市を除く。） | 264 | 51 | 25 | 7 |
| 島しょ | 45 | 10 | 5 | 2 |
| 他県 | 23 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 845 | 143 | 56 | 14 |

(注) 登録・許可住所を基に集計

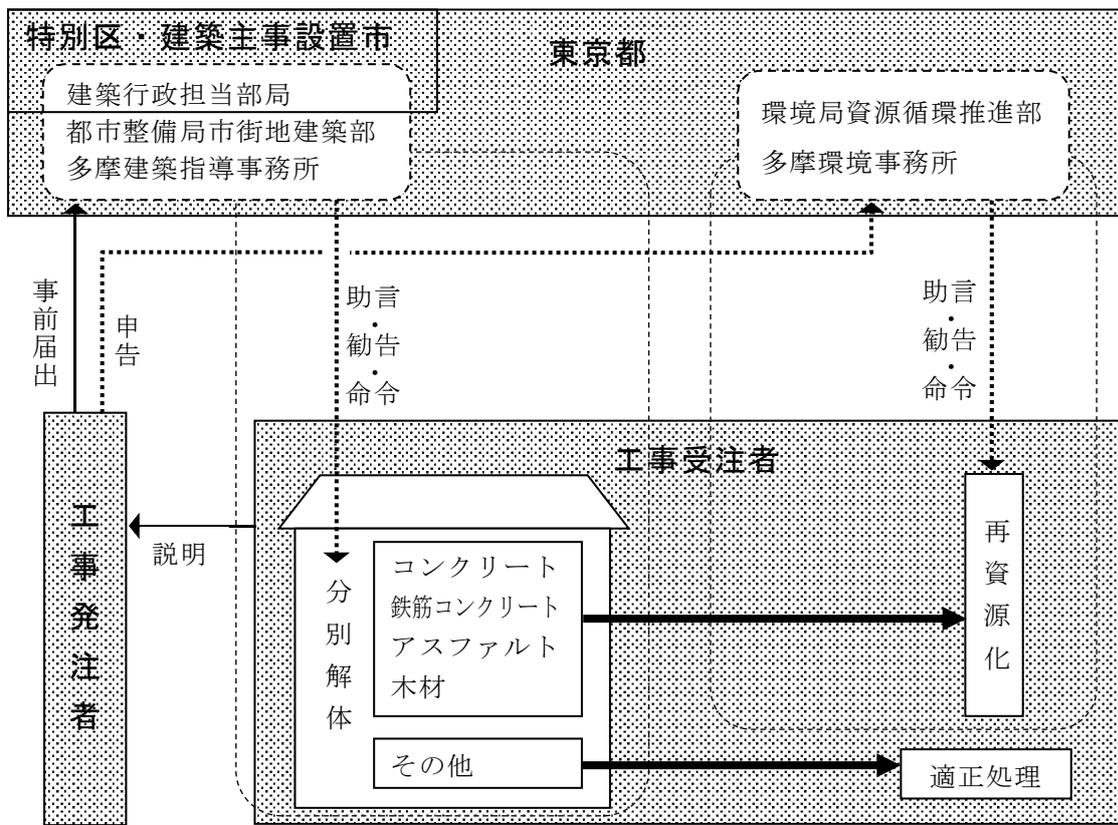
8 建設リサイクルの取組

(1) 建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物の再資源化等の推進

平成14年5月30日に完全施行された建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）は、建設廃棄物の減量と再資源化を促進するため、建設工事の受注者に対し、分別解体と特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材）の再資源化等を義務付けている。分別解体に係る事務は東京都都市整備局、特別区及び建築主事設置市の建築行政担当部局が担当し、再資源化等に係る事務

は環境局が担当している。

図表 2-1-56 建設リサイクル法の仕組みと都における事務分担



※対象建設工事 解体工事80㎡以上、新築工事500㎡以上
 修繕模様替 1 億円以上、建築物以外500万円以上
 ※解体工事業の登録を義務付け（建設業法の許可を持つ場合を除く。）

図表2-1-57 建設リサイクル法に基づく指導・行政処分状況（環境局）

| 内 容 | 令和4年度件数 |
|----------|---------|
| 立入検査実施件数 | 681 |
| 発注者の申告件数 | 0 |
| 助言 | 0 |
| 勧告 | 0 |
| 命令 | 0 |

(注) 多摩環境事務所の実績も含む。

(2) 再生品の利用促進

都内では高度経済成長期に建築された建物やインフラが更新時期を迎えており、それに伴って生じるコンクリート塊は、今後大量発生が見込まれている。一方で、コンクリート塊から製造される再生砕石については、主に道路の路盤材等に利用されてきたが、道路等の需要の減少により、再生砕石の滞留リスクが顕在化している。

そのため、東京都建設リサイクル推進計画において、コンクリート塊等の資源循環が円滑に進むよう、東京都環境物品調達方針（公共工事）に基づき、再生砕石とともに、再生骨材コンクリートの利用を促進していくとしている。

9 スーパーエコタウン事業

都は、首都圏の廃棄物問題の解決を図るとともに、新たな環境産業の立地を促進し、循環型社会への変革を推進することを目的に、東京臨海部において都有地を活用した先進的で信頼性の高い廃棄物処理・リサイクル施設の整備を進めてきた。

平成14年4月から、都は、民間事業者による建設廃棄物や食品廃棄物などの処理・リサイクル施設を計3回に渡って公募・選定を行い、平成29年6月に全施設の整備が完了した。現在、中央防波堤内側埋立地に2施設、大田区城南島に11施設が稼働している。

スーパーエコタウン事業について理解を深めてもらうため、毎年、都民や事業者を対象に、見学会を実施している。

今後も引き続き、スーパーエコタウン事業者と連携して、先進的で信頼性の高い廃棄物処理・リサイクルを促進していく。

図表2-1-58 スーパーエコタウン事業で整備された各施設の一覧

| 施設名 | 事業主体 | 処理能力 | 稼働年月日 |
|-------------------------------|------------------|---|----------|
| 中央防波堤内側埋立地 | | | |
| PCB廃棄物処理施設 | 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 | 2t/日 (PCB分解量) | 平成17年11月 |
| ガス化溶解等発電施設 | J & T環境株式会社 | 650t/日 | 平成18年8月 |
| 大田区城南島 | | | |
| 建設混合廃棄物リサイクル施設 | 高俊興業株式会社 | 928t/日 | 平成16年12月 |
| | 株式会社タケエイ | 961t/日 | 平成17年4月 |
| 廃タイルカーペットリサイクル施設 | 株式会社タケエイ | 16t/日 | 平成27年8月 |
| がれき類・泥土リサイクル施設 | 成友興業株式会社 | (がれき類) 4,080t/日 | 平成21年7月 |
| | | (汚土) 1,440m ³ /日 | |
| 埋設廃棄物・泥土のリサイクル施設 | 成友興業株式会社 | (埋設廃棄物) 2,880t/日 (汚土) 1,440m ³ /日 | 平成29年1月 |
| | S.P.E.C.株式会社 | 4,080t/日 | 平成29年6月 |
| 食品廃棄物リサイクル施設 (バイオガス発電) | バイオエナジー株式会社 | 130t/日 | 平成18年4月 |
| 食品廃棄物リサイクル施設 (飼料化) | 株式会社アルフォ | 140t/日 | 平成18年4月 |
| 食品廃棄物リサイクル施設 (飼料化・バイオガス発電) | 株式会社アルフォ | 170t/日 | 平成29年6月 |
| 廃情報機器類等のリサイクル施設 | 株式会社フューチャー・エコロジー | 36t/日 | 平成16年4月 |
| | 株式会社リーテム | 864t/日 | 平成17年7月 |

第 8 節 フロン排出ゼロに向けた取組

[環境改善部環境保安課]

フロンは、人体に無害であり、熱を効率的に運ぶ化学物質であることから業務用冷凍空調機器の冷媒等として使用されている。以前は、特定フロン（クロロフルオロカーボン（CFC）及びハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC））が多く使用されてきたが、オゾン層を破壊することから代替フロンであるハイドロフルオロカーボン（HFC）に転換されてきた。

しかし、代替フロンは非常に温室効果が高いことからその削減が求められている。

1 フロンの法規制の変遷

平成14年4月に施行された「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収・破壊法）に基づき、特定フロンとハイドロフルオロカーボン（HFC）について業務用冷凍空調機器の廃棄時の回収・処理が義務付けられた。

しかし、代替フロン（HFCs）の大気中への排出量が増加したことなどから、フロン類の製造から廃棄までの包括的な対策が取られるよう平成25年6月に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）に改正された（平成27年4月施行）。

さらに令和元年6月、都道府県の立入指導権限の拡大や関係者相互の確認・連携の強化など、機器の廃棄時のフロン類の確実な回収に向けた改正が行われた（令和2年4月施行）。

図表2-1-59

| フロン排出抑制法 平成27年4月施行 | フロン排出抑制法 令和2年4月施行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------------|---------|------------------------------|--------------------|-----------------------|---------------------|------------------------|------------------------|---|-------------------|--|---|----------------------------|---------|------------------------------|--------------------|-----------------------|---------------------|----------------------------|-------------------------------|---|------------------------|------------------------|---|-------------------|--|
| <table border="1"> <tr> <td>フロンガス製造者 ・フロンの転換（製造・輸入）</td> <td rowspan="6">権限 国</td> </tr> <tr> <td>フロン使用機器製造業者 ・フロンの転換（製品開発）</td> </tr> <tr> <td>ユーザー ・適正管理（点検等）</td> </tr> <tr> <td>機器整備業者 ・充填回収業者への委託</td> </tr> <tr> <td>廃棄等実施者 ・機器廃棄時の委託</td> </tr> <tr> <td>フロン類充填回収業者 ・充填回収業登録</td> </tr> <tr> <td>再生業者／破壊業者 ・適正な再生や処理</td> <td>国</td> </tr> <tr> <td>全ての者 ・みだり放出の禁止</td> <td></td> </tr> </table> | フロンガス製造者 ・フロンの転換（製造・輸入） | 権限 国 | フロン使用機器製造業者 ・フロンの転換（製品開発） | ユーザー ・適正管理（点検等） | 機器整備業者 ・充填回収業者への委託 | 廃棄等実施者 ・機器廃棄時の委託 | フロン類充填回収業者 ・充填回収業登録 | 再生業者／破壊業者 ・適正な再生や処理 | 国 | 全ての者 ・みだり放出の禁止 | | <table border="1"> <tr> <td>フロンガス製造者 ・フロンの転換（製造・輸入）</td> <td rowspan="6">権限 国</td> </tr> <tr> <td>フロン使用機器製造業者 ・フロンの転換（製品開発）</td> </tr> <tr> <td>ユーザー ・適正管理（点検等）</td> </tr> <tr> <td>機器整備業者 ・充填回収業者への委託</td> </tr> <tr> <td>廃棄等実施者 ・機器廃棄時の委託</td> </tr> <tr> <td>特定解体工事元請業者 ・建物解体時のフロン回収</td> </tr> <tr> <td>第一種特定製品引取等実施者 ・機器廃棄時の適正な引取</td> <td rowspan="2">都</td> </tr> <tr> <td>フロン類充填回収業者 ・充填回収業登録</td> </tr> <tr> <td>再生業者／破壊業者 ・適正な再生や処理</td> <td>国</td> </tr> <tr> <td>全ての者 ・みだり放出の禁止</td> <td></td> </tr> </table> | フロンガス製造者 ・フロンの転換（製造・輸入） | 権限 国 | フロン使用機器製造業者 ・フロンの転換（製品開発） | ユーザー ・適正管理（点検等） | 機器整備業者 ・充填回収業者への委託 | 廃棄等実施者 ・機器廃棄時の委託 | 特定解体工事元請業者 ・建物解体時のフロン回収 | 第一種特定製品引取等実施者 ・機器廃棄時の適正な引取 | 都 | フロン類充填回収業者 ・充填回収業登録 | 再生業者／破壊業者 ・適正な再生や処理 | 国 | 全ての者 ・みだり放出の禁止 | |
| フロンガス製造者 ・フロンの転換（製造・輸入） | 権限 国 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フロン使用機器製造業者 ・フロンの転換（製品開発） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ユーザー ・適正管理（点検等） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機器整備業者 ・充填回収業者への委託 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 廃棄等実施者 ・機器廃棄時の委託 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フロン類充填回収業者 ・充填回収業登録 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再生業者／破壊業者 ・適正な再生や処理 | 国 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全ての者 ・みだり放出の禁止 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フロンガス製造者 ・フロンの転換（製造・輸入） | 権限 国 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フロン使用機器製造業者 ・フロンの転換（製品開発） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ユーザー ・適正管理（点検等） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機器整備業者 ・充填回収業者への委託 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 廃棄等実施者 ・機器廃棄時の委託 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定解体工事元請業者 ・建物解体時のフロン回収 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第一種特定製品引取等実施者 ・機器廃棄時の適正な引取 | 都 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フロン類充填回収業者 ・充填回収業登録 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再生業者／破壊業者 ・適正な再生や処理 | 国 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全ての者 ・みだり放出の禁止 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2 フロンの排出削減目標

都は、令和元年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」において、代替フロンの排出量を、2030年には2014年度比35%減、2050年にはゼロとする目標を掲げた。

また、令和4年9月に策定した「東京都環境基本計画」では、削減目標を35%減から65%減に引き上げ、使用時対策、廃棄時対策、ノンフロン機器の普及策等の取組を強化することとした。

3 フロン対策

(1) 使用時対策

都は、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）のユーザー（管理者）に対して適切な点検の実施を促すため、フロン排出抑制法に基づき立入検査を実施している。

令和4年度からは、事業者が遠隔監視による漏えい検知などIoTツールを活用し、フロン漏えいを早期に発見して排出を抑制していくことなどの先進的な技術の導入に積極的に取り組める

よう施策を推進している。

また、使用中の小型機器からのフロン漏えいを防止するため、市中の小型機器を点検し、漏えいを早期に発見・修理することによるフロン排出削減効果を検証している。

加えて、講習会の開催など、使用時のフロン排出量ゼロに向けた事業者の更なる取組を促す施策を実施している。

(2) 廃棄時対策

都は、令和2年のフロン排出抑制法改正に合わせて、業務用冷凍空調機器を廃棄する際のフロン類回収が徹底されるよう講習会や動画配信等による法の周知を図るとともに、業務用冷凍空調機器が設置されている建物解体現場等への立入指導を実施している。

また、悪質な事業者に対しては警視庁などと連携して厳正に対処している。

(3) ノンフロン機器の普及

都は、冷媒としてフロンを使用しない機器（ノンフロン機器）を普及促進するため、令和元年度から中小事業者等を対象に「省エネ型ノンフロン機器」の導入に対する補助を実施している。

また、エネルギー価格高騰やフロン排出量削減を促進するため、令和4年10月から補助率や補助上限額等を拡充した。

(4) 都庁のフロン排出削減

都は、業務用冷凍空調機器を数多く使用する事業者として、都庁からのフロンの排出量削減と適正管理の確実な実施、デジタル化の推進に向けて、令和5年度から冷媒管理システムを導入した。

(5) 第一種フロン類充填回収業者の登録

都は、フロン排出抑制法に基づき、フロン類の充填・回収業を営む事業者の登録を行っている。

図表2-1-60 フロン排出抑制法に基づく充填回収業者の登録実績（令和4年度末）

| 登録区分 | 登録件数 |
|---------------|-------|
| 第一種フロン類充填回収業者 | 4,545 |

第 9 節 都自らの率先行動

1 ゼロエミッション都庁行動計画

[総務部環境政策課]

都は、平成13年3月、都庁の総合的な環境配慮のための実行計画である「地球をまもる都庁プラン」(計画期間平成12年度から平成16年度まで)を策定し、都の事務事業活動に伴う環境負荷低減に率先して取り組んできた。平成17年8月には、都における気候変動対策を更に強化するため、「地球をまもる都庁プラン」の地球温暖化対策部分を改定し、「地球温暖化対策都庁プラン」を策定した。

平成24年3月、平成23年夏期における電力需給ひっ迫に対する取組等を踏まえ、「温室効果ガス削減都庁行動計画」(計画期間平成22年度から平成26年度まで)を策定した。平成26年度における知事部局等からの温室効果ガス排出量を、平成12年度比で20%削減するという削減目標に対し、平成26年度実績で約19.9%減となり、目標をほぼ達成した。

平成28年3月に「スマートエネルギー都庁行動計画」(計画期間平成27年度から令和元年度まで)を策定し、設備改修等を通じた低CO₂技術の活用や省エネルギー対策を推進した結果、令和元年度の温室効果ガス排出量を平成12年度比20.9%削減、エネルギー消費量を平成12年度比20.8%削減した。

また、新たに4,738kWの太陽光発電を導入した。

令和3年3月には、新たに「ゼロエミッション都庁行動計画」を策定した。都自らが「隗より始めよ」で脱炭素化に向けた取組を加速し、「2030年カーボンハーフ」の実現に向けて、様々な主体の取組を牽引する。

(1) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5か年

(2) 取組項目及び目標

これまでの省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用拡大に向けた取組に加え、ZEVの導入推進や使い捨てプラスチックの削減等、新たに次の分野を追加し、各分野における目標達成に向けての取組を加速させる。

分野1 建物のゼロエミッション化に向けた省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの利用拡大

- 目標 ア 温室効果ガス排出量(2000年度比)40%削減
 - イ エネルギー消費量(2000年度比)30%削減
 - ウ 再生可能エネルギー電力利用割合 50%程度
 - エ 太陽光発電設置量(累計設置量)20,000kW
- ※ 令和4年2月に当初目標の12,000kWから引き上げ。

分野2 ZEVの導入推進

- 目標 ア 非ガソリンの庁有車(乗用車)100%(特種車両等を除く。)
- イ 都有施設に公共用充電器を300基以上設置

分野3 使い捨てプラスチックの削減

- 目標 ア 都庁舎から排出する廃プラスチック焼却量(2017年度比)20%削減
- イ ペットボトルの「ボトルtoボトル」など高度リサイクルが導入されている
- ウ 都主催イベントにおけるリユースカップ等の原則実施が実現している

分野4 食品ロスの削減

- 目標 ア 食堂や売店等における利用者の食品ロス削減行動が実践されている
- イ 都庁舎の食堂や売店等における食品リサイクルが拡大している
- ウ 飲食を提供するイベント等における食品ロス削減行動が徹底されている
- エ 都が保有する防災備蓄食品の廃棄が最小化されている

分野5 フロン対策の推進

- 目標 ア ノンフロン機器及び低GWP機器への転換が原則化している
- イ 管理者による機器使用時・廃棄時の漏えい防止が徹底されている

(3) 計画の実効性を担保する仕組み

本計画で定めた目標とその達成に向けた取組について、次の仕組み等を活用して、実効性を担保する。

ア 全庁横断的な推進組織の活用

全庁横断的な推進組織として「ゼロエミッション都庁推進会議」を設置しており、この会議では、各分野で掲げた目標に対する進捗状況を確認し、課題等を共有するとともに、必要に応じて施策の見直し・バージョンアップを行う。

イ 公共調達における脱炭素化の推進

各分野における取組の方向性を踏まえ、「東京都グリーン購入推進方針」や「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」によって、調達の面からも施策を推進する。

2 都有施設（知事部局等）における再生可能エネルギーの利用拡大

〔気候変動対策部計画課〕

都は、多くのエネルギーや資源を消費する「大規模事業者」の責務として、都自ら率先して脱炭素行動を推進し、再生可能エネルギーの利用拡大に向けた取組を強化している。

(1) 再生可能エネルギー電力調達の促進

令和元年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」の中で、令和12（2030）年までに都有施設（知事部局等）において使用する電力の再生可能エネルギー100%化の目標を掲げている。

この目標の達成に向け、令和2年度から、都内で発電された卒FIT*電力を含む再生可能エネルギー100%電力を都有施設で積極的に活用していく「とちょう電力プラン」を進めている。

*卒FIT：FIT（再生可能エネルギーによる電力を一定期間固定価格で買い取る制度）での買取期間が終了した設備のこと。令和元年11月以降、順次買取期間が終了

(2) 太陽光発電設備の設置拡大

令和12（2030）年までに設置可能な都有施設へ100%設置を目指し、新築、改築及び大規模改修時に加え、既存の都有施設への太陽光発電設備等の設置を加速化する。

また、都営住宅において、新たな工法で住棟の状況に応じた太陽光パネルの設置を進め、設置拡大に向けて最適な手法を導入する。

(3) 都有施設におけるVPPの構築事業

都有施設で生み出した再エネ電力を施設間で需給調整し最大限有効活用するとともに、電力市場への調整力の供出等も視野に入れた、都有施設におけるVPPの構築を推進する。

3 環境マネジメントシステムの運営

[総務部環境政策課]

都は、都の活動における環境配慮を一層推進するために新宿本庁舎を範囲として環境マネジメントシステムを構築し、平成12年2月に環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証を取得した。

認証取得から14年が経過し、各局における取組が十分に定着するとともに、PDCAサイクルを用いた事業運営の成果が着実に現れた。

そこで、これまでの取組・経験を踏まえ、平成26年4月に事業活動における環境配慮行動の取組指針として環境方針を策定するとともに、運営においては日常業務活動に特化した独自の環境マネジメントシステムを導入し、都における環境配慮行動を適切に実行している。

4 都庁プラスチック削減方針

[資源循環推進部計画課]

都は、令和元年6月、ゼロエミッション東京の実現に向けて、多くの資源を消費する都庁自らが先導的に取り組み、都民・事業者等の取組を喚起・牽引していくため、「都庁プラスチック削減方針」を策定した。

(1) 基本原則

- ア 必要性の低いワンウェイプラスチックの使用削減、マイバッグ・マイボトル等の利用推進
- イ プラスチックの使用が避けられない場合は、①再生プラスチックを使用した製品、②持続可能性に配慮したバイオマスプラスチックを使用した製品の優先順位により使用する製品を検討
- ウ 廃プラスチックが発生した場合は、適切に分別し、①材料リサイクル、②ケミカルリサイクルの優先順位により再生利用し、それが困難な場合には、できる限り高効率な熱回収を推進

(2) 取組内容

ア 物品調達等における取組

- (ア) 東京都グリーン購入推進方針及びグリーン購入ガイドの改定
- (イ) 本庁組織が本庁舎内で開催する会議におけるワンウェイプラスチックの削減
- (ウ) 関連団体等への要請、廃プラスチックの分別の徹底等

イ 職員による率先行動

- (ア) ワンウェイプラスチックの受取を自ら辞退することを原則とし、それを徹底
- (イ) 廃プラスチックが発生した場合は、分別方法に従い分別を徹底
- (ウ) 本庁舎内各フロアのリサイクルルームを調査し、レジ袋等の廃棄状況を把握

第2章

生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現

第1節 保全と再生

- 1 自然環境に関する計画等
- 2 東京の緑の現状
- 3 緑の保全・創出のための取組
- 4 自然環境保全の気運醸成
- 5 人材育成・人材認証制度の創設
- 6 屋上等の緑化
- 7 緑の学び舎
- 8 水辺環境の保全
- 9 保全地域の指定・管理
- 10 開発の規制
- 11 都民の自然体験活動の促進
- 12 民間財団との協働による環境体験学習事業の実施
- 13 多摩の森林再生

第2節 自然とのふれあい

- 1 自然公園
- 2 首都圏近郊緑地
- 3 森林保全関連事業
- 4 小笠原諸島世界自然遺産の保全

第3節 野生動植物対策

- 1 野生動植物の保護と管理
- 2 鳥獣保護管理及び狩猟免許等

第4節 水環境の保全

- 1 水質汚濁の現状
- 2 水質監視の体系
- 3 事業活動による公共用水域の水質汚濁対策
- 4 生活排水対策
- 5 ゴルフ場農薬対策
- 6 雨天時排水対策
- 7 地下水保全対策

第 2 章 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現

第 1 節 保全と再生

1 自然環境に関する計画等

[自然環境部計画課]

東京においては、奥多摩の山地から丘陵地、台地、低地、東京湾を経て小笠原諸島に至るまでの地形上に、多様な緑が育まれている。自然は、人間の生存の基盤であり、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないものである。首都東京を自然と共生し、持続可能な都市としていくためには、自然が持つ都市環境の改善、雨水の流出抑制、生物の生存基盤、レクリエーションの場の提供など様々な機能が、最大限に発揮されることが重要である。そのため自然の連続性を確保するよう残された自然地の保全、失われた自然の回復・再生、新たな緑や水辺環境の創出のほか、自然地の適正な管理、利用への誘導を進める必要がある。

都はこれまで、自然保護条例、自然公園法及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づき、緑の保全と再生、開発の規制、森林再生と枝打ち、屋上等緑化の推進、自然公園の保護・利活用の推進、生物多様性の確保、鳥獣保護管理等の取組を行ってきた。

一方で、地球規模の生物多様性の危機や東日本大震災をきっかけとした東京のプレゼンスの低下などの背景を受け、都は、将来的な施策の方向性を取りまとめた「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定した（平成24年5月）。この戦略は、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の性格を併せ持つものである。

令和元年度から、この「緑施策の新展開」の改定に向けた検討に着手し、東京都自然環境保全審議会による答申（令和4年12月）に基づき、生物多様性の世界目標である「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」及び「生物多様性国家戦略2023-2030」を踏まえ、令和5年4月に「東京都生物多様性地域戦略」を改定・公表した。本戦略では、2050年の東京の将来像を示し、将来像を実現するための2030年目標、目標の実現に向けた3つの基本戦略を掲げている。この基本戦略に基づき、行政、都民、事業者、民間団体（NPO・NGO・市民団体等）、教育・研究機関など様々な主体が連携・協働しながら、取組を進めていくことにより、2030年までに、生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指していく。

また、本戦略に基づく都の取組を「生物多様性地域戦略アクションプラン」として取りまとめ、令和5年4月に公表している。今後、全庁的な推進体制のもと取組を推進していく。

【東京都生物多様性地域戦略】

1 地域戦略の位置付け

生物多様性基本法に基づく、都内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画

- ・対象地域 東京都全域。必要に応じて隣県や関連地域等の一部を含める。
- ・計画期間 令和4（2022）年度から令和12（2030）年度まで

2 2050年東京の将来像

○ 基本理念

自然に対して 畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物

多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す

3 将来像の実現に向けた2030年の目標と基本戦略

○ 2030年目標

あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる＝ネイチャーポジティブの実現

○ 2030年目標の実現に向けた3つの基本戦略

I 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

II 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

III 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

4 基本戦略ごとの行動目標と都の主な取組

○ 基本戦略 I

- ・生物多様性バージョンアップエリア10,000+（プラス）

生きものの生息・生育空間や生態系サービスの維持向上を図るエリアの確保を行政として10,000haとすることを旨すとともに、民間の取組をプラスで表現し、共に取り組む。

- ・新たな野生絶滅ZEROアクション

新たに野生絶滅となる種がゼロとなるよう、減少している野生生物の保全・回復を図るための取組を様々な主体とともに実施する。

<都の主な取組>

- ・保全地域の指定・公有化
- ・野生生物種の戦略的保全方針の策定 等

○ 基本戦略 II

- ・Tokyo-NbSアクションの推進 ～自然に支えられる都市東京～

自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions）となる取組を、行政、事業者、民間団体など各主体とともに推進する。

<都の主な取組>

- ・Tokyo-NbSアクション推進事業
- ・東京の多様な自然を知る参加型プログラム 等

○ 基本戦略 III

- ・生物多様性都民行動100% ～一人ひとりの行動が社会を変える～

保全活動への参加や消費行動など、全ての都民が生物多様性に配慮・貢献する取組を推進する。

<都の主な取組>

- ・DXを活用した都民参加型生きもの情報収集蓄積プロジェクト
- ・自然環境デジタルミュージアム構想 等

2 東京の緑の現状

[自然環境部計画課]

東京の現在の緑の量を「みどり率（注）」（平成30年）で見ると、区部で24.2%、多摩で67.8%であり、都内全域では52.5%となっている。

平成25年から5年間の変化を見ると、みどり率は、区部では0.3ポイントの減、多摩部では0.6ポイントの減、都内全域では0.5ポイントの減となり、全体として微減で推移している。

東京の緑は、人間を含む多くの生きものの生存基盤としてだけでなく、都市に暮らす都民に潤いや安らぎを与え、都市防災やヒートアイランド対策などの都市環境の改善、美しい都市景観の創出など多様な役割を担っていることから、その存在がますます重要となっている。

また、丘陵地の緑は、丘陵地公園などを核に連坦し、森林や自然公園につながっているが、一方で、人口が密集した市街地に近接し、住宅開発や商業開発の最前線に位置しており、その保全が求められている。

さらに、山間部の森林は、水源かん養や生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収、レクリエーション利用など、多くの重要な役割を果たしていること、また、森林所有者の財産であると同時に、都民全体がその恩恵を享受する共通の財産でもあることから、その適切な管理と整備が重要である。

(注) みどり率とは、樹林地、草地、農地、宅地内の緑(屋上等緑化を含む。)、公園、街路樹や河川、水、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合をいう。

3 緑の保全・創出のための取組

[自然環境部計画課]

依然として減少傾向にある東京の緑を少しでもよみがえらせるため、都では緑の保全・創出に向けた取組を積極的に進めている。

既存の緑の保全など、より質の高い緑を確保するため、平成21年3月、自然保護条例及び同条例施行規則を改正し、緑化計画書制度や開発許可制度の強化を行った。

また、あらゆる都市空間において積極的に緑を創出するため、校庭の芝生化や街路樹の倍増、都市公園・海上公園の整備など、公共施設等の面においても全庁を挙げて取り組んできた。

さらに、都民や企業などあらゆる主体が協働して緑の保全・創出に取り組むため、ボランティア活動の支援や「緑の東京募金」への参加の働きかけ、普及啓発活動など、都民・企業の意識を緑に向け、行動に結びつくような取組を実施してきたところである。

これらの取組に加え、生態系に配慮した緑化を推進するため、事業者が緑化計画を作成する際に生態系への配慮度合いを確認することができる「生態系に配慮した緑化評価ツール（試行版）」を公表するとともに、在来種植栽に取り組むなど生物多様性の保全に積極的に取り組む民間の緑地を登録・公表する「江戸のみどり登録緑地」制度を開始した。引き続き、これらの普及拡大を図るとともに、生態系に配慮した緑化のための講習会の開催など、生物多様性の保全につながる施策を推進していく。

そして、新たな生物多様性地域戦略において掲げられている行動目標「Tokyo-NbSアクションの推進～自然に支えられる東京～」を達成するため、グリーンインフラによる減災機能の強化など、自然を活用した都市課題等の解決につながるNbSの取組が、様々な主体において、広く行われるよう、令和5年度より「Tokyo-NbSアクション事業」において、取組事例の発信等を実施していく。

4 自然環境保全の気運醸成

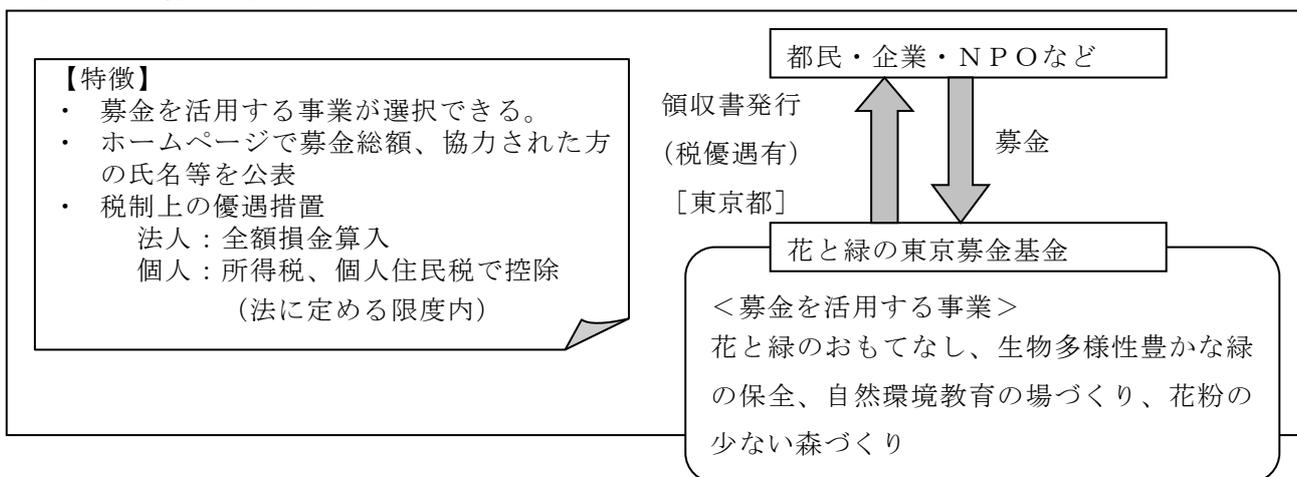
[自然環境部計画課]

平成19年10月に都民や民間事業者などの幅広い賛同を得て、緑あふれる都市東京を再生するため、「緑の東京募金」を創設した。8年間で9億円を超える募金が寄せられ、平成27年度に、「緑の東京募金」を活用する4つの緑化事業のうち「海の森の植樹」「街路樹の倍增」が終了した。

そこで、「緑の東京募金」に新たに花で街を彩る視点を加え、花と緑あふれる都市東京を実現するため、「花と緑の東京募金」に再構築し、平成28年7月に開始した。

寄せられた募金は「花と緑の東京募金基金」に積み立てられ、「緑の東京募金」でも充当してきた「校庭の芝生化」「花粉の少ない森づくり」に加え、「花と緑のおもてなし(花を活かした緑化)」「生物多様性豊かな緑の保全」といった事業に活用してきた。令和5年度からは「校庭の芝生化」の後継事業である「自然環境教育の場づくり」にも活用していく。

図表2-2-1 募金の特徴と仕組み



5 人材育成・人材認証制度の創設

[自然環境部計画課]

自然環境分野において、広い知識と専門性を備え、アクティブに行動できる人材を、大学・企業・NPO・行政が連携して育成し、社会へ送り出していくための制度であるECO-TOPプログラムを、平成19年8月に創設した。

令和5年3月末現在、5大学が認定を受けて、358名の修了生を輩出している。

6 屋上等の緑化

[自然環境部緑環境課]

都では、自然保護条例及び同条例施行規則に基づき、敷地内における緑化を進めてきたが、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に向け、これまで以上に市街地の緑を回復することが必要となってきた。

このため、新たに緑を増やせる緑化スペースとして建築物の屋上や壁面、ベランダなどに着目し、屋上等の緑化指導を平成12年4月から開始した。

さらに、平成12年12月に自然保護条例及び同条例施行規則を改正し、平成13年4月から一定規模以上の敷地を有する建築行為等を対象に屋上等緑化を義務付けるとともに、緑化計画書及び緑化完了書の届出を義務化し、緑化指導の強化を図った。

(1) 対象

- ア 民間施設 1,000㎡以上の敷地における建築物の新築、改築、増築等の場合
- イ 公共施設 250㎡以上の敷地における建築物の新築、改築、増築等の場合

(2) 緑化の基準

建築物上（屋上、壁面、ベランダ等）の緑化面積は屋上の面積（※）の20%以上を樹木、芝、草花等により緑化する。ただし、総合設計制度等の適用があるものは30%以上とする。

なお、平成21年10月1日から基準が強化され、敷地面積5,000㎡以上（公共施設は1,000㎡以上）のものについては、25%以上（総合設計制度等は35%以上）となっている。

※屋上の面積とは、建築物の屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分のうちソーラーパネル、空調等の建築物の管理に必要な施設に係る緑化が困難な部分を除いた面積をいう。

(3) 屋上等緑化の指導実績

図表2-2-2 屋上等緑化の指導実績

| 年 度 | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|-----------|----------------------|---------|----------|----------|----------|----------|
| 屋上等緑化対象件数 | | 392件 | 425件 | 369件 | 380件 | 429件 |
| 面 積 | | 88,329㎡ | 167,527㎡ | 149,432㎡ | 185,655㎡ | 132,949㎡ |
| 内 訳 | 屋上等緑化面積 | 74,360㎡ | 89,784㎡ | 100,395㎡ | 98,166㎡ | 110,993㎡ |
| | 地上部緑化面積 (屋上からの振替) | 13,969㎡ | 77,743㎡ | 49,037㎡ | 87,489㎡ | 21,956㎡ |

注) 平成13年度からの屋上等緑化面積の累計 2,675,798㎡で、日比谷公園約16個分に相当する。

(4) 推進策

緑化の事例の紹介、ホームページへの掲載等を行い、普及啓発活動を推進する。

7 緑の学び舎

[自然環境部計画課]

私立学校・幼稚園及び認可保育所の校庭・園庭の芝生化を実施している。

また、芝生化した施設のうち、維持管理の支援が必要な施設について、芝生の専門家を派遣し、維持管理指導の支援を行っている。なお、公立幼稚園・小中学校運動場における芝生化等緑化事業は平成25年度から教育庁へ移管した。

8 水辺環境の保全

[自然環境部水環境課]

水辺は自然が少なくなった都市空間において都民に「うるおいとやすらぎ」を与える貴重な存在であるだけでなく、水が蒸発することによって、ヒートアイランド現象の緩和をもたらしている。このため、湧水の保全や清流の復活など水辺環境の保全を図っている。

(1) 湧水保全事業

都内の湧水は、平成30年度調査によると608か所確認されている。湧水の保護と回復に努めるため、自然保護条例に基づき、平成13年度に「東京都湧水等の保護と回復に関する指針」を策定するとともに、平成14年度には湧水保全への認識を深めるため、歴史的価値の高い湧水等を「東京の名湧水」として57か所選定し、区市町村と連携しながら湧水の保全を推進している。

(2) 清流の復活

野火止用水、玉川上水及び千川上水に流域下水道本部多摩川上流水再生センターの高度処理水を導水する事業を実施している。

また、区部においては、水源の枯渇した渋谷川・古川、目黒川及び呑川について、水量の確保と水辺環境の回復を目的として、下水道局落合水再生センターの高度処理水を導水する事業を流

域の関係区と協力して実施している。

(3) 多摩川水量確保対策事業

多摩川上流では、羽村堰において水道原水を取水するため、非かんがい期（9月21日から5月19日まで）には、堰下の河川水量が大幅に減少する。このため、多摩川の水量確保と水質改善を目的として、羽村堰から毎秒2 m³を放流する事業を実施している。

9 保全地域の指定・管理

[自然環境部緑環境課]

(1) 保全地域の指定

保全地域とは、自然保護条例に基づいて、都内に残された貴重な自然地の保護と回復を図るために指定している地域で、保全地域内では自然環境に影響を及ぼす各種の行為が規制される。

保全地域には自然環境保全地域、森林環境保全地域、里山保全地域、歴史環境保全地域及び緑地保全地域の5種類の類型がある。最新の保全地域の指定状況を見ると、令和2年11月11日に連光寺・若葉台里山保全地域の既指定地である谷戸の集水域に含まれる農地等（16,371m²）を当該地域の区域として追加指定した（これまでに指定した保全地域の概要は図表2-2-4のとおり）。

また、令和元年12月に発表された「未来の東京」戦略ビジョンにおいて、水と緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京を実現するための取組の一つとして、丘陵地等の良好な自然地を2050年度までに新たに100ha程度保全地域として指定・公有化する目標を掲げた。

その目標に向けて、令和2年度に行った、都内において保全すべき重要な自然地に関する調査の結果に基づき、新規指定地域に関する検討及び調整を行っている。

併せて、保全地域を都内の生物多様性の拠点として機能させていくことや、都民が保全地域に必要性や親しみを感じられることとともに、保全地域の価値や魅力を向上させるため、保全地域の管理、活用の視点も含めた保全地域に係る総合的なプラン「保全地域の保全・活用プラン」を令和5年1月に策定した。

(2) 保全地域の管理

保全地域の指定に当たっては、その自然環境を良好な状態に維持していくため、その地域の特性に応じた保全計画を策定している。保全地域では、保全計画に基づき雑木林の下草刈りや萌芽更新等の植生管理を行うほか、保全地域の趣旨を説明した案内板の設置や、人等が立ち入ることによる荒廃を防ぐための管理柵の設置などの保全事業を行っている。

令和2年度から湿地環境などを含む保全の難易度の高い保全地域の管理を研究者と連携しながら進める事業を開始しており、令和5年度も引き続き実施する。

保全地域の維持管理業務について、適正かつ効率的な管理・運営を図るため、支障木等の^{せん}剪定、伐採、管理柵や制札板等管理工作物の補修工事、保全地域内の希少種、園路の状況確認等の巡視などの業務を、平成27年度から公益財団法人東京都環境公社に委託している。

本委託において、令和2年度から保全地域の林縁部（林の周縁部）の保全事業を開始している。林縁部は林内に比べ、光がよく差し込み、風通しも良いため、多くの生物の生育に適している。一定範囲の林縁部の樹木を伐採することにより、保全地域の生物多様性の向上を図るとともに、近年、強大化している台風等による保全地域に隣接する住宅や道路、鉄道等への倒木を防止し、安全性の向上を図る。

さらに、近年都内で発生が確認されているナラ枯れ（カシノナガキクイムシの媒介するナラ菌によってナラ類が枯れる樹病）が、令和2年度から保全地域でも確認され始めており、枯死した

樹木の倒木等による周囲への被害を未然に防止するため、令和3年度から本委託内で枯死木の伐採を開始した。

(3) 保全地域の希少種等保全対策

保全地域に生息・生育する希少種の持ち去りや利用者の過剰な利用を未然に防止するため、平成26年度から希少種保護柵及び監視カメラの設置を行っている。

また、多様な種の生息・生育環境を保全していくため、平成25年度に「保全活動ガイドライン」を作成し、モデル的な管理手法を保全地域で活動する市民団体等に示すとともに、平成25年度から希少種保全に見識を持つ動植物の専門家をアドバイザーとして派遣し、各保全地域における市民団体の保全活動を支援している。

さらに、アライグマ等の外来種の侵入による希少種の食害が起きているため、希少な両生類の生息が確認されている保全地域において、令和2年度からアライグマ等の捕獲を開始している。

(4) 保全地域の安心安全

保全地域等の都有地で土砂災害特別警戒区域に指定された箇所について調査を行い、対策が必要であると判断された箇所について、測量、地質調査、設計等を行った上で、安全対策工事を実施する。令和4年度は、立川崖線緑地保全地域2か所と小比企緑地保全地域で安全対策工事を実施した。

(5) 保全地域の公有化

保全地域内の行為規制により土地利用に著しい支障を来す場合、土地所有者は、都に対して買取りの請求ができることになっている。都は、所有者の申し出があった場合には、これを買入れることとしている。令和4年度は、1.75haの土地を買入れており、昭和49年度から令和4年度までに、約447.8ha（取得費約1,140億円）の土地を公有化している。

(6) 保全地域指定協力奨励金の交付

保全地域の指定は、地権者にとって土地利用の制約を伴うため、協力を得ることが難しい状況にある。保全地域の指定の促進を図るため、平成5年12月に東京都保全地域指定協力奨励金交付要綱を策定し、保全地域の指定に協力した土地所有者に奨励金を交付することとした。令和4年度は、155件（177人）に対して総額856万円を交付した。

10 開発の規制

[自然環境部緑環境課]

自然保護条例第47条及び第48条により、1,000㎡又は3,000㎡以上の敷地において、宅地の造成など、土地の形質を変更することで自然環境に大きな影響を及ぼす行為は、あらかじめ知事の許可が必要と定めている。このうち、30,000㎡以上の規模のものについては、東京都自然環境保全審議会の意見を聴くこととなっている。

なお、国の機関及び地方公共団体の行う行為等については、許可申請に代えて、あらかじめ知事と協議することとしている。

また、丘陵地の自然環境の保全と活用を図るとともに、秩序ある開発が行われることを目的に、「丘陵地における適正開発のための指導指針」（平成3年9月施行）に基づく指導を行っている。

開発許可事業地である残土処分場での土砂崩落事故を契機に、自然の保護と回復の視点が中心だった開発許可制度を土砂災害未然防止の観点から見直すため、令和元年10月に自然保護条例施行規則の改正について東京都自然環境保全審議会に諮問し、令和3年1月に答申を受けた後、同年3月に自然保護条例施行規則の一部改正規則を公布した。

11 都民の自然体験活動の促進

[自然環境部緑環境課]

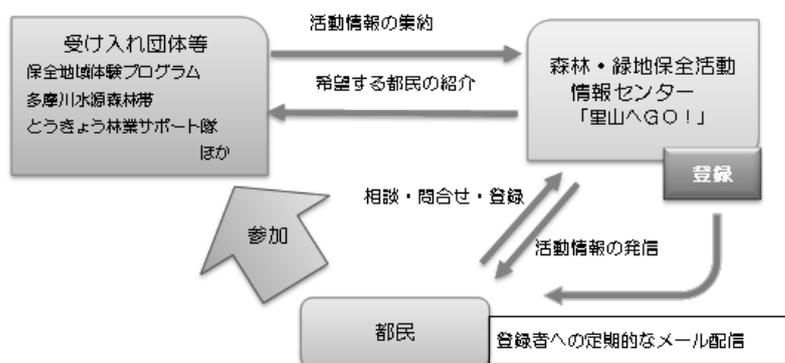
都は、都民の自然とのふれあい、学習、体験活動やボランティア活動の場として保全地域を活用しているが、保全地域で保全活動を行っているボランティア団体においては、近年、参加者の高齢化、固定化等の課題が深刻化している。

こうした課題に対応するため、次の(1)から(6)までについて公益財団法人東京都環境公社を活用し、ボランティア人材育成業務、都民参加型の保全地域活用事業を行っている（公社の活用は(5)指導者育成を除く。）。

(1) 森林・緑地保全活動情報センター

都内における森林や緑地の保全活動情報を収集し、Webサイト「里山へGO!」を通じて広く周知するとともに、保全活動の希望者にニーズとレベルに応じた活動やボランティア団体の情報を紹介することで、緑地保全活動等への継続的な参加を促す。

図表2-2-3 情報センターの仕組み



(2) 保全地域体験プログラム

新たなボランティア人材の掘り起こしと定着を図るため、身近な保全地域において、緑地保全活動の良さや自然の魅力を体感できる、未経験者でも参加しやすい保全活動を地元市やボランティア団体と調整・連携の下で都民に提供している。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための中止が多く実施回数が減少していたが、令和4年度は再び実施回数が増加し、16地域で36回実施し延べ854名が参加した。

(3) 東京グリーンシップ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラム

都民、民間非営利団体（NPO等）、企業等の連携により、保全地域の自然環境を保全する活動である東京グリーンシップ・アクションを平成15年度（1地域）から実施している。その後、地域数等を増加させてきたが、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための中止が多く、実施回数が減少していたが、令和4年度は再び実施回数が増加し、22企業が10地域で25回実施し延べ682名が参加した。

また、大学と協定を結び、次世代の担い手である大学生に、緑の保全に対する関心の喚起や行動力の醸成を促すことを目的とする東京グリーン・キャンパス・プログラムを、平成20年度から実施している。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等のための中止が多く実施回数が減少している。令和3年度は2校が2地域で4回実施し延べ71名が参加し、令和4年度は2校が4地域で5回実施し延べ132名が参加した。

(4) 東京グリーンスキル・プログラム

これまでのボランティア活動団体向け講習会を再編し、各団体が必要とする知識・スキルを選択して習得できる「東京グリーンスキル・プログラム」を平成30年度から実施している。

(5) 指導者育成、保全地域サポーター制度

都民の自主的な活動を促進するため、自然保護条例第9条の規定に基づき、自然観察や緑地保全などに関する知識や技術等を有し、都民やボランティア活動団体などの求めに応じて、その活動に対して指導や助言を行う緑のボランティア指導者を育成している。

令和3年度に、体験プログラムに複数回参加するなど、緑地保全活動に意欲のある都民等を対象に都が講習会を行い、保全地域サポーターとして認定し、保全地域で活動するボランティア団体を支援する制度を創設した。

(6) 保全地域コーディネート事業

様々な環境を有する保全地域で多様な主体と連携して保管理を進めるためには、目的の共有ときめ細やかな調整が欠かせない。保全地域の生物多様性に配慮した管理運営や、自然環境の状況に応じた活用を柔軟に行う管理推進体制を構築するための取組を令和4年度に5地域で実施した。令和5年度も5地域で実施する。

12 民間財団との協働による環境体験学習事業の実施

[自然環境部緑環境課]

都は、大量の生物資源を消費する都市として、自然環境や生物多様性に配慮した持続可能な都市を築いていくために、広く都民や企業、NPO等のあらゆる主体と連携した施策の展開や、各主体が自然環境保全の重要性を理解した上で、主体的に行動するよう促す取組が必要である。

また、企業等の社会的責任(CSR)が広く認知され、環境貢献活動への意欲が増大しており、意欲と経験に富む企業等と行政が連携することにより、これまで以上に有効な施策展開が可能となっている。

こうした背景を踏まえ、都は一般財団法人セブン-イレブン記念財団と平成26年6月27日に協定書を取り交わし、八王子市川町にある緑豊かな都有地で、都として初めて民間の資金やノウハウを生かし、拠点施設を構えて自然環境の保全と環境体験学習事業を展開していくこととし、平成26年度末に拠点施設が完成した。

施設の名称を「高尾の森自然学校」とし、平成27年4月10日に開校式を執り行い、平成27年5月から一般都民向けの自然観察や森林整備体験等の環境体験学習プログラムを開始している。

「高尾の森自然学校」の運営や拠点施設の整備は一般財団法人セブン-イレブン記念財団が行い、都は上下水道などの基盤整備、事業への助言・協力を行う。

また、地元団体や学校等から構成される運営協議会を年数回開き、意見を反映しながら運営を行っていく。

13 多摩の森林再生

[自然環境部緑環境課]

(1) 森林再生事業

手入れされていないスギ、ヒノキの人工林では、地面に光が当たらず、下層植生の生えない裸地化した森林が増加し、土砂の流出や野生動植物の生息環境の悪化など森林の公益的機能が低下している。

このため都では、手入れの遅れている多摩のスギ、ヒノキの人工林において、間伐を行って下層植生の生育を促し、森林の公益的機能を回復させ、将来的には針葉樹と広葉樹の混じった針広混交林化を目指す多摩の森林再生事業を平成14年度から50年間の計画で実施することとした。

本事業では、都が森林所有者と25年間の協定を締結し、地元市町村に間伐作業を委託している。

平成14年度から令和4年度までの新規間伐面積は8,029haである。

また、平成26年度から2回目の間伐を行っており、令和4年度までに3,815haを実施した。

(2) 枝打ち事業（水の浸透を高める枝打ち事業）

森林再生事業実施地を対象に、平成18年度から平成27年度まで花粉症発生源対策としての枝打ち事業（花粉対策事業）を1,538ha実施した。

平成28年度からは、森林内の水の浸透機能向上及び表土流出の防止を目的として、枝下から高さ4m分の枝を落とす枝打ち事業を開始し、令和4年度までに948haを実施した。

図表2-2-4 保全地域の概要（令和5年3月31日現在）

| | 名称 | 所在地 |
|----|---------------|-----------------------------------|
| 1 | 野火止用水歴史環境保全地域 | 小平市中島町から東久留米市小山五丁目に至る野火止用水路及び隣接樹林 |
| 2 | 七国山緑地保全地域 | 町田市 山崎町、野津田町 |
| 3 | 海道緑地保全地域 | 武蔵村山市 伊奈平四丁目、五丁目 |
| 4 | 東豊田緑地保全地域 | 日野市 多摩平二丁目、七丁目、豊田、東豊田三丁目 |
| 5 | 勝沼城跡歴史環境保全地域 | 青梅市 東青梅六丁目、吹上、師岡町一丁目 |
| 6 | 谷保の城山歴史環境保全地域 | 国立市 谷保字栗原 |
| 7 | 矢川緑地保全地域 | 立川市 羽衣町三丁目 |
| 8 | 図師小野路歴史環境保全地域 | 町田市 図師町、小野路町 |
| 9 | 桧原南部自然環境保全地域 | 西多摩郡檜原村 字本宿、字南郷 |
| 10 | 南沢緑地保全地域 | 東久留米市 南沢三丁目 |
| 11 | 清瀬松山緑地保全地域 | 清瀬市 松山三丁目 |
| 12 | 南町緑地保全地域 | 東久留米市 南町三丁目 |
| 13 | 八王子東中野緑地保全地域 | 八王子市 東中野 |
| 14 | 瀬戸岡歴史環境保全地域 | あきる野市 瀬戸岡字上賀多 |
| 15 | 清瀬中里緑地保全地域 | 清瀬市 中里二丁目 |
| 16 | 小山緑地保全地域 | 東久留米市 小山一丁目、三丁目 |
| 17 | 氷川台緑地保全地域 | 東久留米市 氷川台一丁目 |
| 18 | 宇津木緑地保全地域 | 八王子市 宇津木町 |
| 19 | 清瀬御殿山緑地保全地域 | 清瀬市 下清戸二丁目、中清戸四丁目 |
| 20 | 宝生寺緑地保全地域 | 八王子市 西寺方町、川口町 |
| 21 | 八王子大谷緑地保全地域 | 八王子市 大谷町 |
| 22 | 碧山森緑地保全地域 | 西東京市 中町三丁目 |
| 23 | 国分寺姿見の池緑地保全地域 | 国分寺市 西恋が窪一丁目 |
| 24 | 小比企緑地保全地域 | 八王子市 小比企町 |
| 25 | 保谷北町緑地保全地域 | 西東京市 北町五丁目 |

| | 名称 | 所在地 |
|----|---------------|--|
| 26 | 前沢緑地保全地域 | 東久留米市 前沢三丁目 |
| 27 | 東久留米金山緑地保全地域 | 東久留米市 金山町一丁目 |
| 28 | 立川崖線緑地保全地域 | 国立市、立川市、昭島市、福生市、羽村市及び青梅市に連なる立川崖線上の樹林地 |
| 29 | 国分寺崖線緑地保全地域 | 調布市、三鷹市、小金井市及び国分寺市に連なる国分寺崖線上の樹林地 |
| 30 | 八王子石川町緑地保全地域 | 八王子市 石川町 |
| 31 | 戸吹緑地保全地域 | 八王子市 戸吹町 |
| 32 | 町田代官屋敷緑地保全地域 | 町田市 金井六丁目、八丁目 |
| 33 | 柳窪緑地保全地域 | 東久留米市 柳窪四丁目、五丁目 |
| 34 | 八王子館町緑地保全地域 | 八王子市 館町 |
| 35 | 八王子長房緑地保全地域 | 八王子市 長房町、元八王子町二丁目、城山手二丁目 |
| 36 | 町田関ノ上緑地保全地域 | 町田市 野津田町字関ノ上、字並木 |
| 37 | 八王子川口緑地保全地域 | 八王子市 川口町 |
| 38 | 東村山大沼田緑地保全地域 | 東村山市 青葉町三丁目 |
| 39 | 東村山下堀緑地保全地域 | 東村山市 青葉町二丁目 |
| 40 | 八王子戸吹北緑地保全地域 | 八王子市 戸吹町 |
| 41 | 日野東光寺緑地保全地域 | 日野市 栄町五丁目 |
| 42 | 町田民権の森緑地保全地域 | 町田市 野津田町字丸山 |
| 43 | 玉川上水歴史環境保全地域 | 玉川上水路の羽村市（羽村取水口）から新宿区（四谷大木戸）までの区間の水道局所管管理用地のうち開渠部分 |
| 44 | 青梅上成木森林環境保全地域 | 青梅市 成木七丁目 |
| 45 | 横沢入里山保全地域 | あきる野市 横沢 |
| 46 | 多摩東寺方緑地保全地域 | 多摩市 東寺方、桜が丘四丁目 |
| 47 | 八王子堀之内里山保全地域 | 八王子市 堀之内 |
| 48 | 八王子暁町緑地保全地域 | 八王子市 暁町三丁目 |
| 49 | 八王子滝山里山保全地域 | 八王子市 滝山町一丁目、梅坪町 |
| 50 | 連光寺・若葉台里山保全地域 | 多摩市 連光寺六丁目 稲城市 若葉台四丁目 |
| 合計 | 50 地域 | 指定面積 7,598,178㎡ |
| | 3区24市1村 | 公有地面積 6,463,598㎡ |

第 2 節 自然とのふれあい

[自然環境部緑環境課]

1 自然公園

(1) 自然公園制度

自然公園とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的とした公園である。我が国の自然公園は、土地の権原の有無にかかわらず一定の条件を持つ自然の風景地を公園として指定するという地域制公園と呼ばれる制度を採っている。

自然公園は、自然公園法に基づき、その規模及び景観の程度により国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に区分されている。国立公園は我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって、国が指定し、公園計画も国が定める。自然公園法に基づく許認可などの行政管理責任は国にある。国定公園とは、国立公園に準ずる自然の風景地で、都道府県の申し出により国が指定し、公園計画も国が定めるが、自然公園法に基づく行政管理責任は都道府県にある。都道府県立自然公園は、都道府県を代表する自然の風景地で、都道府県が指定し、公園計画も都道府県が定める。自然公園法に基づく行政管理責任は都道府県にある。

ア 公園計画

自然公園制度においては、自然公園の保護と利用を適正に行うために、公園ごとに公園計画が定められており、この公園計画に基づいて公園内の規制の強弱や施設の配置等を決めている。公園計画は規制計画と事業計画の2つに大別される。

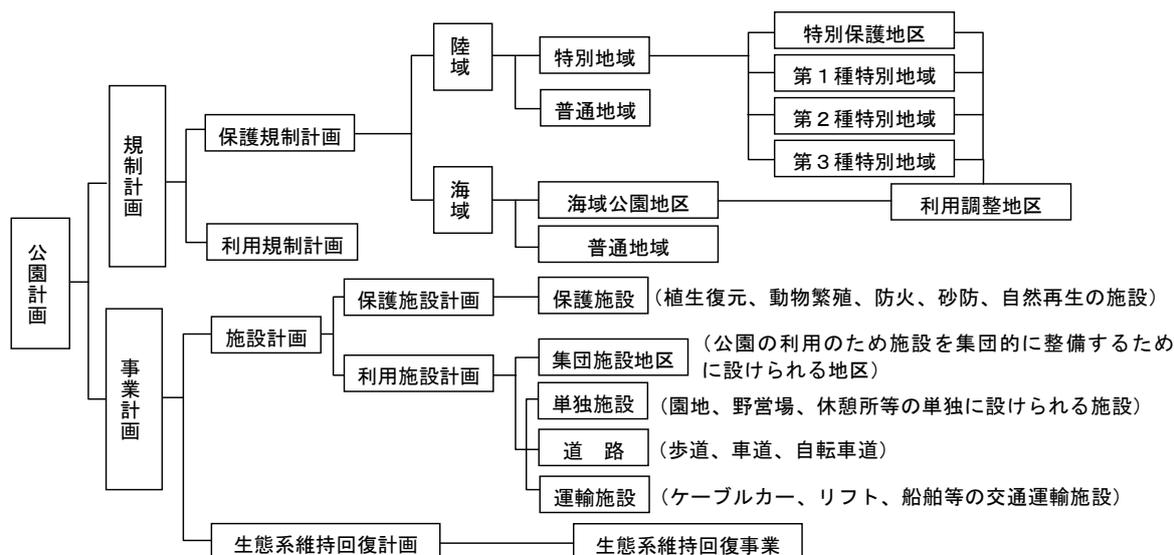
(7) 規制計画(保護規制計画・利用規制計画)

無秩序な開発や利用の増大に対して、公園内で行うことができる行為を規制することで自然景観の保護を図る計画で、保護規制計画と利用規制計画がある。保護規制計画は、規制される行為の種類や規模が公園の地種区分に応じて定められ、自然環境や利用状況を考慮して特別保護地区、第1種～第3種特別地域、海域公園地区、普通地域の6つの地種区分を設けている。利用規制計画では、利用が多すぎて自然環境が破壊されるおそれが生じたり、適正で円滑な利用が損なわれたりしている地域に利用調整地区を設け、立ち入ることのできる期間や人数を制限するなど、良好な自然景観の保護と適正な利用を図っている。

(4) 事業計画(施設計画・生態系維持回復計画)

公園の景観及び景観要素の保護、利用上の安全の確保、適正な利用の増進、生態系の維持又は回復等を図るために必要な施設整備や様々な対策に関する計画で、施設計画と生態系維持回復計画がある。施設計画は、適正に公園を利用するために必要な施設、荒廃した自然環境の復元や危険防止のために必要な施設を計画し、それぞれの計画に基づき公園事業として施設の設置を行う。生態系維持管理計画は、シカなどによる食害、他地域から侵入した動植物による在来動植物の駆逐などによる生態系への被害が予想される場合、あるいは被害が生じている場合に、食害をもたらすシカ等の捕獲、外来種の駆除、自然植生の保護などの取組を予防的・順応的に実施することにより、優れた自然の風景地を維持・回復するための計画である。

図表2-2-5 自然公園の計画体系図



(2) 東京都の自然公園

都には、現在、秩父多摩甲斐国立公園、富士箱根伊豆国立公園、小笠原国立公園及び明治の森高尾国立公園並びに6か所の都立自然公園がある。その総面積は79,888haで、東京都総面積の約36%を占め、代表的な自然の風景地のほとんど全部が網羅されている。

我が国では、昭和6年の国立公園法公布により自然公園制度が発足している。東京都における自然公園の歴史は、昭和10年に着手された内務省による東京緑地計画に基づく景園地事業と、自然公園として整備された大島公園事業に始まるが、法制上の自然公園は、秩父多摩国立公園が指定された昭和25年が始まりである。その後、昭和30年に伊豆七島国立公園、昭和42年に明治の森高尾国立公園がそれぞれ指定された。伊豆七島国立公園は昭和39年に富士箱根伊豆国立公園に編入された。

また、昭和43年6月に我が国に返還された小笠原諸島は、昭和47年に国立公園に指定された。

なお、昭和32年に国立公園法に代わって自然公園法が公布されている。

都立自然公園は、東京都立自然公園条例により昭和25年から昭和28年までにかけて、滝山など8公園が順次指定された。昭和50年8月「自然公園のあり方について」の東京都公園審議会の答申を踏まえて、江戸川水郷自然公園（昭和54年1月16日）及び武蔵野自然公園（昭和55年3月27日）の指定を解除した。

図表2-2-6 東京都における自然公園の指定状況（令和5年4月1日現在）

| 種別 | 公園名 | 指定年月日 当初指定 | 現面積 単位 ha | 特別地域 | | | | 普通地域 |
|----|--------|---------------|--------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | 特別保護 | 第1種 | 第2種 | 第3種 | |
| 国立 | 秩父多摩甲斐 | 昭25.7.10 | 35,298 | 148 | 2,539 | 4,934 | 7,343 | 20,334 |
| | 富士箱根伊豆 | 昭39.7.7 | 27,505 | 2,503 | 2,354 | 4,929 | 14,017 | 3,702 |
| | 小笠原 | 昭47.10.16 | 6,629 | 4,934 | 949 | 534 | 194 | 18 |
| | 小計 | | 69,432 | 7,585 | 5,842 | 10,397 | 21,554 | 24,054 |
| 国定 | 明治の森高尾 | 昭42.12.11 | 770 | 0 | 144 | 49 | 577 | 0 |
| 都立 | 滝山 | 昭25.11.7 | 661 | 0 | 0 | 0 | 0 | 661 |
| | 高尾陣場 | 昭25.11.23 | 4,403 | 0 | 23 | 20 | 1,255 | 3,105 |
| | 多摩丘陵 | 昭25.11.23 | 1,959 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,959 |
| | 狭山 | 昭26.3.9 | 775 | 0 | 0 | 0 | 0 | 775 |
| | 羽村草花丘陵 | 昭28.3.15 | 553 | 0 | 0 | 0 | 0 | 553 |
| | 秋川丘陵 | 昭28.10.1 | 1,335 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,335 |
| | 小計 | | 9,686 | 0 | 23 | 20 | 1,255 | 8,388 |
| 計 | | 79,888 | 7,585 | 6,009 | 10,466 | 23,386 | 32,442 | |

(3) 行為規制（許認可・事業執行協議）

都は、国立公園、国定公園及び都立自然公園内における開発行為等に対する許認可等を行っている。

(4) 施設整備（自然公園施設）

都では、公園計画上の事業計画に基づき、八丈植物公園、羽伏浦公園、小峰公園などの自然ふれあい公園をはじめ、遊歩道、トイレ、休憩舎、キャンプ場、ビジターセンターなどを公園事業として整備・管理している。また現在、これらのうちビジターセンターなど8施設の管理について指定管理者制度を導入している。山のふるさと村（奥多摩湖畔公園）、多幸湾公園は、平成18年度にそれぞれ奥多摩町、神津島村を指定管理者とし、令和3年度に指定管理者の再指定を行った。小峰公園は平成20年度（令和5年度に再指定）から、小笠原ビジターセンターは平成23年度（令和5年度に再指定）から、いずれも公益財団法人東京都公園協会を指定管理者とした。奥多摩ビジターセンターは平成22年度から、公益財団法人東京都公園協会を指定管理者としてきたが、令和2年度の再指定の際、民間業者が指定管理者として選定された。高尾ビジターセンター、御岳ビジターセンター、御岳インフォメーションセンターは、平成30年度に民間事業者を指定管理者とし、令和5年度に指定管理者の再指定を行った。

図表2-2-7 自然公園施設 主要施設数（令和5年4月1日現在）

| | | | |
|-----------|------|-------|--------|
| トイレ | 127棟 | キャンプ場 | 10か所 |
| 休憩舎 | 96棟 | 避難小屋 | 6棟 |
| ビジターセンター※ | 8棟 | 歩道 | 約400km |
| 動物園 | 1園 | 植物園 | 1園 |

※インフォメーションセンターを含む。

(5) 普及啓発事業

利用者に自然への理解を深めてもらうため、都は自然の保護と利用の両面において調和のとれた施策を展開してきている。奥多摩や八丈島など7か所にビジターセンターを設置し、公園利用者に対するきめ細かな解説・情報提供を行い、更に大島公園や多幸湾公園も含めて自然教室など自然とのふれあいの行事を実施している。

図表2-2-8 ビジターセンター利用実績（令和4年度）（単位：千人）

| 施設名 | 利用者数 |
|-----------------|------|
| 奥多摩ビジターセンター | 16 |
| 山のふるさと村ビジターセンター | 20 |
| 御岳ビジターセンター | 47 |
| 八丈ビジターセンター | 37 |
| 高尾ビジターセンター | 103 |
| 小峰ビジターセンター | 34 |
| 小笠原ビジターセンター | 14 |

※インフォメーションセンターは集計なし

(6) 東京都レンジャーの配置

自然公園地域では、希少動植物の密猟や盗掘などが後を絶たず、本来の在るべき姿が脅かされている。東京都では、自然公園の適正な利用を誘導し、東京に残された貴重な自然を守っていくため、独自の東京都レンジャー制度を創設した。平成16年度から多摩地域と小笠原諸島に配置し、平成28年度までは19名であったが、平成29年度に6名増員し、現在25名が業務に従事している。

主な業務として、現場を巡回しながら観光客に利用マナーの普及啓発、盗掘や密猟など違法行為の監視、利用者の安全確保のための遊歩道や標識など施設の点検などを行っている。このほか、小笠原諸島では、世界自然遺産登録後の外来種対策として、動植物の持込みや持ち出しの監視を行うとともに、地元の観光業者やガイドへの指導などを行っている。

(7) 自然公園ビジョン

自然公園では、利用者層の多様化に合わせた環境整備や、外国人旅行者等の増加を念頭に置いた地域の観光資源との連携、積極的な自然再生など、新しい時代にふさわしい自然公園の取組を進めていく必要が生じている。

このため、自然公園の持つ魅力を更に拡充し、豊かな自然を守りながら、国内外からの多くの利用者にその素晴らしさを体感してもらえよう、自然公園のあるべき姿や戦略的な施策展開の方向性を盛り込んだ新たなビジョンを平成29年5月に策定した。

ビジョンでは東京の自然公園が目指す姿を「Ⅰ 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園」、「Ⅱ 人と自然との関係をとれもつ自然公園」及び「Ⅲ 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園」の3点にまとめ、施策の方向性を示した。

<目指す姿（目標）と施策の方向性>

I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園

- (1) 自然環境の状況を的確に把握し、情報の収集・分析を行う
- (2) 植生回復や外来種対策などにより積極的に自然環境の保全・再生を行う
- (3) 地域や地元自治体、土地所有者等の関係者と目標を共有し、良好な自然環境や景観の保全を行う
- (4) 規制区域の見直しや、行政区域や事業の垣根を越えた連携を行うことにより貴重な自然を守る

II 人と自然との関係をとりにつつ自然公園

- (1) 自然公園が広がる地域の暮らし（文化・産業等）と自然のつながりを再生し、地域の魅力や活力を引き出す
- (2) 人の営みと自然との関係性を実感できる環境を整える
- (3) 地域における営みを支え自然環境の守り手ともなる人材の育成等を行う

III 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園

- (1) 安全・安心・快適な利用環境の確保により、内外の多くの人が訪れやすい観光資源として活用する
- (2) 東京の豊かな自然の魅力や価値を多くの人に伝える
- (3) 自然公園内及び自然公園間の回遊性を向上させる
- (4) 民間事業者やボランティア等多様な主体と連携する

(8) 管理運営協議会の運営

自然公園の良好な自然環境や景観を保全し、利用とのバランスを図るには、地域や土地所有者等と目標を共有し、連携することが必要であることから、管理運営協議会の場を活用し、自然環境や景観の保全、利用ルールの普及啓発を実施している。

協議会は、平成29年11月に高尾地区に、平成30年7月に御岳地区に設置している。他地区においても、連携の場の設置に向けて関係者との調整を進めていく。

(9) 東京都版エコツーリズムの推進

島しょ地域で将来にわたり保護すべき貴重な自然がある地区においては、自然の保護と適正な利用を図るための制度として、東京都版エコツーリズムを導入している。各地区では、東京都認定ガイドの同行を義務付け、利用する区域や経路、時期等についてルールを策定するとともに、自然環境の変化について定期的にモニタリングすることで情報の蓄積を行っている。小笠原諸島の南島と母島石門一帯で平成15年4月から、伊豆諸島の御蔵島で平成16年4月から導入している。

これに加え、三宅島においては、雄山の噴火が収まってきたことから令和元年6月に利用ルールを定め、新型コロナウイルスの影響による延期を経て、令和4年6月に導入を開始した。

(10) 安全・安心・快適な利用環境の整備

自然公園を誰もが快適に利用できるよう、洋式化や、水洗化などを含むトイレの計画的整備を行う。

また、標識の多言語化や障害者への配慮等についても対応を進めていく。

(11) 民間事業者等との連携

自然公園における多様なニーズに対応するために、民間事業者のノウハウ等を活用し連携を図

ることで、自然公園事業を推進している。

平成28年4月から大塚製薬株式会社と連携し、自然公園でのボランティア活動に必要な物品の確保、自然公園利用者をはじめとする都民に対しての熱中症対策等、安全で快適なアウトドア活動等の普及啓発などを行っている。平成29年4月から株式会社明治と連携し、自然公園についての普及啓発や行動食の認知向上に関する活動などを行っている。

また、平成30年4月から住友林業株式会社と連携し、自然環境調査や、在来植物の種等の利用促進・木材等林産物の利用促進・自然公園の魅力についての普及啓発などを進めている。

(12) 山の日全国大会の開催

令和6年に開催される第8回「山の日」全国大会について、東京都で開催されることが決定した。

2 首都圏近郊緑地

首都圏近郊緑地は、大都市の周辺における緑地を保全し、良好な生活環境を確保するとともに無秩序な市街地化を防止することを目的として、首都圏近郊緑地保全法に基づき指定された。東京都では多摩丘陵北部近郊緑地保全区域（約264ha）、滝山近郊緑地保全区域（約488ha）及び狭山近郊緑地保全区域（約725ha）の3か所が指定されている（指定年月日、昭和42年2月16日）。

都の首都圏近郊緑地は全て普通地域であり、建築物その他工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採、水面の埋立てなどの行為をする場合、届出をすることになっている。

3 森林保全関連事業

都が行っている森林関連事業のうち、環境局では森林環境の保全及び都民への普及啓発や人材育成に係る業務を行っている。

(1) 林地開発許可

地域森林計画の対象となっている民有林で、改変する区域が1haを超える開発行為を行う場合、森林の適正な利用を確保するために開発の許可及び指導監督を行う。

(2) 森林保全巡視

保安林や入山者の多い森林を対象に、無許可伐採や盗掘などの違反行為に対する監視、指導及び山火事の予防の普及啓発を行うために巡視活動を行う。

(3) 森林病虫害等防除

防風、防潮など公益的機能が高い松林や景観の維持及び保健休養のために重要な松林を松くい虫の被害から守るため、森林病虫害等防除法に基づき、防除事業に助成する。

また、島しょにおけるエダシヤク類等の防除事業に対しても助成する。

(4) 都民の森

都民が森林に対する理解を深め、自然に親しむレクリエーション活動を行う場を提供することにより、東京における森林の健全な育成及び活用並びに都民の健康の増進を図り、併せて林業及び地域の振興に役立てるため、檜原都民の森及び奥多摩都民の森の管理運営を行っている。

なお、平成18年度から指定管理者制度を導入し、それぞれ檜原村、奥多摩町を指定管理者とした。

4 小笠原諸島世界自然遺産の保全

(1) 世界自然遺産への登録

都は、国及び小笠原村とともに、独特の地質や生物が存在する小笠原諸島の世界自然遺産登録を目指してきた。平成23年6月24日、パリのユネスコ本部で開催された世界遺産委員会において、登録が決定した（登録の実施は平成23年6月29日）。

小笠原諸島の世界自然遺産としての価値

○生態系（生物進化の過程）

小笠原諸島の生物相は、大陸と一度も陸続きにならなかったことがない隔離された環境の中で、様々な進化を遂げて多くの種に分化した生物から構成され、小笠原諸島にしかない固有種の率が高い。特にその率は、陸産貝類と維管束植物において並外れて高い。登録された地域は、海洋島生態系における進化の過程を代表する顕著な見本である。

(2) 登録までの主な経緯

平成15年5月

「世界自然遺産候補地に関する検討会」（環境省、林野庁）が、小笠原諸島を世界自然遺産の候補地として選定

平成19年1月

世界遺産委員会事務局（ユネスコ世界遺産センター）へ暫定リストを提出

平成22年1月

同事務局へ正式な推薦書を提出

同年7月

同事務局の諮問機関の国際自然保護連合（IUCN）が現地調査を実施

平成23年6月24日

パリで開催された世界遺産委員会で登録決定（登録の実施は同年6月29日）

(3) 世界自然遺産の保全の取組

ア 外来種対策

小笠原諸島以外から運び込まれた外来種が、島の固有の動植物に大きな影響を与えていることから、世界遺産を保全するための外来種対策に取り組んでいる。特に小笠原特有の植生に対して影響の大きいノヤギやアカギ、ギンネム、モクマオウなどの対策、訪花性昆虫を含む固有の昆虫類に対して影響の大きいグリーンアノール対策、オガサワラカワラヒワ、アカガシラカラスバトや海鳥類に対して影響の大きいネコ対策及びオガサワラカワラヒワの保全対策等を環境省、林野庁及び小笠原村と共同して推進している。さらに、外来ネズミやプラナリア類、ツヤオオズアリ等、小笠原の生態系に問題を起こす外来種は多いことから、より一層の連携と対策強化を図る必要がある。

都はノヤギ排除を平成9年度から実施しており、^{なこうどじま} 媒島、^{むこじま} 聳島、兄島、弟島等の無人島では根絶を達成した。現在は唯一残る父島での根絶を目指している。ノヤギを排除後、聳島列島では、クロアシアホウドリなどのアホウドリ類の生息数が増加しており、平成26年5月には戦後初めて媒島でアホウドリの雛が確認された。父島や母島でネコ対策を行い、アカガシラカラスバトの生息数が増加している。

環境省及び都をはじめとした関係機関は、平成25年に兄島で侵入が見つかったグリーンアノ

ール対策として、探索、捕獲、遮断の作業を行っているが、東京都も拡散を防ぐため平成28・29年度に遮断施設（Cライン）の整備を行った。

また、外来生物の島外への拡散防止のため、東京都レンジャーによる普及啓発を実施するとともに、おがさわら丸やははじま丸の乗下船時に靴底洗浄を行うなど新たな外来種の侵入を防止する取組を推進している。

イ 普及啓発

登録後の遺産価値を保全していくためには、島民や観光客が小笠原諸島世界自然遺産に関する理解を深め、自然を保全していく意識を持つことが必要である。このため、小笠原ビジターセンターや各種イベントなどを活用して普及啓発に取り組んでいく。

第 3 節 野生動植物対策

[自然環境部計画課]

1 野生動植物の保護と管理

緑の減少に伴う生きものの生息・生育空間の縮小や、外来生物による生態系のかく乱などにより、都内においても生物多様性が脅かされている。

生きものは、様々に関係し合いながら、自然環境の基礎となる生態系を形作っていることから、生物多様性の確保は、生態系のバランスを維持する上でも極めて重要である。

都は、緑の保全・創出を図る施策を推進し、生きものの生息・生育空間の確保に努めていくとともに、都内の希少野生動植物種のリストである「東京都の保護上重要な野生動植物種」の活用などにより、野生動植物の保護を図っていく。

(1) 東京都の保護上重要な野生動植物種（東京都版レッドリスト）

東京における野生動植物の置かれた状況について情報を提供するとともに、その適切な保護施策実施のための基礎資料とすることを目的に、平成10年3月、「東京都の保護上重要な野生動植物種」を策定した。これは、東京に生息・生育する野生生物について、生物学的観点等から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定しリストにまとめたもの（レッドリスト）である。

野生生物の生息・生育状況は年月とともに変化するため、平成21年度に本土部のレッドリストを、平成22年度に島しょ部のレッドリストを改定し、現在2度目の改定に向け、平成30年度から見直しに着手している。令和3年4月には、本土部のレッドリストを改定し、「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）2020年版」を、令和5年4月には一部評価等を見直した「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）2020年見直し版」を公表した。

また、レッドリストについて都民の理解を深め、普及啓発を図るため、レッドリストに掲載された動植物の種について、写真等を添えて分かりやすく解説したレッドデータブックを作成している。令和5年4月には、本土部のレッドリスト改定に伴い、「東京都レッドデータブック（本土部）2023」を公表した。

今後はこうした情報を活用しながら、保護上重要な野生生物種の保全策の強化に向け、希少種の保護や侵略的外来種対策等を強化していくとともに、DXを活用した都民参加型による生きもの情報の収集方策を検討し、都内の野生動植物目録の策定を進めていく。

(2) 希少野生生物保護対策

ア 野生動植物保護地区の指定

自然保護条例の規定に基づく野生動植物保護地区を、八王子東中野緑地保全地域、図師小野路歴史環境保全地域、横沢入里山保全地域及び連光寺・若葉台里山保全地域内に指定し、タマノカンアオイ等12種類の植物、ゲンジボタル、キバサナギガイ等10種類程度の動物を保護している。

イ 希少野生生物の保護増殖

個体数が極めて少ない小笠原諸島固有の鳥類であるアカガシラカラスバトの絶滅の危険性を回避するため、平成12年度から恩賜上野動物園で人工飼育による保護増殖に取り組み、平成14年に初めて繁殖に成功し、飼育中である。国の保護増殖事業に基づき引き続き飼育ペアによる増殖を進めていく。

(3) 外来生物対策

平成17年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）を受け、庁内関係部署、環境省、区市町村等と連携し、特定外来生物の駆除などの対策を進めている。

大島においては、外来生物法に規定する防除実施計画に基づき、生態系や農林業などに被害をもたらしているキョンの駆除及び生息状況調査を実施している。平成28年度からは、捕獲拡大のための緊急対策事業として組織的な銃器捕獲等を進めるとともに、キョンの移動を妨げるための柵の設置を開始した。平成29年度には、キョン捕獲の機運を高め、より多くの捕獲につながるよう、捕獲チーム「キョンとるず」を結成した。令和元年度からは、地権者が不明な土地等においても捕獲を実施できるよう、全国で初めて外来生物法第18条第4項において準用する同法第13条の適用を開始した。令和5年度は、新たな取組として、火口域でのドローンを活用した捕獲や市街地でのわな自動通報システムの運用など、ICT技術を活用した捕獲を検討している。

生態系被害や農林業への被害とともに、生活被害ももたらすアライグマ及びハクビシンについては、平成25年度に東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画を策定し、区市町村が行う駆除事業に対する技術的支援を行うとともに、都民への普及啓発を実施している。

また、平成26年9月に特定外来生物「セアカゴケグモ」が都内で初めて発見されたことを受けて、平成27年度から、セアカゴケグモ等人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物17種について、発見時の対応マニュアルの配布や情報共有のための連絡協議会の開催等による区市町村への支援、ホームページ「気をつけて!危険な外来生物」による都民に対する普及啓発等を行っている。

平成29年6月には、南米原産の有毒のヒアリが兵庫県で国内初確認され、東京港でも同年7月にヒアリ及びアカカミアリが確認されたため、港湾局と連携し、国及び庁内関連部局、関係区等を含めた「東京港におけるヒアリ等対策連絡会」を同月に設置した。その後、令和元年10月に東京港でヒアリの有翅女王アリが確認され、周辺地区への拡散が懸念されたことから、確認地区やその周辺において詳細な調査や対策を実施している。併せて、区市町村職員向けのヒアリ等の見分け方に関する技術講習会の実施、ツイッターやフェイスブックを活用した都民への注意喚起など、関係各人が危険な外来生物に関して適切な対応ができるよう取り組んでいる。

平成27年に都内で初確認されたクビアカツヤカミキリは、サクラやモモ、ウメなどの樹木を食害して枯死させるものとして平成30年1月に特定外来生物に指定されたが、一部地域を除いて生息調査が進んでおらず、今後の被害拡大が懸念されている。このため、平成31年4月に被害の確認方法や防除手法等を取りまとめた「クビアカツヤカミキリ防除指針」を初めて作成し、新たな情報や知見を加えながら随時更新するとともに、令和元年度以降は既知の確認地域周辺における侵入状況調査や区市町村職員向けの講習会を実施するなど、本種の防除に向けた知見の普及と気運の醸成に取り組んでいる。

令和5年6月1日から、外来生物法の改定により、アカミミガメとアメリカザリガニが条件付特定外来生物に指定され、野外への放出、輸入、販売、購入、頒布等を許可なしで行うことが禁止された。両種は、一般家庭で飼養されていることが多いため、野外放出を招かないように都、警視庁、環境省及び小学館の4者がタイアップした啓発ポスターを制作して普及啓発を行うとともに、施設管理者向けに種別の手引等作成し、野外に生息している個体に対する対策を推進していく。

また、荒川流域で生息が確認されたナガエツルノゲイトウは、河川管理者や流域自治体と情報共有を行うとともに、都内での分布状況の把握や対策事例などを盛り込んだ防除の手引等の作成をする。

2 鳥獣保護管理及び狩猟免許等

環境及び生物多様性の保全の視点から、自然を構成する重要な要素の一つである野生動物との共生を目指すことを第一として、農林水産業の振興との調和を図りつつ、効果的・効率的な事業展開を進めている。

(1) 鳥獣保護管理事業計画

環境大臣が定める指針に基づき都道府県が策定するもので、鳥獣保護管理事業の行政目標を示す計画である。令和4年度からは、第13次東京都鳥獣保護管理事業計画（5か年計画）に基づき事業を進めている。近年、目撃件数が増えているツキノワグマや、農業被害が著しいイノシシについて、生息状況等調査等を実施し、実態把握に努めている。

(2) 狩猟鳥獣、狩猟免許、狩猟者登録

野生鳥獣は、原則として捕獲が禁止されているが、環境省が定めるマガモなど鳥類28種、ノウサギなどの哺乳類20種の狩猟鳥獣については、狩猟者が狩猟期間に限り法定猟具を使用して捕獲することができる。

狩猟者は、狩猟免許を取得し、狩猟を行う場所を管轄する各都道府県へ狩猟者登録を行った上で狩猟を行うものとされている。

狩猟免許は、狩猟免許試験に合格した者に交付している（令和4年度、約1,000件）。

狩猟免許取得者は、3年ごとに適性検査に合格し、講習会を受講した者が免許を更新している。都では、令和4年3月31日現在約7,000件の免許が保持されている。

都への令和3年度狩猟者登録件数は、約400件で、そのうち都内在住者による登録件数は約9割を占める。

都内での狩猟期間中の捕獲数は、鳥類約320羽、哺乳類約860頭である（令和3年度）。

(3) 鳥獣保護区、特別保護地区（国指定及び都指定）等

鳥獣保護区は、環境大臣又は都道府県知事が野生鳥獣の保護繁殖を図るために指定し、狩猟による捕獲（有害鳥獣捕獲等の場合を除く。）を禁止している。

また、特に野生鳥獣の保護繁殖を図るために特別保護地区を指定し、一定の開発行為は許可対象としている。

都内では、奥多摩鳥獣保護区など47か所、約72,000haの鳥獣保護区と奥多摩特別保護地区など14か所、約5,200haの特別保護地区を指定している。

また、小笠原村で小笠原群島特別保護指定区域3haが指定されている。令和元年度には、国により、小笠原群島特別保護地区及び特別保護指定区域の面積が拡大された。

(4) 鳥獣捕獲許可（特例）

野生鳥獣は原則として捕獲が禁止されているが、学術研究や有害鳥獣捕獲（農作物被害、生活環境被害等の防止）などを目的とする場合に限り、特例の捕獲許可行為を行う。

有害鳥獣捕獲による捕獲数は、カラス約6,800羽、ドバト約4,200羽など鳥類約12,100羽及びタイワンリス約12,700頭など哺乳類約21,200頭である（令和3年度）。

(5) 鳥獣保護管理推進員

鳥獣保護管理業務の円滑な推進を図るため、令和5年4月1日現在、56名に東京都鳥獣保護管理推進員を委嘱している（令和2年度からの制度変更に伴い、名称を鳥獣保護管理員から鳥獣保護管理推進員に改称）。鳥獣保護管理推進員は、都からの委嘱業務として、狩猟取締り、鳥獣関係調査、立入検査、保護思想の普及啓発などの活動を行っている。特に、平成15年度からは、密猟・違法飼養の取締りに重点をおいている。

(6) 傷病鳥獣の保護

カラス、ドバト、外来種を除く野生の傷病鳥獣を対象に、獣医師団体及びNPO法人との委託契約により、治療、一時保護飼養を行っている。令和4年度は、約230件の実績があった。

また、野生に戻れる状態まで鳥獣を保護・飼養する都民ボランティアを、傷病野生鳥獣保護サポーターとして登録する制度を設け、傷病鳥獣の保護事業の充実と普及啓発を図っている。

(7) 普及啓発

令和5年4月1日現在で愛鳥モデル校として18校を指定し、活動の支援を行っている。

毎年、愛鳥週間ポスターコンクールを行っており、令和4年度は23作品の応募があった。

(8) カラス対策

平成13年12月からカラスの捕獲を開始し、令和3年度末までの捕獲累計は、約238,700羽となった。

都内のカラスの生息数は、平成13年12月調査で約36,400羽が確認されていたが、対策開始から20年が経過した令和3年度末には、約13,000羽となっている。

また、都庁に寄せられた苦情・相談件数は、平成13年度に比べ約90%減少している。

(9) シカ対策

奥多摩の森林で急増したシカによる食害は、農林業への被害にとどまらず、自然植生の消失や土砂流出をもたらす深刻な事態となった。

この対策として、平成17年度に鳥獣保護法に基づく「東京都シカ保護管理計画」を策定し、人とシカの共存を目指した管理を開始した。

平成26年に鳥獣保護法が鳥獣保護管理法に改正され、第二種特定鳥獣（生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣）が規定されたことを踏まえ、現在は令和3年度末に策定した「第6期東京都第二種シカ管理計画」により、指定管理鳥獣捕獲等事業の開始等、計画的な捕獲による適正数への管理を目指した取組を進めている。

シカの生息状況や生息環境は常に変化しているため、毎年のモニタリング調査により、計画の評価・検討・修正を実施していく。

第 4 節 水環境の保全

[自然環境部水環境課]

1 水質汚濁の現状

(1) 環境基準達成状況（公共用水域）

健康項目は、全ての地点で環境基準を達成した。生活環境項目は、河川では生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準の達成率が令和4年度98%（令和3年度93%）、海域では化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成率が令和4年度25%（令和3年度25%）であった。

図表2-2-9 環境基準達成状況（公共用水域）

| 環境基準項目 | 項目 | 環境基準達成率 | | |
|--------|------------|----------------|----------------|-------------|
| | | 令和4年度 | 令和3年度 | |
| 健康項目 | カドミウム等27項目 | 100% (119/119) | 100% (119/119) | |
| 生活環境項目 | 河川 | BOD | 98% (58/59) | 93% (55/59) |
| | | COD | 0% (0/1) | 0% (0/1) |
| | 湖沼 | 全りん | 0% (0/1) | 0% (0/1) |
| | | COD | 25% (1/4) | 25% (1/4) |
| | 海域 | 全窒素 | 100% (1/1) | 100% (1/1) |
| | | 全りん | 100% (1/1) | 100% (1/1) |

- (注) 1 健康項目の環境基準達成率の（ ）内は、（環境基準達成地点数/河川・湖沼・海域の調査地点数）を示している。
 2 生活環境項目の環境基準達成率の（ ）内は、（環境基準達成水域数/類型指定水域数）を示している。
 3 海域の環境基準達成の評価は、千葉県や神奈川県を含めた1都2県の水域で行う。

2 水質監視の体系

[自然環境部水環境課]

(1) 水質測定調査等（令和5年度）

ア 測定調査

水質測定計画（水質汚濁防止法第16条）に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況を常時監視（同法第15条）し、水質汚濁防止対策に資する。

【公共用水域】

- ・測定項目：水質99項目、底質23項目
- ・測定地点：河川70地点、湖沼2地点、海域50地点（東京都測定分）
（後掲の「測定地点図」参照）
- ・測定頻度：1～2回/日、2～12日/年（2～24回/年）※追跡調査、補完調査も実施

図表2-2-10 河川等の水質測定計画（令和5年度）

| | | 水 質 | | 底 質 | | |
|------------------|----------|--|---|---------------------------------|-----------------------------|----|
| | | 東京都 | その他 | 東京都 | その他 | |
| 測定地点 | 測定機関 | 東京都 | その他 | 東京都 | その他 | |
| | 河 川 | 70 | 国土交通省：22 八王子市：9 町田市：4 | 23 | 国土交通省：15 八王子市：4 町田市：3 | |
| | | | 小計 | | 105 | 45 |
| | 湖 沼 | 2 | — | 2 | — | |
| | 海 域 | 運 河 | 19 | — | 6 | — |
| | | 内 湾 | 31 | — | 8 | — |
| | 合 計 | 157 | | 61 | | |
| | 測定項目（水質） | 現地測定項目（10項目） | | 気温、水温、色相、臭気、透視度、流量、透明度、風向、風速、塩分 | | |
| 健康項目（27項目） | | カドミウム、全アン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀（ただし、アルキル水銀は総水銀が環境基準を超えて検出された場合に分析を行う。）、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン | | | | |
| 生活環境項目（12項目） | | pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌数、全窒素、全りん、ノルマルヘキサン抽出物質（油分等）、全亜鉛（水生生物保全環境項目）、ノニルフェノール（水生生物保全環境項目）、LAS（水生生物保全環境項目） | | | | |
| 特殊項目（5項目） | | 銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、フェノール類 | | | | |
| 水道水源水域の監視項目（1項目） | | トリハロメタン生成能 | | | | |
| 要監視項目（32項目） | | 人の健康の保護に関する項目（27項目） | クロロホルム（注）、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、トルエン、キシレン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェントロチオン、イソプロチオン、クロタロニル、プロピザミド、ジクロロホルム、フェノカルブ、イプロベンホス、クロロトロフェン、EPN、フタル酸ジエチルヘキシル、モリブデン、アンチモン、ニッケル、オキシ銅、塩化ビニルモノマー、エビクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、PFOS及びPFOA | | | |
| | | 水生生物の保全に関する項目（6項目） | クロロホルム（注）、フェノール、ホルムアルデヒド、4-tert-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール | | | |
| その他の項目（12項目） | | 陰イオン界面活性剤（MBAS）、アンモニア性窒素、りん酸性りん、全有機体炭素、塩化物イオン、プランクトン、クロフィル、電気伝導率、プランクトン沈殿量、溶存性化学的酸素要求量、溶存性有機体炭素、粒子性有機体窒素 | | | | |
| 測定項目（底質）（23項目） | | pH、カドミウム、全アン、鉛、総クロム、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、EPN、過マンガン酸カリウムによる酸素消費量、強熱減量、乾燥減量、全硫化物、酸化還元電位、ノルマルヘキサン抽出物質、全窒素、全りん、りん酸性りん、全亜鉛 | | | | |

（注）クロロホルムは、人の健康の保護に関する要監視項目と水生生物の保全に関する要監視項目の両方の対象である。

イ 生物調査等

東京湾や河川等の総合的な水環境の状況を把握するために、理化学指標による評価と合わせて、東京湾調査及び東京都内湾水生生物調査を実施している。

(7) 東京湾調査（赤潮調査・水生生物調査）

東京湾調査は、平成17年度から赤潮調査と水生生物調査（底生生物）を隔年交互に実施してきたが、平成23年度からは両調査を実施している。

① 赤潮調査

- ・調査項目：動物・植物プランクトンの同定（上位5種）、プランクトン沈殿量、クロロフィル等
- ・調査地点：8地点
- ・調査回数：17回

② 底生生物

- ・調査項目：底生生物の同定（種類数、種別個体数、種別湿重量）、pH、DO、底質（粒度組成、乾燥減量、強熱減量、酸化還元電位、全硫化物、COD等）等
- ・調査地点：5地点
- ・調査回数：2回（春、夏）

(4) 東京都内湾水生生物調査

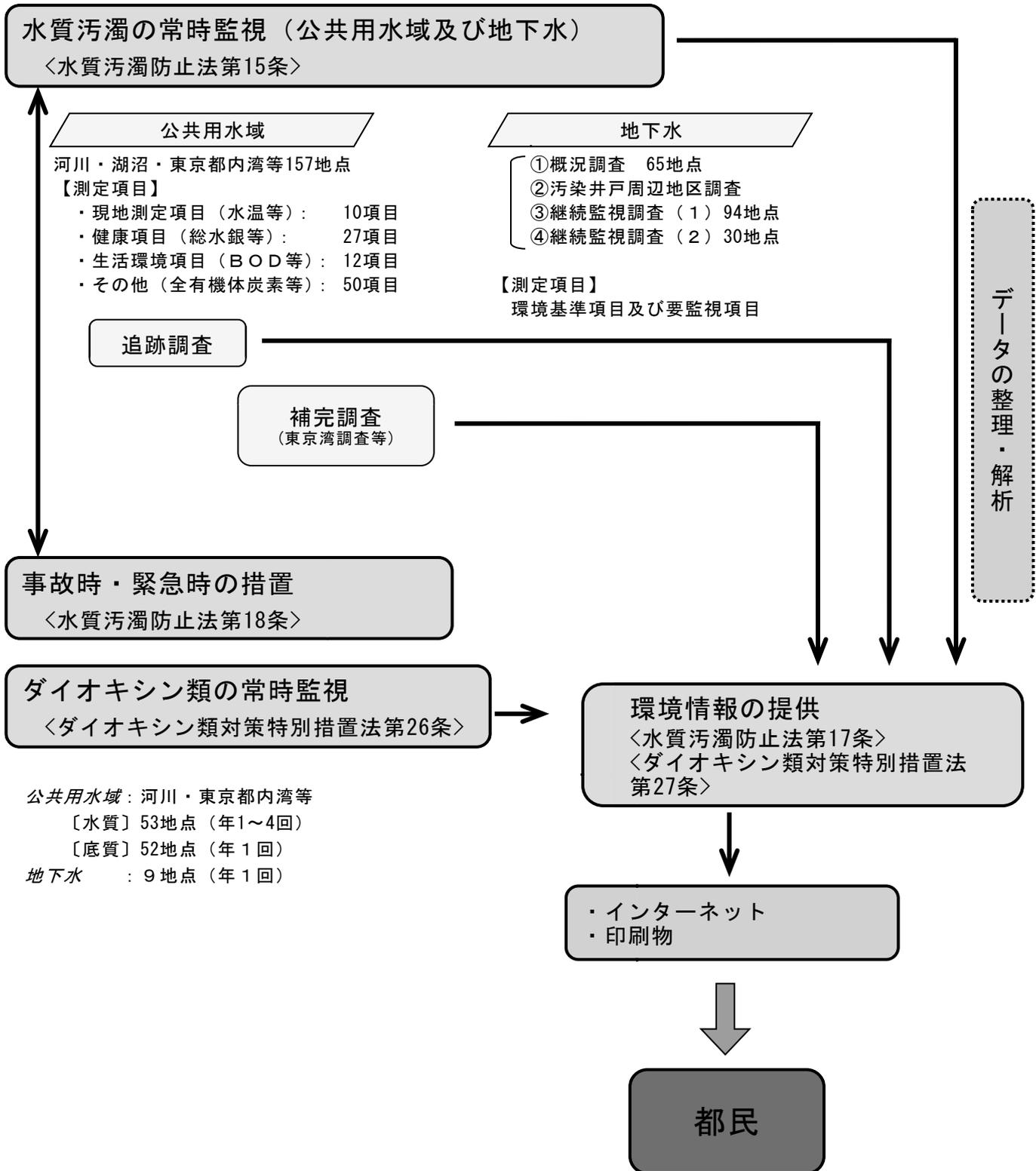
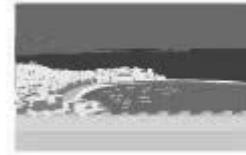
魚介類等の生物が一年を通じて生息できる東京湾の再生を目指し、魚介類等の水生生物の生息状況をモニタリングする。

- ・調査項目：魚類（①稚魚、②成魚）、③鳥類、④付着生物
- ・調査地点：①3地点、②4地点、③3地点、④2地点
- ・調査回数：①年6回、②年4回、③年6回、④年1回

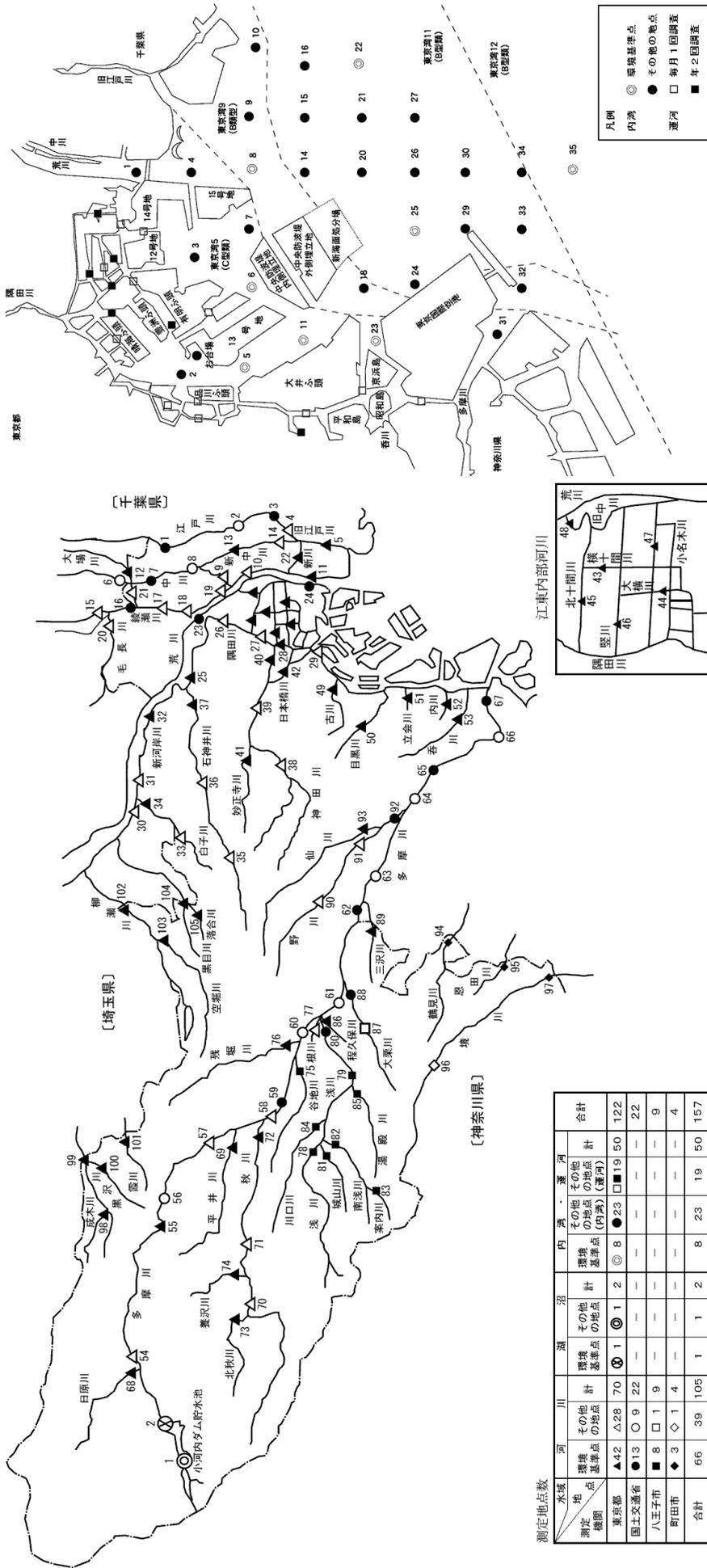
(2) 水質汚濁の緊急時の措置等

魚浮上、油流出等の事故時には、関係機関への通報・連絡、現場調査に基づく原因究明及び被害防止等の措置を講ずる。

図表2-2-11 水質監視の体系



図表2-2-12 測定地点図（公共用水域、令和5年度）



3 事業活動による公共用水域の水質汚濁対策

都内の河川の水質は、工場・事業場に対する規制指導、下水道の普及及び生活排水対策により、着実に改善されてきた。しかし、東京湾の水質は、改善傾向（東京都内湾はほぼ横ばい）にあるものの、夏季にはほぼ慢性的に赤潮の発生がみられている。

都内全域のBOD負荷量と排水量を発生源別にみると、下水処理場からの排出水がBOD負荷量、排水量ともに全体の大部分を占めている。

図表2-2-13 発生源別BOD負荷量・排水量

（令和2年度）

| 発生源 | BOD負荷量 | | 排水量 | |
|------------|-----------|--------|--------------------------|--------|
| | 負荷量 (t/日) | 割合 (%) | 排水量 (千m ³ /日) | 割合 (%) |
| 下水処理場排水 | 21.0 | 79.8 | 5,075.9 | 97.9 |
| 生活排水 | 2.1 | 7.9 | 18.2 | 0.3 |
| 工場排水 | 3.1 | 12.0 | 84.9 | 1.6 |
| その他の排水（注1） | 0.1 | 0.3 | 7.3 | 0.1 |
| 計（注2） | 26.3 | 100 | 5,186.3 | 100 |

（注1）その他の排水とは、し尿処理場・畜舎排水などである。

（注2）端数処理（四捨五入）の関係で、合計が一致しないことがある。

都内においては、工場・事業場から公共用水域に排出される排出水の規制を、水質汚濁防止法と環境確保条例により行っている。

法は、八王子市及び町田市の区域はそれぞれ八王子市、町田市が、その他の地域は、都が執行している。条例は、区市部は区市が、町村部は都が執行している。

なお、水質中のダイオキシン類対策については、「第3章第5節 化学物質対策」に記述する。

(1) 水質汚濁防止法による規制

ア 排出水の発生源規制（排水規制）

法による排出水の発生源規制には、濃度規制と総量規制とがある。

(ア) 濃度規制

濃度規制とは、公共用水域への排出水に含まれる有害物質やその他の汚染状態について排出許容限度（排水基準）を定めて規制するものである。

法は、カドミウム、シアン化合物等やBOD、COD等の人の健康、生活環境に係る被害を生じるおそれのある汚水又は廃液を排出する施設を特定施設とし、電気めっき施設や下水処理場などを定めている。特定施設を設置する工場・事業場（以下「特定事業場」という。）のうち、公共用水域に排水を排出する特定事業場に対して、排水基準が適用されている。

排水基準の項目は、カドミウム、シアン化合物、鉛、トリクロロエチレン等健康に係る有害物質の種類について28項目、pH、BOD、COD等の生活環境項目15項目が設定されている。

(イ) 総量規制

総量規制とは、東京湾等の広域の閉鎖性水域の水質改善を図るために導入された規制手法であり、国が指定した地域（以下「指定地域」という。）に存在する特定事業場ごとに汚濁物質の排出許容量を定めて規制するものである。具体的には、国が削減目標量等を定めた総

量削減基本方針に基づき、知事が総量削減計画及び総量規制基準を定め、国が指定する水域（東京湾）に流入する汚濁負荷量の総量を計画的に削減するものである。

都内は、島しょ及び町田市の一部を除いた地域が指定地域になっている。

総量規制は、昭和54年度にCODを対象として開始したが、平成11年度に計画期間が始まった第5次総量規制からは、新たに窒素含有量及びりん含有量も対象に加えられた。

令和4年1月に国が策定した総量削減基本方針を受けて、都は令和4年10月、第9次総量削減計画及び総量規制基準を定めた。

図表2-2-14 都の総量削減計画に係る汚濁負荷量の目標値及び実績値 (単位：t/日)

| 区分 | 第1次総量規制 | 第8次総量規制 | | | 第9次総量規制 | | |
|------|----------|-------------------|--------|----------|------------------|--------|----------|
| | 昭和54年度実績 | 令和元年度目標（平成26年度実績） | | | 令和6年度目標（令和元年度実績） | | |
| | COD | COD | 窒素含有量 | りん含有量 | COD | 窒素含有量 | りん含有量 |
| 生活排水 | 132 | 34(35) | 46(47) | 3.6(3.8) | 35(34) | 44(45) | 3.9(3.9) |
| 産業排水 | 32 | 4(4) | 3(3) | 0.3(0.3) | 3(4) | 2(2) | 0.3(0.3) |
| その他 | 16 | 8(8) | 11(11) | 0.8(0.9) | 8(7) | 12(11) | 0.8(0.8) |
| 計 | 180 | 46(47) | 60(61) | 4.7(5.0) | 46(45) | 58(58) | 5.0(5.0) |

(注1) 端数処理（四捨五入）の関係で、合計が一致しないことがある。

イ 届出状況

排水規制又は地下水汚染未然防止規制^(注)の対象となる特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置又は変更をしようとするときは、事前に知事（八王子市及び町田市については市長）へ届け出ることが義務付けられている（図表2-2-15）。

令和4年度には、871件の届出が提出された（図表2-2-16）。

(注) 「7 地下水保全対策(1)地下水汚染対策」を参照

図表2-2-15 水質汚濁防止法に基づく届出義務の有無

| | | 特定施設 | | 有害物質貯蔵指定施設 |
|-----------|-------|--------------------------------|--------------------|---------------------------|
| | | 有害物質を製造・使用・処理している | 有害物質を製造・使用・処理していない | |
| 公共用水域への排水 | あり(注) | 届出義務あり (排水規制 + 地下水汚染未然防止規制) | 届出義務あり (排水規制のみ) | 届出義務あり (地下水汚染未然防止規制のみ) |
| | なし | 届出義務あり (地下水汚染未然防止規制のみ) | 届出義務なし | |

(注) 雨水のみを公共用水域へ排水する場合を含む。

図表2-2-16 水質汚濁防止法に基づく届出の状況（令和4年度）

| 設置届 | 使用届 | 施設等変更届 | 氏名等変更届 | 廃止届 | 承継届 | 測定手法届 | 汚染状況届 | 合計 |
|---------|------|--------|---------|---------|--------|-------|-------|----------|
| 182(24) | 0(0) | 81(13) | 355(76) | 214(35) | 35(10) | 4(0) | 0(0) | 871(158) |

(注) () 内の数値は、八王子市及び町田市の分で内数

ウ 水質汚濁防止法に基づく届出事業場数

令和5年3月末現在の届出事業場数は3,138事業場である。

図表2-2-17 水質汚濁防止法に基づく届出事業場数（令和5年3月末現在）

| 地域 | 事業場数 ^(注1) | | |
|-----|----------------------|-----------|---------------------------------|
| | | 総量規制対象事業場 | 公共用水域への排水のない事業場 ^(注2) |
| 区部 | 1,247 | 23 | 941 |
| 多摩部 | 1,736 | 67 | 94 |
| 島しょ | 155 | 0 | 0 |
| 合計 | 3,138 | 90 | 1,035 |

(注1) 八王子市及び町田市を含む。

(注2) 地下水汚染未然防止に係る規制のみ適用される。

エ 立入検査

公共用水域に排水を排水する事業場に対する立入検査では、特定施設の運転・管理状況を確認するとともに、排水の採水・分析により排水基準等への適合状況を確認している。

令和4年度は、351件（八王子市及び町田市を除く。）の立入検査を行った。

(2) 環境確保条例による規制

都では、水質汚濁防止対策を推進するため、上乘せ排水基準の設定及び水質汚濁防止法対象外の項目や施設に対する、条例による規制を行っている。

ア 全窒素・全りんの上乗せ排水基準の設定

全窒素・全りんについては、東京都内湾における環境基準の達成や富栄養化防止等を図るため、法に基づく上乘せ排水基準を設定し、境川水域及び島しょを除く50m³/日以上以上の排水を排出する工場・指定作業場に対する規制を強化している。

イ 水道水源地域の排水基準の設定

水道水源として取水する河川の流域に新設される工場から排出される汚水について、他地域、既設事業場に適用される排水基準に比べ、より厳しい基準値を設けている。

ウ 小型船舶し尿処理対策

平成13年からお台場付近に集まる小型船舶から排出されるし尿により、閉鎖性水域のお台場海浜公園に属する水域が汚染されないように、船舶へのし尿回収タンク等の設置を義務付け、未処理のし尿の船外への排出防止を指導している。

平成22年には、お台場海浜公園に属する水域から中央防波堤内側の水域へと規制水域を拡大した。

4 生活排水対策

公共用水域に排出される生活排水は、排水量で見ると、全体の0.3%を占めるにすぎないが、BODの負荷量で見ると全体の7.9%を占めている（令和2年度実績）。

(1) 生活排水対策重点地域の指定

都は、水質汚濁防止法に基づき「生活排水対策重点地域」を指定し、下水道整備の予定がない

区域における生活排水対策の一層の推進を図っている。指定を受けた市町村は、生活排水対策を推進するための計画（生活排水対策推進計画）を定め、公共用水域の水質汚濁防止に努めている。

図表2-2-18 生活排水対策重点地域の指定実績

| 指定日 | 指定流域名 | 指定市町村名 | 推進計画策定年月 |
|-----------|------------|------------|----------|
| 平成3年6月29日 | 境川・鶴見川流域 ※ | 町田市 | 平成4年8月 |
| 平成4年7月7日 | 平井川流域 | 日の出町・あきる野市 | 平成6年2月 |
| 平成4年7月7日 | 秋川流域 | 檜原村・あきる野市 | 平成6年2月 |
| 平成8年3月29日 | 浅川流域 ※ | 八王子市 | 平成9年5月 |
| 平成8年3月29日 | 谷地川流域 ※ | 八王子市 | 平成9年5月 |

※平成27年4月10日に、下水道設備等の普及により指定解除

(2) 合併処理浄化槽の普及

都は、下水道未普及地域における生活排水に起因する汚濁負荷量の削減を図るため、合併処理浄化槽の設置補助事業を実施している市町村に対して補助金を交付し、既設の単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進している。

(3) 都民への普及啓発

都は、生活排水による水質汚濁の軽減を目的として、家庭等で行える取組方法等をリーフレットやウェブサイトにより周知している。

5 ゴルフ場農薬対策

都は、平成2年に「東京都ゴルフ場農薬の安全使用に関する指導要綱」を策定し、都内にある23のゴルフ場における農薬の安全で適正な使用の指導を行っている。

また、農薬の流出防止のため、農薬の適正な使用を指導している。特に、農薬使用量が多い場合は、農薬使用量の削減を指導している。

6 雨天時排水対策

区部の大部分と多摩地域の一部の下水道は合流式となっているため、大雨の際、下水処理場に送水しきれない汚水を含んだ雨水（雨天時排水）がポンプ場や雨水吐から河川や海に排出され、問題となっている。

このため、雨天時排水の実態の把握に努めるとともに、合流式下水道の越流水対策について下水道局と協議する等、この問題に取り組んでいる。

7 地下水保全対策

(1) 地下水汚染対策

[自然環境部水環境課]

地下水汚染は、汚染地域の特定や浄化が困難な場合がある。

また、一たび汚染されると、その回復には非常に長い時間を要することが多い。このため、都は、地下水汚染の未然防止を推進している。

水質汚濁防止法では、有害物質を含む汚水の地下浸透の制限及び地下水の水質の常時監視など、地下水汚染防止対策が規定されており、トリクロロエチレンなど有害物質28項目を製造・使用・処理する有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水を特定地下浸透水と定め、地下への浸透

を制限している。

また、地下水汚染未然防止を目的に、平成24年6月から有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に対する構造基準等の遵守及び点検が義務付けられた。規制対象となる施設の設置又は変更をしようとするときは、事前に知事（八王子市及び町田市については市長）へ届け出ることが義務付けられている。

なお、届出の状況については排水規制に係る届出とあわせて、図表2-2-16及び図表2-2-17にまとめて記載した。

都は対象事業場に立入検査を行い、施設の構造基準等の遵守状況や点検の実施状況を確認し、違反が見つかった場合に改善指導を行っている。

令和4年度は、180件（八王子市及び町田市を除く。）の立入検査を行った。

(2) 地盤沈下防止対策

工業用水法や建築物用地下水の採取の規制に関する法律（以下「ビル用水法」という。）、環境確保条例による揚水規制等の実施により、都内では地下水位は全体として回復傾向にあり、地盤沈下も沈静化傾向が継続しているが、現行の地下水の揚水規制を緩和すれば、地盤沈下が再発するおそれがある。

このため、都は、区市と協力して、法や条例に基づく地下水の揚水を規制するとともに雨水浸透施策を推進し、地盤沈下の防止と地下水のかん養等の施策を実施している。

ア 地盤沈下の現状

令和3年の地盤沈下状況を概観すると、1cm以上沈下した地域は多摩地域での5.2km²であり、最大沈下量は多摩市乞田にある水準基標の1.13cmである。

また、地下水位は42地点のうち1地点で低下し、41地点で上昇した（「令和3年地盤沈下調査報告書」東京都土木技術支援・人材育成センター（令和4年7月）による。）。

イ 地下水揚水量の推移

都は、地下水揚水量の実態把握のため、昭和46年から東京都公害防止条例に基づいて、一定規模以上の井戸の所有者に水量測定器の設置及び揚水量の報告を義務付けし、平成13年の環境確保条例施行では対象井戸を300ワットを超える揚水施設に、平成28年からは家事用を除く動力を使用している全てに拡大して、揚水量報告の実態を更に正確に把握できるようにしてきた。

令和3年の都内の地下水揚水量は31.1万m³/日で、区部では2.7万m³/日、多摩地域では28.3万m³/日であった。

都内の揚水量の推移は次のとおりで、法令による規制を行う前と比較すると揚水量は大幅に減少したが、近年は微減にとどまっている。

図表2-2-19 地下水揚水量の推移

(単位：万m³/日)

| 地下水揚水量 | | 昭和 46年 | 昭和 55年 | 平成 2年 | 平成 13年 | 令和元 年 | 令和 2年 | 令和 3年 |
|-----------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|----------|----------|----------|
| | | 144.1 | 83.7 | 67.4 | 55.4 | 34.9 | 32.5 | 31.1 |
| 地域別 内訳 | 区 部 | 55.0 | 14.2 | 11.7 | 4.7 | 3.1 | 2.8 | 2.7 |
| | 多摩部 | 89.1 | 69.5 | 55.7 | 50.7 | 31.8 | 29.7 | 28.3 |
| 用途別 内訳 | 工場+指定作業場 | 84.5 | 34.9 | 27.9 | 15.4 | 10.5 | 9.9 | 10.0 |
| | 上水道等 | 59.6 | 48.8 | 39.6 | 40.0 | 24.4 | 22.6 | 21.1 |

(注1) 平成12年までは揚水量報告の対象ではなかった吐出口断面積21cm²未満の井戸は推計値(約9.9万m³/日)を加算している。平成13年から報告対象が拡大し、実測値により集計している。

(注2) 端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

ウ 地下水揚水規制

(7) 法による地下水揚水規制

工業用水法：8区（江東区、墨田区、荒川区、江戸川区、北区、板橋区、足立区及び葛飾区）において工業用に使用される井戸を対象としている。昭和35年の地域指定以降の規制により、工業用水道への転換は完了した。現在、新たに許可された井戸はなく、法の対象となる井戸は4本を残すのみとなっている。

ビル用水法：23区において建築物用（冷暖房、水洗便所、洗車及び公衆浴場（浴室床面積150m²超））に使用される揚水設備（井戸）を対象としている。昭和38年の地域指定以降の規制により、基準に適合しない揚水設備の上水道への転換は完了した。現在、法対象となる揚水設備はない。

(4) 環境確保条例による地下水揚水規制等

昭和47年から東京都公害防止条例に基づき、ストレーナーの位置や揚水機の吐出口断面積等の規制を実施している。平成13年施行の環境確保条例では、規制対象を、地下水を利用する目的の揚水機出力が300ワットを超える揚水施設（井戸）に拡大し、従前の規制に加え揚水量の上限を設定するなど規制内容を強化し（奥多摩町、檜原村及び島しょを除く。）、揚水量の報告を義務付けた（島しょ地域を除く都内全域）。

また、平成28年3月の施行規則の改正では、規制対象を原則全ての揚水施設（一戸建ての家事用途にあつては揚水機出力が300ワットを超えるもの）に見直した（平成28年7月施行）。

(ウ) 指針による指導

「地下構築物への漏えい地下水の取扱指導指針」（昭和58年11月策定、平成11年3月改正）を定め、地下構築物に漏えいする地下水を利用する者に対して指導を行っている。

エ 地下水の総合的な保全対策

法や条例に基づく揚水規制を継続するとともに、雨水の地下への浸透の促進など、総合的な地下水の保全を図るための対策を推進していく。

(7) 雨水浸透の促進

環境確保条例に基づき定めた「東京都雨水浸透指針」（平成13年7月制定）により、規制対象の揚水施設の設置者に対して雨水浸透施設の設置等、雨水浸透に努めることを求めている。

(4) 地下水の流れの確保

地下構築物により地下水の流れが妨げられることにより、局地的な地盤沈下や湧水の枯渇、

井戸枯れを招くおそれがあるため、建築物・工作物を建設する者は、地下水の流れを確保する措置の実施に努めることを環境確保条例で規定している。

(ウ) 地下漏れい水の環境用水への利用

トンネルやビル等の地下構築物に漏れいする地下水を利用して、流量が減少している中小河川等の水質を改善するための施策を実施している。主なものは次のとおりである。

- ・ J R 武蔵野線トンネルの地下漏れい水を姿見の池（国分寺市）を經由して野川に放流（平成14年3月放流開始、1,400m³/日）。
- ・ J R 総武線トンネルの地下漏れい水を立会川（品川区）に放流（平成14年7月放流開始、4,500m³/日）。
- ・ J R 東北新幹線トンネルの地下漏れい水を上野不忍池（台東区）に放流（平成15年9月放流開始、270m³/日）。

(イ) 環境確保条例による「地下水保全地域」の指定と「地下水保全計画」の策定

地下水の揚水量の増大及び雨水浸透量の減少により、地盤沈下の発生など生活環境に支障を及ぼすおそれがあり、揚水量の制限、雨水浸透施設の設置指導など地下水の保全を講じる必要があると認める地域があるときは、知事はあらかじめ関係区市町村や環境審議会の意見を聴いて「地下水保全地域」の指定をすることができる。

「地下水保全地域」を指定したときは、知事は「地下水保全計画」の策定を行うこととなっている。

令和5年6月末現在、地下水保全地域は指定していない。

オ 地下水の実態把握の推進と地下水ガバナンス

国の水循環基本計画等に示されているとおり、地下水の持続可能な保全と利用を図るためには、様々な立場の方々との幅広い議論を経て、関係者の理解と納得を得ることが不可欠である。そのため、その議論の前提として、まずは地下水の実態把握が必要である。

都では、地下水位や地盤収縮の実測データや揚水量などのデータから東京の地下水の状況を検証するとともに、東京の地域特性である複雑な地形・地質構造や地下水流動、また地盤沈下ポテンシャルの存在などを踏まえ、東京都環境科学研究所及び学術機関と連携した専門的な研究を柱として、中長期的に地下水の実態把握を進めている。

得られた知見は、有識者で構成される地下水対策検討委員会において、十分に時間をかけて、丁寧な検証を行っている。

現在、環境科学研究所と学術機関との共同研究として、「地下水の揚水等の影響予測」（東京大学との共同研究）及び「地下水流動系の解明」（筑波大学との共同研究）を進めている。

また、都では、幅広い関係者が相互に協力しながら地下水の統治を行う「地下水ガバナンス」に向けて、これらの最先端の研究内容等を分かりやすくまとめたレポート等を作成するなど、情報発信を行っている。

図表2-2-20 共同研究の概要

| | |
|----------------|---|
| 「地下水の揚水等の影響予測」 | |
| | 地下水揚水-地下水位-地盤の関係を定量化し、地盤沈下を引き起こす地下水位や湧水に影響を与える地下水位、またその地下水位に達する揚水量等を予測する。 |
| 「地下水流動系の解明」 | |
| | 地下水の起源、滞留時間、流動経路を把握することにより、東京の地下水における涵養-流動-流出のプロセスの解明を目指す。 |

カ 温泉法による温泉保護と温泉施設の安全管理対策

温泉資源の保護と適正利用を目的とした温泉法の趣旨を踏まえ、過剰な揚湯による地盤沈下を防止するため、都は、平成10年に「温泉動力の装置の許可に係る審査基準」を定め、動力装置の構造及び揚湯量の制限等を設けた。

続いて、温泉掘削が活発化したことから、平成17年に源泉間の距離の制限や個人利用における揚湯量制限を設定し、平成20年からは周辺井戸や湧水への配慮の指導を開始した。

また、平成19年6月に発生した温泉施設における可燃性天然ガスによる爆発事故を受け、安全対策の徹底と事故の再発防止のため、都は平成19年10月に「東京都可燃性天然ガスに係る温泉施設安全対策暫定指針」（以下「暫定指針」という。）を策定した。

その後、平成20年5月の温泉法の改正により、法の目的に「可燃性天然ガスによる災害の防止」が追加され、掘削及び採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術的基準が設けられたことを踏まえ、都は平成20年に暫定指針を改定し、温泉資源の保護と災害防止について総合的に取り組んでいる。

第3章

都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

第1節 大気環境の保全

- 1 大気汚染の現状
- 2 大気監視の体系
- 3 大気汚染対策
- 4 アスベスト対策
- 5 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の対策の推進
- 6 光化学オキシダント対策
- 7 揮発性有機化合物（VOC）対策
- 8 大気汚染物質削減総合対策の推進

第2節 地下水環境の保全

- 1 地下水質汚濁の現状
- 2 地下水質監視の体系
- 3 地下水汚染対策

第3節 土壌汚染対策

- 1 環境確保条例に基づく土壌汚染対策
- 2 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染対策
- 3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌汚染対策
- 4 中小事業者技術支援
- 5 持続可能な土壌汚染対策
- 6 クロム鉱さいによる土壌汚染対策

第4節 騒音・振動・悪臭対策

- 1 環境基準（騒音）
- 2 苦情の実態
- 3 騒音・振動対策
- 4 悪臭対策

第5節 化学物質対策

- 1 工場・事業場における化学物質対策の推進
- 2 リスクコミュニケーション
- 3 ダイオキシン類対策

第6節 産業保安対策

- 1 高圧ガスの保安対策
- 2 高圧ガス施設の震災対策
- 3 LPガスボンベの自然災害対策
- 4 LPガスを利用する家庭等の負担軽減に向けた支援
- 5 火薬類、猟銃等の規制指導
- 6 電気工事業者等の規制指導

第7節 公害防止管理者

- 1 法律に基づく公害防止管理者等の設置
- 2 条例に基づく公害防止管理者の設置

第8節 一般廃棄物対策

- 1 一般廃棄物の現状
- 2 区市町村の清掃事業に対する支援
- 3 一般廃棄物処理施設の設置許可・届出及び維持管理指導、廃棄物再生事業者の登録等
- 4 浄化槽の設置及び維持管理指導
- 5 在宅医療廃棄物の適正処理
- 6 災害廃棄物対策

第9節 産業廃棄物対策

- 1 産業廃棄物の現状
- 2 排出事業者・処理業者への指導
- 3 産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置許可
- 4 不法投棄・不適正処理対策
- 5 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理
- 6 アスベスト廃棄物対策
- 7 都の埋立処分場への産業廃棄物の受入れ

第10節 廃棄物の最終処分

- 1 中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場
- 2 廃棄物等の埋立処分計画
- 3 処分場における環境対策
- 4 埋立処分場見学会
- 5 埋立処分場の施設整備

第 3 章 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

第 1 節 大気環境の保全

[環境改善部大気保全課・化学物質対策課]

1 大気汚染の現状

(1) 大気環境の測定結果

令和4年度の二酸化窒素の環境基準の達成率は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）とも100%であった。

浮遊粒子状物質の環境基準の達成率は、一般局、自排局とも100%であった。

微小粒子状物質の環境基準の達成率は、一般局、自排局とも100%であった。

有害大気汚染物質のベンゼン等4項目は、いずれも環境基準を達成していた。

図表2-3-1 大気環境の測定結果

| 項目 (評価法) | 一般局 | | | | 自排局 | | | |
|-----------------|-------------------|------------|-------------------|------------|-------------------|------------|-------------------|------------|
| | 令和4年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和3年度 | |
| | 達成局数 / 測定局数 | 達成率 (%) | 達成局数 / 測定局数 | 達成率 (%) | 達成局数 / 測定局数 | 達成率 (%) | 達成局数 / 測定局数 | 達成率 (%) |
| 二酸化窒素※1 | 43/43 | 100 | 43/43 | 100 | 33/33 | 100 | 33/33 | 100 |
| 浮遊粒子状物質※2 | 46/46 | 100 | 46/46 | 100 | 33/33 | 100 | 33/33 | 100 |
| 微小粒子状物質※3 | 46/46 | 100 | 46/46 | 100 | 33/33 | 100 | 33/33 | 100 |
| 光化学オキシダント※4 | 0/40 | 0 | 0/40 | 0 | — | — | — | — |
| 二酸化硫黄※2 | 19/19 | 100 | 20/20 | 100 | 5/5 | 100 | 5/5 | 100 |
| 一酸化炭素※2 | 10/10 | 100 | 10/10 | 100 | 15/15 | 100 | 15/15 | 100 |
| ベンゼン | 12/12 | 100 | 12/12 | 100 | 2/2 | 100 | 2/2 | 100 |
| トリクロロエチレン | 12/12 | 100 | 12/12 | 100 | 2/2 | 100 | 2/2 | 100 |
| テトラクロロエチレン | 12/12 | 100 | 12/12 | 100 | 2/2 | 100 | 2/2 | 100 |
| ジクロロメタン | 12/12 | 100 | 12/12 | 100 | 2/2 | 100 | 2/2 | 100 |

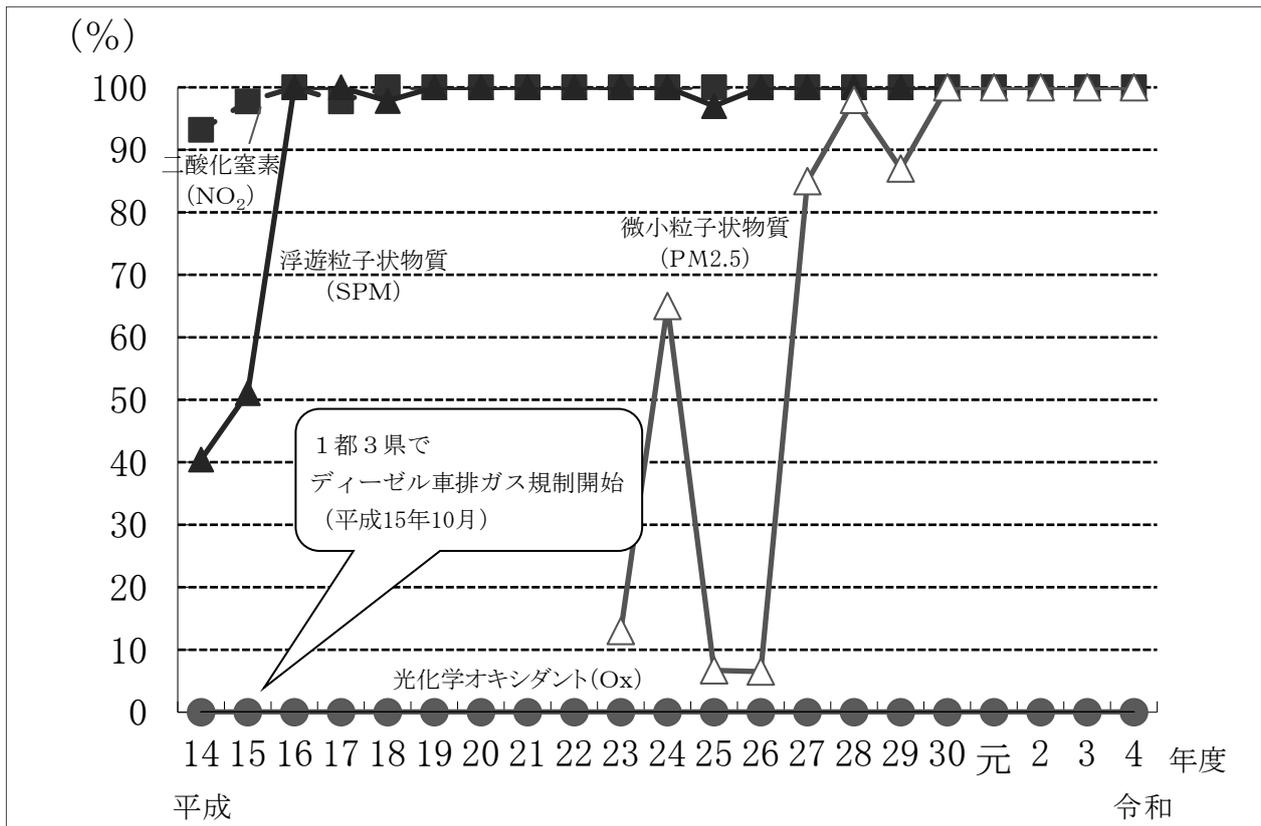
※1 二酸化窒素：1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較する。

※2 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素：1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較する。ただし、1時間値の1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続した場合には未達成とする。

※3 微小粒子状物質：長期基準（測定結果の1年平均値）及び短期基準（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価し、両者を達成した場合に達成とする。

※4 1時間値が環境基準を超えるときは未達成とする。

図表2-3-2 一般局の環境基準達成率の推移



(2) 年平均濃度

年平均濃度は、次のとおりである。

図表2-3-3 年平均濃度 (単位 : ppm。ただし、浮遊粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンはmg/m³、微小粒子状物質はμg/m³)

| 項目 | 一般局 | | 自排局 | |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 |
| 二酸化窒素 | 0.012 | 0.012 | 0.017 | 0.018 |
| 浮遊粒子状物質 | 0.013 | 0.012 | 0.014 | 0.014 |
| 微小粒子状物質 | 9.0 | 8.5 | 9.4 | 8.8 |
| 光化学オキシダント | 0.032 | 0.033 | — | — |
| 二酸化硫黄 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 |
| 一酸化炭素 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.3 |
| ベンゼン | 0.00089 | 0.00090 | 0.00084 | 0.0010 |
| トリクロロエチレン | 0.00091 | 0.0010 | 0.0011 | 0.0011 |
| テトラクロロエチレン | 0.00014 | 0.00017 | 0.00013 | 0.00020 |
| ジクロロメタン | 0.0014 | 0.0015 | 0.0013 | 0.0016 |

(3) 光化学スモッグ発令日数及び被害者届出数

令和4年度の光化学スモッグ注意報の発令日数は7日、被害者届出数は0人であった。

図表2-3-4 光化学スモッグ発令日数及び被害者届出数（令和5年3月末現在）

| 年度 | 発令日数(日) | | | 注意報発令期間 | | オキシダント 最高濃度(ppm) | 光化学スモッグによると 思われる被害者届出数 |
|----|---------|-----|----|---------|------|---------------------|---------------------------|
| | 予報 | 注意報 | 警報 | 初回 | 最終 | | |
| 4 | 2 | 7 | 0 | 6/27 | 8/15 | 0.192 | 0 |
| 3 | 3 | 6 | 0 | 6/8 | 8/28 | 0.168 | 0 |
| 2 | 0 | 6 | 0 | 7/20 | 8/21 | 0.199 | 0 |
| 元 | 3 | 7 | 0 | 5/25 | 9/10 | 0.201 | 0 |
| 30 | 4 | 9 | 0 | 7/14 | 8/27 | 0.176 | 0 |
| 29 | 5 | 6 | 0 | 5/21 | 8/9 | 0.208 | 0 |
| 28 | 0 | 5 | 0 | 7/1 | 10/2 | 0.155 | 0 |
| 27 | 8 | 14 | 0 | 5/27 | 8/7 | 0.193 | 0 |
| 26 | 5 | 9 | 0 | 5/31 | 8/2 | 0.173 | 0 |
| 25 | 11 | 17 | 0 | 7/8 | 8/30 | 0.197 | 2 |
| 24 | 2 | 4 | 0 | 7/25 | 9/5 | 0.188 | 0 |
| 23 | 0 | 9 | 0 | 6/29 | 8/13 | 0.149 | 0 |
| 22 | 5 | 20 | 0 | 5/5 | 9/22 | 0.215 | 18 |
| 21 | 0 | 7 | 0 | 5/20 | 8/29 | 0.173 | 0 |
| 20 | 1 | 19 | 0 | 4/30 | 9/13 | 0.173 | 94 |
| 19 | 5 | 17 | 0 | 5/9 | 9/22 | 0.193 | 0 |

2 大気監視の体系

(1) 大気監視システムの管理運営等

ア 大気汚染常時監視

大気汚染防止法第22条(常時監視)に基づき、一般局47局、自排局35局、檜原大気測定所、東京スカイツリー立体測定局を配置して、都内の大気汚染の状況を常時監視している。

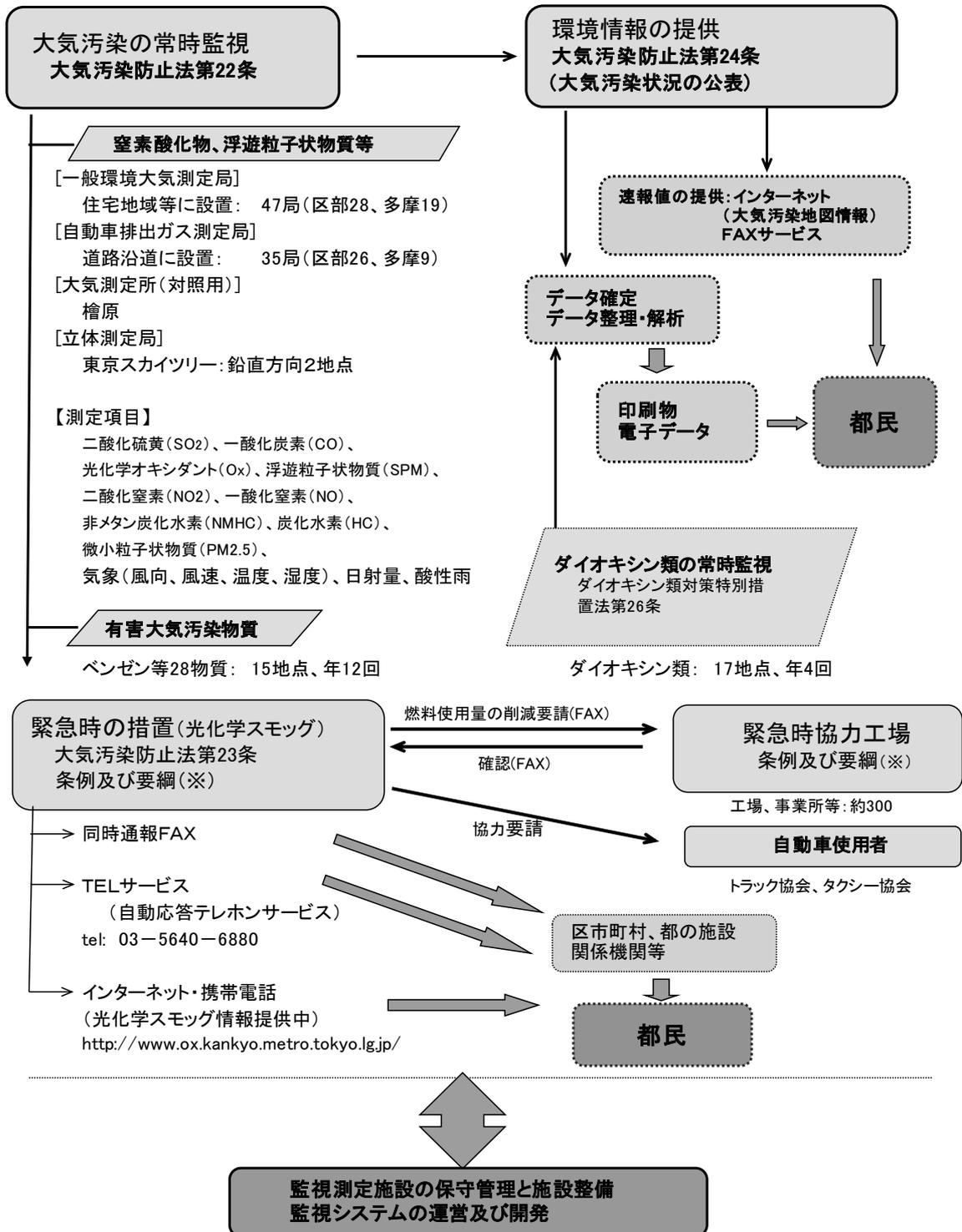
また、同法第24条(公表)に基づき、都民等への測定データの公表を行っている。

イ 有害大気汚染物質のモニタリング

大気汚染防止法第18条の44及び第22条に基づき、大気汚染状況を把握している。

- ・調査項目：ベンゼン等28物質
- ・調査地点：15地点（一般局12局、自排局2局、檜原大気測定所）
（一般局のうち2地点は八王子市が測定している。）
- ・調査頻度：毎月1回、24時間連続採取

図表2-3-5 大気監視の体系



※条例: 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
 ※要綱: 東京都大気汚染緊急時対策実施要綱

図表2-3-6 一般環境大気測定局及び測定項目（令和5年4月1日現在）

| 番号 | 測定局 正式名称 | 測定項目 | | | | | | | | | | | | | |
|----|-------------|--------------------------|-------------|----------------|--------------------------|--------------------------|------------|------------------------------|------|----|----|-----|-----|----------|---------|
| | | 二酸化硫黄 SO ₂ | 一酸化炭素 CO | 浮遊粒子状物質 SPM | オキシダント O _x | 窒素酸化物 NO _x | 炭化水素 HC | 微小粒子状物質 PM _{2.5} | 気象 | | | | 酸性雨 | 有害大気汚染物質 | ダイオキシン類 |
| | | | | | | | | | 風向風速 | 温度 | 湿度 | 日射量 | | | |
| 1 | 千代田区神田司町 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 2 | 中央区晴海 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 3 | 港区高輪 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 4 | 港区台場 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 5 | 国設東京新宿 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 6 | 文京区本駒込 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 7 | 江東区大島 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 8 | 品川区豊町 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 9 | 品川区八潮 | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 10 | 目黒区碑文谷 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 11 | 大田区東糀谷 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○※1 | ○※1 |
| 12 | 世田谷区世田谷 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ |
| 13 | 世田谷区成城 | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 14 | 渋谷区宇田川町 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 15 | 中野区若宮 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 16 | 杉並区久我山 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 17 | 荒川区南千住 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 18 | 板橋区氷川町 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 19 | 練馬区石神井町 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 20 | 練馬区北町 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 21 | 練馬区練馬 | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 22 | 足立区西新井 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 23 | 足立区綾瀬 | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 24 | 葛飾区鎌倉 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○※2 |
| 25 | 葛飾区水元公園 | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 26 | 江戸川区鹿骨 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 27 | 江戸川区春江町 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 28 | 江戸川区南葛西 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 29 | 八王子市片倉町※3 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 30 | 八王子市館町※3 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 31 | 八王子市大楽寺町※3 | | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 32 | 立川市泉町 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○※4 |
| 33 | 武蔵野市関前 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 34 | 青梅市東青梅 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 35 | 府中市四谷 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 36 | 調布市深大寺南町 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 37 | 町田市金森 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 38 | 町田市能ヶ谷 | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 39 | 小金井市東町 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ |
| 40 | 小平市小川町 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 41 | 西東京市南町 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 42 | 西東京市下保谷 | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 43 | 福生市本町 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 44 | 狛江市中和泉 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 45 | 東大和市奈良橋 | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 46 | 清瀬市上清戸 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○※5 |
| 47 | 多摩市愛宕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 合計 | | 20 | 11 | 47 | 41 | 44 | 25 | 47 | 47 | 47 | 47 | 9 | 2 | 12 | 16 |

※1 令和5年4月から当分の間、大田区羽田地域力推進センターで測定

※2 鎌倉図書館屋上で測定

※3 八王子市が大気汚染防止法施行令及びダイオキシン類対策特別措置法施行令に基づき測定

※4 平成22年度から旧立川市錦町局に近い東京都多摩環境事務所で測定

※5 下宿地域市民センターで測定

図表2-3-7 自動車排出ガス測定局及び測定項目（令和5年4月1日現在）

| 番号 | 測定局名 | 所在場所、道路 | 測定項目 | | | | | | | | | | |
|----|---------------|--------------------------------|-----------------|----|-----|-----------------|----|-----------|----|----|----|----------------------|----|
| | | | SO ₂ | CO | SPM | NO _x | HC | PM 2.5 | 気象 | | | 有害 大気 汚染 物質 | |
| | | | | | | | | | 風向 | 風速 | 温度 | | 湿度 |
| 1 | 日比谷交差点 | 日比谷公園 日比谷通り、晴海通り | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 2 | 永代通り新川 | 霊岸橋橋台敷 永代通り | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | |
| 3 | 第一京浜高輪 | 都有地 第一京浜 | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 4 | 山手通り東中野 | 中野区東部地域センター 山手通り | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 5 | 新目白通り下落合 | 都有地 新目白通り | | | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 6 | 春日通り大塚 | 国道用地 春日通り | | | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 7 | 明治通り大関横丁 | 台東区道 明治通り | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 8 | 水戸街道東向島 | 水戸街道 | | | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 9 | 京葉道路亀戸 | 都営亀戸団地 京葉道路 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 10 | 三ツ目通り辰巳 | 都営辰巳団地 高速9号線、首都高速湾岸線 | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 11 | 北品川交差点 | 品川区保健センター 第一京浜、山手通り | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 12 | 中原口交差点 | 国道用地 中原街道、第二京浜 | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 13 | 山手通り大坂橋 | 大坂橋陸橋際 山手通り、玉川通り、首都高3号線 | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 14 | 環七通り柿の木坂 | 下水道局南部建設事務所第二出張所 環状7号線 | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 15 | 環七通り松原橋 | 環状7号線路沿 環状7号線 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 16 | 中原街道南千束 | 大田区立大森第六中学校 中原街道 | | | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 17 | 玉川通り上馬（休止中） | 世田谷区上馬出張所 玉川通り、環状7号線、首都高3号線 | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 18 | 環八通り八幡山 | 都営八幡山アパート 環状8号線 | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 19 | 甲州街道大原 | 都有地 甲州街道、環状7号線、首都高4号線 | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 20 | 環八通り千鳥 | 都道緑地帯 環状8号線 | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 21 | 早稲田通り下井草（休止中） | 区立中瀬中学校 早稲田通り | | | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 22 | 明治通り西巢鴨 | 区立千川上水公園 明治通り | | | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 23 | 北本通り王子 | 区立神谷堀緩衝緑地 北本通り | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 24 | 中山道大和町 | 都営地下鉄板橋本町駅 中山道、環状7号線、首都高5号線 | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 25 | 日光街道梅島 | 足立区立中央本町庁舎 日光街道 | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 26 | 環七通り亀有 | 都営亀有二丁目第二アパート敷地内 環状7号線 | | | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 27 | 甲州街道八木町※ | 八王子市八木町公園 甲州街道 | | | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 28 | 五日市街道武蔵境 | 水道局境浄水場内 五日市街道、桜通り | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 29 | 連雀通り下連雀 | 三鷹市連雀コミュニティーセンター 連雀通り | | | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 30 | 川崎街道百草園 | 都道（川崎街道道路用地内） 川崎街道 | | | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 31 | 新青梅街道東村山 | 都道（新青梅街道） 新青梅街道 | | | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 32 | 甲州街道国立 | 都有地 甲州街道 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 33 | 小金井街道東久留米 | 市立第一小学校 小金井街道 | | | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 34 | 青梅街道柳沢 | 都有地 青梅街道 | | | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 35 | 東京環状長岡 | 瑞穂町町営住宅 東京環状 | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 合計 | | | 5 | 17 | 35 | 35 | 3 | 35 | 8 | 7 | 7 | 2 | |

※ 八王子市が大気汚染防止法施行令に基づき測定

檜原及び東京スカイツリー測定項目

図表2-3-8 檜原大気測定所（令和5年4月1日現在）

| 測定局名 | 所在地 | 測定項目 | | | | | | | | | | |
|---------|--------------------------------------|-----------------|-----|----------------|-----------------|-------------------|----------|----|----|----------|---------|---|
| | | SO ₂ | SPM | O _x | NO _x | PM _{2.5} | 気象 | | | 有害大気汚染物質 | ダイオキシン類 | |
| | | | | | | | 風向 風速 | 温度 | 湿度 | | | |
| 檜原大気測定所 | 榎里コミュニティーセンター 西多摩郡檜原村榎里 4331番1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

図表2-3-9 東京スカイツリー立体測定局（令和5年4月1日現在）

| 測定局名 | 所在地 | 測定項目 | | | | | | 高さ (m) |
|----------|--------------|------|----------------|-----------------|-------------------|----|----|-----------|
| | | SPM | O _x | NO _x | PM _{2.5} | 温度 | 湿度 | |
| 東京スカイツリー | 墨田区押上一丁目1番2号 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 150 |
| | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 325 |

(2) 大気汚染緊急時の措置

気象条件等により、大気中のオキシダントが高濃度になった場合やそのおそれがある場合、その事態を改善し、光化学スモッグによる被害の未然防止を図るため、注意報、予報等の発令を行い、FAXシステム及びインターネットにより周知を図る。

発生源対策としては、都内で燃料の使用量が多い事業所（緊急時協力工場：令和5年度当初264か所）及び揮発性有機化合物排出事業所（同：令和5年度当初12か所）に対して、緊急時の燃料等使用量の削減を要請する。さらに、東京都トラック協会、東京ハイヤー・タクシー協会等を通じてアイドリング・ストップの励行等の協力要請を行う。

3 大気汚染対策

都は、これまで、大気汚染の改善を図るため、大気汚染防止法及び環境確保条例に基づき、工場・事業場に対するばい煙等の排出規制と自動車排出ガスの削減対策を行ってきた。その結果、二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）及び二酸化窒素（NO₂）については全ての測定局で環境基準を達成している。さらに、微小粒子状物質（PM_{2.5}）についても、全ての測定局で環境基準を達成した。一方、光化学オキシダント（O_x）については全ての測定局で環境基準を達成していない。

法の執行は、八王子市の区域については八王子市が、その他の区域については都が行い、条例の執行は区市部については各区市が、町村部については都が行っている。

なお、自動車排出ガス削減対策については「第1章第6節 自動車の環境負荷低減対策」、大気中のダイオキシン類対策については「第5節 化学物質対策」のとおりである。

(1) 大気汚染防止法による規制

ア 規制対象物質

(7) ばい煙

大気汚染防止法では、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物、塩素、塩化水素、カドミウ

ム、ふっ素、ふっ化水素、ふっ化けい素、鉛を「ばい煙」といい、排出基準を定めている。そのうち、硫黄酸化物と窒素酸化物については、政令で定める指定地域（都内では、特別区と隣接5市（武蔵野市、三鷹市、調布市、西東京市（旧保谷市の区域に限る。）及び狛江市））内にばい煙発生施設を有する工場及び事業場のうち一定規模以上のもの（特定工場等）を対象に、総量規制基準を定めている。

また、ボイラーや定置型内燃機関（ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関）については、都内に数多く設置され、環境中へのばい煙排出量が多い実態から、大気汚染防止法に基づき、より厳しい上乘せ基準を定めている。

(イ) 一般粉じん、特定粉じん（アスベスト）

「粉じん」は、物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、飛散する物質である。そのうち、石綿（アスベスト）のように、人の健康に被害を及ぼすおそれのある物質を「特定粉じん」とし、特定粉じん以外の粉じんを「一般粉じん」として規制している。

(ウ) 揮発性有機化合物（VOC）

「揮発性有機化合物（VOC）」は、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの生成の原因とならない物質を除く。）と包括的に定義され、VOC排出量の多い印刷、塗装、洗浄等を行う施設のうち大規模な排出施設を規制している。

(エ) 水銀

環境中の水銀の総量を地球規模で削減することを目的とした「水銀に関する水俣条約」が平成29年8月16日に発効したことを受け、改正大気汚染防止法が平成30年4月1日から施行され、水銀の大気排出に関する規制が新たに追加された。廃棄物焼却炉などを規制している。

イ 対象事業所

令和5年3月末現在における都内（中核市である八王子市を除く。）の大気汚染防止法対象施設、事業所の数は、次のとおりである。

ばい煙発生施設を設置している事業所の数は5,952事業所、施設の数11,979施設である。

ばい煙発生施設には、ボイラー、廃棄物焼却炉、ガスタービンなど33種類の施設があり、ボイラーが全体の約33%を占めている。ガスタービン、ディーゼル機関などの定置型内燃機関は、多くが非常用発電施設である。

一般粉じん発生施設を設置している事業所の数は165事業所、施設の数1,620施設である。ベルトコンベア・バケットコンベアが全体の約73%を占めている。

平成18年9月1日から、労働安全衛生法により、アスベスト(0.1%超)を含有する全ての物の製造、輸入、使用等が禁止されているため、現在、東京都内には特定粉じん発生施設(石綿製品製造施設)を有する工場・事業場はない。

VOC排出施設を設置している事業所の数は12事業所、施設の数19施設である。

水銀排出施設を設置している事業所の数は74事業所、施設の数178施設であり、全て廃棄物焼却炉である。

図表2-3-10 都内の大気汚染防止法対象事業所数（八王子市を除く。）（令和5年3月末現在）

| | |
|---------------------|-------|
| ばい煙発生施設設置事業所 | 5,952 |
| うち 硫黄酸化物総量規制基準適用事業所 | 689 |
| 窒素酸化物総量規制基準適用事業所 | 240 |
| 一般粉じん発生施設設置事業所 | 165 |
| 特定粉じん発生施設設置事業所 | 0 |
| 揮発性有機化合物排出施設設置事業所 | 12 |
| 水銀排出施設設置事業所 | 74 |

図表2-3-11 都内（八王子市を除く。）のばい煙発生施設数（令和5年3月末現在）

| ボイラー | 金属加熱炉 | 乾燥炉 | 廃棄物 焼却炉 | ガスタービン | ディーゼル 機 関 | ガス機関 | その他 | 合 計 |
|-------|-------|-----|------------|--------|--------------|------|-----|--------|
| 4,009 | 84 | 71 | 179 | 2,347 | 4,856 | 381 | 52 | 11,979 |

ウ 届出状況

ばい煙発生施設等を設置し、又は構造等を変更しようとするときは、事前に知事へ届け出ることが義務付けられている。

また、届出者の氏名等に変更があったときや届出者の地位を承継したとき、施設を廃止したときは、30日以内に知事へ届け出ることとされている。

図表2-3-12 大気汚染防止法に基づく都知事への届出の数（令和4年度）

| 設置届 | 使用届 | 変更届 | 氏名変更届 | 廃止届 | 承継届 | 合 計 |
|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-------|
| 223 | 0 | 15 | 1,215 | 188 | 153 | 1,794 |

エ 立入検査

都では令和4年度は、都内の法対象事業所100件の立入検査を行った。立入検査では、ばい煙発生施設の運転状況や燃料の使用状況、ばい煙の測定結果などについて確認指導を行った。

なお、毎年、ばい煙発生施設を有する事業所に対して、前年度のばい煙発生施設の運転状況や燃料使用状況・ばい煙の測定結果等の報告を求める「ばい煙排出量調査」を行い、都内のばい煙発生施設から排出される大気汚染物質による環境負荷の状況を把握している。

(2) 環境確保条例による規制

都では、大気汚染防止法の対象とならない施設や物質についても、条例による規制等を行っている。

ア 小規模燃焼機器

法の規制対象より規模の小さいボイラー、冷温水発生機、ガスヒートポンプなどの小規模燃焼機器から排出される窒素酸化物の量は、固定発生源の約2割を占めており、これらの機器からの二酸化炭素排出量は、都内の排出量の約7%を占めている。このことから、都は、窒素酸化物だけでなく、二酸化炭素についても排出削減を進めるため、窒素酸化物排出濃度の基準のほかに、燃焼効率の基準を加えた「低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定制度」を設け、窒素酸化物と二酸化炭素の排出が少ない機器を認定して導入を促している。

さらに、二酸化炭素の排出がない水素燃料を使用する新たな小規模燃焼機器として、令和3年度は蒸気ボイラー、令和4年度は温水発生機を認定対象に加えた。

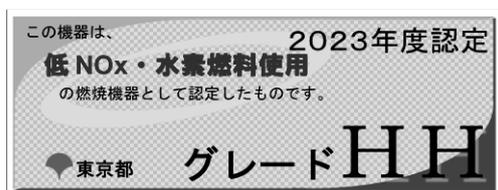
認定区分としては、現在、水素以外の燃料を使用する燃焼機器を対象としたグレードAA（二段階の認定基準のうち上位の基準を満たすもの）、グレードA（二段階の認定基準のうち下位の基準を満たすもの）、水素燃料を使用するボイラーを対象としたグレードHH（二段階の認定基準のうち上位の基準を満たすもの）及びグレードH（二段階の認定基準のうち下位の基準を満たすもの）の4区分を設けて認定している。

令和4年度は、グレードAA9機種、グレードA10機種、グレードHH2機種及びグレードH4機種の延べ計25機種を認定した。

図表2-3-13 低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定基準（蒸気ボイラー）

| 使用燃料 | ガス燃料（水素燃料以外） | | 水素燃料 | |
|-----------|--------------|-------|--------|-------|
| | グレードAA | グレードA | グレードHH | グレードH |
| 窒素酸化物排出濃度 | 40ppm | 50ppm | 40ppm | 50ppm |
| 効率 | 97% | 90% | | |

図表2-3-14 認定証票（グレードHH）



※認定を受けた事業者は認定証票を製品に貼って販売が可能

イ 炭化水素系物質

光化学スモッグの主要原因物質の1つである炭化水素系物質の排出量の削減を図るため、環境確保条例で炭化水素系物質を貯蔵するガソリンスタンド等の貯蔵施設に対して排出防止設備（ベーパーリターン設備等）の設置を義務付けている。

ウ 有害ガス

工場・指定作業場から排出する有害ガスについては、その種類ごとに排出基準を設定している。

また、有害ガスを排出する工場・指定作業場の設置者には、有害ガス取扱施設の構造を基準に適合させ、使用及び管理の方法についての基準を遵守するよう義務付けている。

さらに、有害ガス取扱施設の指導や事故対応のための「有害ガス規制指導マニュアル」を作成し、区市に配布している。

4 アスベスト対策

アスベストは、安価で耐熱性や耐腐食性等の諸特性に優れていたため、建築材料などに利用されてきた。特に、高度経済成長期を中心にアスベスト含有建築材料が大量に建築物に使用された。しかし、アスベストを吸入することにより中皮腫などの健康影響が生じるおそれがあるため、現在は、製造、輸入、使用等が禁止されている。都内では、アスベスト含有建築材料を使用している可能性がある建築物の解体がピークを迎えていると考えられ、令和30年頃まで現在の水準が続くと見込まれる。

(1) アスベストに係る規制（大気汚染防止法と環境確保条例）

建築物その他の工作物の解体・改修時におけるアスベストの飛散を防止するため、発注者等は、大気汚染防止法に基づき、吹付けアスベスト及びアスベスト含有保温材等の除去作業に係

る行政への届出が義務付けられている。

また、環境確保条例に基づき、一定規模以上の解体・改修工事について飛散防止計画の届出、敷地境界でのアスベスト濃度測定の実施等が義務付けられている。

なお、都は事務処理特例条例により、区市（中核市である八王子市を除く。）にアスベスト関連事務の一部を移譲している。

(2) 大気汚染防止法の改正

総務省の「アスベスト対策に関する行政評価・監視—飛散・ばく露防止対策を中心として—結果に基づく勧告」（平成28年9月）において、解体・改修工事前にアスベスト含有建築材料の有無を調べる事前調査でのアスベストの見落としや、アスベスト含有成形板の不適切な作業によるアスベストの飛散・ばく露が指摘された。

これを受け、国は令和2年6月に法改正を行い、アスベスト含有成形板の作業基準の新設などによりアスベストの飛散防止対策を強化した。令和4年度から解体業者等が事前調査結果を都道府県等に報告する制度が開始された。

また、建築物について、令和5年10月からは、事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者（有資格者）が事前調査を行うことが義務化される。

(3) 改正法への対応

都は、令和2年度から専門職員を増員し、講師を派遣する出前講座やパトロールによる法改正内容の周知を強化している。

また、令和3年度には「アスベスト総合対策事業」を立ち上げ、都と区市の共同検討会で事業者向けマニュアルの改訂、都や区市へ報告された事前調査結果に基づく立入検査等の事務処理方法等について検討し、区市と連携して改正法に対応している。

5 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の対策の推進

粒子状物質のうち、粒径2.5 μ m以下の微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、呼吸時に気管を通り抜けて気管支や肺の奥まで達するため、様々な健康影響が懸念されている。

このため、都では、平成20年4月に微小粒子状物質検討会を設置し、大気中の濃度や成分の測定、発生源や生成の仕組みなどの調査研究、シミュレーション等を実施し、調査・検討結果を平成23年7月に「東京都微小粒子状物質検討会報告書」として取りまとめた。

また、平成24年度末までに、都が設置する全ての測定局にPM_{2.5}の測定機を設置し、平成25年度より都内全域で測定している。2019年度に初めて全測定局で環境基準を達成したことから、更なる改善に向けて、2030年度までに各測定局の年平均値を安定して10 μ g/m³以下とする新たな目標を設定し、これまでの対策をより一層進めていく。

PM_{2.5}の主な原因物質はNO_xとVOCであり、その発生源は多岐にわたることから、工場・事業場に対する規制指導、非ガソリン車の普及促進、身近な生活環境での低VOC製品の普及や業界等と連携したVOC対策などを講じている。

NO_xの排出削減については、小規模で多数存在する未規制燃焼機器のうち、特に普及台数の多い家庭用給湯器を、令和元年度に低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定制度の対象に追加した。

なお、都のPM_{2.5}濃度への寄与割合は、都内を含めた関東1都6県で5割を占めていることから、都は九都県市と連携し、VOC排出の抑制を働きかけるなど、広域連携の取組を推進している。

6 光化学オキシダント対策

都は、光化学オキシダント対策検討会（平成15年6月から平成17年2月まで）を設置し、光化学オキシダント濃度の上昇要因を解析し対策の方向性を検討した。その結果、①日射量の大きい日の割合が多い年は、光化学オキシダントが高濃度となる傾向があること、②高濃度の光化学オキシダントの出現日数を効果的に減少させるためには、NO_x濃度の低下に加え、VOCの濃度をNO_xの低下率以上に低減させる必要があることが明らかになった。そこで、都では、平成18年度から実施しているVOC連続測定など光化学オキシダントの生成メカニズムを更に解析するための取組を推進し、VOC削減などの低減対策を進めている。

また、光化学オキシダント対策についても、都は九都県市と連携し広域連携の取組を推進している。

7 揮発性有機化合物（VOC）対策

VOCは、それ自体が有害性を有することが多い化学物質であるとともに、光化学反応により光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）を生成する原因物質でもある。そのため、VOCの削減は、光化学オキシダント及びPM_{2.5}の対策にとって不可欠であり、有害化学物質の環境リスクの低減としても重要である。

都内のVOCの発生源は、事業用の蒸発系発生源が総排出量の約7割を占め、工場内塗装、印刷、クリーニング、給油、金属表面処理、屋外塗装など比較的中小規模の事業者が多い。

また、VOCの発生形態は作業工程や施設の構造等により様々であることから、VOCの排出削減対策では、大気汚染防止法や環境確保条例による規制に加え、事業者自らの自主的取組が必要である。

そこで、都では、自主的取組を促進するため、効果的なVOC排出抑制を行うためのVOC対策ガイドの作成や事業所の実態に即した抑制策を助言するためのアドバイザー派遣制度の実施に加えて、業種別VOC対策セミナーの開催など、区市や各種業界団体と協力し、中小事業者への技術支援を行っている。同時に、セミナー等による低VOC塗装の紹介など発注者向けの低VOC製品の利用の啓発も実施している。さらに、令和4年度より工場内塗装、印刷、ドライクリーニングについて石油系原材料の削減に寄与できるVOC対策設備やVOC削減装置付省エネ型空調・換気設備の導入に要する費用の一部を補助する事業を開始した。

また、都内VOC総排出量の約2割を占める給油分野の対策として、給油時にノズルから大気中に放出されるガソリン中のVOCを回収する機能のある計量機（StageⅡ）の導入を促進するため、中小ガソリンスタンド事業者に対して令和2年度より懸垂式ガソリン計量機について、加えて令和4年度より固定式のガソリン計量機についても導入経費を補助する導入促進事業を実施している。

一般家庭・オフィス分野については、低VOC製品の利用促進に向けて、ホームページやリーフレット等による周知やイベント及びセミナーでの啓発を行っている。今後は、小売事業者との連携を進め、消費者へのVOC削減の必要性の周知強化や低VOC製品の販売促進の支援を実施していく。

さらに、光化学オキシダントが高濃度になりやすい夏季には、揮発しやすいVOCの排出削減を重点的に呼びかける「夏季のVOC対策」として、九都県市で連携した周知を実施している。

8 大気汚染物質削減総合対策の推進

都の微小粒子状物質検討会は、平成23年7月にPM2.5の対策の方向性を取りまとめているが、その後、PM2.5等の生成メカニズム等に関する調査研究、大気中の濃度データなど科学的知見が蓄積されてきている。こうした状況を踏まえ、効果的な対策を推進するため、平成29年度に大気中微小粒子状物質検討会を設置し、都内の発生源ごとの排出量の調査結果を活用しながら、PM2.5及び光化学オキシダントの発生源寄与割合の解析やこれまでの対策にかかわる削減効果の検証など、総合的な大気汚染対策の検討を行った。対策の方向性を含めた調査・検討結果について、令和元年7月に「大気中微小粒子状物質検討会報告書」として取りまとめた。

都は、検討会における取りまとめを踏まえ、PM2.5及び光化学オキシダントの低減に向けた対策を実施している。

また、PM2.5及び光化学オキシダントの低減に向け、事業者や都民によるNO_x又はVOC対策への自主的な取組を促すため、対策に取り組む事業者等を「Clear Skyサポーター」として募集し、サポーターの取組を広く紹介することで自主的取組を促進している。加えて、都民に対する普及啓発・情報発信を強化するとともに、個人サポーター制度を創設し自らがPRできる環境を整備している。

第 2 節 地下水環境の保全

[環境改善部化学物質対策課]

1 地下水質汚濁の現状

(1) 環境基準達成状況

都内の全体的な地下水質を把握する概況調査における環境基準の達成率は、令和4年度は94%であった。環境基準の超過項目は、砒素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素であった。

また、過去に環境基準超過があった地点において超過項目の汚染状況を調査する継続監視調査においては、テトラクロロエチレンの超過が最も多かった。

図表2-3-15 環境基準達成状況（地下水） ※町田市及び八王子市を含む。

| 調査の種類 | 項目 | 環境基準達成率 | |
|--|----------------------------|---|---|
| | | 令和4年度 | 令和3年度 |
| 概況調査 【都内の全体的な地下水質の概況を把握するとともに、未把握の地下水汚染を発見するための調査】 ※毎年、調査地点を変えて実施 | カドミウム等28項目 | 94% (61/65) [超過項目(超過地点数)] 砒素(1)、クロロエチレン(1)、1,2-ジクロロエチレン(1)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(1) | 95% (62/65) [超過項目(超過地点数)] 鉛(2)、クロロエチレン(1)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(1) |
| 汚染井戸周辺地区調査 【概況調査等により新たに明らかになった汚染について、汚染範囲確認等のために実施する調査】 | 概況調査等で環境基準を超過した項目及びその分解生成物 | 4/4 (周辺では環境基準を達成した地区数/調査対象地区数) | 2/3 (周辺では環境基準を達成した地区数/調査対象地区数) |
| 継続監視調査(1) 【過去に地下水汚染が確認された地域における汚染状況を、継続的に監視するための調査】 ※令和3年度から継続監視調査を(1)と(2)に分けて実施。環境基準項目の継続監視調査は(1)である。 | 過去に環境基準を超過した項目及びその分解生成物 | 環境基準達成地点数 88地点中34地点 [超過項目(超過地点数)] 鉛(5)、砒素(10)、四塩化炭素(1)、1,2-ジクロロエチレン(3)、トリクロロエチレン(4)、テトラクロロエチレン(16)、クロロエチレン(3)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(15)、1,4-ジオキサン(1) | 環境基準達成地点数 80地点中52地点 [超過項目(超過地点数)] 鉛(4)、砒素(8)、四塩化炭素(1)、1,2-ジクロロエチレン(4)、トリクロロエチレン(4)、テトラクロロエチレン(13)、クロロエチレン(3)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(9)、1,4-ジオキサン(1) |

(注) 1 概況調査における環境基準達成率の()内は、(全ての測定項目で環境基準を達成した地点数/調査地点数)を示している。
2 同じ地点で複数の項目が超過している場合がある。

2 地下水質監視の体系

(1) 水質測定調査等(令和5年度)

ア 測定調査

水質測定計画(水質汚濁防止法第16条)に基づき、地下水の水質の汚濁状況を常時監視(同法第15条)し、水質汚濁防止対策に資する。

【地下水】

水質測定計画に基づき、地下水について、次の調査を実施する。

① 概況調査

- ・調査項目：環境基準項目28項目及び要監視項目
- ・調査地点：65地点

② 汚染井戸周辺地区調査

- ・調査項目：環境基準を超えた項目及びその分解生成物

- ・調査地点：随時設定
- ③ 継続監視調査（1）
 - ・調査項目：過去に環境基準を超過した項目及びその分解生成物
 - ・調査地点：94地点
- ④ 継続監視調査（2）
 - ・調査項目：令和4年度に指針値（暫定）を超過した要監視項目（PFOS及びPFOA）
 - ・調査地点：30地点

図表2-3-16 地下水の水質測定計画（令和5年度）

| | | 概況調査 | 汚染井戸周辺地区調査 | 継続監視調査（1） | 継続監視調査（2） |
|-------|---------------|---|------------------------------------|---|------------|
| 調査地点数 | 東京都 | 57 | 概況調査の結果により変動 | 87 | 30 |
| | 八王子市 | 5 | | 3 | 0 |
| | 町田市 | 3 | | 4 | 0 |
| | 合計 | 65 | | 94 | 30 |
| 調査項目 | 環境基準項目Ⅰ（20項目） | カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（別名、塩化ビニルモノマー）、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素 | 概況調査において、環境基準を超過した項目及び関連項目（分解生成物等） | 概況調査又は、汚染井戸周辺地区調査において、環境基準を超過した項目及び関連項目（分解生成物等） | — |
| | 環境基準項目Ⅱ（8項目） | ホリ塩化ビフェニル、1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、1,4-ジメキサン | | | |
| | 要監視項目Ⅲ（5項目） | EPN、ジクロロボス（DDVP）、フェノブカルブ（BPMC）、イプロベンホス（IBP）、クロロニトロフェン（CNP） | — | — | — |
| | 要監視項目（新規） | PFOS及びPFOA | — | — | PFOS及びPFOA |

（注）1 概況調査において、環境基準項目Ⅰは全ての地点で測定を実施する。環境基準項目Ⅱは調査地点の28%で実施する。要監視項目Ⅲは調査地点の17%で実施する。要監視項目（新規）は62地点で実施する。

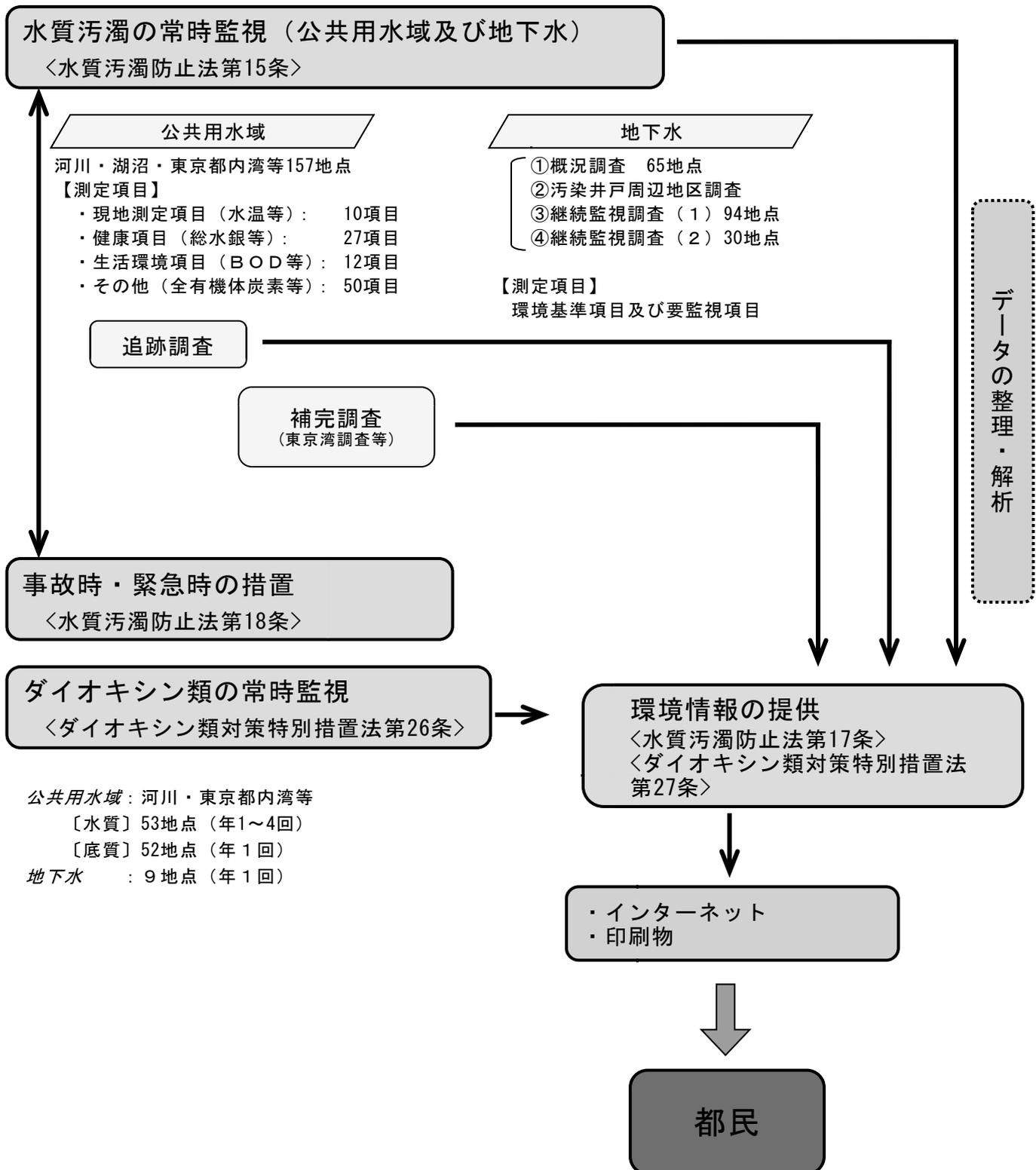
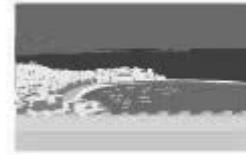
2 PFOS及びPFOAを除く要監視項目は、4～5項目ごとにⅠ～Ⅴの5グループに分類し、毎年測定するグループを変えながら5年間で全項目を測定している。

3 地下水汚染対策

都は、平成8年度から、「地下水汚染浄化対策指導指針」に基づき地下水汚染の浄化対策を実施してきた。平成13年10月からは、環境確保条例の土壤・地下水汚染対策に係る規定を施行し、同条例に基づき地下水汚染対策を推進している。都では、地下水の水質調査の結果、汚染が判明した地点について、必要に応じて追加調査を行い、汚染源が明らかになった地点において、健康被害が生じるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、地下水の水質の浄化等の指導を行っている。

なお、過去5年間の調査では、健康被害が生じるおそれがある事例は認められていない。

図表2-2-11 水質監視の体系【再掲】



第 3 節 土 壌 汚 染 対 策

[環境改善部化学物質対策課]

土壌は、大気や水とともに環境を構成する重要な要素であり、人をはじめとする生物の生存の基盤としても重要な役割を担っている。土壌汚染はその影響が長期間にわたり、また都内では再開発等に伴い、揮発性有機化合物や重金属類等による土壌汚染が顕在化していることから、社会的関心も高くなっている。

そこで、都は、平成13年10月に環境確保条例を施行し、土壌汚染の調査・対策に係る指導を行ってきた。

また、国においても、平成14年5月に土壌汚染対策法を公布し、平成15年2月に施行した。

1 環境確保条例に基づく土壌汚染対策

都は、平成13年10月から有害物質取扱事業者及び土地改変者に条例を適用し、「東京都土壌汚染対策指針」に基づく調査や対策を義務付けている。

本制度では、土壌汚染対策法の施行、改正に併せ、条例施行規則及び指針を改正してきた。さらに、平成30年4月の土壌汚染対策法の改正を契機として、条例の土壌汚染対策に関する規定においても見直しを行い、条例及び条例施行規則等を改正し、平成31年4月に施行した。その後、令和2年4月に土壌汚染対策法のトリクロロエチレンとカドミウム及びその化合物の基準が見直されたことに伴い、令和2年12月に条例施行規則を改正し、令和3年4月に施行した。

(1) 対象事業者

ア 有害物質取扱事業者

条例に規定する工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取り扱い又は取り扱ったことがあるもの

図表2-3-17 特定有害物質

| 項 目 | |
|---------------------|----------------|
| カドミウム及びその化合物 | 1,2-ジクロロエタン |
| シアン化合物 | 1,1-ジクロロエチレン |
| 有機燐化合物（注） | 1,2-ジクロロエチレン |
| 鉛及びその化合物 | 1,1,1-トリクロロエタン |
| 六価クロム化合物 | 1,1,2-トリクロロエタン |
| 砒素及びその化合物 | 1,3-ジクロロプロペン |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | ベンゼン |
| ポリ塩化ビフェニル（PCB） | チウラム |
| トリクロロエチレン | シマジン |
| テトラクロロエチレン | チオベンカルブ |
| ジクロロメタン | セレン及びその化合物 |
| 四塩化炭素 | ほう素及びその化合物 |
| 塩化ビニルモノマー（クロロエチレン） | ふっ素及びその化合物 |

（注）パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。

イ 土地改変者

(ア) 3,000㎡以上の土地において土地の切り盛り、掘削等の土地の改変を行う者

(イ) 土壤汚染対策法第4条第1項に該当する行為を行う者

(2) 対象となる行為等

ア 有害物質取扱事業者（条例第114条から第116条の3まで（条例第116条から第116条の3まで区市へ移譲））

(ア) 人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれのある場合（条例第114条）

(イ) 地下水汚染が認められる地域がある場合（条例第115条）

(ウ) 工場若しくは指定作業場を廃止し、又はその全部若しくは主要な部分を除却しようとする場合（条例第116条）

(エ) 有害物質取扱事業者が自主調査を実施し報告する場合（条例第116条の2）

(オ) 条例第116条等の調査において汚染が確認された土地の改変を行う場合（条例第116条の3）

イ 土地改変者（条例第117条）

(ア) 土地の切り盛り、掘削その他土地の造成

(イ) 建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更

(3) 汚染状況調査

対象者は、対象地内の有害物質の取扱事業場の設置状況、土地利用の履歴、有害物質の使用・排出の状況を踏まえ、汚染状況調査（土壌及び地下水の調査）を行う。

(4) 計画の策定及び対策等の実施

汚染状況調査の結果を踏まえ、要対策区域、地下水汚染拡大防止区域又は要管理区域を設定し、土壌地下水汚染対策計画又は汚染拡散防止計画を策定し、対策及び汚染拡散防止の措置を実施する。

(5) 条例に基づく届出状況

新型コロナウイルス感染症対策として、都への届出については、郵送での届出収受とした。

また、全ての届出について東京共同電子申請・届出サービスからの申請を可能とした。

図表2-3-18 届出状況（令和4年度）

| | | 土地利用履歴調査 | 土壤汚染状況調査 | 計画書 | 完了届 |
|-----------------|------|----------|----------|-----|-----|
| 116条 工場等の廃止時 | 区部 | | 211 | 72 | 66 |
| | 多摩部 | | 41 | 9 | 8 |
| | 島しょ部 | | 0 | 0 | 0 |
| 117条 土地改変時 | 区部 | 343 | 179 | 159 | 102 |
| | 多摩部 | 249 | 77 | 16 | 17 |
| | 島しょ部 | 21 | 1 | 1 | 0 |
| 合計 | | 613 | 509 | 257 | 193 |

2 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染対策

国は、平成15年2月に土壌汚染対策法を施行し、平成22年4月、平成30年4月及び平成31年4月に改正法の施行を行った。

(1) 土壌汚染状況調査等の実施状況

土壌汚染対策法は、土壌汚染状況調査等の契機として、次の4種類を定めている。

- ア 有害物質使用特定施設の使用の廃止（法第3条関係）
- イ 一定の規模以上の土地の形質の変更（法第4条関係）
- ウ 土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあるとき（法第5条関係）
- エ 自主的な調査結果に基づく要措置区域等の指定の申請（法第14条関係）

新型コロナウイルス感染症対策として、郵送での届出收受とした。

また、全ての届出について東京共同電子申請・届出サービスから申請を可能とした。

図表2-3-19 届出等の状況（令和4年度）

| | | |
|-----------|---------------------------|-----|
| ア 法第3条関係 | 土壌汚染状況調査の結果報告件数 | 38 |
| | 知事の確認により調査猶予された件数 | 64 |
| | 特定有害物質の種類のお知らせ申請件数 | 0 |
| | 一定の規模以上の土地の形質の変更件数（ただし書き） | 7 |
| | 土壌汚染状況調査結果報告命令件数 | 7 |
| イ 法第4条関係 | 一定の規模以上の土地の形質の変更件数 | 473 |
| | 土壌汚染状況調査結果報告命令件数 | 0 |
| | 土壌汚染状況調査の結果報告件数 | 162 |
| ウ 法第5条関係 | 調査命令件数 | 0 |
| エ 法第14条関係 | 指定の申請件数* | 16 |

※法第4条第3項の命令発出前に、当該命令の対象となる土地について法第14条第1項の指定の申請が行われた件数を含む。

(2) 要措置区域等の指定の状況（令和5年3月末現在）

平成15年2月の土壌汚染対策法の施行以降、令和5年3月末までに1,380か所が要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定され、そのうち747か所で指定が解除された。

なお、指定された区域においては、汚染状態や形質変更の状況等について記載した台帳を調整し、閲覧に供している。令和元年5月からホームページでの台帳検索・閲覧システムの運用も開始した。

図表2-3-20 指定・解除件数

| 指定年度 | 要措置区域 | | 形質変更時要届出区域(※) | | 備考 |
|-------|-------|---------------|---------------|---------------|----------------------------|
| | 指定件数 | 指定件数のうち解除した件数 | 指定件数 | 指定件数のうち解除した件数 | |
| 15～21 | — | — | 106 | 88 | 土壤汚染対策法施行 (平成15年2月15日) |
| 22 | 4 | 4 | 36 | 26 | 改正土壤汚染対策法施行 (平成22年4月1日) |
| 23 | 19 | 18 | 100 | 51 | |
| 24 | 19 | 18 | 86 | 49 | |
| 25 | 14 | 12 | 96 | 62 | |
| 26 | 10 | 10 | 101 | 59 | |
| 27 | 10 | 7 | 90 | 48 | |
| 28 | 13 | 13 | 119 | 66 | |
| 29 | 10 | 7 | 115 | 49 | |
| 30 | 14 | 10 | 96 | 32 | |
| 元 | 10 | 7 | 72 | 35 | |
| 2 | 9 | 5 | 67 | 22 | |
| 3 | 3 | 1 | 76 | 26 | |
| 4 | 11 | 2 | 74 | 20 | |

(※) 平成22年の改正土壤汚染対策法施行前は「指定区域」として指定

(3) 要措置区域等の指定を受けた土地に係る届出等

要措置区域等の指定を受けた土地については、土地の形質の変更の際の届出（法第12条）及び汚染土壤の搬出の際の届出（法第16条）等が必要となる。

なお、平成31年4月の土壤汚染対策法改正後において、要措置区域の指定を受けた土地については、汚染除去等計画（法第7条）の提出が必要となる。

また、汚染の除去等の措置に係る工事が終了した際及び措置が完了した際には、それぞれ工事完了報告書及び措置完了報告書が提出される。

図表2-3-21 届出等の状況（令和4年度）

| | | |
|-------|-----------------------------|-----|
| 法第7条 | 汚染除去等計画書 | 12 |
| 法第12条 | 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出件数 | 182 |
| 法第16条 | 汚染土壤の区域外搬出届出件数 | 160 |
| | 搬出しようとする土壤の基準適合認定申請件数 | 14 |
| 完了報告等 | 工事完了報告件数 | 106 |
| | 措置完了報告件数 | 50 |

(4) 汚染土壤処理業の許可の状況（令和5年3月末現在）

平成22年4月1日から令和5年3月31日までに土壤汚染対策法第22条の規定に基づき許可した汚染土壤処理業は、4件である。そのうち1件については、平成27年3月に汚染土壤処理業を廃止した。

3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壤汚染対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壤汚染対策は、次のとおりである。

(1) 大田区大森南地区

平成18年3月、都は、ダイオキシン類汚染土壤の除去（第一次対策計画）及び無害化处理（第二次対策計画）を内容とする対策事業を完了し、同年6月、対策地域の指定を解除した。

(2) 北区豊島地区

平成16年12月、豊島四丁目地区内の土壤から環境基準値を超えるダイオキシン類が検出されたことを契機に、豊島五丁目団地内の土壤を調査したところ、環境基準の最大240倍のダイオキシン類を検出した。

都は、北区からの要請により、北区所管3施設（東豊島公園、旧豊島東小学校、豊島東保育園）を対策地域に指定し、覆土を基本とする対策計画を策定した。

北区は、都の対策計画を受け、平成19年2月、費用負担計画を策定の上、対策事業に着手し、平成20年3月、覆土による対策事業を完了した。

その後も、都、北区、都市再生機構による三者の協定に基づくリスク管理協議会の開催や、周辺大気環境のモニタリング等、汚染の拡散及び人への暴露を防止するよう、適切なリスク管理を図っている。

図表2-3-22 対策地域の状況（対策計画より）

| 施設名 | 東豊島公園 | 旧豊島東小学校 | 豊島東保育園 |
|--------|-----------------|-----------------|----------------|
| 指定面積 | 5,060㎡ | 7,830㎡ | 520㎡ |
| 合計 | 13,410㎡ | | |
| 最大汚染濃度 | 140,000pg-TEQ/g | 240,000pg-TEQ/g | 14,000pg-TEQ/g |
| 同検出位置 | 地表下2m | 地表下2m | 地表下1m |

(注) 環境基準（ダイオキシン類：土壤）1,000 pg-TEQ/g

(3) 荒川区東尾久地区

下水道局東尾久浄化センター建設用地内の土壤から、環境基準値を超えるダイオキシン類が検出されたことを契機に、平成24年12月から隣接敷地において土壤調査を行ったところ、都立尾久の原公園内等において、環境基準の最大440倍のダイオキシン類を検出した。環境基準値を超過した区域について、平成26年2月に対策地域に指定した。同年10月に覆土を基本とする対策計画を策定し、建設局及び財務局による対策工事が平成27年12月までに完了した。その後も、都、荒川区、下水道局、都立大学（当時の首都大学東京）による四者の協定に基づくリスク管理協議会の開催や、周辺大気環境のモニタリング等、汚染の拡散及び人への暴露を防止するよう、適切なリスク管理を行っている。

図表2-3-23 対策地域の状況

| 施設名 | 尾久の原公園 | 東尾久運動場及びその周辺 |
|--------|-----------------|---------------|
| 指定面積 | 6,956㎡ | 2,645㎡ |
| 合計 | 9,601㎡ | |
| 最大汚染濃度 | 440,000pg-TEQ/g | 5,100pg-TEQ/g |
| 同検出位置 | 地表下2m | 地表下0.5m |

(注) 環境基準（ダイオキシン類：土壤）1,000 pg-TEQ/g

4 中小事業者技術支援

(1) 土壤汚染処理技術フォーラムの開催

狭い土地に適用できる低コスト対策技術の開発促進と処理技術及びそのコストの情報を広く提供していくことを目的に、平成16年度以降毎年度実施し、都内で実際に取り組みられた事例等について報告を行っている。

これらフォーラムで紹介された技術等は、ホームページに掲載し、広く都民に情報提供を行っている。

(2) 土壤汚染対策セミナーの開催

土壤汚染に関する適切な情報提供により正しい理解の普及を図るため、有害物質取扱事業者、土壤汚染対策事業者等を対象とした土壤汚染対策セミナーを平成16年度から令和4年度までに、動画配信等も活用しながら、計16回開催した。

(3) 区市職員説明会の開催

土壤汚染に対する正しい理解と情報提供を促進し適正な指導が行われるよう、法・条例の概要、施行状況及び調査・対策の方法等について説明会を実施している。

(4) 土壤汚染対策ガイドライン

これから土壤汚染対策を実施しようとする中小事業者に向けて、土壤汚染による健康リスクや土壤汚染の調査に関する基本的な知識、低コスト・低環境負荷で健康リスクを確実に回避する対策（合理的な対策）を選択するための具体的な手順等を分かりやすく示すことを目的に作成（平成22年5月発行、令和3年4月最終改訂）し、関係団体を通じての配布やホームページで公開することにより広く周知を図っている。

(5) 中小事業者への土壤汚染対策技術支援制度

中小事業者に対して、土壤汚染調査、対策技術及び土地取引関連法規等に関し高度な知識を有する専門的な技術者（アドバイザー）を派遣することにより、廃止する工場等においては合理的な土壤汚染調査や対策を実施できるよう、操業中の工場等においては、土壤汚染の未然防止や早期発見を図れるよう支援を行っている。なお、令和3年度から操業中事業者に対して、アドバイザーによる土壤の公定法による調査についても支援のメニューとしている。

また、中小事業者等の研修会を訪問し、操業中の工場等における土壤汚染対策の方法等の説明を行っている。

令和4年度は、工場を廃止する46事業者及び操業中8事業者（うち、公定法による調査実施5事業者）にアドバイザーを派遣するとともに、中小事業者等の研修会を1回訪問し、土壤汚染対策の技術支援を行った。

さらに、土壤汚染対策総合相談窓口として、土壤汚染対策に関する専門知識を有する者が、土壤汚染対策法及び環境確保条例等の土壤汚染対策に係る基本的、一般的な事項について、中小事業者や土地所有者等に対して説明を行うことにより、円滑に土壤汚染対策に取り組めるよう支援を行っている。

5 持続可能な土壤汚染対策

(1) 環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壤汚染対策ガイドブック

土壤汚染がある土地における開発事業、解体・建築事業や土地の売買等を検討している都民・事業者等に向けて、環境・経済・社会に配慮して土地を適切に利活用するためのガイドブックを

作成し、ホームページで公開（令和4年3月発行）、業界団体等を通じて広く周知を図っている。

(2) 土壤汚染対策届出情報のデジタル化プロジェクト

土壤汚染対策に係る届出書類をデジタル化するとともに、調査データのチェックを自動化し、迅速にオープンデータ化することで、民間等での土壤汚染対策情報の活用を促進し、合理性に配慮した持続可能な土壤汚染対策を推進等するため、システム開発を進めている。

令和4年度は、チャットボット及び届出書類のExcelフォーマットの公開、システムの要件定義の補正等を行った。

6 クロム鉱さいによる土壤汚染対策

クロム鉱さい埋立地の恒久対策を、昭和55年から平成13年にかけて日本化学工業株式会社との協定に基づき実施した。亀戸・大島・小松川地区の都立公園内の六価クロム処理施設の運転管理については日本化学工業株式会社に対して指導を行っている。

また、集中処理地周辺での環境モニタリング（大気、水質）を引き続き実施しており、結果はホームページで公開している。

さらに、関係機関と連携し、集中処理地とその周辺の点検、清掃等を定期的に行っているほか、雨天時の排水性改善等の保守対応を実施している。

第 4 節 騒音・振動・悪臭対策

[環境改善部大気保全課]

騒音・振動・悪臭に関する公害は、その発生源が多種多様（工場・事業場、建設工事、自動車・鉄道・航空機等の交通機関、飲食店・小売業等の営業及び一般家庭など）で、かつ、日常生活との関係が深いことから、苦情件数が極めて多い。

騒音・振動の課題解決のため、①工場・事業場等に由来する騒音・振動には、騒音規制法、振動規制法及び環境確保条例に基づく規制指導の実施、②交通機関には、騒音・振動の低減化等を関係機関に要請するなど、総合的に各種対策を推進している。

また、悪臭対策は、悪臭防止法及び環境確保条例に基づく規制指導等を実施している。

1 環境基準(騒音)

騒音に対する環境基準は発生源ごとに、①騒音に係る環境基準（平成10年9月）、②航空機騒音に係る環境基準（昭和48年12月）、③新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年7月）が定められ、都では、これらの環境基準を適用する地域等を定めている（①騒音に係る環境基準を適用する地域については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、平成24年4月から区市部については各区市長が定めている。）。

2 苦情の実態

(1) 騒音の苦情件数

令和3年度中に寄せられた騒音に関する苦情件数は3,772件である。苦情件数を発生源別にみると、工事・建設作業に関するものが1,770件（47%）と最も多く、次いで産業用機械作動334件（9%）、飲食店営業275件（7%）である。

(2) 振動の苦情件数

令和3年度中に寄せられた振動に関する苦情件数は633件である。苦情件数を発生源別にみると、騒音と同様に、工事・建設作業に関するものが561件（89%）と最も多い。

(3) 悪臭の苦情件数

令和3年度中に寄せられた悪臭に関する苦情件数は927件である。苦情件数を発生源別にみると、飲食店営業に関するものが220件（24%）と最も多く、次いで焼却（野焼き）105件（11%）、家庭生活（その他）92件（10%）となっている。

（注）(1)から(3)までの苦情件数は、都の「公害苦情統計調査」による。

3 騒音・振動対策

(1) 工場・事業場騒音・振動対策

工場・事業場から発生する騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法及び環境確保条例に基づく規制指導が行われている。

法は、特定施設を設置する場合、事前届出を義務付けている。届出に係る特定施設を有する工場・事業場（特定工場等）において発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより周辺生活環境が損なわれると認めるときは、計画変更勧告、改善命令を行うことができると定めている。

また、特定工場等が、規制基準を超える騒音・振動を発生させ周辺の生活環境に影響を及ぼし

ているときは、防止方法等について改善勧告、改善命令を行うことができるとしている。

条例は、法と同様な規制基準を定めているが、条例では工場の新設及び変更について事前認可制をとっていること、また、対象工場を広い範囲にわたって捉えている点が法と異なっている。これらの届出・認可に関する事務及び苦情等に伴う改善指導は、区市の事務となっており、区市の環境・公害主管課が対応している。

都は、「工場等騒音振動防止の手引き」を作成し、騒音被害の未然防止や苦情対応における改善指導に役立てている。

図表2-3-24 騒音規制法による特定工場等の種類別設置状況（令和4年3月末現在）

| 種 類 | 特 定 工 場 等 | 特 定 施 設 |
|------------------------|-----------|---------|
| 1 金 属 加 工 機 械 | 4,196 | 14,598 |
| 2 空 気 圧 縮 機 等 | 11,056 | 101,586 |
| 3 土 石 用 破 碎 機 等 | 119 | 426 |
| 4 織 機 | 208 | 2,617 |
| 5 建 設 用 資 材 製 造 機 械 | 56 | 84 |
| 6 穀 物 用 製 粉 機 | 14 | 65 |
| 7 木 材 加 工 機 械 | 723 | 1,567 |
| 8 抄 紙 機 | 39 | 47 |
| 9 印 刷 機 械 | 4,741 | 15,119 |
| 10 合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機 | 920 | 3,966 |
| 11 鋳 型 造 型 機 | 11 | 61 |
| 合 計 | 22,083 | 140,136 |

図表2-3-25 振動規制法による特定工場等の種類別設置状況（令和4年3月末現在）

| 種 類 | 特 定 工 場 等 | 特 定 施 設 |
|-----------------------|-----------|---------|
| 1 金 属 加 工 機 械 | 5,220 | 25,539 |
| 2 圧 縮 機 | 2,675 | 11,392 |
| 3 土 石 用 破 碎 機 等 | 92 | 400 |
| 4 織 機 | 138 | 1,755 |
| 5 コンクリートブロックマシン等 | 7 | 10 |
| 6 木 材 加 工 機 械 | 26 | 54 |
| 7 印 刷 機 械 | 2,954 | 8,015 |
| 8 ロ ー ル 機 | 72 | 197 |
| 9 合 成 樹 脂 用 射 出 成 形 機 | 854 | 4,173 |
| 10 鋳 型 造 型 機 | 107 | 743 |
| 合 計 | 12,145 | 52,278 |

(2) 建設作業騒音・振動対策

騒音規制法及び振動規制法は、建設作業のうち、特に著しい騒音・振動を発生するくい打ち機や、削岩機等を使用する作業を特定建設作業として規定し、騒音・振動の大きさ、作業時間等の基準を定めている。

建設作業の届出の受理及び苦情等に伴う改善指導は、区市の環境・公害主管課が対応している。都は、「建設作業騒音振動防止の手引き」を作成し、騒音被害の未然防止や苦情対応における改善指導に役立てている。

(3) 鉄道騒音・振動対策

都は毎年、新幹線鉄道及び在来線の騒音・振動の測定を行い、この結果に基づき、低減対策の実施を関係機関及び鉄道事業者に要請している。

ア 新幹線鉄道

新幹線鉄道騒音・振動に係る基準等は、騒音については、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」（昭和50年）が規定され、振動については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年）により指針値が示されている。

令和3年度の測定の結果によると、東海道新幹線の騒音については、測定した11か所（12.5m及び25m地点）のうち6地点において環境基準を超過していた。東北（上越、北陸）新幹線については、4か所（12.5m及び25m地点）測定し、全地点で環境基準を達成していた。

振動については、東海道、東北両新幹線とも15か所の全測定点において指針値以下であった。

イ 在来鉄道

在来鉄道の騒音・振動については、環境基準等が規定されていないが、国が新設等の在来鉄道について「在来鉄道の施設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」（平成7年）を策定し、生活環境を保全し、騒音問題の発生を未然に防止する目標として、指針値を等価騒音レベルで定めた。

都は、調査により騒音振動の発生状況や防止対策の実施状況を把握し、必要に応じて事業者に対して防音壁の設置やロングレール化の促進等の環境対策を要望している。

(4) 航空機騒音対策

都は毎年、東京国際空港、横田基地、厚木基地、調布飛行場及び立川飛行場周辺で、航空機騒音の測定を行っており、測定結果に基づき、低減対策等を関係機関に要請している。

ア 東京国際空港

空港周辺の大田区内3地点、品川区内2地点、計5地点（うち、大田区内3地点は大田区が管理）で、固定調査（常時測定）を行うとともに、令和3年度は、7地点（指定地域内5地点、指定地域外2地点）で分布調査（1週間）を実施している。令和3年度の調査結果によると、空港の沖合移転で騒音の影響は大幅に改善されており、環境基準の地域類型指定地域内では、平成9年度から環境基準を達成している。

現在、国は、航空機騒音対策として、飛行時間や飛行コースを制限し、家屋の防音工事などを実施している。一方で、航空需要の増加に対応するため、平成22年10月からは、D滑走路の運用が開始され、また国際定期便も就航し、令和2年3月からは新飛行経路による運用が開始された。都は、引き続き航空機騒音の監視測定を行うとともに、5地点で新飛行経路運用に伴うモニタリング調査を行い、国に対して今後も環境基準が達成・維持されるように、より騒音影響の少ない飛行に配慮すること等を要望していく。

イ 横田基地

基地周辺の騒音の固定調査を昭島市、瑞穂町、福生市及び武蔵村山市の4地点で、分布調査（2週間）を周辺の12地点で実施している。令和3年度の調査結果によると、固定調査では、4地点のうち滑走路延長上に位置する1地点で環境基準を超過した。また、分布調査では1地点で環境基準を超過した。

これらのデータを基に国及び米軍に対し、飛行時間の制限の遵守や航空機騒音防止のための実効ある対策を実施するよう要請している。

また、基地という性格から、低騒音型機の導入、あるいは訓練飛行の縮小や離着陸コースの改善等の対策は進んでおらず、騒音の大きな低減はみられないことから、国が実施している住宅の防音工事などの対策の拡充を要望している。

ウ 厚木基地

昭和57年2月以降、米空母艦載機の夜間離着陸訓練が実施されるようになり、町田市内における航空機騒音の影響が増大したため、都は、昭和60年5月に環境基準の地域類型指定を行った。

その後、飛行訓練区域の拡大や航空機の種類の変化により、騒音影響が町田市北部及び東西に広がったことから、平成18年度及び平成19年度に騒音の実態調査を実施した。この結果に基づき、平成20年12月、地域面積として5倍に及ぶ新たな指定地域を告示した。

これに伴い、平成20年度、固定調査地点を1地点から3地点に増やすとともに、分布調査地点の見直しを行った。令和3年度の調査結果によると、固定調査及び分布調査の全ての測定地点で環境基準を達成した。

エ 調布飛行場

調布飛行場については、平成13年3月末に航空法の公共用飛行場として供用開始された。このため、都は、「航空機騒音の環境基準に係る地域類型指定」を平成16年4月1日に告示し、施行した。令和3年度の固定調査及び分布調査（港湾局が管理）では、全ての調査地点で環境基準を達成した。

港湾局では、平成17年度から住宅防音工事の助成事業を実施している。

オ 立川飛行場

立川飛行場周辺では平成26年11月に環境基準の地域類型指定地域の指定を行った。令和3年度の調査結果は、固定調査2地点、分布調査3地点の全ての測定地点で環境基準を達成した。

(5) 自動車騒音・振動対策

ア 道路交通騒音・振動の現状

(7) 環境基準の達成状況（騒音）

都内では、騒音規制法に基づく「自動車騒音の状況の常時監視」（環境基準の達成状況の把握）の事務を、23区については区長が、市部については市長が、町村部（西多摩郡）については都が実施している。令和3年度の調査結果は、調査を実施した278地点における道路端から15m又は20m以内の特例の基準が定められている近接空間では、昼間の時間区分で92%、夜間の時間区分で84%達成していた。道路端から50mまでの沿道全体では昼間の時間区分で95%、夜間の時間区分で90%達成していた。

(4) 要請限度の超過状況（騒音、振動）

区市が騒音規制法、振動規制法の規定により令和3年度に実施した騒音359地点、振動306地点の調査結果では、自動車騒音に係る要請限度（※）を昼間（6時から22時まで）、夜間（22時から6時まで）の両時間区分のいずれか又は両時間区分で超過していたのは20地点で、超過割合は5.6%であり、道路交通振動については道路交通振動に係る要請限度を超過していた地点はなかった。

※ 要請限度とは、法に基づき、区市町村長が都道府県公安委員会や道路管理者に対して、道路交通法の規制による措置や道路構造の改善などにより、騒音・振動の低減を要請するものとされた騒音・振動レベルのこと。幹線道路の騒音では昼間75dB、夜間70dB

図表2-3-26 道路交通騒音に係る要請限度の超過状況

| 年度 | 要 請 限 度 | |
|----|-------------|-------|
| | 超過地点数／測定地点数 | 割合(%) |
| 24 | 45／403 | 11.2 |
| 25 | 39／387 | 10.0 |
| 26 | 51／370 | 13.8 |
| 27 | 48／378 | 12.7 |
| 28 | 48／377 | 12.7 |
| 29 | 40／354 | 11.3 |
| 30 | 41／369 | 11.1 |
| 元 | 38／372 | 10.2 |
| 2 | 23／368 | 6.3 |
| 3 | 20／359 | 5.6 |

(注) 要請限度超過地点数は、昼間、夜間のいずれか又は両方の時間帯で超過したものである。

イ 自動車騒音対策

自動車騒音を低減するには、発生源対策である自動車単体による騒音の低減のみでなく、道路構造対策、沿道対策、交通対策等も併せた総合的な対策を推進していくことが必要である。

(7) 発生源対策

騒音の発生源対策としては国の実施する単体規制があり、市街地を走行する際に発生する最大の騒音である加速走行騒音、ブレーキ作動時の騒音を低減するための圧縮空気騒音、一定の速度で走行する際の騒音である定常走行騒音、排気管からの騒音を主体とする近接排気騒音、タイヤと路面の接触によって発生するタイヤ車外騒音の5種類について規制が実施されている。

(4) 道路構造対策、沿道対策、交通対策

道路構造対策として、道路管理者等は、道路舗装の改善、遮音壁等の設置、環境施設帯の設置などを実施している。

また、沿道対策として、幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づき、都道については、環状七号線、環状八号線外3路線、国道は日光街道及び川越街道の一部を沿道整備道路に指定し、住宅移転のための土地の買入れ資金の貸付、緩衝建築物の建築及び住宅防音工事のための助成を行うとともに、道路と調和したまちづくりへの誘導を行っている。

交通対策として、交通管理者等は、過積載車の取締り、大型車の走行車線指定（中央寄り走行）、大型貨物車の土曜日夜間の環状七号線以内の通行禁止、バス専用レーンの指定などの措置に取り組んでいる。

(ウ) 総合的施策

都は、平成7年9月に東京都道路沿道環境対策検討会を設置し、関係機関と連携を図りながら、20路線、総延長238.1kmを優先的対策道路区間として選定して低騒音舗装の敷設や大型車の通行帯指定の規制などの各種対策を重点的に実施するなど、総合的な道路交通騒音対策の検討を進めてきた。

引き続き自動車騒音対策を進めるとともに、より騒音低減効果の高い舗装の導入等を国に求めている。

(6) その他の騒音対策

その他の発生源への騒音振動対策として、拡声機、カラオケ及び日常生活等から発生する騒音・振動については環境確保条例により区市が規制・指導を行っている（多摩地域の町村部及び島しょは都が実施）。

また、飲食店・小売業等の深夜営業については、区が規制・指導を行っている（市、多摩地域の町村部及び島しょは都が実施）。

4 悪臭対策

(1) 悪臭防止法と環境確保条例による規制

悪臭防止法に基づく規制指導は、区市町村が所管する業務である。なお、規制地域の指定及び基準値設定の権限は、特別区（23区）には平成15年4月、市には平成24年4月に移管されており、都では町村部を所管している。

条例では、条例で規定する工場の設置の認可、指定作業場の設置の届出の際の事前審査に係る規制基準を定めている。

法・条例ともに規制基準は、敷地境界線（臭気指数）、排出口（臭気指数及び臭気排出強度）及び排水（臭気指数）の3種類について定められている。

(2) 「建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱」及び「ビルピット臭気対策マニュアル」による指導

ビルが多い市街地では、ビルの排水槽（ビルピット）から生じる悪臭への苦情が多い。

このため、都は、要綱により、ビル排水槽の構造、維持管理の基準及び汚泥の適切な処理等を規定し、悪臭の防止を図るとともに、マニュアルを作成し、区市等と連携してビルの管理者等への改善指導を行っている。

第 5 節 化学物質対策

[環境改善部化学物質対策課・大気保全課]

[自然環境部水環境課]

化学物質の情報を集めたデータベースである米国のケミカルアブストラクトには、多くの化学物質が登録され、我が国においても数万種類以上の化学物質が使われているといわれている。それらの化学物質の中には、性状や毒性、使用状況からみて、人の健康や生態系に対し有害性を持つものが含まれており、大気、河川・海域などの公共用水域、地下水、土壌等の汚染が懸念されている。

このため、都は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）、ダイオキシン類対策特別措置法及び環境確保条例などの関係法令等に基づき、化学物質対策に取り組んでいる。

1 工場・事業場における化学物質対策の推進

環境中への化学物質の排出量を削減し、化学物質による環境や健康への影響を防ぐためには、化学物質を取り扱う事業者が当該物質を適正に管理するとともに、より有害性の少ない代替物質への転換等を図る必要がある。

(1) 化管法と環境確保条例の届出制度

都は、化管法に基づくPRTTR制度（化学物質排出移動量届出制度）と環境確保条例に基づく化学物質適正管理制度の2つの制度により、事業者による化学物質の排出量等の把握と適正管理を進め、化学物質の環境中への排出量の削減、健康被害の未然防止を図っている。

図表2-3-27 P R T R制度と化学物質適正管理制度との比較

| | | P R T R制度（化管法） | 化学物質適正管理制度（条例） |
|--------------------|--------|--|--|
| 制度概要 | | 化学物質がどこから、どれだけ環境中に排出されているかを把握するために、化学物質を取り扱っている事業所から環境中に排出された量等の報告を求め、都道府県を経由して届けられたデータを国が集計し、公表する制度 | 都内において、性状及び使用状況から特に適正な管理が必要とされる化学物質を取り扱う事業所から環境中に排出された量や管理方法等の報告を求め、これら化学物質の自主的な排出抑制を図るとともに、適正な管理を求める制度 |
| 対象物質 | | 515種類 人や生態系に有害なおそれがあり、環境中に広く存在する物質として指定されたもの | 59種類 人の健康に障害を及ぼす化学物質として、条例による濃度規制の対象物質となっているもの |
| 対象事業所 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造業他24業種など ○ 年間取扱量1トン以上（特定化学物質は0.5トン） ○ 事業者従業員数21人以上 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 工場・指定作業場 ○ 年間取扱量100kg以上 ○ 従業員数の規模要件なし (都内では、事業所と住居が隣接していることが多いため、P R T R制度より小規模な事業所も対象としている。) |
| 把握及び報告内容 | | <p>2項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境への排出量 ○ 事業所外（廃棄物・下水道）への移動量 | <p>5項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 使用量 ○ 製造量 ○ 製品としての出荷量 ○ 環境への排出量 ○ 事業所外（廃棄物・下水道）への移動量 |
| 化学物質管理方法書の作成及びその内容 | | 作成・提出の義務付けはない。 | 対象事業所について、化学物質管理方法書の作成を義務付けている。 (従業員21人以上の事業所は、提出も義務付けている。) <ul style="list-style-type: none"> ○ 取扱工程等の内容等 ○ 管理方法、管理組織 ○ 事故災害時の対応 |
| 集計結果 令和3年度 | 届出事業所数 | 1,004事業所 | 1,992事業所 |
| | 排出量 | 1,414トン | 1,937トン |
| | 移動量 | 1,324トン | 3,617トン |

(2) 化管法に基づくSDS制度による化学物質の情報の伝達

化学物質を適正に管理するためには、事業者自らが、取り扱っている化学物質やそれを含む製品に関してその成分や性質、取扱方法を把握する必要がある。このため、事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、相手方に対してSDS（安全データシート）を提供することを義務付けるとともに、容器等に必要な表示を行うよう努力することとしている。

(3) 災害時の化学物質対策

首都圏に大規模地震や大型台風などに伴う水害等が発生した際に、化学物質を取り扱う事業所からの化学物質の漏えい・流出等による環境汚染を最小限に抑えていく必要がある。

都では、化学物質適正管理指針を改正し、事業者が講じるべき措置として平成25年10月に震災対策を、令和2年11月に水害等への対策を盛り込むとともに、化学物質取扱事業者の参考となる対策を取りまとめた「震災対策マニュアル」や「水害対策マニュアル」を作成し周知している。

また、適正管理化学物質取扱事業者には、震災及び水害等への対策について検討し、化学物質管理方法書に記載するよう求めている。

さらに、令和3年度からは、化学物質取扱事業者に対して水害時等に工場等からの化学物質の流出を防止する設備の設置費用を補助するなど、支援策を実施している。

2 リスクコミュニケーション

P R T R 制度や化学物質適正管理制度による化学物質の排出量に関する情報の公表に伴い、化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政等の全ての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることが求められている。

このため、東京都は平成14年度から平成21年度までリスクコミュニケーション事例報告会を毎年度実施し、リスクコミュニケーションの普及促進を図ってきた。

また、平成18年7月に、学識経験者等で構成する「化学物質対策検討会」を設置し、地域ごとの特性に応じたきめの細かい化学物質対策を実施し、効果的に地域環境リスクを低減するための検討を行い、平成18年度に「地域性を考慮した化学物質対策のあり方について」報告書に取りまとめた。

平成19年度から平成23年度まで、報告書で示されたリスクコミュニケーションを進めていく手順例等を踏まえ、都内のモデル地域において、複数の事業者や住民に働きかけ、「リスクコミュニケーション推進地域モデル事業」を実施した。

このほか、リスクコミュニケーションに対する事業者としての取組姿勢や市民との関わりについての講演会を平成26年度まで実施し、資料をホームページで公開している。

3 ダイオキシン類対策

ダイオキシン類は、ごみの焼却等に伴って非意図的に生成されるほか、過去に使用された農薬等の不純物として環境中に放出されている。ダイオキシン類は、急性毒性、慢性毒性、発がん性、催奇形性等が指摘されており、発生源対策を推進するため、ダイオキシン類対策特別措置法が平成12年1月15日に施行された。

(1) 調査結果

図表2-3-28 調査結果（令和4年度）

| 調査対象 | | 調査地点数 | 環境基準達成地点数 | 環境濃度 | | 環境基準 | 単位 (注1, 2) | |
|--------|----|-------|-----------|-------|-------|---------|-----------------------|----------|
| | | | | 平均値 | 最大値 | | | |
| 大気 | | 17 | 17 | 0.013 | 0.021 | 0.6以下 | pg-TEQ/m ³ | |
| 公共用水域 | 水質 | 河川 | 44 | 44 | 0.19 | 1.0 | 1以下 | pg-TEQ/L |
| | | 湖沼 | - | - | - | - | 1以下 | pg-TEQ/L |
| | | 海域 | 8 | 8 | 0.11 | 0.31 | 1以下 | pg-TEQ/L |
| | 底質 | 河川 | 43 | 43 | 15 | 140 | 150以下 | pg-TEQ/g |
| | | 湖沼 | - | - | - | - | 150以下 | pg-TEQ/g |
| | | 海域 | 8 | 8 | 15 | 35 | 150以下 | pg-TEQ/g |
| 地下水 | | 9 | 9 | 0.016 | 0.022 | 1以下 | pg-TEQ/L | |
| 土壌（一般） | | 18 | 18 | 1.3 | 11 | 1,000以下 | pg-TEQ/g | |

(注) 1 pg（ピコグラム）は、1兆分の1gのことで、1pg/Lは、およそ東京ドーム1杯の水に1辺が1mmのザラメ砂糖を溶かしたときの濃度に相当する。

2 TEQは、ダイオキシン類の量を、最も毒性の強い2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した値を意味する。

(2) 調査結果の評価

ア 大気及び土壌については、全ての地点で環境基準を大幅に下回った。

イ 公共用水域の水質については、全地点で環境基準に適合した。地下水については、全ての地点で環境基準を下回った。公共用水域の底質については、全地点で環境基準に適合した。

(3) 令和5年度の環境調査計画

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づき、ダイオキシン類の常時監視を行っている。

令和5年度は、次のとおりダイオキシン類のモニタリングを実施する。

ア 大気

- ・調査地点：17地点（一般環境）
- ・調査頻度：年4回、連続168時間（1週間）採取とする。

イ 水質及び底質（公共用水域）

- ・調査地点：53地点（河川44地点、湖沼1地点、海域8地点）
- ・調査頻度：水質年1～4回、底質年1回

なお、環境基準を超える高い濃度を検出した場合、原因究明等を行う。

ウ 水質（地下水）

- ・調査地点：9地点
- ・調査頻度：年1回（地下水は水質の変動が少ないため）

エ 土壌（一般環境）

- ・調査地点：18地点

（平成30年度に策定した調査計画に基づき実施。土壌は流動性がなく、周辺の汚染状況を推定できないため、毎年新しい地点を選定して調査）

- ・調査頻度：年1回（土壌中の汚染状況は変動しにくいいため）

図表2-3-29 調査地点の選び方と調査回数、調査時期（令和5年度）

| 調査対象 | | 地点数 | 調査地点の選び方 | 調査回数及び時期 | 調査開始年度 | | |
|--------|----|-----|---------------------------|-------------------------|--------|-------------|--------|
| 大気 | | 17 | 都内を16ブロックに分け、ブロックごとに1地点程度 | 年4回 5, 8, 11, 2月（注1） | 平成9年度 | | |
| 公共用水域 | 水質 | 河川 | 環境基準点（注2） （一部補助点を含む。） | 年1～4回 （注3） | 平成8年度 | | |
| | | 湖沼 | | | 1 | 平成12年度 | |
| | | 海域 | | | 8 | 平成元年度 | |
| | 底質 | 河川 | | | 43 | 年1回 （注3） | 平成8年度 |
| | | 湖沼 | | | 1 | | 平成12年度 |
| | | 海域 | | | 8 | | 平成元年度 |
| 地下水 | | 9 | 都内全域から、毎年新しい地点を選定（注4） | 年1回 9月から10月 | 平成10年度 | | |
| 土壌（一般） | | 18 | 都内全域から、毎年新しい地点を選定（注4） | 年1回 10月から11月 | 平成10年度 | | |

（注）1 大気は、1週間（168時間）連続採取している。

2 国土交通省及び八王子市の調査地点を含む。東京都及び八王子市は、ダイオキシン類濃度の低い多摩地域の地点を隔年に調査している。国土交通省は、一部の地点を3年ごとに調査している。また、一部の地点は、補助点である。

3 調査時期は、春夏秋冬（年4回地点）、春秋（年2回地点）、秋（年1回地点）である。

4 八王子市の調査地点を含む。

（4）ダイオキシン類対策特別措置法による規制

ダイオキシン類対策特別措置法には、大気、水質、水底の底質、土壌についての環境基準（図表2-3-28参照）と、大気と水質の排出基準とが設けられている。

ア 大気及び公共用水域に排出されるダイオキシン類の規制

（7）対象施設（特定施設）

大気基準適用施設には、焼却能力50kg/h以上の廃棄物焼却炉や製鋼用電気炉等があり、水質基準対象施設には、大気基準適用施設である廃棄物焼却炉に付属する廃ガス洗浄施設、下水道終末処理施設等がある。

（イ）排出規制

特定施設からの排出ガス及び排水については、平成13年1月15日からダイオキシン類の濃度に係る排出基準が適用されている。

（ロ）対象事業所

図表2-3-30 ダイオキシン類対策特別措置法対象事業所数（八王子市を除く。）（令和5年3月末現在）

| 区 分 | | 区 部 | 多 摩 | 島しよ | 合 計 |
|------------|-------------------|-----|-----|-----|-----|
| 大気基準適用の事業所 | 廃棄物焼却炉 | 54 | 75 | 17 | 146 |
| | 製鋼用電気炉 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 小 計 | 55 | 75 | 17 | 147 |
| 水質基準対象の事業所 | 廃ガス洗浄施設等 | 27 | 16 | 3 | 46 |
| | 下水道終末処理施設 | 9 | 9 | 0 | 18 |
| | 廃PCB又はPCB処理物の分解施設 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | 小 計 | 37 | 25 | 3 | 65 |

（イ）立入検査

令和4年度は、99事業所（大気関係34事業所、水質関係65事業所）に立入検査を行った。

(オ) 特定施設設置者の自主測定

特定施設の設置者には、排出ガス、排出水及びばいじん・燃え殻中のダイオキシン類の量について毎年1回以上測定し、都道府県知事等に報告することが義務付けられている（ばいじん・燃え殻については廃棄物焼却炉に限る。）。都知事に報告された測定結果は、環境局の所管窓口及びホームページにおいて公表している。

イ 廃棄物焼却施設の解体に伴うダイオキシン類の飛散防止

都は、廃棄物焼却施設の解体工事に伴うダイオキシン類の飛散による生活環境の汚染を未然に防止するため、平成14年11月に「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」を定め、解体工事に伴う届出等を規定している。

(5) 環境確保条例による規制

都は、ダイオキシン類の発生やばいじんなどによる生活環境等への支障を防止するため、法の対象とならない小規模の廃棄物焼却炉（火床面積0.5㎡未満で、かつ、焼却能力50kg/h未満）による焼却や野外焼却を、条例により原則として禁止している。

第 6 節 産業保安対策

[環境改善部環境保安課]

1 高圧ガスの保安対策

(1) 高圧ガスの用途とその危険性

高圧ガスは、工業原料やエネルギー源などとして、鉄鋼、化学、土木・建設業等で幅広く利用され、更に食品、医療などを含むあらゆる産業分野で、多岐にわたって用いられている。

また、生活関連分野においても、①冷媒用（冷凍、冷蔵、冷房など）、②燃料用（家庭、自動車など）、③医療用、④消火用、⑤スクーバダイビング、⑥消毒殺虫用、⑦清涼飲料用、⑧化粧品等各種エアゾール用、⑨緩衝装置用（椅子用、自動車用）等に広く利用されてきている。

このように広範囲にわたる高圧ガスの普及は私達の生活に利便をもたらす一方、その特性による危険性も内包している。

高圧ガスは、①容器等に高い圧力で充てんされているので外観上の体積は小さいがその保有しているエネルギーが大きい、また、ガスの種類によっては②毒性が強い、③燃焼性が高い、④燃焼を助長する、などの危険な性質を持っているものがあるため、徹底した保安対策が常に必要である。

(2) 法に基づく高圧ガスの規制・指導

都は、高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、販売その他の取扱い並びに容器の製造及び取扱いを規制することにより、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するよう努めている。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）に基づき、一般消費者等に対する液化石油ガス（以下この節において「L P ガス」という。）の販売及びL P ガス器具等の製造・販売等を規制して災害を防止するとともに、取引を適正にすることにより公共の福祉の増進に努めている。

ア 対象事業所数

図表2-3-31 高圧ガス保安法関係対象事業所数（令和5年3月末現在）

| 区分 | 規制態様 | 23区・島しょ | 多摩 | 合計 | 内 訳 | | | | | | | | |
|-------------|------|---------|-------|--------|---------|-------|-------|---------|-------|--------|---------|-----|-------|
| | | | | | 一 般 ガ ス | | | 冷 凍 ガ ス | | | L P ガ ス | | |
| | | | | | 23区島しょ | 多摩 | 計 | 23区島しょ | 多摩 | 計 | 23区島しょ | 多摩 | 計 |
| 第一種製造所 | 許可 | 560 | 155 | 715 | 103 | 63 | 166 | 407 | 59 | 466 | 50 | 33 | 83 |
| 第二種製造所 | 届出 | 5,882 | 1,462 | 7,344 | 953 | 255 | 1,208 | 4,920 | 1,201 | 6,121 | 9 | 6 | 15 |
| 第一種貯蔵所 | 許可 | 90 | 46 | 136 | 83 | 36 | 119 | 0 | 0 | 0 | 7 | 10 | 17 |
| 第二種貯蔵所 | 届出 | 1,275 | 296 | 1,571 | 1,251 | 288 | 1,539 | 0 | 0 | 0 | 24 | 8 | 32 |
| 販 売 所 | 届出 | 9,564 | 1,748 | 11,312 | 3,380 | 920 | 4,300 | 4,993 | 475 | 5,468 | 1,191 | 353 | 1,544 |
| 登録容器検査所 | 登録 | 96 | 48 | 144 | 96 | 47 | 143 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 特定高圧ガス消費事業所 | 届出 | 80 | 47 | 127 | 78 | 38 | 116 | 0 | 0 | 0 | 2 | 9 | 11 |
| 合 計 | | 17,547 | 3,802 | 21,349 | 5,944 | 1,647 | 7,591 | 10,320 | 1,735 | 12,055 | 1,283 | 420 | 1,703 |

(注) 1 一般ガスの種類 (例) 酸素、アセチレン、窒素、ヘリウムなど
 2 冷凍ガスの種類 (例) 冷凍設備のアンモニア、フルオロカーボンなど

図表2-3-32 液化石油ガス法関係対象事業所数（令和5年3月末現在）

| 区分 | 規制態様 | 23区・島しょ | 多摩 | 合計 |
|-----------|------|---------|-------|-------|
| 販売事業者 | 登録 | 214 | 242 | 456 |
| 認定販売事業者 | 認定 | 1 | 4 | 5 |
| 認定保安機関事業者 | 認定 | 206 | 205 | 411 |
| 貯蔵施設 | 許可 | 16 | 6 | 22 |
| 特定供給設備 | 許可 | 4 | 19 | 23 |
| 充てん設備 | 許可 | 1 | 30 | 31 |
| 設備工事事業者 | 届出 | 714 | 701 | 1,415 |
| 合計 | | 1,156 | 1,207 | 2,363 |

（注）本表の事業者は、液化石油ガス法の規制対象となっている事業者である。

イ 許可等件数

図表2-3-33 高圧ガス保安法関係許可等件数（令和4年度）

| 区分 | 23区・島しょ | 多摩 | 合計 | 内 訳 | | | | | | | | |
|----------------|---------|-------|-------|------------|-----|-------|------------|-----|-------|------------|-----|-----|
| | | | | 一 般 ガ ス | | | 冷 凍 ガ ス | | | L P ガ ス | | |
| | | | | 23区 島しょ | 多摩 | 計 | 23区 島しょ | 多摩 | 計 | 23区 島しょ | 多摩 | 計 |
| 許可（製造、貯蔵、特別充填） | 60 | 57 | 117 | 28 | 29 | 57 | 18 | 9 | 27 | 14 | 19 | 33 |
| 届出（製造、貯蔵、販売等） | 2,806 | 806 | 3,612 | 1,498 | 479 | 1,977 | 1,200 | 198 | 1,398 | 108 | 129 | 237 |
| 登録（容器検査所） | 16 | 8 | 24 | 16 | 8 | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 検査（完成、保安、立入） | 243 | 145 | 388 | 127 | 76 | 203 | 25 | 22 | 47 | 91 | 47 | 138 |
| 合計 | 3,125 | 1,016 | 4,141 | 1,669 | 592 | 2,261 | 1,243 | 229 | 1,472 | 213 | 195 | 408 |

図表2-3-34 液化石油ガス法関係許可等件数（令和4年度）

| 区分 | 23区・島しょ | 多摩 | 合計 |
|-------------------|---------|-----|-----|
| 登録（販売事業者） | 1 | 1 | 2 |
| 認定（販売、保安機関、他） | 8 | 6 | 14 |
| 認可（一般消費者等の数の増加等） | 3 | 1 | 4 |
| 許可（貯蔵、特定供給、充てん設備） | 0 | 4 | 4 |
| 届出（設備工事事業者等） | 119 | 237 | 356 |
| 検査（完成、保安、立入） | 32 | 39 | 71 |
| 合計 | 163 | 288 | 451 |

ウ 事故発生の状況

図表2-3-35 高圧ガス事故の推移

(※) 高圧ガス保安法 (※※) 液化石油ガス法

| 区 分 | | 年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 | 4年 |
|-----------|-----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| | | | | | | | | | |
| 一般ガス(※) | 件数 | 10 | 15 | 11 | 10 | 10 | 10 | 18 | 13 |
| | 死者 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 7 | 0 |
| | 負傷者 | 2 | 3 | 0 | 4 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 冷凍ガス(※) | 件数 | 36 | 27 | 71 | 31 | 25 | 21 | 35 | |
| | 死者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 負傷者 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| L Pガス(※※) | 件数 | 11 | 7 | 9 | 14 | 13 | 9 | 9 | |
| | 死者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 負傷者 | 4 | 0 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | |
| 合 計 | 件数 | 57 | 49 | 91 | 55 | 48 | 48 | 57 | |
| | 死者 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 7 | 0 | |
| | 負傷者 | 6 | 4 | 3 | 4 | 0 | 4 | 0 | |

- (注) 1 故意による事故を除く。
 2 L Pガスの移動中の事故等は一般ガスに含む。
 3 報告日を基準に集計している。

(3) 自主保安の推進

「東京都高圧ガス等安全対策会議」の提言を受け、平成21年度に都は「高圧ガスの安全な取扱のための自主保安取組推進指針」を策定した。この指針は、高圧ガスやL Pガスを取り扱う事業者及び消費者が自主的な保安活動に容易に取り組めるよう、取り組むべき事項を事業者の種類ごとに分かりやすく示し、事故の未然防止と自主保安活動の推進を目指すものである。

また、民間事業者による自主的な保安活動を促進するため、高圧ガス保安協会等の関係機関と連携して、自主保安意識の高揚と保安管理体制の充実に努めている。主な行事として、①自主保安活動の促進及び保安意識の高揚を図るための高圧ガス保安活動促進週間（事業所への立入指導、ポスター及び標語の掲示、都知事表彰等）、②高圧ガス防災訓練等を実施している。

(4) 高圧ガスの免状交付

高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づき、高圧ガス関係の免状（製造保安責任者、販売主任者等）の交付を行っている。令和4年度の交付実績は1,450件である。

2 高圧ガス施設の震災対策

(1) 高圧ガス施設の安全性の確認

平成23年3月に発生した東日本大震災により高圧ガス施設が甚大な被害を受けたことから、平成24年度に検討会を設置し、「災害時の安全性の確保」及び「災害時におけるL Pガスの活用」について検討した。平成24年度の検討結果を踏まえ、都内に所在する高圧ガス保安法で定める耐震設計構造物を設置している281事業所（390施設）について、専門家を派遣して施設の耐震基準適合状況や経年劣化状況の調査を3年計画（平成25～27年度）で実施した。

現地調査の結果、一部施設の支柱や基礎への固定部に腐食や劣化が確認され、今後、劣化が進行した場合、耐震性を維持できないと見込まれる施設が散見された。このため、施設の腐食や劣化を防止するための点検ポイント等をリーフレットに取りまとめ、平成27年度に調査対象とした全ての事業所に配布し周知した。平成28年度から平成29年度にかけて、劣化が確認された施設への立入検査を実施し、耐震性能の状況を確認するとともに、施設の改修など適切な維持管理について指導した。

(2) 高圧ガス事業所の防災計画

高圧ガス事業所（第一種製造事業所や第一種貯蔵所など）は、東京都震災対策条例に基づき、防災計画の作成が必要となる。

また、高圧ガス事業所のうち第一種製造事業所に対しては、高圧ガス保安法により「危害予防規程」の提出が義務付けられている。都は平成25年9月に「高圧ガス関係事業所が定める防災計画に関する指針」を改定し、法に定める「危害予防規程」を具体的に分かりやすく作成するよう指導している。

(3) 高圧ガス地域防災組織の育成強化

昭和60年7月、都の指導により、高圧ガスに係る地域防災組織として東京都高圧ガス地域防災協議会（以下この節において「協議会」という。）が発足した。協議会は、地域防災活動を一層強化するため、東京都震災対策条例第36条の規定に基づく業種別の防災組織として位置付けられている。

現在、協議会には公益社団法人東京都高圧ガス保安協会、一般社団法人東京都LPガス協会、一般社団法人東京都LPガススタンド協会を中心として約900事業所が加盟し、業態ごとに4部会（一般ガス、冷凍、LPガス地域防災、LPガススタンド）が組織されており、地震や事故による災害防止のための相互援助活動、応援活動などの自主防災事業が実施されている。

また、部会のうちLPガス地域防災部会では、一般消費者等からのガス漏れなどの通報に対処するため、特別に緊急出動体制が整備されている。

さらに、協議会の相互援助活動、応援活動における体制として、通常事故時の防災活動の体制のほか、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震時の防災活動についても協議会規約に基づき具体的に震災時防災活動実施要領（平成7年12月策定）を定めている。

また、都は、災害時の被害情報収集や応援活動における情報通信体制を強化するため、平成24年度には協議会本部に、平成26年度には協議会各支部に、業務用MCA無線機42台を配備、さらに、平成29年度には3台、平成30年度には16台を追加配備し、非常災害時でも円滑に活用できるよう、定期的に通信訓練を実施している。

(4) 高圧ガス防災訓練の実施

都では、昭和47年以来毎年、協議会と共催で高圧ガス防災訓練を実施している。これは、自主防災組織相互間の緊密な協力体制を確立するとともに、参加者の保安意識の高揚を図ることを目的として行われており、高圧ガスを用いた実験や実践的な基礎訓練、高圧ガス輸送中の災害等を想定した総合訓練で構成されている。

例年10月に、協議会の構成事業所のほか、警視庁、東京消防庁、訓練会場所在地の管轄警察署・消防署及び日本赤十字社東京都支部の参加・協力を得て訓練を実施しており、令和4年度は10月21日に「都立東大和南公園」（東大和市）において実施し、計624名が参加した。

(5) 災害時におけるLPガスの活用

平成24年度の検討結果を踏まえ、平成26年5月19日に、東京都と一般社団法人東京都LPガス協会との間で、「災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書」を締結し、避難所を管理運営する区市町村からの要請に基づくLPガス等の優先供給や、緊急通行車両の登録に関する仕組みを構築した。

3 LPガスボンベの自然災害対策

(1) 背景

近年、豪雨や台風で多数のLPガスボンベの流出事故が発生しており、ボンベの安全管理に万全を期す必要があることから、国は、都道府県に対して自然災害対策を求めるとともに、規則等を改正し、令和6年6月までに浸水のおそれがある地域において流出防止措置を実施することを義務付けることとした。

また、東京都では令和4年12月末にTOKYO強靱化プロジェクトを策定し、その施策の一つとして激甚化する水害から都民を守るため、浸水のおそれがある地域において、LPガスボンベの流出防止に向けた機器等の導入を促進することとした。

しかし、都が実施した「令和4年度LPガスボンベ流出防止措置実施状況等調査」では、危険度が大きい地域における対策の実施率が約2割と低く、早急に実施率を高めていく必要があるが、近年のエネルギー価格の高騰など、急激な社会情勢の変化により、LPガス販売店の経営は厳しい状況が続いており、新たな設備投資を実施できる状況にない。

(2) 事業内容

LPガスボンベの流出防止措置が義務付けられる令和6年6月1日までにベルト・チェーン、容器収納庫等の安全機器を導入する販売事業者に対して補助を行う（令和5年4月から令和6年6月まで）。

| | |
|-------------|--|
| 補助対象機器 | ・LPガスボンベを固定するベルト又はチェーン及びその固定金具 ・LPガスボンベ収納庫 |
| 補助条件 | ・都内で浸水のおそれのある地域（1m以上）における一般消費者等への供給設備（既設（令和3年11月30日時点）のものに限る。）に設置されること 等 |
| 補助率（工事費含む。） | 小規模事業者等2／3、その他1／2 |

4 LPガスを利用する家庭等の負担軽減に向けた支援

(1) 背景

近年のエネルギー価格の高騰の影響により、LPガスの小売価格は上昇し、高止まりしている。こうした状況を背景に東京都では「第6回エネルギー等対策本部」において国の臨時交付金を活用した支援事業を実施することとした。

(2) 事業内容

LPガスを利用する家庭等の負担軽減に向けた緊急対策として、販売事業者を通じた値引き支援を実施する。

ア 支援額 1世帯等当たり最大3,000円

イ 支援対象期間 令和5年4月から同年9月まで

- ウ 支援方法 L P ガス販売事業者は、7月分から9月分までの使用料金から値引きし、
 都は、同事業者に対して値引き額に応じた補助を実施する。
 なお、L P ガス販売事業者に対しては、事務経費として一定額を支援する。

5 火薬類、猟銃等の規制指導

火薬類は、土木工事・採石事業から打揚煙火（花火）・おもちゃ花火等に至るまで、産業、娯楽、スポーツ、救命用などに広く利用されており、都民生活に深いつながりをもっているが、事故等が発生した場合は、都民生活を大きく脅かすことになるため、適正な管理・使用が求められる。

また、猟銃等についても使い方によっては危険な凶器となる。このため、都は、火薬類及び猟銃等の取扱いを規制することにより公共の安全を確保している。

(1) 火薬類の指導取締り

ア 火薬類の指導取締り

火薬類については、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づき、製造、販売、貯蔵、輸入、消費、廃棄及びその他の取扱いについて厳しく規制されている。

都は、同法に基づき、許認可、届出の受理、完成・保安・立入の各検査などを行っている。

また、都、警視庁、東京消防庁及び東京海上保安部の四者による連絡会議を定期的で開催するとともに、密接な連絡を取りながら火薬類取締行政の統一を図っている。

一方、火薬類の保安を確保するためには、火薬類取扱関係者の保安意識の向上と保安体制の強化が重要であることから、火薬類取扱関係者の自主保安団体である東京都火薬類保安協会を組織（昭和44年設立、昭和55年社団法人化）し、各種講習会の開催、消費場所の巡回指導及び保安手帳制度に基づく保安教育の実施などを行っている。

このように、都は、関係事業者及び関係保安団体との連携と相互協力のもとに、火薬類による事故防止のための施策を進めている。

令和4年度は危害予防意識の高揚を図るため6月に火薬類危害予防週間を設定し、ポスター配布、販売事業者を対象とした保安講習会、火薬類取扱事業者への立入検査を実施した。

図表2-3-36 火薬類関係事業所数(令和5年3月末現在)

| 区 分 | 規制態様 | 23区・島しょ | 多摩 | 合 計 |
|----------|------|---------|-----|-----|
| 火薬類販売所 | 許可 | 213 | 39 | 252 |
| 火薬庫 | 許可 | 18 | 94 | 112 |
| 火薬庫外貯蔵施設 | 指示 | 302 | 93 | 395 |
| 合 計 | | 533 | 226 | 759 |

(注) 火薬庫外貯蔵施設とは、火薬類を少量貯蔵する比較的危険性の少ない施設である。

図表2-3-37 火薬類関係許可等件数(令和4年度)

| 区 分 | 規制態様 | 23区・島しょ | 多摩 | 合 計 |
|-------------------|------|---------|-----|-----|
| 販売、消費、輸入等 | 許可 | 273 | 152 | 425 |
| 保安教育計画認可 | 認可 | 11 | 2 | 13 |
| 完成、保安、立入 | 検査 | 72 | 280 | 352 |
| 火薬庫外貯蔵施設、設置場所等の指示 | その他 | 12 | 3 | 15 |
| 合 計 | | 368 | 437 | 805 |

イ 火薬類の免状交付

火薬類取締法に基づき、甲種火薬類取扱保安責任者、乙種火薬類取扱保安責任者及び丙種火薬類製造保安責任者の免状の交付を行っている。令和4年度の交付実績は213件である。

ウ 火薬類の事故対策

平成12年8月に、あきる野市にある火薬庫1棟の爆発事故が発生した。この事故で火薬庫は全壊したが、人的な被害はなかった。

しかし、火薬類による爆発事故という事態を重視し、学識経験者、経済産業省、警視庁、東京消防庁から成る事故対策連絡会を設け、原因を究明した結果、落雷による影響が強いとの結論を得た。

このため、再発防止策として、事故を起こした会社に対し、避雷装置の維持管理などの充実、静電気感度の高い火薬類の適正管理、火薬類の安定度試験の実施の徹底などの指導を行った。

また、平成20年11月に、渋谷区内にある住宅兼事業所で演出効果用の煙火が原因と思われる火災が発生し、5名が死傷した。

このため、直ちに火薬類に関係する都内の団体や取扱事業者に対し、文書による注意喚起を行うとともに、火薬庫外貯蔵施設に対する緊急立入検査を実施した。さらに、平成21年5月には、演出効果用の煙火を取り扱う事業者を対象とした保安講習会を開催し、火薬類の安全確保の徹底を図った。

(2) 火薬類の震災対策

阪神・淡路大震災を教訓として、都は、平成8年4月に①平常時・警戒宣言時・発災時の事業者等の標準的対応、②警戒宣言時等の伝達体系・伝達内容等を定めた「火薬類保管施設の震災対応」を取りまとめた。

(3) 猟銃等の指導取締り

猟銃等（猟銃、捕鯨砲、もり銃、と殺銃及び空気銃）は、銃砲刀剣類所持等取締法（公安委員会所管）により所持が規制されるとともに、武器等製造法により製造、販売、その他の取扱いが規制されている。

都では、武器等製造法に基づく製造、販売等の許可及び許可事業者への定期的な立入検査を行っている。

なお、猟銃等の指導取締りに当たっては、取締行政の統一を図り、安全確保に万全を期すため、警視庁と適宜、情報交換等を行っている。

図表2-3-38 猟銃関係事業所数（令和5年3月末現在）

| 区 分 | 規制態様 | 23区・島しょ | 多摩 | 合 計 |
|-------|------|---------|------|-----|
| 製造事業者 | 許可 | 42(36) | 6(5) | 48 |
| 販売事業者 | 許可 | 36 | 5 | 41 |
| 合 計 | | 78 | 11 | 89 |

（注）製造事業者欄の（ ）は、販売事業許可も取得している製造事業者数

6 電気事業者等の規制指導

電気は、発電所で発電され送電線によって一次、二次変電所等を経て、需要者である一般家庭商店、ビル、工場等に供給される。

需要者段階での電気工作物の保安を確保するために、電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下「電気工事二法」という。）が定められている。

都は、電気工事二法に基づく電気工事士の免状交付、電気工事業を営む者の登録等を行うとともに、電気工事を行う者に対する規制・指導などを行っている。

(1) 電気工事士免状の交付

電気工事に従事する者の資格及び業務を定め、電気工事の欠陥による災害を防止する目的で、電気工事士法に基づく電気工事士免状の交付などを行っている。令和4年度の実績は第一種電気工事士953件、第二種電気工事士6,521件、再交付384件、書換え15件である。

(2) 電気工事業の規制指導

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づいて一般用（一般家庭、商店等）及び自家用（ビル、工場等）の電気工作物の保安を確保するため、電気工事業を営む者の登録事務、各種届出書の受理及び電気工事業者の業務の規制指導を行っている。令和4年度末における電気工事業者数は11,080件で、そのうち564件が令和4年度中の新規登録・届出業者である。

(3) 電気用品の販売指導

電気用品による危険と障害の発生を防止することを目的として、電気用品安全法に基づき電気用品販売店の立入検査等を行っている。

電気用品には、特に危険又は障害の発生するおそれが多い特定電気用品（116品目）と特定電気用品以外の電気用品（341品目）がある。

都及び区市は、不法な電気用品が販売されないよう立入検査等を行っている。令和4年度の立入検査件数は、83件である。

第 7 節 公害防止管理者

[環境改善部計画課]

公害防止管理者制度は、産業公害の発生源である工場に、一定の資格を有する公害防止管理者等を置くことにより、企業自身が公害防止に対する意識を持つようにするとともに、工場内において公害防止の技術管理等が十分図られるように組織体制を整備するものである。

現在、都では、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づくものと環境確保条例に基づくものと二つの公害防止管理者制度を並行して実施している。

1 法律に基づく公害防止管理者等の設置

(1) 制度の内容

法律の制度は、公害防止管理者とこれらの者を統括管理する公害防止統括者及び一定規模以上の工場においては公害防止主任管理者を設置し、公害防止組織を整備することとしている。

公害防止管理者は、工場における施設の区分及び工場の規模に応じて異なる公害防止管理者を選任することとなっており、その資格は12種類ある。

公害防止管理者の選任が義務付けられている工場は、製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属し、特定の施設を設置しているものである。

(2) 都における事務

都においては、法律に基づく公害防止管理者等の選任指導及び選任に伴う届出書の受理に係る事務を行っている。ただし、八王子市の区域に設置されている工場に係るこれらの事務は八王子市が行っている。

また、騒音又は振動の発生施設のみが設置されている工場に係るこれらの事務は、区市が行っている。

2 条例に基づく公害防止管理者の設置

(1) 制度の内容

都は、中小企業の多い東京の現状から、中小規模の工場も公害防止管理者の設置対象としている。環境確保条例では、条例で規定する工場のうち、公害を発生させる可能性の高い工場（条例別表第8に掲げる工場並びに発電施設、都市ガス製造施設、都市ごみ焼却施設及びパルプ製造施設を有する工場）に、公害防止管理者の設置を義務付けている。

また、これらの工場を業種、業態及び従業員の規模により一種又は二種に2区分し、公害防止管理者の設置を義務付けている。

(2) 令和4年度の講習の実施結果

公害防止管理者の資格としては、都等が行う講習を修了することとなっている。

また平成13年度からは、法律に基づく公害防止管理者又は公害防止主任管理者の資格を有する者は、都への登録申請により条例に基づく公害防止管理者（一種）の資格も有するものとした。

なお、都が実施する公害防止管理者講習は、例年4回程度である。

図表2-3-39 東京都公害防止管理者講習の実施結果（令和4年度）

| 種別等 区分 | 一 種 | | 二 種 | | 計 | |
|-----------|------|------|------|------|------|------|
| | 申込者数 | 修了者数 | 申込者数 | 修了者数 | 申込者数 | 修了者数 |
| 都実施講習 | 97 | 96 | 101 | 97 | 198 | 193 |
| 指定講習 | 88 | 79 | — | — | 88 | 79 |
| 計 | 185 | 175 | 101 | 97 | 286 | 272 |

(3) 東京都公害防止管理者登録者数

令和5年3月末現在の東京都公害防止管理者登録者数は、一種15,852人、二種43,828人で、合計59,680人である。

第 8 節 一般廃棄物対策

[資源循環推進部計画課・一般廃棄物対策課]

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物であって、基本的には区市町村が処理責任を負う。区市町村では、区域内の一般廃棄物が適正に処理されるように計画を策定し、収集・運搬、中間処理、最終処分を行っている。

1 一般廃棄物の現状

都内の一般廃棄物（ごみ）の排出量及び最終処分量の推移は次の表のとおりである。

図表2-3-40 ごみ量の推移（都全体）（単位：トン）

| 年度 | 収 集 量 | | | | | | 持込量 | 集団回収量 | 合 計 |
|----|-----------|---------|--------|---------|-------|-----------|-----------|---------|-----------|
| | 可 燃 | 不 燃 | 粗 大 | 資 源 | 有 害 | 計 | | | |
| 29 | 2,259,123 | 105,050 | 78,191 | 563,467 | 1,589 | 3,007,420 | 1,149,105 | 255,668 | 4,412,193 |
| 30 | 2,242,668 | 99,479 | 79,966 | 560,593 | 1,658 | 2,984,364 | 1,154,134 | 246,332 | 4,384,830 |
| 元 | 2,262,201 | 92,291 | 86,448 | 569,163 | 1,701 | 3,011,804 | 1,157,668 | 236,807 | 4,406,279 |
| 2 | 2,308,330 | 95,477 | 96,577 | 622,593 | 1,888 | 3,124,865 | 898,070 | 221,201 | 4,244,136 |
| 3 | 2,243,827 | 84,424 | 97,876 | 613,085 | 1,773 | 3,040,985 | 928,278 | 213,899 | 4,183,162 |

(注) 1 管路ごみは可燃ごみに含めている。
2 各項目量は四捨五入しているため、合算値が合わないことがある。

図表2-3-41 最終処分量の推移（単位：トン）

| 年度 | 23区 | 多摩地域 | 島しょ地域 | 都全体 |
|----|---------|-------|-------|---------|
| 29 | 338,293 | 1,434 | 3,792 | 343,519 |
| 30 | 304,265 | 1,392 | 2,195 | 307,852 |
| 元 | 298,667 | 1,468 | 3,067 | 303,202 |
| 2 | 247,227 | 1,453 | 2,769 | 251,449 |
| 3 | 219,686 | 1,347 | 2,663 | 223,696 |

(注) 各項目量は四捨五入しているため、合算値が合わないことがある。

(1) 23区のごみ

23区は、平成12年4月1日の清掃事業の区移管後、従来から独自に取り組んできたリサイクル事業と併せて、各区の特性を生かした総合的なリサイクル・清掃事業を展開している。

また、清掃工場や不燃ごみ処理施設の整備により、平成8年11月から不燃ごみ、平成9年2月から可燃ごみの全量を焼却により中間処理して減量化を図り、更なる焼却灰の一部をスラグ化している。また、平成27年度からは焼却灰のセメント原料化を本格的に進めるなど、引き続きごみの減量化や資源化に努めている。

23区が使用している最終処分場として、東京都が設置し、管理する中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場がある。今後、新海面処分場の埋立終了後は23区で最終処分場を確保することとなっているが、東京都内での最終処分場の確保は困難であり、できる限り長期間使用することが求められる。そのため、ごみの減量・リサイクルを一層推進するとともに、出されたごみについては中間処理により、徹底した減量減容を図る必要がある。

図表2-3-42 ごみ量の推移（23区）

（単位：トン）

| 年度 | 収 集 量 | | | | | | 持込量 | 集団回収量 | 合 計 |
|----|-----------|---------|--------|--------|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| | 可 燃 | (うち管路) | 不 燃 | 粗 大 | 資 源 | 計 | | | |
| 29 | 1,677,253 | (4,191) | 46,715 | 58,676 | 323,972 | 2,106,616 | 982,924 | 181,400 | 3,270,940 |
| 30 | 1,664,456 | (4,125) | 42,209 | 59,512 | 322,629 | 2,088,806 | 988,118 | 173,730 | 3,250,654 |
| 元 | 1,679,872 | (3,930) | 37,781 | 64,508 | 330,958 | 2,113,119 | 984,155 | 167,011 | 3,264,285 |
| 2 | 1,711,830 | (2,636) | 37,574 | 72,055 | 367,442 | 2,188,901 | 738,354 | 158,754 | 3,086,009 |
| 3 | 1,661,496 | (2,808) | 31,777 | 74,037 | 363,386 | 2,130,696 | 766,169 | 154,840 | 3,051,705 |

(注) 1 管路ごみは可燃ごみに含めている。
2 各項目量は四捨五入しているため、合算値が合わないことがある。

(2) 多摩地域のごみ

多摩地域では昭和53年度以降、可燃ごみの全量焼却がされており、廃棄物処理施設の整備や管理運営を効率的に行うため、多くの市町村において一部事務組合による共同処理が行われている。最終処分場については全市町村において単独又は共同で確保されている。

多摩地域においても、今後、新たな処分場の確保は困難なため、現在使用中の処分場をできるだけ長く使用する必要がある。

そのため、多摩地域の25市1町で構成する東京たま広域資源循環組合では、「三多摩地域廃棄物減容(量)化基本計画」(現在は第6次計画)に基づき、二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化のため、構成団体に対して一定量のごみ減量化の努力義務を課し、減量化目標を達成した場合、負担金を軽減する仕組みを導入している。

多摩地域の市町村は、ごみ減量化を推進する上で有効な手段である家庭ごみの有料化を30市町村のうち28市町村が実施しており、有料化実施率は93%となっている。

また、資源ごみ収集の実施、中間処理施設における資源物の回収や、集団回収の実施など、市民や事業者の協力を得て積極的にリサイクルを推進している。

さらに、最終処分量の一層の削減を目指し、東京たま広域資源循環組合では、焼却灰のエコセメント化施設を整備し、平成18年7月から本格稼働している。

図表2-3-43 ごみ量の推移（多摩地域）

（単位：トン）

| 年度 | 収 集 量 | | | | | | 持込量 | 集団回収量 | 合 計 |
|----|---------|--------|--------|---------|-------|---------|---------|--------|-----------|
| | 可 燃 | 不 燃 | 粗 大 | 資 源 | 有 害 | 計 | | | |
| 29 | 574,376 | 57,794 | 19,481 | 238,561 | 1,577 | 891,789 | 160,608 | 74,267 | 1,126,664 |
| 30 | 571,022 | 56,860 | 20,423 | 237,050 | 1,647 | 887,002 | 160,845 | 72,601 | 1,120,448 |
| 元 | 575,127 | 54,015 | 21,895 | 237,285 | 1,687 | 890,009 | 167,000 | 69,795 | 1,126,804 |
| 2 | 589,834 | 57,419 | 24,476 | 254,222 | 1,874 | 927,825 | 153,857 | 62,446 | 1,144,128 |
| 3 | 575,586 | 52,191 | 23,789 | 248,738 | 1,756 | 902,060 | 157,218 | 59,058 | 1,118,336 |

(注) 各項目量は四捨五入しているため、合算値が合わないことがある。

(3) 島しょ地域のごみ

島しょ地域では、各町村が焼却施設を有し、可燃ごみの全量焼却が可能となっている。

これらの施設は、老朽化の進んだものから順次、建替工事等を進めている。

図表2-3-44 ごみ量の推移（島しょ地域）

（単位：トン）

| 年度 | 収 集 量 | | | | | | 持込量 | 集団回収量 | 合 計 |
|----|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|--------|
| | 可 燃 | 不 燃 | 粗 大 | 資 源 | 有 害 | 計 | | | |
| 29 | 7,494 | 541 | 34 | 934 | 12 | 9,015 | 5,573 | 1 | 14,589 |
| 30 | 7,190 | 410 | 31 | 914 | 11 | 8,556 | 5,171 | 1 | 13,728 |
| 元 | 7,202 | 495 | 45 | 920 | 14 | 8,676 | 6,513 | 1 | 15,190 |
| 2 | 6,666 | 484 | 46 | 929 | 14 | 8,139 | 5,859 | 1 | 13,999 |
| 3 | 6,745 | 456 | 50 | 961 | 17 | 8,229 | 4,891 | 1 | 13,121 |

（注）各項目量は四捨五入しているため、合算値が合わないことがある。

（4）し尿処理

23区のし尿処理は、平成10年4月からし尿の海洋投入を止め、民間処理を除いた全てを下水道投入により処分している。

また、事業系し尿の収集・中間処理等については、事業者処理責任の徹底及び民間業者への移行を図ることを目的として、平成10年7月から有料化された。

なお、平成13年4月から事業系し尿の処理については、全量民間業者により処理されている。

多摩地域のし尿処理は、し尿処理施設や下水道投入で処理されているが、公共下水道の普及に伴うし尿収集量の減少により、処理施設の適正な維持管理が困難になりつつあるため、一次処理して公共下水道へ放流するための施設の改造や、処理施設の効率的運用を図るための広域的対応が課題となっている。

図表2-3-45 し尿収集量の推移（都全体）

（単位：kL）

| 年度 | 23区 | 多摩地域 | 島しょ地域 | 計 |
|----|--------|--------|--------|--------|
| 29 | 13,917 | 42,937 | 25,763 | 82,617 |
| 30 | 13,333 | 42,830 | 25,287 | 81,450 |
| 元 | 14,671 | 39,255 | 25,570 | 79,496 |
| 2 | 15,240 | 36,923 | 24,853 | 77,016 |
| 3 | 14,812 | 35,124 | 24,711 | 74,647 |

2 区市町村の清掃事業に対する支援

都は、各区市町村の清掃事業が円滑に実施できるよう、広域自治体としての立場で連絡調整や、技術的及び財政的支援を行っている。

（1）特別区への支援

平成12年4月1日に「地方自治法等の一部を改正する法律」が施行された。このことにより、都が実施してきた区部のごみ・し尿の収集・運搬、中間処理、最終処分の清掃事業は、市町村と同様に、基礎的な地方公共団体に位置付けられた各特別区が行っている。

ア 特別区は、自ら一般廃棄物処理計画を策定し、ごみ・し尿の収集・運搬作業やごみの大規模排出事業者に対する排出指導などを実施している。

イ 可燃ごみ・不燃ごみの中間処理については、特別区が設置した東京二十三区清掃一部事務組合が、清掃工場の整備・管理運営と併せて、共同処理している。

ウ ごみの最終処分については、都が特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合から委託を受けて、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場において埋立処分を行っている。

都は、広域自治体としての立場から、各区が進める総合的なりサイクル・清掃事業や中間処理に関して、必要な技術的支援を行っている。

(2) 多摩地域への支援

多摩地域では、特に最終処分場の確保が清掃事業における最大の課題となっている。多摩地域の25市1町は、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合（現在の東京たま広域資源循環組合）を設立し、日の出町の谷戸沢廃棄物広域処分場へ昭和59年4月からごみの搬入・埋立を行ってきたが、平成9年度に埋立を終了している。その後、平成10年1月からは、同じく日の出町の二ツ塚廃棄物広域処分場にごみを搬入し、埋立処分を行っている。

しかしながら、これに続く最終処分場の確保は極めて厳しい状況にあり、より一層の最終処分量の削減が求められている。このため、都は、平成9年7月に多摩地域の全市町村に対し、焼却灰の全量資源化が可能なエコセメント技術の導入についての提案を行った。これを受けて、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合は焼却灰のエコセメント化施設の整備を進め、平成18年7月から本格稼働させた。これにより焼却灰の有効利用と、最終処分量の大幅な削減が可能となった。

都は、広域自治体としての立場から、多摩地域の市町村が行う廃棄物処理事業やリサイクル事業が円滑に進むよう、市町村や一部事務組合と連携し、支援を行っていく。

(3) 島しょ地域への支援

島しょ地域では、地理的条件や社会的条件から、びん・缶等資源の回収をはじめ、し尿の処理や最終処分場の整備などに多くの課題を抱えている。

平成11年7月から、遮水シート等を有していない島しょ地域の最終処分場では焼却灰の埋立処分ができなくなった。このため、島しょ町村は、平成13年5月に東京都島嶼町村一部事務組合で、管理型最終処分場を大島及び八丈島に整備することとした。平成17年度末に大島管理型最終処分場が、平成24年10月に八丈島管理型最終処分場が完成し、自らの管理型最終処分場を有する小笠原村を除く島しょ町村の焼却灰の共同処理が行われている。

都は、管理型最終処分場建設に対する技術的・財政的支援を行ってきた。

今後も、島しょ町村が行う施設整備などの事業が円滑に進むよう、町村や一部事務組合と連携し、各島の実情を踏まえた支援を行っていく。

(4) 焼却灰溶融スラグの有効利用

区部や多摩地域の一部では、清掃工場から排出する焼却灰を減容化及び安定化し、また、焼却灰を資源化するために溶融固化したスラグを生産している。溶融スラグは、砂の代替材料として土木資材などとしての使用が可能であり、その利用見通しに沿った需要量を確保する必要がある。

都では、「東京都建設リサイクルガイドライン」において、環境物品として位置付け、溶融スラグの利用の推進を図っている。

(5) 財政的支援

ア 廃棄物処理施設整備事業

都は、適正処理、公害防止、広域処理の観点から市町村が行う施設整備に対して、財政的な補助を行っている。

補助対象事業は、①ごみ処理施設、②エコセメント化施設、③廃棄物再生利用施設、④埋立処分地施設、⑤汚泥再生処理センター、⑥コミュニティ・プラントとしている（①、③、⑤、⑥は島しょに限る。）。

なお、国は廃棄物の資源循環の推進や広域処理の観点から、平成17年4月1日から循環型社

会形成推進交付金を制度化している。交付金は、区市町村が5年（最長7年）の期間における一般廃棄物処理全般について計画した循環型社会形成推進地域計画を作成し、環境大臣の承認を受けることが必要である。都は、この計画を作成する区市町村に対して、広域的自治体としての立場から助言・技術的支援を行っている。

イ ごみ減量化推進対策事業

区部や多摩地域に比べごみの減量やリサイクルの施策が遅れている島しょ地域の町村に対し、廃棄物の減量推進や適正処理等の事業を補助対象として補助を行っている。

図表2-3-46 都費補助の実績

| 年 度 | | 30 | 元 | 2 | 3 | 4 |
|---------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|
| 施設整備事業 | 金額(千円) | 33,204 | 0 | 0 | 30,566 | 68,329 |
| | 件数 | 2 | 0 | 0 | 2 | 3 |
| ごみ減量化事業 | 金額(千円) | 8,559 | 7,224 | 1,539 | 6,326 | 4,355 |
| | 件数 | 1 | 2 | 1 | 3 | 3 |

(6) TOKYO海ごみゼロアクション（海岸漂着物対策推進事業）

海岸漂着物の円滑な処理及び発生抑制を図ることを目的とした「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」^(注)（通称：海岸漂着物処理推進法）が平成21年7月に施行された。これにより、海岸管理者等の処理責任が明らかになるとともに、都道府県は海岸漂着物対策を重点的に実施する地域や各主体の役割分担を示した地域計画を策定することとなった。都では、平成25年7月に小笠原諸島における地域計画を、平成26年6月に伊豆諸島における地域計画を策定した。各地域計画に基づく海岸漂着物の円滑な処理を推進していくとともに、海岸を有する地域だけでなく、全ての地域に共通の課題との認識のもと、海ごみについてのショートムービーを作成するなど発生抑制に向けた取組等の普及啓発を行っている。（注）平成30年6月法律名改正

さらに、海洋へのプラスチックごみの流出防止に向け、東京の海ごみ問題を都民に広く啓発し、海ごみや河川ごみの清掃活動への参加につなげる「TOKYO海ごみゼロアクション」を展開している。

また、海ごみやマイクロプラスチックの実態を把握するため、継続的なモニタリング調査を実施していく。

図表2-3-47 海ごみについてのショートムービー



3 一般廃棄物処理施設の設置許可・届出及び維持管理指導、廃棄物再生事業者の登録等

(1) 設置許可・届出

ごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物最終処分場は、一般廃棄物の処理にとって欠くことのできないものであるが、その構造や維持管理によっては生活環境の保全上、重大な問題を引き起こすおそれがある。

このため、一般廃棄物処理施設（※）を設置・変更しようとするときは、中核市である八王子市内の施設を除いて、事業者の場合には都知事の許可、区市町村等の場合には都知事への届出が必要である。

都知事は、事業者からの焼却施設と最終処分場の設置・変更の許可申請があった場合は、当該施設の設置場所及びその内容を告示するとともに、申請書を30日間都民の縦覧に供し、関係住民からの意見の提出を受けることや関係区市町村長及び専門的知識を有する者からの意見聴取を行う。

都は、許可や届出受理に際して、施設の設置及び維持管理に関する計画が法令上の基準に適合しているか、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものかについて審査を行っている。基準に適合していない場合には、許可申請では不許可となり、届出施設では計画の変更又は廃止を命ずることができる。

令和5年4月1日現在の区市町村等設置施設は119施設、事業者等設置施設は68施設である。

- ※① ごみ処理施設：処理能力が1日5t以上（焼却施設にあっては、処理能力1時間当たり200kg以上又は火格子面積2㎡以上）
- ② し尿処理施設：規模に関係なく、全てが対象
- ③ 一般廃棄物最終処分場：規模に関係なく、全てが対象

(2) 維持管理指導

一般廃棄物処理施設の施設管理者は、法令等の基準を遵守することに加えて、申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該施設の維持管理を適正にしなければならない。

なお、焼却施設や最終処分場は、地域の生活環境に対して大きな影響を与える可能性があることから、維持管理に関する点検及び検査等の記録を当該施設に備え置くとともに、生活環境保全上利害関係を有する者の求めに応じて閲覧させなければならない。また、平成23年4月からは、インターネット等を利用した維持管理情報の公開が義務付けられた。

そのほか、平成23年4月からは焼却施設及び最終処分場等の許可施設について、都による定期検査を義務付けられ、都はこれまでの立入検査と併せて施設管理者に対して一般廃棄物処理施設の適正な維持管理が図られるよう指導を行っている。

(3) 廃棄物再生事業者の登録

廃棄物再生事業者の登録制度は、廃棄物の減量化・再生の促進のため、一定の要件を満たした事業場を登録することにより、優良事業者の育成を図るものである。

また、登録を受けた業者に対し、区市町村が必要な協力を求めることができるという法律の枠組みは、区市町村と廃棄物再生事業者との連携・協力体制をつくるものとなる。

この再生事業者登録では、現に事業を行っている要件を満たす事業者の申請により登録を行い、登録後は毎年の実績報告を求めている。

令和5年4月1日現在、都内での登録事業場は303件である。

図表 2-3-48 一般廃棄物処理施設数(令和5年4月現在)

| | | 区市町村等設置施設 119(7) | | | 民間事業者等設置施設 68(3) | | | 合計 |
|------------------|------|---------------------|-------|-----|---------------------|-------|-----|---------|
| | | 区部 | 多摩 | 島しよ | 区部 | 多摩 | 島しよ | |
| 焼却施設 | 稼動中 | 20 | 14(2) | 8 | 3 | 4 | 0 | 57(3) |
| | 建設中 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| | 休止中 | 2 | 2(1) | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| 粗大・不燃・資源化施設 | 稼動中 | 8 | 25(2) | 2 | 33 | 18(2) | 3 | 91(4) |
| | 建設中 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | |
| | 休止中 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| 固形燃料化施設・高速たい肥化施設 | 稼動中 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0(1) | 0 | 3(1) |
| | 建設中 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 休止中 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| パイプライン施設 | 稼動中 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 休止中 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| し尿処理施設 | 稼動中 | 0 | 6(1) | 8 | 3 | 1 | 0 | 18(1) |
| | 建設中 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 休止中 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 最終処分場 | 稼働中 | 2 | 3 | 8 | 0 | 0 | 0 | 15(1) |
| | 建設中 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 休止中 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 埋立終了 | 0 | 2(1) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 焼成・熔融施設 | | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | | 35 | 55(7) | 29 | 41 | 24(3) | 3 | 187(10) |

※（ ）内数値は、八王子市内（平成27年4月1日以降、都から事務を移管）分を外数

4 浄化槽の設置及び維持管理指導

都は、市町村の地域における浄化槽設置及び維持管理指導に関する事務のほか、浄化槽の設置に係る補助、浄化槽保守点検業者の登録・指導等の事務を行っている。

(1) 浄化槽の設置及び維持管理に関する指導

東京都全域における下水道の人口普及率は令和3年度末で約99.6%であり、浄化槽の設置基数は減少傾向にある。

下水道の未普及地域、下水道の整備ができない地域では、台所、洗濯、風呂などの生活排水の処理は浄化槽により行う。中でも、生活排水とし尿を合わせて処理できる合併処理浄化槽の役割が非常に重要になっている。

都では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、昭和61年2月に「東京都生活排水対策指導要綱」を策定し、新規に設置する浄化槽については、原則、合併処理浄化槽とすることを定めた。それと共に、合併処理浄化槽を普及促進するため、昭和61年10月から「東京都合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱」により、公共下水道が当分の間整備されない地域で、合併処理浄化槽設置者に対する補助事業を実施している市町村の整備計画に対し補助金の交付を開始した。

また、平成7年12月に「し尿浄化槽の構造基準」に窒素やりんを除去することができる高度処理浄化槽の構造基準が追加されたことを契機に、平成8年7月から水質汚濁防止法の総量規制に係る指定地域における高度処理浄化槽の設置指導、平成9年4月から同地域における高度処理浄化槽の設置補助事業を開始した。

さらに、平成18年4月から、市町村が浄化槽の設置から管理までを行う「浄化槽市町村整備推進事業」に対しても、市町村の策定する整備計画に基づき、補助事業を開始した。

また、既に設置された浄化槽の維持管理については、法令等に基づき、定期的な保守点検、清掃及び法定検査などを適正に行うよう指導している。

図表2-3-49 浄化槽設置基数

| 区 分 | 区 部 | 多摩地域 | 島しょ地域 | 計 |
|-----|------------|----------------|---------------|-----------------|
| 元年度 | 565 (3) | 11,809 (77) | 5,756 (63) | 18,130 (143) |
| 2年度 | 509 (1) | 11,654 (53) | 5,715 (61) | 17,878 (115) |
| 3年度 | 465 (4) | 11,221 (76) | 5,867 (95) | 17,553 (175) |

(注) () 内は新設基数

図表2-3-50 東京都市町村別合併処理浄化槽設置補助事業の実績

(単位：基)

| | 昭和61～ 平成24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 合 計 |
|-------|-----------------|------|------|------|------|------|------|-----------|-----|-----|-----|--------|
| 八王子市 | 4,600 | 13 | 12 | 7 | 4 | 2 | 1 | 1 | 2 | 5 | 6 | 4,653 |
| 青梅市 | 444 | 5 | 3 | 22 | 35 | 35 | 24 | 14 | 7 | 8 | 7 | 604 |
| 町田市 | 5,776 | 16 | 11 | 8 | 5 | 2 | 5 | 9 | 15 | 15 | 0 | 5,862 |
| 日野市 | 69 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 69 |
| 稲城市 | 71 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 71 |
| あきる野市 | 799 | 10 | 8 | 5 | 9 | 7 | 7 | 9 | 4 | 4 | 4 | 866 |
| 瑞穂町 | 101 | 3 | 6 | 5 | 2 | 1 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 122 |
| 日の出町 | 149 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 149 |
| 奥多摩町 | 795 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 4 | 1 | 3 | 0 | 2 | 811 |
| 檜原村 | 243 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 246 |
| 小計 | 13,047 | 49 | 42 | 49 | 55 | 48 | 45 | 34 | 32 | 33 | 19 | 13,453 |
| 大島町 | 700 | 25 | 24 | 24 | 34 | 17 | 21 | 29 | 17 | 36 | 36 | 963 |
| 神津島村 | 110 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 111 |
| 三宅村 | 356 | 7 | 3 | 1 | 1 | 3 | 5 | 2 | 0 | 6 | 3 | 387 |
| 御蔵島村 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 35 |
| 八丈町 | 536 | 39 | 38 | 36 | 33 | 17 | 25 | 20 | 14 | 20 | 23 | 801 |
| 小笠原村 | 14 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 23 |
| 小計 | 1,746 | 71 | 67 | 62 | 70 | 38 | 54 | 53 | 32 | 63 | 64 | 2,320 |
| 合計 | 14,793 | 120 | 109 | 111 | 125 | 86 | 99 | 87 | 64 | 96 | 83 | 15,773 |

(注) 表中の—は、整備計画が終了したことを示し、0は、整備計画はあるものの実績がなかったことを示す。

(2) 浄化槽保守点検業者の登録・指導

多摩地域（八王子市及び町田市を除く。）及び島しょ地域で浄化槽保守点検業を営もうとする者は、条例により知事の登録を受けなければならない。この保守点検業者の登録には、主として次の事項が要件となっている。

- ア 都内に営業所を置くこと。
- イ 営業所ごとに浄化槽管理士を置くこと。
- ウ 保守点検に必要な器具を備えること。

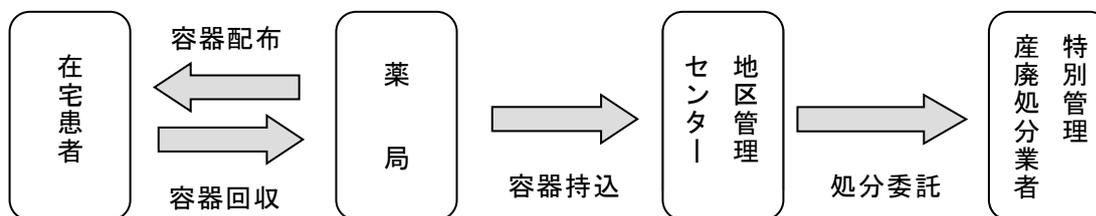
なお、浄化槽法及び東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部が改正され、令和2年4月より、浄化槽保守点検業者は所属する浄化槽管理士に対し研修の機会を確保することが義務付けられた。

都への登録業者数は令和4年度末現在、107業者で、都は登録業者から実績報告書の提出を求めるほか、登録業者の行う保守点検について立入検査を実施し、保守点検が適正に行われるよう指導を行っている。

5 在宅医療廃棄物の適正処理

東京都薬剤師会は、東京都からの働きかけを契機に、針刺し事故防止など都民等の安全確保のため、平成14年度から家庭より排出される医療廃棄物（使用済注射針）の薬局回収を開始し、現在では、23区及び多摩地域の全域で実施している。

図表2-3-51 東京都薬剤師会加盟薬局での回収のフロー図



高齢化社会の進展と医療技術の進歩により、在宅医療は年々増加し、家庭から排出される在宅医療廃棄物は、排出量、種類とも増加しているため、在宅医療廃棄物の適正処理はますます重要となっている。そのため、都は、平成24年12月に「在宅医療廃棄物の適正処理に関する検討会」を設置し、検討を重ねた結果、平成25年11月に検討結果を取りまとめ、公表した。

また、関係団体等との協働的な取組を進めるため、平成25年度から平成29年度まで、関係団体・区市町村との意見交換会を行った。今後も引き続き、関係団体・区市町村と連携して取り組んでいく。

6 災害廃棄物対策

(1) 東日本大震災で発生した災害廃棄物の受入れ

都では、東日本大震災に伴い発生した災害廃棄物の処理を支援し、被災地の早期復興を進めるため、岩手県及び宮城県からの要請に基づき、災害廃棄物の処理を行った。

被災県、東京都及び公益財団法人東京都環境公社（以下「環境公社」という。）は、災害廃棄物の処理に関する協定を締結し、被災地の災害廃棄物を都内に運搬、破碎・焼却等の処理を円滑

に行えるスキームを構築し、都内の産業廃棄物処分業者や区部及び多摩地域の清掃工場で処理を行った。岩手県内からは106,051トン、宮城県内からは61,840トン、計167,891トンを受け入れた。

(2) 大島町における土石流災害で発生した災害廃棄物の受入れ

都は、平成25年10月に発生した大島町での大規模な土石流災害において、災害廃棄物の島外処理・運搬に関し、地方自治法に基づく事務委託を受けた。町、特別区長会及び都との間で、可燃性廃棄物（木くず等）の処理を行うことを合意し、同年12月17日より、島外への搬出を開始した。民間処分業者で受入処理を行うとともに、平成26年1月からは東京二十三区清掃一部事務組合による受入処理も開始し、平成26年12月26日には受け入れた11,536トン全ての処理が完了した。

なお、環境公社が、町に職員を常駐させ、東日本大震災でのノウハウを活用して、災害廃棄物の搬出工程の調整や受入監視業務等の自主事業を行った。

(3) 令和元年台風第19号で発生した災害廃棄物の受入れ

都では、令和元年台風第19号に伴い発生した災害廃棄物の処理を支援し、被災地の廃棄物を早期に処理するため、宮城県からの要請に基づき宮城県大崎市で発生した災害廃棄物の処理を令和2年2月から同年10月まで行った。

特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、大崎市、東京都及び宮城県は、災害廃棄物の処理に関する協定を締結し、被災地の災害廃棄物を都内に運搬し、焼却等の処理を円滑に行えるスキームを構築した。都は、このスキームに基づき、大崎市の稲わらを区部及び多摩地域の清掃工場に受け入れ、約5,800トンの処理を行った。

(4) 災害廃棄物処理計画

平成27年8月に施行された改正廃棄物処理法に基づき、都は、循環計画において災害廃棄物の処理体制の構築を計画目標として掲げている。

そこで、都は「東京都地域防災計画」（平成26年修正）、環境省の「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月）等も踏まえ、「東京都災害廃棄物処理計画」を平成29年6月に策定した。

ア 計画の目的

- (ア) 首都直下地震をはじめとする非常災害に伴い発生した廃棄物の処理体制を確保し、適正に処理することにより、都民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧、復興に資する。さらには、災害を克服した後も、都市の持続性を確保する。
- (イ) 発災後に想定される事態を平常時にあらかじめ想定しておくことによって、発災初動期の混乱を最小限にとどめる。
- (ウ) 今後の都内区市町村における災害廃棄物処理計画の策定や見直しの参考に供するものとする。

イ 計画の基本方針

計画では、被災者となる都民の目線に立って、「安全で安心できる処理」、「復旧、復興に資する処理」、「持続性を確保できる処理」の考え方に即して、7つの基本方針を定めた。

ウ 役割分担の明確化

災害廃棄物処理の実施主体である区市町村と、広域自治体として調整機能を果たす都の役割を明確化し、平常時から災害に備えて連携して対応すべき事項を整理した。

図表2-3-52 区市町村と都の役割分担

| 経過 | | 区市町村 | 都 |
|-----|---------------|--|---|
| 発災前 | 平常時 | <ul style="list-style-type: none"> ・処理計画の策定、見直し ・周辺自治体との共同処理体制の整備 ・実務的な業務手順、様式等の整備 ・仮置場の選定、準備 ・処理施設の強靱（きょうじん）化 ・災害廃棄物対策に係る研修、訓練の実施 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村処理計画の策定支援 ・都外自治体との連携強化、受援内容の整理 ・災害廃棄物対策マニュアル（仮称）整備 ・都が所有するオープンスペースの把握 ・災害廃棄物対策に係る研修、訓練の実施 ・計画の見直し 等 |
| 発災後 | 初動期 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活ごみ、避難所ごみ、し尿処理 ・建物等の損壊物の対応 ・公費解体受付の準備 ・仮置場の設置・運営 ・住民への広報 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・都内における被災状況の集約 ・東京都災害廃棄物対策本部（仮称）の設置 ・受援体制の整備 ・災害廃棄物処理推進計画（仮称）の策定 ・区市町村処理実行計画の策定支援 等 |
| | 応急対策期 | <ul style="list-style-type: none"> ・公費解体の受付、解体工事 ・仮置場の運営 ・国庫補助金対応 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・都外自治体、関係機関からの受援 ・都への事務委託を受けた場合の災害廃棄物処理 等 |
| | 災害復興期 ・復興期 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理実行計画の見直し ・復興資材の有効活用 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理推進計画の見直し ・復興資材の活用 等 |

現行計画の策定から5年が経過し、近年、風水害が増加していることや令和4年5月に首都直下地震の被害想定が見直されたことから、災害廃棄物対策の強化が必要となっている。そのため、令和4年12月16日付けで計画改定を東京都廃棄物審議会に諮問し、令和5年9月ごろの改定計画の策定に向けて議論等を行っている。

エ 受援内容の整理

平常時から、都外自治体、事業者団体・民間事業者、学識経験者からの支援を想定し、各主体の廃棄物処理に係る知識・経験に応じた受援内容を整理した。

オ 発災後に都及び区市町村が備えるべき組織体制

都と区市町村で互いのカウンターパートが明確になるよう、今後、発災時における共通の組織体制を構築し、円滑なコミュニケーションがとれるようにする。

また、計画の実効性を高めるため、訓練や演習の実施、計画の見直しを随時行っていく。

第 9 節 産業廃棄物対策

[資源循環推進部計画課・産業廃棄物対策課]

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び政令で定める20種類の廃棄物をいう。

また、特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性などの、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

産業廃棄物の処理については、その排出事業者に責任がある。

1 産業廃棄物の現状

令和3年度の東京都産業廃棄物実態調査によると、都内から排出された産業廃棄物の排出量は約2,565万トンで、令和2年度に比べ約4.1%増加した。

最終処分量は、令和2年度に比べ約0.2%増加した。

(1) 都内から排出される産業廃棄物の特徴

上下水汚泥は排出量全体の約57%、主に建設業から排出されるがれき類は約22%、建設汚泥は約10%を占め、これらの廃棄物で約89%を占めている。

上下水汚泥は排出量のほとんどが脱水等の中間処理により都内で99%以上減量されている。がれき類は約99%が再利用されており、また、建設汚泥も減量化や再生利用により最終処分量は排出量の約0.2%となっているものの、上下水汚泥と建設汚泥、がれき類で最終処分量の約20%を占めている。

(2) 最終処分量

産業廃棄物は広域的に処理されており、令和3年度に都内で排出された産業廃棄物の最終処分量約40万トンのうち、多くが都外で行われている。

図表2-3-53 産業廃棄物処理・処分状況（令和3年度）

（単位：千トン／年）

| 廃棄物の種類 | 排出量 | 中間処理量 | 減量化量 | 再生利用量 | 最終処分量 |
|-----------|----------|----------|----------|---------|-------|
| 汚泥 | 17,637 | 17,628 | 15,896 | 1,694 | 47 |
| 上下水汚泥 | (14,533) | (14,533) | (14,436) | (61) | (36) |
| 建設汚泥 | (2,626) | (2,623) | (1,136) | (1,486) | (4) |
| その他汚泥 | (477) | (473) | (324) | (147) | (6) |
| がれき類 | 5,682 | 5,668 | 12 | 5,631 | 39 |
| ガラス・陶磁器くず | 730 | 681 | 11 | 629 | 91 |
| 廃プラスチック類 | 309 | 308 | 49 | 234 | 26 |
| 木くず | 368 | 364 | 6 | 360 | 2 |
| その他 | 922 | 762 | 197 | 534 | 191 |
| 合計 | 25,648 | 25,411 | 16,171 | 9,082 | 396 |

（注）各項目量は四捨五入しているため、合算値が合わないことがある。

2 排出事業者・処理業者への指導

排出事業者及び処理業者は、産業廃棄物を保管・運搬・処分するときには、法令で定める基準等を遵守し、適正に処理しなければならない。都では不適正処理を防止するため、その基準等の周知を図るとともに、立入検査等により規制指導を実施している。

なお、産業廃棄物に関する許可・規制は、平成13年度から、区部及び島しょ地域は産業廃棄物対策課で、また多摩地域は多摩環境事務所廃棄物対策課で行っており、これにより地域に密着した対応が可能となっている。

(1) 排出事業者に対する規制指導

ア 立入検査及び立入指導

立入検査及び立入指導は法令に定められた事務であり、特に特別管理産業廃棄物を排出する事業所や、産業廃棄物の処理については付近住民から苦情のあった事業所を中心に実施している。

排出事業者に対しては、主に次の事項について立入検査及び立入指導を行い、事業者処理責任の徹底、減量化・資源化の促進を図っている。

- ・保管、収集・運搬、処分基準等遵守
- ・処理委託基準（委託契約書・産業廃棄物管理票(マニフェスト)に係る法定基準）の遵守
- ・産業廃棄物の管理及び処理体制の整備
- ・減量化・資源化等に関する指導や情報提供 など

また、最近の廃棄物処理法やリサイクル関連法の相次ぐ改正を踏まえ、これらの周知徹底を図ることも重要な業務となっている。

図表2-3-54 産業廃棄物排出事業者指導実績（令和4年度）

| 排出の区分 | 立入検査件数 | 文書による行政指導 | | |
|-----------|--------|-----------|----|----|
| | | 指示 | 警告 | 勧告 |
| 産業廃棄物 | 1,030 | 25 | 0 | 0 |
| 特別管理産業廃棄物 | 1,097 | 2 | 0 | 0 |
| 計 | 2,127 | 27 | 0 | 0 |

イ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置の届出・報告

有害性、感染性、PCB含有など、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する特別管理産業廃棄物を取り扱う事業場は、廃棄物処理法により特別管理産業廃棄物管理責任者の設置を義務付けられているが、都ではその設置及び変更に係る都知事への届出を、要綱により求めている。

ウ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出

平成20年度から、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者は、前年度1年間の管理票の交付状況に関する報告書を都道府県知事に提出することが法令で義務化されており、都では対象事業者からの報告書の受付、集計等の事務を行っている。

(2) 処理業者に対する規制指導

都内における排出事業者の多くは、自らの産業廃棄物を処理業者等に委託して処理している。排出事業者が委託後の産業廃棄物の処理状況を十分に確認しないことが原因で産業廃棄物が不適正に処理される事例も多く、適正処理を目的に処理業者への立入や報告の徴収等を行っている。

ア 立入検査及び立入指導

処理業者の中には、施設や管理体制等に改善を必要とする者や、法令に対する理解や認識が不十分な者、無許可で処理を行う者等がいる。

とりわけ、処理業者による保管積替や中間処理、最終処分において不適正な処理が行われた

場合には、周辺の生活環境に重大な支障を生じるおそれがある。

そこで、都では、これらの産業廃棄物の処理を行う業者について立入検査及び立入指導を行い、違反行為の防止と是正に努めている。

また、付近住民等から苦情があった場合にも迅速な対応に努めている。

図表2-3-55 産業廃棄物処理業者等指導実績（令和4年度）

| 区 分 | 立入検査 件 数 | 文書による行政指導 | | 行 政 処 分 | | | |
|-------|-------------|-----------|----|---------|------|------|------|
| | | 指示 | 警告 | 改善命令 | 措置命令 | 事業停止 | 許可取消 |
| 許可業者 | 411 | 63 | 1 | 0 | 0 | 0 | 23 |
| そ の 他 | 343 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 754 | 75 | 1 | 0 | 0 | 0 | 23 |

イ 処理実績報告の提出

都では、産業廃棄物の収集及び運搬又は処分を業として行う業者に対し、運搬量や処分量等の実績に関し報告書の提出を求めている。

報告書の提出は、平成13年度から法定義務ではなくなったが、都における産業廃棄物の排出及び移動実態を把握し、また、処理業者における自己の処理状況を管理する契機とするために産業廃棄物処理業者の実績報告に係る要綱を定め、報告書の提出を求めている。

(3) 行政処分

廃棄物処理法は、不法投棄などの不適正処理が行われた場合に、都道府県知事が実行行為者や排出事業者に対して原状回復を求める措置命令や、法に違反した処理業者に対して事業許可の取消し、事業停止等の行政処分を行うことを規定している。

近年、排出事業者責任の徹底や罰則の強化等が図られてきており、法の厳格な運用を担保する上から行政処分の厳正な執行がより一層求められている。

都では、処分基準や事務手続を定めた「東京都産業廃棄物処理に係る行政処分要綱」を定め、それを環境局の窓口やホームページで公表するなど、処分の公平性と透明性を確保している。

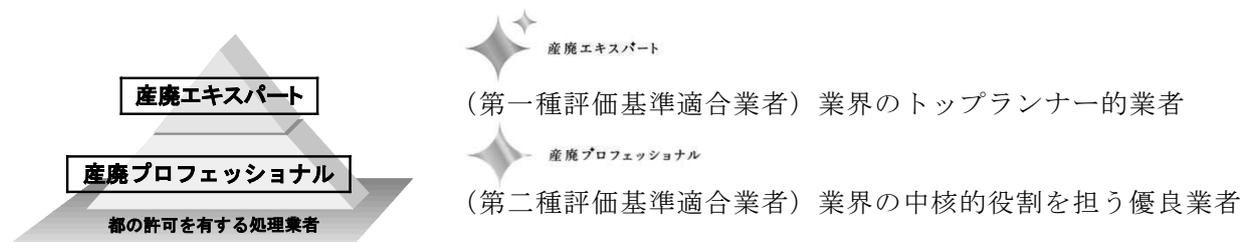
また、処分事実を公表することで、排出事業者及び処理業者の不適正処理の抑止を図っている。

(4) 産業廃棄物処理業者の優良性基準適合認定制度（第三者評価制度）

都は、平成21年10月から、産業廃棄物処理業者の優良性基準適合認定制度（第三者評価制度）を開始した。この制度は、①排出事業者への信頼できる処理業者情報の提供、②優良な処理業者の育成と適正処理の推進、③健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展を目的として、都が指定した第三者評価機関が、産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理・資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を評価・認定する制度である。

産業廃棄物処理業者の事業内容や取組の状況に応じ、2つの基準を設け認定している。

図表2-3-56 産業廃棄物処理業者の第三者評価の仕組み



図表2-3-57 第三者評価制度認定業者数 (令和4年12月20日現在)

| 区 分 | 認定業者数 | 業の区分 | | | |
|-------------|-------|-----------------|--------------------|--------------------|-------|
| | | 専門性 (感染性廃棄物) | 収集運搬 (積替え保管を除く) | 収集運搬 (積替え保管を含む) | 中間処理業 |
| 産廃エキスパート | 156 | 30 | 65 | 86 | 86 |
| 産廃プロフェッショナル | 72 | 18 | 49 | 22 | 20 |
| 計 | 227 | 48 | 114 | 108 | 106 |

(注) 複数の「認定区分」及び「業の区分」の認定を受けている業者があるため、認定業者数の合計は整合しない。

(5) 排出事業者、産業廃棄物処理業者の報告・公表制度

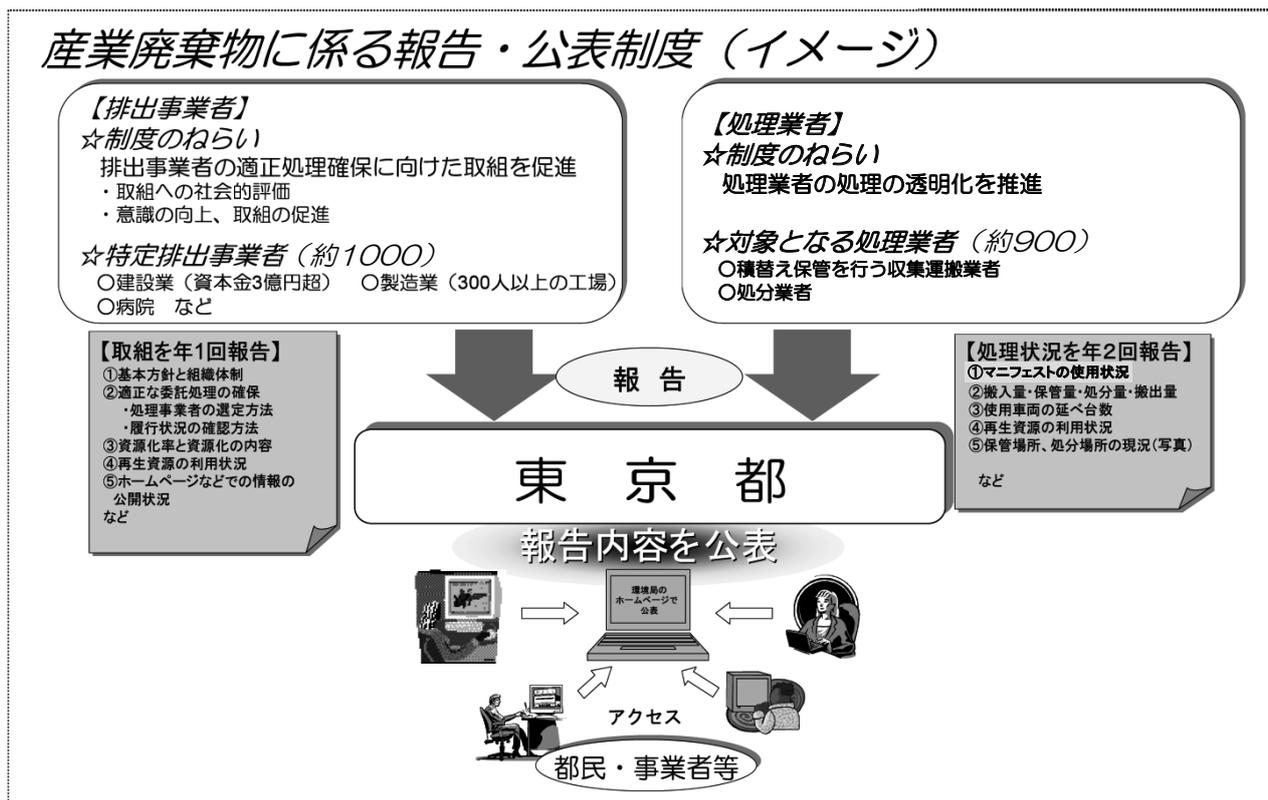
都は、東京都廃棄物審議会答申「産業廃棄物の適正処理の徹底について」(平成16年5月)を受けて、平成17年3月に東京都廃棄物条例を改正し、産業廃棄物の適正処理の徹底に向けて、排出事業者からは適正処理を確保するための取組状況、処理業者からは処理状況などについて報告を求め、これらの報告を、環境局のホームページ上で公表する報告・公表制度を平成17年9月から開始した。

対象となる排出事業者は、建設業(資本金3億円を超える者)、製造業(従業員300人以上の工場)、病院などとし、これらの事業者から産業廃棄物の減量や適正処理の取組事項について、年1回報告を求めている。

また、処理業者については、産業廃棄物収集運搬業者(積替え保管の許可を有する者に限る。)及び処分業者が対象となり、積替え保管を行う場所や処理施設における、産業廃棄物の搬入量、保管量、中間処分量、排出量の実績などについて、年2回の報告を求めている。

報告された内容を、ホームページ上で公表することで、企業の社会的責任の徹底や産業廃棄物処理の透明化を図っている。

図表2-3-58 報告・公表制度のイメージ



(6) 電子マニフェスト普及促進事業

廃棄物の処理の際に、必ず交付する必要がある産業廃棄物管理票（マニフェスト）については、紙による交付に代えて、法に定める情報処理センターを介した電子による交付も認められている。

こうした電子的処理によって、排出事業者による紙の保存や報告が不要になるなど情報管理の合理化に加え、処理業者等への監視指導業務の合理化や不適正処理の原因究明の迅速化に寄与することが可能となる。

このため、都では、関係団体と連携して、都の優良認定事業者を普及アドバイザーとして育成し、電子マニフェストシステムに未加入の事業者に対して加入促進やPR等を実施している。

令和4年度は、アドバイザー16社により延べ639件の周知活動を実施した。

3 産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置許可

(1) 産業廃棄物処理業の許可（廃棄物処理法第14条、第14条の4）

廃棄物処理法の規定により、産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。処理業は産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の4種類に区分される。

許可に当たっては施設に関する基準、申請者の能力に関する基準、その他法令で定める基準に基づき審査を行っている。令和4年度の許可申請件数は、4,371件、変更等の届出件数は、8,137件であった。

図表2-3-59 産業廃棄物処理業の年度別許可申請・届出件数（廃棄物処理法第14条、第14条の4）

| 年度 | 廃棄物の種類 | 許可申請 | | | | 届出 | | | 合計 |
|-------|-----------|-------|-----|-------|-------|-------|-----|-------|--------|
| | | 新規 | 変更 | 更新 | 小計 | 変更 | 廃止 | 小計 | |
| 令和3年度 | 産業廃棄物 | 1,151 | 162 | 2,811 | 4,124 | 7,258 | 92 | 7,350 | 11,474 |
| | 特別管理産業廃棄物 | 50 | 18 | 152 | 220 | 1,138 | 6 | 1,144 | 1,364 |
| | 合計 | 1,201 | 180 | 2,963 | 4,344 | 8,396 | 98 | 8,494 | 12,838 |
| 令和4年度 | 産業廃棄物 | 1,138 | 210 | 2,751 | 4,099 | 6,859 | 133 | 6,992 | 11,091 |
| | 特別管理産業廃棄物 | 57 | 18 | 197 | 272 | 1,138 | 7 | 1,145 | 1,417 |
| | 合計 | 1,195 | 228 | 2,948 | 4,371 | 7,997 | 140 | 8,137 | 12,508 |

令和4年度末における産業廃棄物処理業許可業者数は20,208件であり、前年度末に比べて682件増加している。業の種類別では収集運搬業が圧倒的に多い。

図表2-3-60 産業廃棄物処理業の許可業者件数（廃棄物処理法第14条、第14条の4）

| 業の種類 | | 令和4年度末 | | | 令和3年度末 | | |
|-------|-----------|--------|-----------|--------|--------|-----------|--------|
| | | 産業廃棄物 | 特別管理産業廃棄物 | 合計 | 産業廃棄物 | 特別管理産業廃棄物 | 合計 |
| 収集運搬業 | 積替え保管を除く。 | 18,247 | 1,077 | 19,324 | 17,596 | 1,039 | 18,635 |
| | 積替え保管を含む。 | 493 | 55 | 548 | 490 | 55 | 545 |
| 処分業 | 中間処理業 | 324 | 12 | 336 | 329 | 17 | 346 |
| | 最終処分業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 19,064 | 1,144 | 20,208 | 18,415 | 1,111 | 19,526 |

図表2-3-61 特別管理産業廃棄物の種類別許可業者件数

| 特別管理産業廃棄物の種類 | 令和4年度末 | | | 令和3年度末 | | | |
|-----------------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|-----|
| | 収集運搬業 | 処分業 | 合計 | 収集運搬業 | 処分業 | 合計 | |
| 廃油（引火点70℃未満） | 775 | 5 | 780 | 723 | 4 | 727 | |
| 廃酸（pH2.0以下） | 762 | 6 | 768 | 724 | 7 | 731 | |
| 廃アルカリ（pH12.5以上） | 722 | 8 | 730 | 680 | 9 | 689 | |
| 感染性産業廃棄物 | 314 | 6 | 320 | 297 | 7 | 304 | |
| 特定有害産業廃棄物 | 廃石綿等 | 535 | 0 | 535 | 487 | 0 | 487 |
| | その他 | 492 | 4 | 496 | 462 | 6 | 468 |
| 合計 | 3,600 | 29 | 3,629 | 3,373 | 33 | 3,406 | |

（注）複数の種類の特別管理産業廃棄物の許可を持つ事業者がいるため前表の数値とは一致しない。

（2）産業廃棄物処理施設の設置許可（廃棄物処理法第15条）

法令で定める産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、生活環境影響調査を実施した上で知事に対して許可を申請することになっている。加えて、焼却施設、最終処分場、ポリ塩化ビフェニル処理施設及び廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設を設置する場合には、告示・縦覧とともに、関係区市町村、利害関係者及び専門家からの意見聴取が必要となっている。

許可に当たっては法令で定める技術上の基準、生活環境保全への配慮等について審査を行うとともに、許可施設の使用に際して知事による使用前検査が義務付けられている。

令和4年度末における産業廃棄物処理施設数は278件である。なお、令和4年度の許可申請件数は2件、既存の施設に関する変更等の届出件数は97件であった。

図表2-3-62 産業廃棄物処理施設設置数（廃棄物処理法第15条）（令和4年度末）

| 処理施設の種類 | | 設置数 |
|---------|--|-----|
| 中間処理施設 | 1 汚泥の脱水施設 | 68 |
| | 2 汚泥の乾燥施設 | 3 |
| | 3 汚泥の焼却施設 | 4 |
| | 4 廃油の油水分離施設 | 4 |
| | 5 廃油の焼却施設 | 2 |
| | 6 廃酸又は廃アルカリの中和施設 | 1 |
| | 7 廃プラスチック類の破碎施設 | 40 |
| | 8 廃プラスチック類の焼却施設 | 8 |
| | 9 木くず又ははがれき類の破碎施設 | 131 |
| | 10 金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設 | 0 |
| | 11 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設 | 0 |
| | 12 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 | 2 |
| | 13 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設 | 0 |
| | 14 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設 | 0 |
| | 15 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 | 1 |
| | 16 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設 | 1 |
| | 17 産業廃棄物の焼却施設（3、5、8及び14を除く。） | 11 |
| 最終処分場 | 遮断型埋立処分場 | 0 |
| | 安定型埋立処分場 | 0 |
| | 管理型埋立処分場 | 2 |
| 合計 | | 278 |

（注）一つの処理施設が複数の種類の施設に該当する場合、それぞれの種類の施設に設置数を計上している。

図表2-3-63 産業廃棄物処理施設の設置許可申請・届出件数（廃棄物処理法第15条）

| 年度 | 許可申請 | | | | 届出 | | | 合計 |
|-------|------|----|--------|----|----|----|----|----|
| | 新規 | 変更 | 譲受・借受等 | 小計 | 変更 | 廃止 | 小計 | |
| 令和3年度 | 3 | 0 | 0 | 3 | 73 | 1 | 74 | 77 |
| 令和4年度 | 2 | 0 | 0 | 2 | 92 | 5 | 97 | 99 |

4 不法投棄・不適正処理対策

都は、平成14年度から、警視庁の派遣職員を含めた産廃Gメンを組織し、不法投棄など不適正処理の防止と早期発見、取締り等の強化に努めている。

(1) 広域連携

産業廃棄物の不適正処理は広域化、悪質・巧妙化していることから、都は、平成12年11月近隣の20県市に呼び掛けて「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」（通称名：産廃スクラム21）を設け、産業廃棄物の広域移動に伴う不適正処理の未然防止に向けた監視体制を充実した。

現在、協議会への参加自治体は37に増え、「産廃スクラム37」として年1回全体会議を開催し

ている。その中で各自治体が産業廃棄物の不適正処理等の具体的な解決事例の報告を行うなど、自治体間での情報の共有化に努めている。

また、「産廃スクラム37」の参加自治体の統一した取組として、不法投棄撲滅強化月間を設定し、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査等を実施している。さらに、取締り強化のための取組として、平成21年3月に一般社団法人東京路線トラック協会（現一般社団法人全国物流ネットワーク協会）との間で、「廃棄物の不法投棄に係る情報提供に関する協定」を締結し、参加自治体に直接通報する仕組みを作り不法投棄防止を図っている。

(2) 建物解体工事の現場指導

産業廃棄物の不法投棄件数の約8割を、建物解体工事等から発生する建設系廃棄物が占めている。

このため、従来の広域的な不適正処理の規制監視などと併せて、平成19年度から廃棄物の発生源に遡って、建物解体工事を対象に、廃棄物の分別や保管、処分先などについての現場指導を実施している。

(3) 廃家電等の不適正処理・違法輸出の防止

廃家電等には、金属等の貴重な資源が多く含まれている一方、有害物質やフロン類を含むものもあることから、粗雑な処理が行われた場合、環境汚染の原因となりかねない。こうした中、廃家電等が違法に収集され、有害物質等が除去されないままスクラップとして海外に輸出される事例が発生しており、国内外での環境汚染の原因となることが懸念されている。

このため、平成27年度から、資源の有効活用と環境負荷の低減のため、違法な収集を行う不用品回収業者や不適正な処理を行う金属スクラップ業者等への立入指導を強化し、違法な処理の撲滅に向けて取り組むとともに、有害使用済機器の保管等を行っている事業者に対し、届出及び適正処理に係る指導を行うことで、資源循環の適正化を図り、健全なりサイクル事業を促進している。

5 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、化学的に安定している、絶縁性が良い、などの性質を有する物質で、変圧器及びコンデンサー用の絶縁油等、幅広い分野で使用されてきたが、その毒性が問題となり、昭和47年以降、その製造や輸入等が禁止となった。

その後、PCB廃棄物の処理体制の整備が著しく停滞していたことから、処分がなされないまま、各事業所において長期にわたり保管が行われてきたが、PCB廃棄物の紛失や不適正処分等、環境汚染の進行が懸念される状況となっていた。

このような状況において、平成13年7月、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）が制定された。その後、国は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用して、全国5か所に拠点的な広域PCB廃棄物処理施設を整備し、主として埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県でPCB廃棄物を処理するJESCO東京PCB処理事業所においては、平成17年11月から、化学的分解法による無害化処理が開始された。

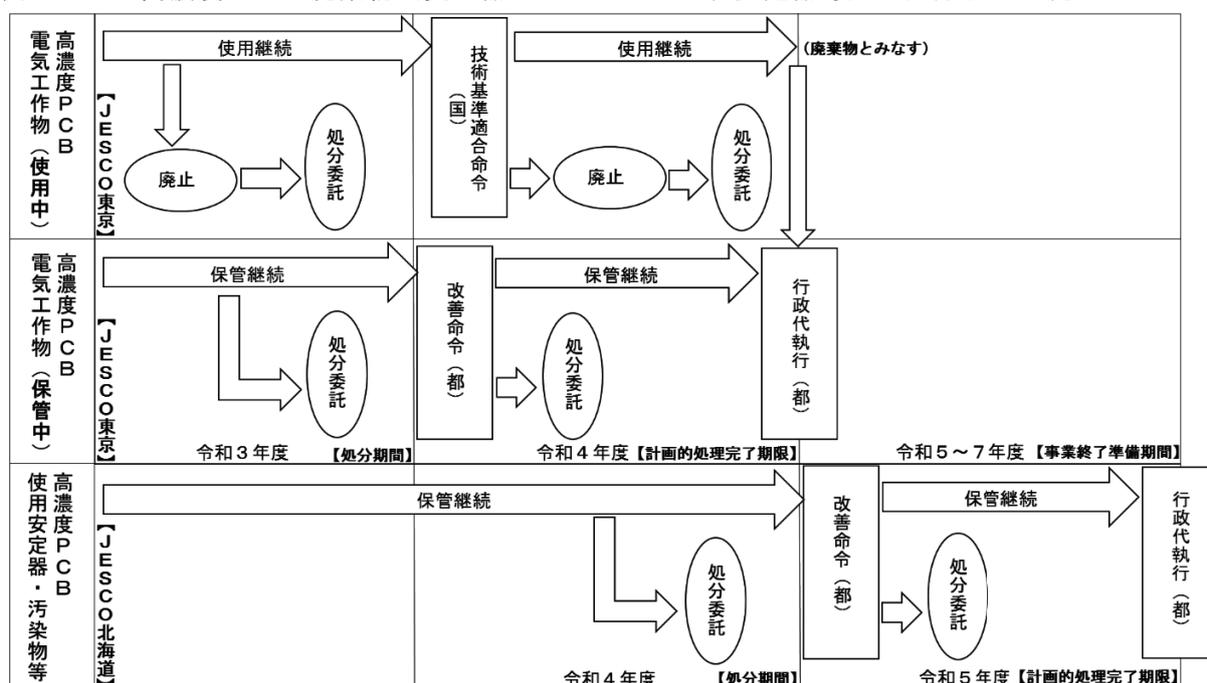
しかし、処理開始後に明らかとなった様々な課題への対応等により、当初予定していた平成28年7月までの処分完了が困難な状況となったため、平成24年12月にPCB特別措置法施行令が改正され、PCB廃棄物は令和9年3月31日までに処分完了することとなった。

平成26年6月には、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画が変更され、JESCO東京PCB処理事業所の事業終了の期限は令和8年3月31日までとなり、同事業所で処理できない安定器及び汚染物等についてはJESCO北海道PCB処理事業所で処理するなど、JESCO5事業所での相互補完により処理が促進されることとなった。

平成28年5月には、処理期限内の処理完了は決して容易ではないことから、PCB特別措置法が改正され、高濃度PCB廃棄物の処分の義務付けや都道府県等による事業者への報告徴収や立入検査権限の強化等が定められた。

この改正により、都内の高濃度PCB廃棄物の処分期間は、変圧器・コンデンサー等は令和4年3月31日まで、安定器・PCB汚染物等は令和5年3月31日までとなった。加えて、電気事業法の省令も改正され、使用中の高濃度PCB電気機器についても、処分期間内に使用を終えることが義務付けられた。

図表2-3-64 高濃度PCB廃棄物（変圧器・コンデンサー、安定器等）の処分までの流れ



一方、現在、実施されているPCB含有塗膜の調査が進捗することにより、今後、処理対象の塗膜の量が増加する可能性があること、また、近年PCBを使用した感圧複写紙や汚泥の存在が新たに発覚した事例があることから、令和元年12月にPCB特別措置法の関係法令が改正され、PCB濃度5,000mg/kgを超え100,000mg/kg以下の可燃性の汚染物等については、低濃度PCB廃棄物となり無害化処理認定制度の対象とされ、処分期間は令和9年3月31日までとなった。

(1) 適正管理指導

廃棄物処理法では、PCBを含む廃棄物は「特別管理産業廃棄物」とされており、事業者は「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任し、厳格な管理をすることが義務付けられている。

また、PCB特別措置法では、PCB廃棄物を保管している事業者が毎年度、保管の状況を届け出ることや、都知事がPCB廃棄物の保管状況を公表することとなっている。

都は、PCB廃棄物の紛失などによる環境汚染の未然防止に向けて、使用中のPCB製品についても適正に管理していくため、「東京都PCB適正管理指導要綱」を策定し、使用中のPCB製品の届出等、PCBの適正管理に必要な手続を定め指導の徹底を図っている。

また、平成14年にPCBを使用していないはずの電気機器中の絶縁油から微量のPCBが検出された事例があったことから、PCB汚染の可能性が否定できない電気機器については、絶縁油点検又は使用終了時に検査機関でPCB濃度を分析し、その結果、0.5mg/kgを超えるPCBが検出された場合は、特別管理産業廃棄物保管基準を遵守し、適正保管を行うよう求めている。

このため、都では、平成22年度から、中小企業者等を対象にPCB分析経費の一部を補助する制度を創設し、微量PCB混入廃電気機器の早期把握や適正管理の促進を図っている。

これら微量のPCBで汚染された廃棄物については、環境大臣が認定した処理施設等で処理が進められているが、都では、平成23年度から中小企業者等を対象にその処理費用についても一部補助を実施している。

さらに、平成26年度からは処理の一層の促進のため、微量PCB絶縁油が入った変圧器等電気機器の処理費について助成限度額を引き上げた。

高濃度PCB廃棄物についてはJESCOで処理が行われており、中小企業者等が処分をする場合にあっては、国と都道府県とが出えんして造成された基金により、その処理料金が軽減される措置が講じられている。

また、平成27年度からは、未届のPCB廃棄物・使用製品を網羅的に把握するため、環境省通知に基づく掘り起こし調査の実施や、PCBを使用した照明用安定器の掘り起こし調査を令和元年度から実施するなど、処分期間内のPCB廃棄物処理の促進を図ってきた。

(2) 都内の保管・使用状況

都内の保管・使用状況は、次表のとおりとなっている。届出事業所数は、4,300事業所である。

図表2-3-65 都内におけるPCB廃棄物の保管及び使用状況（令和4年3月）

| 機器種別 | 保管量 | | 使用中の量 | |
|-----------------|------------|------------|---------|---------|
| | 令和4年3月 | 令和3年3月 | 令和4年3月 | 令和3年3月 |
| 高圧変圧器 | — | 61 台 | — | 5 台 |
| 高圧コンデンサー | 183 台 | 1,234 台 | 4 台 | 115 台 |
| PCB油 | 12,256 ℓ | 13,984 ℓ | — | — |
| リアクトル | — | 8 台 | — | — |
| 放電コイル | — | — | — | — |
| 照明用安定器 | 19万個 | 31万個 | 1,988 個 | 4,119 個 |
| その他小型機器 | 6.6万個 | 8万個 | 5 個 | 25 個 |
| 柱上変圧器 | 3,660 台 | 3,870 台 | 205 台 | 305 台 |
| 柱上変圧器油 | 51,681 ℓ | 4,262 ℓ | — | — |
| 微量PCB混入高圧変圧器 | 1,283 台 | 1,713 台 | 3,507 台 | 3,889 台 |
| 微量PCB混入高圧コンデンサー | 3,118 台 | 4,335 台 | 388 台 | 416 台 |
| 微量PCB混入油 | 21,206 ℓ | 61,544 ℓ | — | — |
| 感圧複写紙 | 23,382 kg | 48,055 kg | — | — |
| PCB汚染物 | 783,423 kg | 916,745 kg | — | — |
| ウェス | 76,915 kg | 135,934 kg | — | — |

※本表は、PCB特別措置法に基づく令和3年度中の保管状況の届出を集計したものであり、令和5年度現在の実際の保管状況とは相違がある。

6 アスベスト廃棄物対策

(1) アスベスト廃棄物の適正処理

アスベストは、生産量のおよそ9割が建築物に使用されていた。建築物の解体・改修時に発生するアスベスト廃棄物については、空気中に飛散することがないように適正な処理が求められる。都では、廃棄物処理法のほか「建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄

物の適正処理に関する指導指針」に基づき、排出事業者に対しアスベスト廃棄物の適正処理を指導している。

図表2-3-66 アスベスト廃棄物の適正処理の流れ

| 廃石綿等（飛散性） | 石綿含有産業廃棄物（非飛散性） |
|---|--|
| ○事前に特別管理産業廃棄物（廃石綿等）収集運搬業者・処分業者と契約を締結する。 | ○事前に産業廃棄物収集運搬業者・処分業者と契約を締結する。 |
| ↓ | ↓ |
| ○労働安全衛生法令、大気汚染防止法令等に基づき適正に除去する。 | ○飛散防止幕の設置、湿潤化をしながら、原則手作業で原型のまま撤去する。 |
| ↓ | ↓ |
| ○固型化、薬剤による安定化等を行い、二重袋に入れ運搬まで厳重に保管 | ○シート掛け、袋詰め等の措置を行い運搬まで厳重に保管 |
| ○他の廃棄物と分別する。 | ○他の廃棄物と分別する。 |
| ○廃石綿等であることを表示 | ○石綿含有産業廃棄物であることを表示 |
| ↓ | ↓ |
| ○管理型処分場へ直接運搬し、埋立処分（又は熔融施設で熔融処理） | ○最終処分場（安定型又は管理型）へ直接運搬し、埋立処分（又は熔融施設で熔融処理） ※破碎処理の原則禁止 |

(2) 飛散性アスベスト廃棄物適正処理確認の取組

都では、「東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱」に基づき、排出事業者に対し「特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書」と「廃石綿等処理計画書」の提出を求め、飛散性アスベスト廃棄物の適正処理を確認している。

(3) 飛散性アスベスト廃棄物の埋立処分場での受入れ

都内の解体工事等から排出される飛散性アスベスト廃棄物（廃石綿等）については、解体業者や建設業者等の事業者による適正処理を進めるため、平成18年2月から当面の措置として、都の埋立処分場で受け入れている。

受入条件等は「7 都の埋立処分場への産業廃棄物の受入れ」を参照のこと。

7 都の埋立処分場への産業廃棄物の受入れ

都では、昭和53年4月から中小事業者が排出した産業廃棄物を都の埋立処分場に受け入れている。搬入に当たって排出事業者は事前に搬入申請をする必要がある。都では、事業所の規模、産業廃棄物の種類等に関する受入基準を設けており、基準を満たすものに限り受け入れることとしている。

図表2-3-67 東京都による産業廃棄物の受入れ

ア 受入対象事業者

産業廃棄物を排出する事業場を都内に有する会社又は個人で、次のいずれかの要件を備える者を受入対象者としている。

| 区 分 | 小売業 | サービス業 | 卸売業 | 製造業・建設業その他 |
|-------------|-----------|--------|--------|------------|
| 資本金の額又は出資総額 | 5,000万円以下 | | 1億円以下 | 3億円以下 |
| 常時使用する従業員の数 | 50人以下 | 100人以下 | 100人以下 | 300人以下 |

(注) その他上記の者から中間処理の委託を受ける都内に中間処理施設を有する産業廃棄物処分業者や、行政機関・公益法人も対象となる。

イ 産業廃棄物の種類及び処理手数料等

| 産業廃棄物の種類 | 処理手数料 | 受入計画量 | 受入実績量 |
|---|-----------------|-------------------------------|--|
| 汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい（分析対象品目） | 1 kgにつき 10円 | 年量 (令和5年度) 80,000 t | 令和3年度 12,338 t 令和4年度 13,914 t |
| 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくずで中間処理済みのもの | 1 kgにつき 9.5円 | | |
| 廃石綿等 （受入条件） 廃石綿等をセメント固化し、十分な強度を有するプラスチック袋で二重に梱（こん）包したもの | | | |

第 10 節 廃棄物の最終処分

[資源循環推進部一般廃棄物対策課]

都は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場において、23区及び東京二十三区清掃一部事務組合から委託を受けた廃棄物や都内の中小事業者が排出する産業廃棄物等の埋立処分を行っている。

1 中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場

中央防波堤外側埋立処分場は、昭和52年10月から埋立を開始し、令和4年度末現在、約5,536万トン埋立処分している。

新海面処分場は、全体で480haであるが、廃棄物処理法に基づく廃棄物の埋立を行う面積は、AブロックからEブロックまでの319haである。Aブロックについては、平成10年12月24日から埋立処分を開始し、平成15年末をもって埋立処分を終了している。Bブロックについては、平成15年2月24日から埋立処分を開始している。新海面処分場には、令和4年度末現在、約943万トン埋立処分している。

この新海面処分場が東京港内最後の処分場となると考えられることから、今後は、貴重な最終処分場としてできる限り長期間有効利用していくことが重要である。

2 廃棄物等の埋立処分計画

埋立処分場の計画的使用とその延命化を目的として、廃棄物等の埋立処分計画を策定している。

計画の期間は、令和4年度から令和18年度までの15年間で、令和8年度までの5年間については年度ごとに定め、その後の10年間については5年間分をまとめて計画している。

計画期間における種類別受入量は、23区の一般廃棄物は161万 m^3 、都内中小事業者の産業廃棄物は120万 m^3 、水道・下水道などからの都市施設廃棄物は212万 m^3 で、これに覆土材等を加えて、廃棄物系の合計は592万 m^3 である。

また、しゅんせつ土及び建設発生土の土砂系の合計は1,765万 m^3 であり、廃棄物系及び土砂系の埋立総量は2,357万 m^3 である。

なお、埋立処分計画はおおむね5年ごとに見直していくこととしている。

図表2-3-68 廃棄物埋立処分量の推移

(単位：万トン)

| 廃棄物の種類 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 備 考 |
|---------|------|------|------|---------------------------------|
| 一般廃棄物 | 24.7 | 22.0 | 22.0 | 23区から発生したごみの焼却灰及び中間処理された不燃物等 |
| 都市施設廃棄物 | 9.2 | 6.7 | 7.3 | 下水汚泥、上水スラッジ等 |
| 産業廃棄物 | 1.6 | 1.2 | 1.4 | 都内中小事業者が排出する産業廃棄物 (187ページ参照) |
| 計 | 35.5 | 29.9 | 30.7 | |

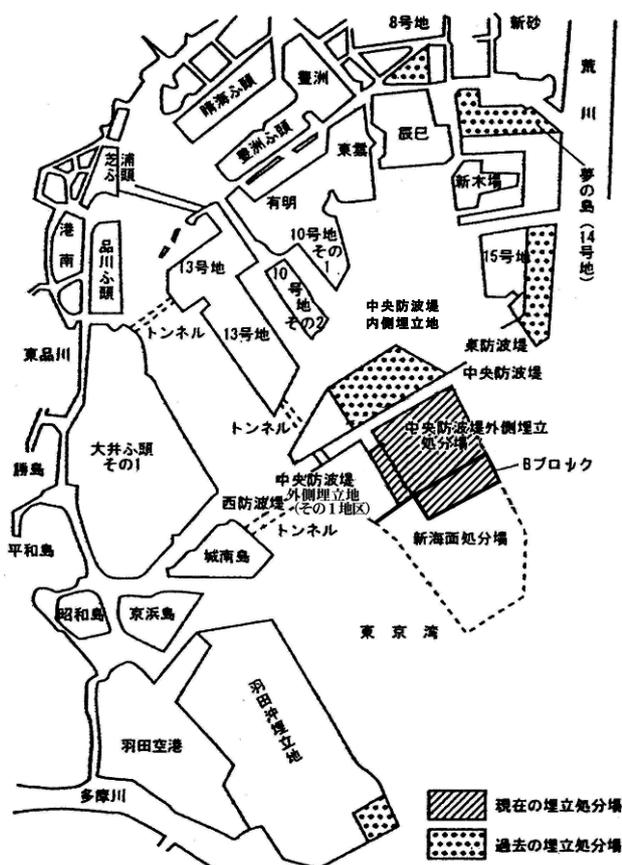
(注) 各項目量は四捨五入しているため、合計値が合わないことがある。

図表2-3-69 廃棄物埋立処分場の変遷

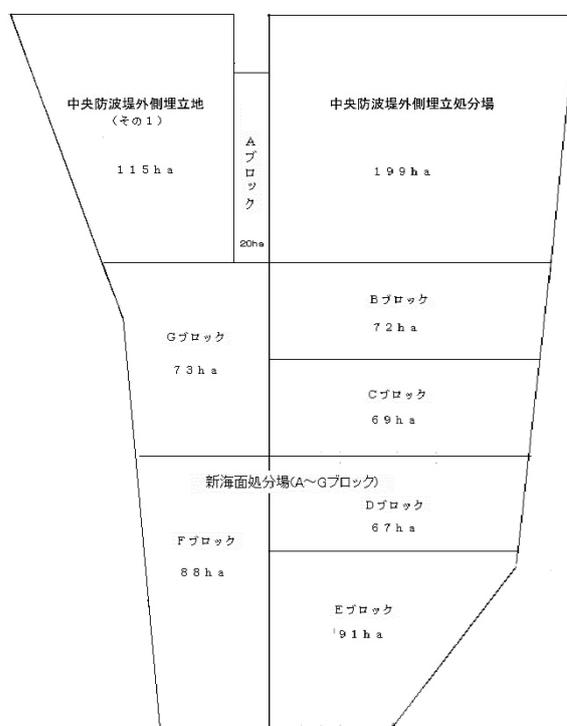
| 名 称 | 埋立面積 (ha) | 埋立開始 | 埋立終了 | 埋立処分量(万トン) |
|------------|-----------|----------|----------|------------|
| 8号地 (潮見) | 36 | 昭和2年 | 昭和37年12月 | 371 |
| 14号地 (夢の島) | 45 | 昭和32年12月 | 昭和42年3月 | 1,034 |
| 15号地 (若洲) | 71 | 昭和40年11月 | 昭和49年5月 | 1,844 |
| 中央防波堤内側 | 78 | 昭和48年12月 | 昭和62年3月 | 1,230 |
| 羽田沖 | 12 | 昭和59年4月 | 平成3年11月 | 168 |
| 中央防波堤外側 | 199 | 昭和52年10月 | — | (5,536) |
| 新海面処分場 | 319 | 平成10年12月 | — | (943) |

(注) 中央防波堤外側及び新海面処分場の埋立処分量は、令和4年度末現在の量である。

図表2-3-70 埋立処分場位置図



図表2-3-71 中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場



3 処分場における環境対策

埋立処分場の管理・運営に当たっては、廃棄物処理法等関連法規を遵守するとともに、施設の配置、作業管理面等で十分な配慮を行っている。

ごみ埋立処分に当たっては、ごみの飛散等による周辺環境への影響を防ぐため、ごみ層3mごとに50cmの覆土をする方式で行い、ごみの飛散防止を図っている。さらに、処分場内の搬入路の清掃、散水などにより、処分場の環境保全に努めている。

現在、都の処分場では東京都下水道局との協定に基づき、ごみの中を通過し汚水となった浸出水（令和4年度実績で日量平均7,220m³）を排水処理場で下水排除基準以下に処理した後、下水道に放流している。

処分場の浸出水は、埋め立てた廃棄物の種類、埋立期間、降雨量等の影響を受け、その水質が大きく変化するため、日常的な水質測定を行い、適正な排水処理に努めている。

図表2-3-72 排水処理場

| 施設名 | 処理能力（日量） | 稼動年月 | 処理方法 |
|---------|----------------------|----------|------------|
| 第一排水処理場 | 4,500m ³ | 昭和54年11月 | 生物処理・凝集沈殿法 |
| 第三排水処理場 | 11,500m ³ | 平成9年6月 | 脱窒素・凝集沈殿法 |

（注）処理対象処分場等の面積 440ha

図表2-3-73 排水処理場における下水放流水測定結果（令和4年度）（単位：mg/L（pHを除く。））

| 主な測定項目 | pH | BOD | COD | SS | カドミウム | 鉛 | クロム | 銅 | 亜鉛 | 窒素総量 |
|-----------|---------|-----|-----|-----|--------|-------|------|------|------|------|
| 下水排除基準等 | 5～9 | 600 | 150 | 600 | 0.03 | 0.1 | 2 | 3 | 2 | 120 |
| 下水放流水測定結果 | 7.0～8.0 | 8 | 51 | 3 | <0.001 | <0.01 | 0.02 | 0.04 | 0.04 | 15 |

（注）下水放流水測定結果は、平均値（pHのみ範囲）を示す。

図表2-3-74 ダイオキシン類測定結果（令和4年度）

| | 濃度 | 基準値※) | 単位 |
|-------|---------------|-------|----------|
| 下水放流水 | 0.0014～0.0016 | 10 | pg-TEQ/L |

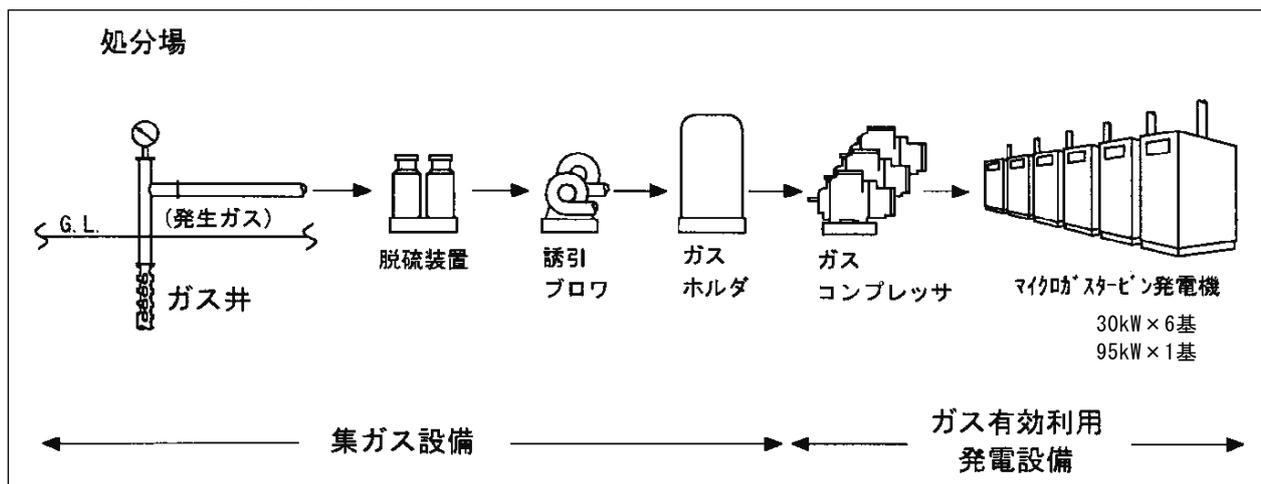
※)維持管理計画に基づく自主規制値

処分場では、埋立処分されたごみが分解される過程でメタン等のガスが発生するため、処分場の安定化及び火災防止を目的として、約60m間隔に鋼製パイプを設置し、ガスが速やかに放散するようにしている。

昭和62年1月からは、発生したメタンガスの一部を回収し、ガス有効利用施設において発電を行ってきた。東京2020大会に伴う処分場周辺の各種整備工事により、平成29年1月から一時的に発電を休止していたが、令和3年度末から運転を再開している。

発電された電力は、埋立処分場内の各施設で消費する電力の一部として活用している。

図表2-3-75 ガス有効利用フロー図



4 埋立処分場見学会

埋立処分場を管理・運営している東京都廃棄物埋立管理事務所では、都民・学生・事業者を対象とした施設見学会を開催するなど、環境学習の機会を提供している。

図表2-3-76 見学者実績（令和4年度）

| 対象 | 件数（件） | 人員（人） |
|--------|-------|--------|
| 一般都民 | 30 | 876 |
| 小・中学校 | 289 | 18,553 |
| 高校・大学生 | 6 | 127 |
| 官公庁・議会 | 15 | 293 |
| 外国人 | 13 | 139 |
| 企業 | 1 | 11 |
| 報道・取材 | 1 | 1 |
| 合計 | 355 | 20,000 |

5 埋立処分場の施設整備

埋立処分場には、合同庁舎や排水処理場、浸出水集導施設、調整池など、埋立処分場の維持管理に必要な施設が整備されており、埋立の進捗による処分場の沖合展開に向けて、必要な施設の改修や整備を行っている。

第4章

政策の実効性を高める横断的・総合的施策

第1節 広域的な共通課題の取組

- 1 広域連携会議
- 2 区市町村との連携による取組の促進

第2節 都民・NPO・企業などとの連携

- 1 環境学習の推進
- 2 東京都地球温暖化防止活動推進センター
- 3 国際環境協力の推進
- 4 ICAP（国際炭素行動パートナーシップ）での活動
- 5 企業等と連携した取組

第3節 広報・広聴

- 1 広報・情報提供の推進
- 2 広聴・公害紛争処理

第4節 環境に関する調査・研究

- 1 東京都環境科学研究所の概要
- 2 研究所において行う研究テーマ等

第5節 環境影響評価

- 1 環境影響評価制度

第 4 章 政策の実効性を高める横断的・総合的施策

第 1 節 広域的な共通課題の取組

[総務部環境政策課]

1 広域連携会議

今日の環境問題は、他の大都市や道府県においても共通な課題であり、広域的な対応が求められている。そこで、各種環境保全施策の効率性及び実効性をより高めるため、九都県市首脳会議環境問題対策委員会をはじめとした他の都市や道府県との広域連携会議において、共通課題についての協議及び共同研究並びに国等への働き掛けなど共同の取組を進めている。

図表2-4-1 主な広域連携会議一覧

| 名 称 | 構 成 |
|---------------------------------|---|
| 九都県市首脳会議環境問題対策委員会 (平成元年設置) | 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、 千葉市、さいたま市、相模原市 |
| 九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会 (昭和61年設置) | 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、 千葉市、さいたま市、相模原市 |
| 大都市環境保全主管局長会議 (昭和44年設置) | 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、 横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、 京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州 市、福岡市、熊本市 |
| 大都市清掃事業協議会 (昭和53年設置) | 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、特別区、東京都、 川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、 名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島 市、北九州市、福岡市、熊本市 |

2 区市町村との連携による取組の促進

環境政策の一層の推進を図るためには、地域の実情に精通している区市町村との連携を一層強化していくことが重要である。

そこで、都は、都内の区市町村が実施する地域の多様な主体との連携や、地域特性・地域資源の活用等、地域の実情に即した取組のうち、東京の広域的環境課題の解決に資するものに対して、必要な財政的支援を実施するため、平成26年度から令和5年度までを事業期間として「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」を創設し、都と区市町村が一体となった取組の促進を図っている。

図表 2-4-2 区市町村との連携による地域環境力活性化事業の概要(補助事業費 令和5年度5億円)

| 補助事業の種類 | 補助額 |
|--|------------|
| <p>1 広域的環境課題対策分野(21事業) 省エネルギー対策、生物多様性の保全及び資源循環の推進など、広域的な課題に対する区市町村の取組を支援し、都内全域に拡大していく事業</p> | 補助対象経費の1/2 |
| <p>2 地域環境創出分野(9事業) 再生可能エネルギーの利用促進や生態系の保全など、地域特性や地域資源を積極的に活用する区市町村の取組を促進し、東京の環境の魅力を高めていく事業</p> | |
| <p>3 先駆的取組推進分野(7事業) 2050年までにCO₂排出実質ゼロを達成するための計画の策定促進など、区市町村の先駆的な取組をモデル事業として推進し、将来的な広域展開を図っていく事業</p> | |

第 2 節 都民・NPO・企業などとの連携

1 環境学習の推進

[総務部環境政策課]

区市町村教育委員会、都教育庁と連携し、企業などが提供する優れた環境教育プログラムを積極的に小中学校へ紹介し、総合学習などにおける利用の促進を図っている。

平成20年度からは、都教育庁やNPO法人と連携し、全公立小学校の教員が環境教育の研修を受講できる機会を提供するとともに、私立学校にも積極的な参加を呼びかけ、実践的な環境学習プログラムを習得したリーダーを育成することにより、学校における環境教育の充実を図っている。

また、平成21年度から、中央防波堤内側埋立地の環境局庁舎内に、ごみ問題だけでなく地球温暖化など幅広い環境問題について学習できるよう、環境学習ホールをはじめとする展示施設（令和5年秋頃より改修工事予定）を開設するとともに、平成22年度からは、全ての都民が環境問題への理解を深め、環境に配慮した行動を取れるよう環境学習講座を開講している。

さらに、平成28年度には、子供をはじめとする全ての人々が水素エネルギーの社会的意義、将来像、安全性等について正しく学び、知識を習得できる施設として水素情報館「東京スイソミル」を開設したほか、学校教育と連携した環境学習にも取り組んでいる。

2 東京都地球温暖化防止活動推進センター

[気候変動対策部計画課]

都内のCO₂の排出量を確実に削減していくためには、それまで取組が十分ではなかった中小規模事業所及び家庭における対策の強化が必要であることから、都は、平成20年2月、財団法人東京都環境整備公社（現在の公益財団法人東京都環境公社）を「東京都地球温暖化防止活動推進センター」に指定した。

地域地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第38条第1項の規定に基づき、地球温暖化防止活動の促進を目的とする一般社団法人・一般財団法人等の中から、知事等が、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一団体に限って指定することができるものである。

東京都地球温暖化防止活動推進センターでは、中小規模事業所や家庭における地球温暖化対策の拠点として、都や区市町村・国などと連携した事業を展開している。具体的には、地球温暖化対策報告書制度の運用のほか、家庭向け省エネ講師派遣や地域における地球温暖化防止活動をサポートするための普及啓発とともに、創エネルギー機器や水素エネルギーの普及に向けた助成事業等を行っている。

3 国際環境協力の推進

[総務部環境政策課]

気候危機への対応が喫緊の課題となっている中、国際社会では、CO₂排出の70%以上を占める都市の取組が鍵になるとの認識が一段と強まっており、キャップ・アンド・トレード制度等で先駆的な取組を進めている東京都の施策は、国連や世界銀行等の国際機関や世界の大都市から強い関心を集めている。

一方、経済成長と急速な都市化が進む新興国・途上国では、エネルギー消費量やCO₂排出量の増加、廃棄物処理、大気汚染、水質汚濁等の問題に直面し、環境問題に対処するための政策ノウハウや技術支援へのニーズが高まっている。

このため、東京都は都の先進的な取組を積極的に情報発信し、環境分野における都のプレゼンス

を高めていくとともに、都の政策ノウハウを積極的に提供し、世界の諸都市の気候変動対策に貢献していく。

また、廃棄物対策やサーキュラーエコノミー、大気汚染対策、省エネとCO₂削減対策を中心にアジア諸都市への政策・技術協力を推進していく。

(1) 国際社会への情報発信

都は、ロンドン市、ロサンゼルス市などとともに世界大都市気候先導グループ（C40）を構成し、C40サミットやワークショップで東京の先駆的な気候変動対策を発信している。

また、ICLEI（イクレイー持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会）、UNFCCC/COP（国連気候変動枠組条約締約国会議）等の国際会議やサイドイベントに参加し、積極的に都の取組を紹介している。

平成30年5月に都が主催した「きれいな空と都市 東京フォーラム Tokyo Forum for Clean City and Clear Sky」では、世界の22都市の代表が一堂に会し、持続可能な都市環境を実現するための効果的な政策と知見について情報を共有するとともに解決策を議論し、東京宣言を採択した。

また、令和3年2月から、脱炭素化に向けた実効性ある行動を加速させるため、東京発の気候危機行動ムーブメント「TIME TO ACT」を展開している。同年10月及び令和4年10月に開催した国際会議では、気候変動問題に先進的に取り組む有識者や大都市首長と、高まる気候危機の脅威とそれに立ち向かうための具体的な行動について議論し、世界に発信した。

(2) 国際協力の推進

都はC40運営委員会メンバー都市として、C40の組織運営方針等の意思決定に関わるほか、気候変動対策等における都市や各セクターの役割の重要性を世界にアピールする共同行動に積極的に関与している。

また、都はC40の課題別ネットワークである「民間建築物省エネ」や「廃棄物資源化」等に参加し、平成26年6月には、東京で建築物の省エネをテーマにした「C40東京ワークショップ」を開催して東京の先進的な取組や低炭素ビルをアピールするなど、世界の諸都市との交流を進めている。令和元年9月には、「C40廃棄物資源化ワークショップ」を東京で開催し、実務担当者レベルでの議論を行った。

国際会議等でのこれまでの情報発信の結果、都の取組への注目が高まり、経済発展や都市化の進展に伴いCO₂排出増が懸念されるアジア諸都市から、脱炭素社会実現への支援要請が増加している。令和元年度から、環境省の「脱炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務」として、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）と共に、マレーシア国クアラルンプール市における建築物の省エネ普及をはじめ、脱炭素都市実現に向けた支援を行っている。

令和元年度から3か年の本連携事業は、都市の優れた取組として、令和4年10月にC40アワード（C40 Cities Bloomberg Philanthropies Awards）「気候ムーブメント部門」を受賞した。

また、アジア諸都市では急速な都市化により廃棄物問題や大気汚染が深刻化しており、都の公害問題克服の経験や政策ノウハウに強い関心を示している。廃棄物分野では、平成14年度からアジア都市等の職員を対象とした廃棄物処理やリサイクル技術に係る「資源リサイクル促進」研修を実施しており、令和4年度は、電子廃棄物のリサイクルやプラスチック汚染に関する最新動向及び水平リサイクル等をテーマとした研修を行った。さらに、ソウル特別市と、資源循環に係る2都市間オンライン・ワークショップ及び現地視察、ヒアリングを実施した。

北京市とは、平成21年度に締結した技術交流・技術協力に係る合意書に基づき、主に大気汚染対策分野において研究員の相互派遣やオンライン・ワークショップ等の交流を継続している。

都の環境施策に対する国際的な関心の高まりから、海外からの視察や研修訪問は近年増加傾向にある。令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴う渡航制限により、海外からの視察や研修訪問はなく、オンライン会議システム等を活用した交流が中心だったが、令和4年度以降訪問受入れも再開している。都の政策や東京の技術を伝えることは、相手方都市の環境問題の解決に寄与するほか、キャパシティ・ビルディング（組織的な能力向上）の効果も期待されることから、オンラインも活用しながら引き続き積極的に対応していく。

4 I C A P（国際炭素行動パートナーシップ）での活動

[気候変動対策部総量削減課]

I C A P（The International Carbon Action Partnership・国際炭素行動パートナーシップ）は、国や公的機関による温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード制度）の国際的な連携に向け、専門的な議論・意見交換を行うフォーラムで、平成19年10月に設立された機関である。都は、平成20年7月に環境確保条例を改正し、日本で初めてキャップ・アンド・トレード制度を導入し、平成22年4月から総量削減義務を開始した。都は、こうした実績を基に、平成21年5月、I C A Pに加盟した。都は、I C A Pに加盟する唯一の都市政府であり、アジアでは初めての加盟である。平成23年1月からは、I C A Pの運営委員会メンバーとなり、I C A Pの運営にも主体的に関わっている。

また、キャップ・アンド・トレード制度の導入に関心を持つ新興国及び途上国政府の政策担当者等を対象にI C A Pが主催する講習会にも職員を講師として派遣している。平成29年6月には、I C A Pのメンバーやアジア諸国、国内自治体の政策担当者等が一堂に会するI C A P東京シンポジウム2017を開催し、気候変動対策に関する国内外の先進的な取組の成果やノウハウの共有を行った。

都は、今後もこのような取組により国内及び世界の気候変動対策の推進に積極的に貢献していく。

図表2-4-3 I C A P加盟メンバー（令和5年7月現在）

| | |
|------------|---|
| 国等 | (欧州15) 欧州委員会、イギリス、フランス、ドイツ、デンマーク、ギリシャ、アイルランド、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペイン、ノルウェー、スイス、スウェーデン、オーストリア |
| (17) | (オセアニア2) ニューゼーランド、オーストラリア |
| 州・地方 政府 | (米国11) カリフォルニア州、ニューヨーク州、メーン州、メリーランド州、マサチューセッツ州、ニュージャージー州、アリゾナ州、ニューメキシコ州、オレゴン州、ワシントン州、バーモント州 |
| (17) | (カナダ5) ブリティッシュコロンビア州、マニトバ州、オンタリオ州、ケベック州、ノバスコシア州 |
| | (アジア1) 東京都 |

5 企業等と連携した取組

[総務部環境政策課]

東京を持続可能な都市として更に発展させていくためには、個人の行動変容を促すことが重要である。そこで都は、個人の「もったいない意識」を高め、消費行動に結びつけることを目的に「チームもったいない」を平成30年8月1日に発足した。当チームは、幅広く様々な場面で一般消費者に対し、「もったいない」の意識を伝え、行動変容のきっかけをつくる活動に取り組む企業やN G Oなどの団体、都民に広く参加してもらい、持続可能な社会の実現を目指す。

第 3 節 広報・広聴

[総務部総務課]

1 広報・情報提供の推進

今日の環境問題は、通常の経済活動や日常生活に起因していることが多いため、その解決には都民や事業者の理解と協力が欠かせない。そこで、都民、事業者の環境問題に対する意識を高め、環境行政についての理解を深めるため、様々な広報活動を行っている。

(1) 広報活動の展開

ア パブリシティ

新聞、テレビ、ラジオによる報道は、幅広い層への影響力が大きく、広域性に優れているため、都庁記者クラブに対して積極的に情報提供を行っている（令和4年度発表件数：281件）。このうち、重要な案件については、省庁の記者クラブ、海外のプレスなど、都庁記者クラブ以外にも広く提供している。

また、会議やイベントへの取材や事業に対する個別取材にも的確に対応し、事業内容に関する情報提供に努めている。

イ 都の自主媒体による広報

(7) インターネット(環境局ホームページ [アドレス<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/>])

開かれた環境行政を推進するために、平成11年2月にホームページを開設し、平成25年3月には、スマートフォン専用のページを公開した。

また、平成30年2月には、情報の検索性向上やスマートフォン利用者の利便性向上等を目的としたホームページのリニューアルを行っている。ページビュー数は、月平均約83万件（令和4年度実績）である。

併せて、効果的な広報展開を行うため、局事業に関する映像資料の作成やメールマガジンの配信、ツイッターやフェイスブックといったソーシャルネットワークサービス、ユーチューブを活用するなど、ターゲットに応じた広報媒体を選択し、都の環境行政をより多くの人に分かりやすく発信している。

(4) 印刷物

「広報東京都」を通じ、個々の事業内容を広く都民に紹介している。

(ウ) 電波媒体

「都民ニュース」・「東京サイト」等のラジオ・テレビ番組を通じ、最新の情報を映像や音声を使って分かりやすく提供している。

ウ 東京都環境賞の贈呈

都の環境行政への協力や環境保全に係る活動において功績のあった団体、事業所などに対して、その功績をたたえるとともに、取組の普及拡大を図るため、東京都環境賞の贈呈制度を設けている。

(2) 環境情報におけるICTの推進

ア 環境情報管理システム

環境保全に関する情報管理を効率的かつ安定的に行うため、環境局内のシステムに必要なICT基盤を提供している。

イ デジタルサービス局と連携したICTの推進

局の情報化推進担当として情報システムにおけるデジタル予算の連絡調整を行っている。

また、局CSIRTとして都CSIRTと連携してICTにおけるサイバーセキュリティの確保に努め、環境情報におけるICTをデジタルサービス局と連携して推進している。

(3) 情報公開

東京都情報公開条例に基づき、都民等からの公文書開示請求に対応している。令和4年度の開示等決定件数は66件であり、土壌汚染や緑化計画、地下水汚染に関する公文書を対象とした請求が多い。

また、平成29年10月から公文書情報提供サービスを開始し、インターネットを通じて公文書の電子データを提供している。令和4年度の提供実績は49件である。

あわせて、都民からの開示請求を待つことなく、積極的に都政に関する情報を公文書情報公開システムや都民情報ルームなどの窓口、インターネットなどで公表・提供している。

図表2-4-4 開示請求実績 (単位:件)

| | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 却下 | 合計 |
|-------|----|------|-----|-----|----|----|
| 令和4年度 | 32 | 25 | 2 | 7 | 0 | 66 |
| 令和3年度 | 39 | 15 | 0 | 5 | 2 | 61 |
| 令和2年度 | 73 | 14 | 0 | 7 | 0 | 94 |

(注) 却下：インターネット上に公開されているなどの理由により、公文書の開示をしなかったもの

2 広聴・公害紛争処理

都民から寄せられる苦情・要望等に迅速かつ適切に対応するとともに、これを集約・分析して施策に反映させていくことは、環境行政に対する理解と協力を得て、都民との信頼関係を構築する上で重要である。

そこで広聴事業として、環境行政全般に関する都への提言・要望等（以下「都民の声」という。）を郵送、電子メールなどで受け付けている。

(1) 都民の声

令和4年度、環境局に寄せられた問合せ、相談を含む都民の声は、66,695件であった。内訳としては廃棄物対策や気候変動対策、大気・水質・土壌汚染に対する意見が比較的多い。

過去に、環境局に寄せられた都民の声の年間受付件数の推移は、令和3年度：52,914件、令和2年度：46,277件である。

図表2-4-5 都民の声内訳（令和4年度） (単位:件)

| | 提言 | 意見 | 苦情 | 要望 | 問合せ | 相談 | その他 | 合計 |
|-------------|----|-------|-------|-------|--------|--------|-----|--------|
| 政策企画局 経由 | 73 | 2,647 | 366 | 27 | 16 | 1 | 1 | 3,131 |
| 他局等経由 | 1 | 825 | 16 | 555 | 5 | 4 | 7 | 1,413 |
| 環境局受付 | 5 | 438 | 737 | 634 | 37,574 | 22,638 | 125 | 62,151 |
| 合計 | 79 | 3,910 | 1,119 | 1,216 | 37,595 | 22,643 | 133 | 66,695 |

(2) 公害苦情対応

環境確保条例に基づき、公害対策に関する多くの事務が区市に移譲されており、都と区市がそ

それぞれの業務分担に応じて苦情対応を行っている。

都は公害紛争処理法に基づく公害苦情相談員を設置し、窓口及び電話での相談対応を行うとともに、都及び区市町村に寄せられた苦情等の受付状況を集約し、分析を行っている。

令和3年度の公害苦情受付件数は7,383件（都及び区市町村の合計）である。このうち騒音に関する苦情が約51.1%（3,772件）と最も多かった。

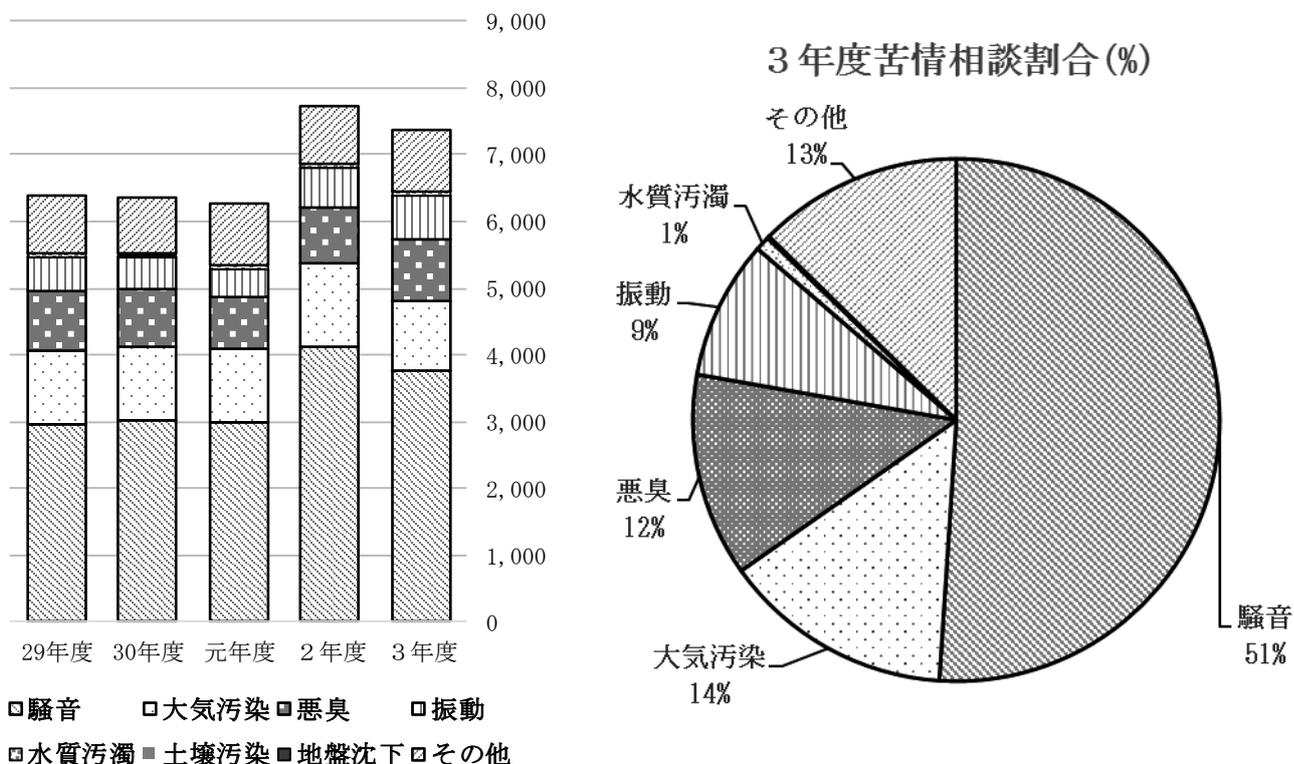
図表2-4-6 公害苦情受付件数推移

| | | | | | | | | | | | | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年度 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | 3 |
| 件数 | 7,243 | 7,131 | 7,388 | 7,043 | 7,025 | 6,641 | 6,408 | 6,402 | 6,371 | 6,273 | 7,720 | 7,383 |

図表2-4-7 現象別公害苦情受付件数（平成29年度～令和3年度）

| | 騒音 | 大気汚染 | 悪臭 | 振動 | 水質汚濁 | 土壌汚染 | 地盤沈下 | その他 | 合計 |
|-------|-------|-------|------|-----|------|------|------|------|-------|
| 3年度 | 3,772 | 1,047 | 927 | 633 | 65 | 7 | 2 | 930 | 7,383 |
| 割合(%) | 51.1 | 14.2 | 12.6 | 8.6 | 0.9 | 0.1 | 0.03 | 12.6 | 100.0 |
| 2年度 | 4,135 | 1,235 | 842 | 595 | 46 | 4 | 4 | 859 | 7,720 |
| 割合(%) | 53.6 | 16 | 10.9 | 7.7 | 0.6 | 0.05 | 0.05 | 11.1 | 100.0 |
| 元年度 | 3,002 | 1,102 | 769 | 423 | 46 | 9 | 0 | 922 | 6,273 |
| 割合(%) | 47.9 | 17.6 | 12.3 | 6.7 | 0.7 | 0.1 | 0 | 14.7 | 100.0 |
| 30年度 | 3,026 | 1,095 | 871 | 473 | 41 | 13 | 3 | 849 | 6,371 |
| 割合(%) | 47.5 | 17.2 | 13.7 | 7.4 | 0.6 | 0.2 | 0.05 | 13.3 | 100.0 |
| 29年度 | 2,948 | 1,102 | 909 | 498 | 56 | 12 | 1 | 876 | 6,402 |
| 割合(%) | 46.0 | 17.2 | 14.2 | 7.8 | 0.9 | 0.2 | 0.02 | 13.7 | 100.0 |

(注) 割合(%)は、端数処理のため合計値が一致しない場合がある。



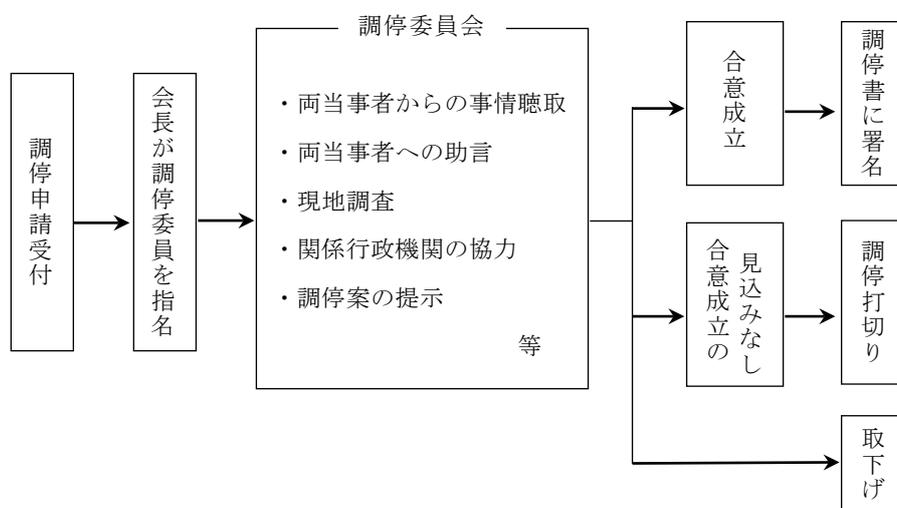
(3) 公害紛争の処理（東京都公害審査会）

公害をめぐる紛争を行政機関によって迅速かつ適正に解決するため、公害紛争処理法に基づき、昭和46年4月から東京都公害審査会（知事の附属機関）を設置している。

審査会は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、知事が議会の同意を得て任命する15名の委員によって構成され、委員には法により政治的中立性が求められる。対象となる紛争は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の典型7公害に係る民事上の紛争である。

紛争処理の制度には、あっせん、調停、仲裁の手続があるが、このうち利用される機会の多い調停手続の主な流れは、次のとおりである。

図表2-4-8 調停手続の主な流れ



図表2-4-9 紛争事件の処理状況（令和5年6月1日現在）

（単位：件）

| | 受付件数 | | | 処理内容 | | | | | | |
|------|------|----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|
| | 申請 | 職権 | 計 | 送付 | 引継ぎ | 成立 | 打ち切り | 取下げ | 係属中 | 計 |
| あっせん | 6 | 1 | 7 | 0 | 0 | 4 | 3 | 0 | 0 | 7 |
| 調停 | 234 | 1 | 235 | 3 | 1 | 121 | 90 | 18 | 2 | 235 |
| 仲裁 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 240 | 2 | 242 | 3 | 1 | 125 | 93 | 18 | 2 | 242 |

（注）「送付」とは、公害等調整委員会に送付した県際事件（加害行為地と被害発生地が異なる都道府県の区域内か、又は二以上の都道府県の区域内にある紛争）である。

「引継ぎ」とは、相当と認める理由があったことから、公害等調整委員会に引き継いだ事件である。

図表2-4-10 最近の東京都公害審査会取扱事件一覧(令和5年6月1日現在)

| 事 件 表 示 | 申 請 人 の 請 求 事 項 | 申 請 受 付 | 終 結 |
|-------------|-----------------------------------|-------------|-----------------|
| 平成28年(調)第1号 | 自動車修理工場からの騒音・粉じん防止 | H28. 4. 14 | H29. 4. 27 成立 |
| 〃(調)第2号 | 保育所からの騒音低減 | H28. 6. 3 | H30. 6. 27 成立 |
| 〃(調)第3号 | 幼稚園からの煙害防止 | H28. 12. 12 | H30. 2. 1 成立 |
| 平成30年(調)第1号 | マンション給水設備からの騒音低減及び 損害賠償 | H30. 3. 15 | H30. 10. 15 打切り |
| 〃(調)第2号 | J R線鉄道騒音防止 | H30. 6. 29 | H31. 1. 21 打切り |
| 〃(調)第3号 | 事業場からの騒音防止措置及び損害賠償 | H30. 11. 9 | H30. 12. 10 取下げ |
| 令和元年(調)第1号 | 鉄道騒音防止 | R 1. 5. 8 | R3. 11. 2 打切り |
| 〃(調)第2号 | 給湯・暖房機器移設 | R 1. 11. 18 | R2. 10. 22 打切り |
| 令和2年(調)第1号 | 工場からの騒音・低周波音・振動防止 | R 2. 3. 2 | R4. 3. 29 打切り |
| 〃(調)第2号 | 工事一時中断、粉じん等防止 | R 2. 5. 27 | R4. 3. 15 成立 |
| 〃(調)第3号 | 物流倉庫からの騒音防止 | R 2. 10. 1 | R3. 7. 5 打切り |
| 令和3年(調)第1号 | 公園からの騒音防止 | R 3. 2. 25 | R3. 11. 29 取下げ |
| 〃(調)第2号 | 公園内バーベキューサイト運用再開差止 | R 3. 3. 1 | R4. 2. 15 打切り |
| 〃(調)第3号 | 住居設備等からの低周波騒音低減 | R 3. 3. 12 | R5. 3. 27 打切り |
| 〃(調)第4号 | 地下鉄駅換気塔からの騒音低減 | R 3. 4. 6 | R3. 4. 20 取下げ |
| 〃(調)第5号 | 公園内バーベキューサイト運用再開差止 (参加申立) | R 3. 4. 14 | R4. 2. 15 打切り |
| 〃(調)第6号 | 公園内バーベキューサイト運用再開差止 (手続きの分離) | R 3. 6. 18 | R3. 6. 18 打切り |
| 〃(調)第7号 | 飲食店からの騒音防止 | R 3. 8. 23 | 係属中 |
| 〃(調)第8号 | 清掃工場建替工事に係る騒音・振動・粉 じん防止 | R 3. 9. 16 | R5. 3. 13 打切り |
| 〃(調)第9号 | 鉄道走行による騒音・振動低減 | R 3. 12. 9 | R5. 1. 19 打切り |
| 令和4年(調)第1号 | 清掃工場建替工事に係る騒音・振動・粉 じん防止(参加申立) | R 4. 2. 10 | R5. 3. 13 打切り |
| 〃(調)第2号 | 飲食店室外機からの騒音防止及び損害賠 償請求 | R 4. 9. 16 | R4. 12. 22 打切り |
| 〃(調)第3号 | 飲食店からの騒音防止(令和3年(調)第 7号事件と同一案件) | R 4. 9. 21 | 係属中 |

第 4 節 環境に関する調査・研究

[総務部環境政策課]

環境局は、東京都環境基本条例に基づき「東京都環境基本計画」を策定し、豊かな環境を保全し、創造するとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な東京を実現するため、様々な環境課題に対する施策を展開している。

今後も、持続的な発展が可能な都市として東京を成熟させつつ、環境問題に対して果敢に取り組むなど、更なる施策を展開していく必要があるとあり、これらの施策展開には、科学的な知見の集積や技術開発の推進が不可欠である。

このため、環境局は、東京都環境科学研究所の活用を含め、調査・研究等の一層の充実を図ることとし、「環境局調査・研究等基本方針（平成18年度）」を策定し、これに基づき局における調査・研究等業務を実施することとした。

1 東京都環境科学研究所の概要

東京都環境科学研究所は、環境行政を推進していく上で必要な科学的知見を得るために環境局に設置された試験研究機関である。昭和43年に東京都公害研究所として開設され、昭和60年に東京都環境科学研究所と名称を改め、現在の江東区新砂に移転した。

また、平成12年からは旧清掃研究所（昭和35年設立）と統合し、廃棄物関係を含めた総合的な環境科学の調査研究を行う機関としてその役割を担ってきた。

今後とも先導的な環境施策を実施していくため、東京都環境科学研究所が担っている試験研究機能をより一層充実させていく必要があることから、平成19年度から財団法人東京都環境整備公社（現 公益財団法人東京都環境公社）へ移管するとともに、都からの職員の派遣、施設等の提供を実施し、研究等業務を委託している。さらに平成28年度に、水素エネルギー等に関する研究を進めるため、次世代エネルギー研究科を設置した。このほか、都の会計制度の下では困難な外部資金の導入や、任期付研究員の活用、共同研究の推進など、都民ニーズに応じた研究をこれまで以上に機動的かつ効率的に行っている。

2 研究所において行う研究テーマ等

令和5年度の主な研究テーマ等は次のとおりである。

図表2-4-11 東京都環境科学研究所 研究テーマ等（令和5年度）

| 研究テーマ | |
|----------------------------|---------------------------------|
| スマートエネルギー都市の実現 | |
| 省エネルギー対策・エネルギーマネジメント等の推進 | |
| 1 | 都有施設のゼロエミッションビル化に向けた調査研究 |
| 水素社会実現に向けた取組 | |
| 2 | 水素蓄電を活用したまちづくりに向けた調査・研究 |
| 3 R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 | |
| 「持続可能な資源利用」の推進 | |
| 3 | 複合化された廃プラスチックのリサイクルに関する調査・研究 |
| 4 | 熱分解GC/MSによるプラスチックの分析に関する研究 |
| 5 | 使い捨てプラスチックの削減による環境負荷低減の検証に関する研究 |
| 快適な大気環境、良質な土壌と水環境の確保 | |
| 大気環境等の更なる向上 | |
| 6 | 自動車環境対策の総合的な取組に関する研究 |
| 7 | 微小粒子状物質の濃度低減等に関する研究 |
| 8 | 高濃度光化学オキシダントの低減対策に関する研究 |
| 化学物質による環境リスクの低減 | |
| 9 | 有害化学物質によるリスク評価及びその危機管理に関する研究 |
| 水環境・熱環境の向上 | |
| 10 | 東京湾沿岸域における底層環境改善に関する研究 |
| 11 | 都内河川における衛生指標細菌の発生源の推定に関する研究 |
| 12 | 東京における地下水の実態把握に関する研究 |
| 13 | グリーンインフラによる暑熱環境改善効果に関する研究 |

| 環境技術支援等 | |
|---------|----------------------------------|
| 1 | 自動車排出ガス測定体制の整備 |
| 2 | ダイオキシン類の土壌地下水汚染に対する調査・対策に関する技術支援 |
| 3 | 自然由来等土壌の合理的な処理促進に関する技術支援 |
| 4 | 分析精度管理等 |
| 5 | 都及び区市町村の職員への技術支援 |
| 6 | 国際環境協力に関する技術支援 |
| 7 | 環境汚染事故発生時等における緊急的対応 |

第 5 節 環境影響評価

[総務部環境政策課]

1 環境影響評価制度

環境影響評価制度は、事業者が大規模な開発事業などを実施するときに、あらかじめ、その事業の実施が環境に与える影響を調査・予測・評価し、その結果について、住民や関係自治体の意見などを聴きながら、環境への影響をできるだけ少なくするための一連の手続の仕組みである。

公害の発生や自然環境の喪失が起こると、その対策には多大な費用と年月を要するばかりでなく、回復が困難な場合もある。良好な環境を保全していくためには、環境影響評価制度などの未然防止対策が重要である。

都では、東京都環境影響評価条例（昭和55年制定）に基づき、計画段階及び事業実施段階における環境影響評価手続を運用している。また、国においても、平成9年に環境影響評価法が制定されており、法対象事業についても都条例と同様に環境影響評価手続を運用している。

(1) 計画段階環境影響評価

ア 対象計画

条例において計画段階環境影響評価の対象とする計画は、次のとおりである。

- (ア) 個別計画：原則として事業段階環境影響評価の対象となる事業規模の2倍以上の事業に係る計画
- (イ) 広域複合開発計画：複数の対象事業の実施が予定されている30ha以上の地域において、複合的・累積的に環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発計画

イ 制度の適用主体

計画段階環境影響評価は、東京都の策定する計画を適用の対象とする。

ウ 手続の主な流れ

- (ア) 事業者は、対象計画を策定しようとするときは、技術指針に基づいて、社会的要素及び経済的要素を踏まえ、採用可能なものとして作成した複数の計画案について、当該複数の計画案に基づく事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価を行い、環境配慮書を作成して知事に提出する。その内容は、公示・縦覧・説明会等により住民に周知され、これに対して、都民から意見書の提出や都民の意見を聴く会での都民意見の表明がなされ、関係区市町村長からも意見書等が提出される。
- (イ) これら都民の意見書、都民の意見を聴く会での都民意見及び関係区市町村長の意見に対する事業者の見解を聴くため、知事は事業者の意見を聴く会を開催する。
- (ウ) 一方、環境配慮書は、学識経験者で構成される環境影響評価審議会で調査・審議され、専門的見地からの意見が知事に答申される。知事は、この答申を基に、都民の意見書、都民の意見を聴く会での都民意見、関係区市町村長の意見及び事業者の意見を聴く会における事業者の見解を勘案しながら審査意見書を作成し公表するとともに、事業者に送付する。
- (エ) 事業者は、対象計画の策定に当たっては知事の審査意見書等を尊重し、当該対象計画を策定したときは、知事に策定した計画の内容等を報告する。

(2) 事業段階環境影響評価手続の調整

計画段階環境影響評価の導入に伴い、事業段階環境影響評価との調整を図るため、次の措置を講ずる。

ア 調査計画書手続の省略

計画段階環境影響評価を実施する計画で、環境配慮書に事業段階環境影響評価における調査計画書に相当する内容を記載したものについては、調査計画書に係る手続を省略する。

イ 環境影響評価書案手続の省略

計画段階環境影響評価を実施する計画で、環境配慮書において事業段階環境影響評価書案に相当する予測・評価をしたものについては、環境影響評価書案に係る手続を省略する。

(3) 事業段階環境影響評価

ア 対象事業

条例が対象にする事業は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業とする。

イ 手続の主な流れ

(ア) 事業者は、対象事業を実施しようとするときは、技術指針に基づいて、事業の実施による環境影響の調査や予測・評価の方法を記載した環境影響評価調査計画書を作成して、知事に提出する。その内容は公示・縦覧され、これに対して、都民や関係区市町村長から意見書が提出される。

また、調査計画書は、環境影響評価審議会で調査・審議され、専門的見地からの意見が知事に答申される。知事は、この答申を基に、都民の意見書及び関係区市町村長の意見を勘案しながら審査意見書を作成し、公表するとともに、事業者に送付する。

事業者は、知事の審査意見書等を踏まえて、環境影響評価項目の選定等を行う。

(イ) 事業者は、調査計画書に基づいて調査・予測・評価を行い、環境影響評価書案を作成して知事に提出する。その内容は、公示・縦覧・説明会等により住民に周知され、これに対して、都民から意見書の提出がなされる。

また、関係区市町村長からも意見書が提出される。

(ウ) 事業者は、これらの意見に対する見解を明らかにするため、見解書を作成する。その内容は、評価書案と同様に公示・縦覧により住民に周知される。

(エ) 見解書の公示・縦覧後に、都民の意見を聴く会が開催され、都民は評価書案や見解書の内容について意見を述べることができる。

(オ) 一方、環境影響評価書案は、環境影響評価審議会で調査・審議され、専門的見地からの意見が知事に答申される。知事は、この答申を基に、都民の意見書、関係区市町村長の意見及び事業者の作成した見解書等を勘案しながら審査意見書を作成し、公表するとともに、事業者に送付する。

(カ) 事業者は、知事の審査意見書等を踏まえて環境影響評価書を作成し、知事に提出する。知事は、この評価書を公示・縦覧に供するとともに、許認可権者に対して、その内容に配慮するよう要請する。

(キ) 事業者は、環境影響評価の手続が終了した後、知事が定める事後調査基準に基づいて事後調査報告書を作成し、知事に提出する。知事は、この内容を公表するとともに、必要に応じて環境影響評価審議会の意見を聴いた上で内容を審査し、その結果、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、直ちに事業者に対して必要な措置を取ることを求めるとともに、規制権者等に対して規制などの必要な措置を講じるよう要請する。

(4) 環境影響評価技術指針及び環境影響評価事後調査基準

技術指針は、環境影響評価の実施に当たり必要な調査・予測・評価について、予測評価項目ご

とにその方法を定めており、環境影響評価の科学性・合理性を担保するための根幹をなすものである。このため都では、技術指針について、環境影響評価の積み重ねや科学的知見の進展に基づいて適切な科学的判断を加え、所要の改定を行うこととしており、平成26年3月に改正を行っている。

事後調査は、対象事業に係る工事の施工中及び完了後に、当該対象事業が環境に及ぼす影響について予測・評価が適正に行われたことを確認するとともに、環境に及ぼす影響について実測し、解析するものである。

また、事後調査基準は、事業者が事後調査を行うに当たって必要な項目、方法、範囲等について定めたもので、調査・予測・評価を行った項目について、同一の調査方法、同一の調査範囲により、事後調査を行うことを基本としている。

(5) 東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例の規定に基づき、知事の附属機関として設置されている環境影響評価審議会は、予測・評価項目等のそれぞれの分野について、高度な専門的知識を有する学識経験者40名以内をもって構成される（令和5年5月末現在21名）。

また、地域の特性や予測・評価項目の内容等について特別の事項を調査審議するため、必要があるときは臨時委員を置き、更に専門の事項を調査するための専門員を置くことができることとし、審議会の審議に万全を期している。

審議会の主な権限は、①知事が環境影響評価に関する技術指針を定め又は改定するに当たって意見を述べること、②知事が環境影響評価調査計画書を審査し、審査意見書を作成するに当たって、環境影響評価調査計画書の内容を調査・審議し意見を述べること、③知事が環境影響評価書案を審査し、審査意見書を作成するに当たって、環境影響評価書案の内容を調査・審議し意見を述べること、④知事が事後調査の基準を作成するに当たって意見を述べること、⑤知事が事後調査報告書を審査するに当たって、審議会に意見を聴く必要があると認めるものについて、その報告書の内容を審議し、意見を述べること等である。

ア 開催実績

令和4年度は審議会13回、部会19回、現地調査6回

イ 審議実績

令和4年度は諮問12件、答申15件

(6) 条例の施行状況

図表2-4-12 条例の主な施行状況^(注)

(単位：件)

| | 57～24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | 3 | 4 | 合計 |
|------------|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------|
| 環境配慮書等の受理 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | - | 1 | - | - | - | 9 |
| 調査計画書等の受理 | 84 | 5 | 11 | 4 | 4 | 6 | 4 | 8 | 4 | 4 | 5 | 139 |
| 評価書案等の受理 | 296 | 7 | 12 | 10 | 8 | 5 | 5 | 5 | 6 | 11 | 7 | 372 |
| 都民の意見を聴く会等 | 199 | 3 | 1 | 9 | 4 | 2 | 3 | 5 | - | 6 | 5 | 237 |
| 見解書の受理 | 262 | 7 | 6 | 12 | 7 | 9 | 5 | 4 | 4 | 15 | 4 | 335 |
| 事後調査報告書の受理 | 977 | 45 | 48 | 53 | 34 | 45 | 49 | 40 | 24 | 35 | 24 | 1,374 |

(注) 法対象事業を含む。

図表 2-4-13 令和 4 年度中に、調査計画書、環境影響評価書案を受理した案件

| | 事業名 | 受理年月日 | 調査計画書 | 評価書案 |
|----|----------------------------------|------------------|-------|------|
| 1 | 一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業 | 令和 4 年 4 月 18 日 | | ○ |
| 2 | （仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業 | 令和 4 年 4 月 25 日 | | ○ |
| 3 | 都市高速鉄道第 7 号線品川～白金高輪間建設事業 | 令和 4 年 6 月 22 日 | ○ | |
| 4 | （仮称）今井土地区画整理事業 | 令和 4 年 7 月 1 日 | | ○ |
| 5 | 都市高速鉄道第 8 号線豊洲～住吉間建設事業 | 令和 4 年 8 月 26 日 | ○ | |
| 6 | 世田谷清掃工場建替事業 | 令和 4 年 8 月 29 日 | ○ | |
| 7 | 日本電子昭島製作所建物更新計画 | 令和 4 年 9 月 1 日 | | ○ |
| 8 | G L P 昭島プロジェクト | 令和 4 年 10 月 5 日 | ○ | |
| 9 | 多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業 | 令和 4 年 10 月 26 日 | ○ | |
| 10 | 東京都市計画道路都市高速道路第 1 号線（新京橋連結路）建設事業 | 令和 4 年 11 月 28 日 | | ○ |
| 11 | （仮称）中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業 | 令和 5 年 1 月 5 日 | | ○ |
| 12 | 南小岩七丁目駅前地区第一種市街地再開発事業 | 令和 5 年 1 月 20 日 | | ○ |

対象事業及び個別計画の種類と要件

条例の対象となる事業（事業段階環境影響評価）及び個別計画（計画段階環境影響評価）の種類と要件は、次の表に示すとおりである。

図表2-4-14 対象事業及び個別計画の種類と要件

| 種類 | 対象事業の要件（内容・規模）の概要 | 個別計画の要件（内容・規模）の概要 |
|----------------------------|--|---|
| 1 道路の新設又は改築 | <p>高速自動車国道・自動車専用道路：</p> <p>[新設] 全て</p> <p>[改築] ①車線数の増加 ②新たに道路を設けるもの ③道路の地下移設、高架移設、その他の移設 ④高架の道路又は橋りょうの施設更新（橋脚、橋台又は桁の除却を伴う場合に限る。）</p> <p>その他の道路（4車線以上）：</p> <p>[新設] 長さ1km以上*1 [改築]（車線数の増加等）長さ1km以上*1,2</p> <p>*1新設又は改築する区間の長さが1km未満でも対象事業の一部又は延長として実施するものは対象とする。 *2その他の道路の改築は、改築の結果、4車線以上になるものを含む。</p> | <p>その他の道路（4車線以上）：</p> <p>[新設] 長さ2km以上 [改築]（車線数の増加等）長さ2km以上*2</p> <p>*2その他の道路の改築は、改築の結果、4車線以上になるものを含む。</p> |
| 2 ダム、湖沼水位調節施設、放水路、堰の新築又は改築 | <p>ダム：</p> <p>[新築] 高さ15m以上かつ湛水面積75ha以上</p> <p>堰：</p> <p>[新築] 湛水面積75ha以上 [改築] 増加する湛水面積が37.5ha以上かつ改築後の湛水面積75ha以上</p> <p>湖沼水位調節施設：</p> <p>[新築] 設置される土地の面積及び水底の最大水平投影面積の合計が75ha以上</p> <p>放水路：</p> <p>[新築] 河川区域の幅30m以上かつ長さ1km以上又は75ha以上の土地の形状を変更するもの</p> | <p>放水路：</p> <p>[新築] 河川区域の幅30m以上かつ長さ2km以上</p> |
| 3 鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良 | <p>鉄道・軌道・モノレール：</p> <p>[建設] 全て</p> <p>[改良] ①本線路の増設 ②本線路の地下移設、高架移設、その他の移設 ③高架の本線路又は橋りょうの施設更新（橋脚、橋台又は桁の除却を伴う場合に限る。）</p> <p>*改良する区間の長さが1km未満でも対象事業の一部又は延長として実施するものは対象とする。</p> | <p>鉄道・軌道・モノレール：</p> <p>[建設] 新幹線鉄道を除く全て [改良]（本線路の増設等）長さ2km以上（新幹線に係る改良を除く。）</p> |
| 4 飛行場の設置又は変更 | <p>陸上空港等・陸上ヘリポート：</p> <p>[新設] 全て [施設更新] 全て（既存の施設の全部を除却する場合に限る。）</p> <p>滑走路：</p> <p>[新設・位置の変更] 全て [延長] 等級の変更を伴うもの等</p> | <p>陸上空港等・陸上ヘリポート：</p> <p>[新設] 全て [施設更新] 全て（既存の施設の全部を除却する場合に限る。）</p> <p>滑走路：</p> <p>[新設・位置の変更] 全て</p> |
| 5 発電所又は送電線路の設置又は変更 | <p>発電所：</p> <p>[新設] 火 力 出力11.25万kW以上 水 力 出力2.25万kW以上 地 熱 出力7500kW以上 原子力 全て</p> <p>[増設（施設更新に該当するものを除く。）]</p> <p>火 力 増加する出力5.625万kW以上かつ増設後出力11.25万kW以上 水 力 増加する出力1.125万kW以上かつ増設後出力2.25万kW以上 地 熱 増加する出力3750kW以上かつ増設後出力7500kW以上 原子力 全て</p> <p>[施設更新]</p> <p>火 力 ①新たな施設の出力11.25万kW以上（②に該当するものを除く。） ②増加する出力5.625万kW以上かつ施設更新後の出力11.25万kW以上 水 力 ①新たな施設の出力2.25万kW以上（②に該当するものを除く。）</p> | |

| | | |
|--------------------------|---|--|
| | <p>②増加する出力1,125kW以上かつ施設更新後の出力2,250kW以上</p> <p>地熱①新たな施設の出力7500kW以上（②に該当するものを除く。）</p> <p>②増加する出力3750kW以上かつ施設更新後の出力7500kW以上</p> <p>送電線路： [新設・延長・昇圧・移設*1・施設更新*2] 電圧17万V以上かつ長さ1km以上 *1 鉄塔の移設を伴う場合に限る。 *2 鉄塔の除却を伴う場合に限る。</p> | |
| 6 ガス製造所の設置又は変更 | <p>[設置] 製造能力150万Nm³/日以上</p> <p>[増設] 増加する製造能力75万Nm³/日以上かつ増設後の製造能力150万Nm³/日以上</p> | |
| 7 石油パイプライン又は石油貯蔵所の設置又は変更 | <p>石油パイプライン： [設置] 導管の長さが15kmを超えるもの（地下埋設部分を除く。） [延長] 導管の延長が7.5km以上かつ延長後15km以上</p> <p>石油貯蔵所： [新設] 貯蔵能力3万kl以上 [増設（施設更新に該当するものを除く。）] 増加する貯蔵能力1.5万kl以上かつ増設後の貯蔵能力3万kl以上</p> <p>[施設更新] ①新たな施設の貯蔵能力3万kl以上（②に該当するものを除く。） ②増加する貯蔵能力1.5万kl以上かつ施設更新後の貯蔵能力3万kl以上</p> | |
| 8 工場の設置又は変更 | <p>製造業に係る工場又は事業場*： [新設] ①敷地面積9000㎡以上 ②建築面積3000㎡以上 [増設（施設更新に該当するものを除く。）] ①増加する敷地面積4500㎡以上かつ増設後の敷地面積9000㎡以上 ②増加する建築面積1500㎡以上かつ増設後の建築面積3000㎡以上</p> <p>[施設更新] ①既存の施設の全部を除却する場合で新たな工場の敷地面積9000㎡以上 ②既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積4500㎡以上かつ施設更新後の敷地面積9000㎡以上 ③新たな施設の建築面積3000㎡以上（④に該当するものを除く。） ④増加する建築面積1500㎡以上かつ施設更新後の建築面積3000㎡以上</p> <p>* 大気汚染防止法のばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水質汚濁防止法・騒音規制法・振動規制法の特定施設を有するもの</p> | <p>製造業に係る工場又は事業場*： [新設] ①敷地面積18000㎡以上 ②建築面積6000㎡以上 [増設（施設更新に該当するものを除く。）] ①増加する敷地面積9000㎡以上かつ増設後の敷地面積18000㎡以上 ②増加する建築面積3000㎡以上かつ増設後の建築面積6000㎡以上</p> <p>[施設更新] ①既存の施設の全部を除却する場合で新たな工場の敷地面積18000㎡以上 ②既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積9000㎡以上かつ施設更新後の敷地面積18000㎡以上 ③新たな施設の建築面積6000㎡以上（④に該当するものを除く。） ④増加する建築面積3000㎡以上かつ施設更新後の建築面積6000㎡以上</p> <p>*（同左）</p> |
| 9 終末処理場の設置又は変更 | <p>[新設] ①敷地面積5ha以上 ②汚泥処理能力（固形物量）100t/日以上 [増設（施設更新に該当するものを除く。）] ①増加する敷地面積2.5ha以上かつ増設後の敷地面積5ha以上 ②増加する汚泥処理能力50t/日以上かつ増設後の処理能力100t/日以上</p> <p>[施設更新] ①既存の施設の全部を除却する場合で新たな終末処理場の敷地面積5ha以上 ②既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積2.5ha以上かつ施設更新後の敷地面積5ha以上 ③新たな施設の施工区域面積5ha以上 ④新たな施設の汚泥処理能力100t/日以上（⑤に該当するものを除く。） ⑤増加する汚泥処理能力50t/日以上かつ施設更新後の汚泥処理能力100t/日以上</p> | <p>[新設] ①敷地面積10ha以上 ②汚泥処理能力（固形物量）200t/日以上 [増設（施設更新に該当するものを除く。）] ①増加する敷地面積5ha以上かつ増設後の敷地面積10ha以上 ②増加する汚泥処理能力100t/日以上かつ増設後の処理能力200t/日以上</p> <p>[施設更新] ①既存の施設の全部を除却する場合で新たな終末処理場の敷地面積10ha以上 ②既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積5ha以上かつ施設更新後の敷地面積10ha以上 ③新たな施設の施工区域面積10ha以上 ④新たな施設の汚泥処理能力200t/日以上（⑤に該当するものを除く。） ⑤増加する汚泥処理能力100t/日以上かつ施設更新後の汚泥処理能力200t/日以上</p> |

| | | |
|--------------------------|---|--|
| <p>10 廃棄物処理施設の設置又は変更</p> | <p>ごみ処理施設： [新設] 施設の種類ごとの処理能力200t/日以上 [増設 (施設更新に該当するものを除く。)] 増加する施設の種類ごとの処理能力100t/日以上かつ増設後の処理能力200t/日以上 [施設更新] ① 新たな施設の種類ごとの処理能力200t/日以上 (②に該当するものを除く。) ② 増加する施設の種類ごとの処理能力100t/日以上かつ施設更新後の処理能力200t/日以上</p> <p>し尿処理施設： [新設] 処理能力100kl/日以上 [増設 (施設更新に該当するものを除く。)] 増加する処理能力50kl/日以上かつ増設後の処理能力100kl/日以上 [施設更新] ① 新たな施設の処理能力100kl/日以上 (②に該当するものを除く。) ② 増加する処理能力50kl/日以上かつ施設更新後の処理能力100kl/日以上</p> <p>陸上最終処分場： [設置] 埋立面積1ha以上又は埋立容量5万m³以上 (特定有害産業廃棄物については埋立面積1000m²以上) [増設] 増加する埋立面積5000m²以上かつ増設後の面積1ha以上又は増加する埋立容量2.5万m³以上かつ増設後の容量5万m³以上 (特定有害産業廃棄物については増加する埋立面積500m²以上かつ増設後の面積1000m²以上)</p> <p>産業廃棄物の中間処理施設： [新設] ① 敷地面積9000m²以上 ② 建築面積3000m²以上 [増設 (施設更新に該当するものを除く。)] ① 増加する敷地面積4500m²以上かつ増設後の敷地面積9000m²以上 ② 増加する建築面積1500m²以上かつ増設後の建築面積3000m²以上 [施設更新] ① 既存の施設の全部を除却する場合で新たな中間処理施設の用に供する敷地面積9000m²以上 ② 既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積4500m²以上かつ施設更新後の敷地面積9000m²以上 ③ 新たな施設の建築面積3000m²以上 (④に該当するものを除く。) ④ 増加する建築面積1500m²以上かつ施設更新後の建築面積3000m²以上</p> | |
| <p>11 埋立て又は干拓</p> | <p>埋立て又は干拓面積15ha以上</p> | <p>埋立て又は干拓面積30ha以上</p> |
| <p>12 ふ頭の設置</p> | <p>[新設] 係船岸の水深12m以上かつ長さ240m以上 [施設更新] 新たなふ頭の係船岸の水深12m以上かつ長さ240m以上</p> | <p>[新設] 係船岸の水深15m以上かつ長さ480m以上 [施設更新] 新たなふ頭の係船岸の水深15m以上かつ長さ480m以上</p> |
| <p>13 住宅団地の設置</p> | <p>[新設] 住宅戸数1500戸以上 [施設更新] 新たな住宅戸数1500戸以上</p> | <p>[新設] 住宅戸数3000戸以上 [施設更新] 新たな住宅戸数3000戸以上</p> |
| <p>14 高層建築物の設置</p> | <p>[新築] 高さ100m超 (階段室、昇降機塔等を含む。) かつ延べ面積10万m²超 (駐車場面積を含む。)* [施設更新] 新たな建築物の高さ100m超 (同上) かつ延べ面積10万m²超 (同上)* * 特定の地域については、高さ180m超 (同上) かつ延べ面積15万m²超 (同上)</p> | |
| <p>15 自動車駐車場の設置又は変更</p> | <p>路面外に設置する駐車場 (臨時に設置するものを除く。): [新設] 同時駐車能力1000台以上 (住宅の居住者用を除く。) [増設 (施設更新に該当するものを除く。)] 増加する駐車能力500台以上かつ増設後の駐車能力1000台以上 (同上) [施設更新] ① 新たな駐車場の駐車能力1000台以上 (同上) (②に該当するものを除く。) ② 増加する駐車能力500台以上かつ施設更新後の駐車能力1000台以上 (同上)</p> | <p>路面外に設置する駐車場 (臨時に設置するものを除く。): [新設] 同時駐車能力2000台以上 (住宅の居住者用を除く。) [増設 (施設更新に該当するものを除く。)] 増加する駐車能力1000台以上かつ増設後の駐車能力2000台以上 (同上) [施設更新] ① 新たな駐車場の駐車能力2000台以上 (同上) (②に該当するものを除く。) ② 増加する駐車能力1000台以上かつ施設更新後の駐車能力2000台以上 (同上)</p> |

| | | |
|--------------------|--|--|
| 16 卸売市場の設置又は変更 | <p>[新設] 敷地面積10ha以上</p> <p>[増設 (施設更新に該当するものを除く。)] 増加する敷地面積5ha以上かつ増設後敷地面積10ha以上</p> <p>[施設更新]</p> <p>①既存の施設の全部を除却する場合で、新たな卸売市場の敷地面積10ha以上</p> <p>②既存の施設の一部を除却する場合で、増加する敷地面積5ha以上かつ施設更新後の敷地面積10ha以上</p> <p>③新たな施設の施工区域面積10ha以上</p> | <p>[新設] 敷地面積20ha以上</p> <p>[増設 (施設更新に該当するものを除く。)] 増加する敷地面積10ha以上かつ増設後敷地面積20ha以上</p> <p>[施設更新]</p> <p>①既存の施設の全部を除却する場合で、新たな卸売市場の敷地面積20ha以上</p> <p>②既存の施設の一部を除却する場合で、増加する敷地面積10ha以上かつ施設更新後の敷地面積20ha以上</p> <p>③新たな施設の施工区域面積20ha以上</p> |
| 17 流通業務団地造成事業 | 全て | 全て |
| 18 土地区画整理事業 | 事業区域面積40ha以上 (樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上) | 事業区域面積80ha以上 (樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上) |
| 19 新住宅市街地開発事業 | 施行区域面積40ha以上 | |
| 20 工業団地造成事業 | 全て | 全て |
| 21 市街地再開発事業 | 施行区域面積20ha以上 | 施行区域面積40ha以上 |
| 22 新都市基盤整備事業 | 全て | 全て |
| 23 住宅街区整備事業 | 施行区域面積20ha以上 | 施行区域面積40ha以上 |
| 24 第二種特定工作物の設置又は変更 | <p>[新設] 事業区域面積40ha以上 (樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上)</p> <p>[増設 (施設更新に該当するものを除く。)] 増加する事業区域面積が20ha以上かつ増設後の面積40ha以上 (樹林地等を7.5ha以上含む場合は増加する事業区域面積が10ha以上)</p> <p>[施設更新]</p> <p>①新たな第二種特定工作物の事業区域面積40ha以上 (樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上) (②に該当するものを除く。)</p> <p>②増加する事業区域面積20ha以上かつ施設更新後の面積40ha以上 (樹林地等を7.5ha以上含む場合は増加する面積10ha以上)</p> | <p>[新設] 事業区域面積80ha以上 (樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上)</p> <p>[増設 (施設更新に該当するものを除く。)] 増加する事業区域面積が40ha以上かつ増設後の面積80ha以上 (樹林地等を15ha以上含む場合は増加する事業区域面積が20ha以上)</p> <p>[施設更新]</p> <p>①新たな第二種特定工作物の事業区域面積80ha以上 (樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上) (②に該当するものを除く。)</p> <p>②増加する事業区域面積40ha以上かつ施設更新後の面積80ha以上 (樹林地等を15ha以上含む場合は増加する面積20ha以上)</p> |
| 25 建築物用の土地の造成 | 事業区域面積40ha以上 (樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上) | 事業区域面積80ha以上 (樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上) |
| 26 土石の採取又は鉱物の掘採 | 施行区域面積10ha以上 | |

平成30年の条例改正で、新たに「施設更新」を定義し、規模要件等を明確化した (令和3年1月施行)。環境影響評価条例及び環境影響評価条例施行規則で定める施設更新の定義は次のとおりである。

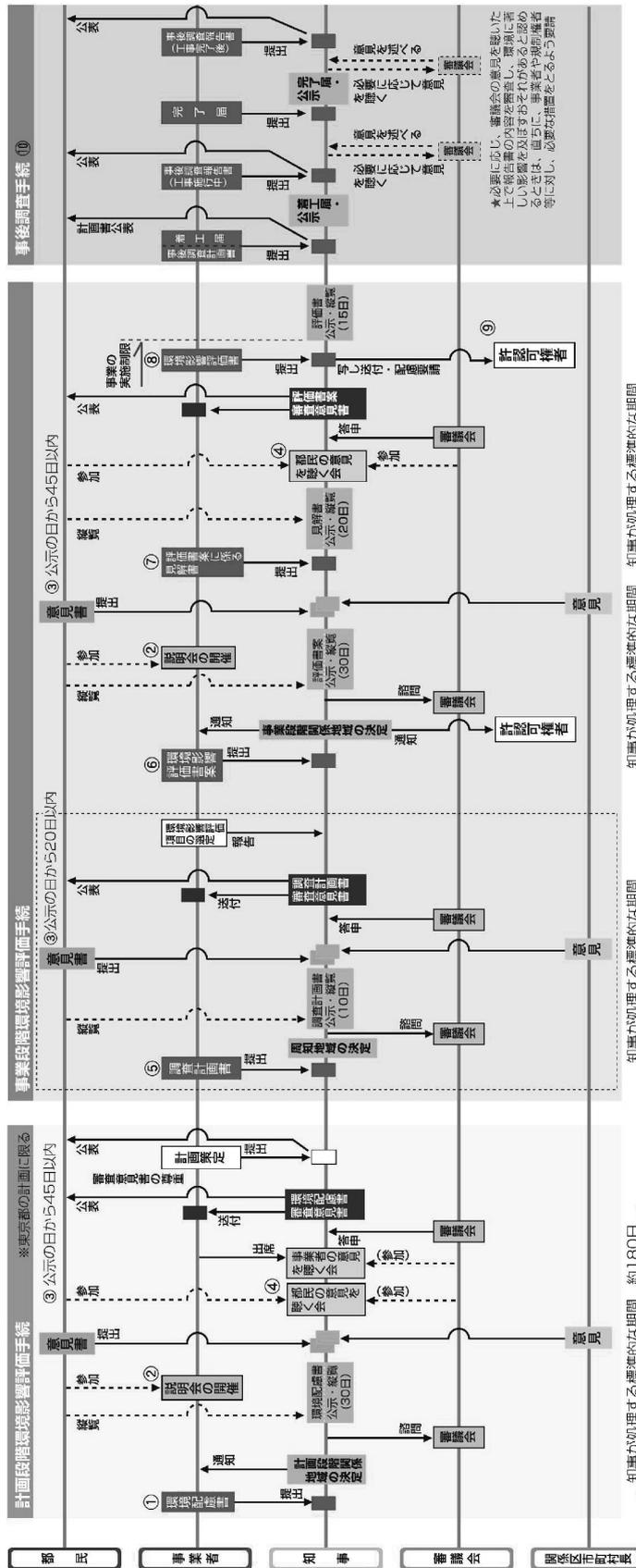
- 条例別表備考 (抄) 既存の施設 (建築物、工作物その他の施設をいう。) の全部又は一部の除却と併せて、当該施設と同一の敷地において、当該施設と同一の用に供する新たな施設を設ける行為
- 規則別表第一 備考 (抄)
 - 1 施設更新からは、補修工事等施設の保全のために行う行為その他の知事が別に定める行為を除く。
 - 2 施設更新には、新たな施設の敷地の一部のみが既存の施設の敷地の範囲にあることとなる行為を含む。
 - 3 同一の用に供する新たな施設とは、施設更新がなされる前と同一の対象事業に係る施設の用に供する新たな施設をいう。

広域複合開発計画の要件

条例の対象となる広域複合開発計画 (計画段階環境影響評価) の要件は、次に示すとおりである。

- 1 地域面積 30ha以上
- 2 複数の対象事業 (規模は問わない。) の実施を予定していること。
- 3 対象地域、規模、計画人口、用途別土地利用計画を定める計画であること。

東京都環境影響評価条例に定める基本手続



- ①環境配慮書
事業者は、対象計画を決定しようとするときは、取用可能な有効の計画案等を記載した「環境配慮書」を作成し、「環境配慮書」は公示され、公示の日から30日間縦覧され、公示の日から30日間縦覧されます。
- ②説明会
事業者は、「環境配慮書」「評価書案」についての内容を都民の皆さんにお知らせするため、縦覧期間内に説明会を開催します。
- ③都民の意見書の提出
都民の皆さんは、「環境配慮書」「調査計画書」「評価書案」について、縦覧保全の見地からの意見を一定の期日内に提出することができます。
※特別環境配慮書の手続は、通常のものと異なり、提出することができます。
- ④都民の意見を聴く会の開催
知事は、「環境配慮書」「評価書案及び評価書案に係る見解書」について都民の皆さんの意見を聴くため「都民の意見を聴く会」を開催します。特別環境影響評価委員会が参加し、皆さんの意見を聴くことがあります。
- ⑤調査計画書
事業者は、対象事業を実施しようとするときは、事業実施による環境影響の調査・予測や評価方法を記載した調査計画書を作成し、調査計画書は公示され、公示の日から10日間縦覧されます。調査計画書は公示された日から一定の手続を終了することができます。
- ⑥環境影響評価書案
「調査計画書」に基づき事業者は「環境影響評価書案」を作成します。「環境影響評価書案」は公示され、公示の日から30日間縦覧され、知事が指定する特定の地域内で縦覧して定める事業を実施する場合は、事業段階手続は評価書案からスタートできます。
- ⑦見解書
事業者は「見解書」を作成し、「見解書」は公示され、公示の日から20日間縦覧されます。
- ⑧環境影響評価書
「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間縦覧されます。
- ⑨許可権者への配慮要請
知事は、許可権者に対し、事業の実施についての許可を行うに際して「環境影響評価書」の内容について十分配慮するよう要請します。
- ⑩事後調査手続
事業者は、工事に着手するときは届出を行うとともに、事後調査を実施するための計画書（「事後調査計画書」）を作成し、工事に着手後は事後調査報告書（「事後調査報告書」）を提出し、工事が完了後は事後調査報告書（「事後調査報告書」）を提出し、工事が完了したときは、工事後の届出と事後調査報告書（「事後調査報告書」）を提出します。

付 表

〔付表 1〕 主な附属機関一覧表

| | |
|--------------------|---|
| 名 称 | 東京都環境審議会 |
| 設置年月日 | 平成 6 年 8 月 1 日 |
| 設置の根拠 | 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号） 東京都環境基本条例（平成 6 年条例第 92 号） |
| 所掌事項 | (1) 環境基本計画に関すること。 (2) 法令の規定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 5 第 3 項を除く。）によりその権限に属させられた事項 (3) その他環境の保全に関する基本的事項 |
| 構 成 | 知事が任命する委員 42 人以内 |
| 令和 4 年度 審 議 事 項 | 東京都環境基本計画の改定について（諮問） 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正について（諮問） 第 9 次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について（諮問） |
| 令和 4 年度 開 催 回 数 | 総会 2 回 企画政策部会 4 回 カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会 5 回 水質土壌部会 1 回 |
| 備 考 | 企画政策部会、大気騒音部会及び水質土壌部会がある。 |
| 担 当 部 課 | 総務部 環境政策課 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|-----------------|----|--------------------|----|---------------|----|---------|----|--------|----|-----|----|
| 名 称 | 東京都公害審査会 | | | | | | | | | | | | |
| 設置年月日 | 昭和46年4月1日 | | | | | | | | | | | | |
| 設置の根拠 | 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号） 東京都公害紛争処理条例（昭和45年条例第149号） | | | | | | | | | | | | |
| 所掌事項 | 公害に係る紛争についてのあっせん、調停及び仲裁を行うこと。 | | | | | | | | | | | | |
| 構 成 | 会長 委員の互選 委員 人格高潔で識見の高い者 15名（議会の同意を要する。） * 専門調査員（30名以内）を置くことができる。 | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 審議事項 | <table border="0"> <tr> <td>前年度から繰り越された調停事件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度に新たに申請された調停事件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度中に終結した事件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>うち、調停成立</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>調停打ち切り</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>取下げ</td> <td>0件</td> </tr> </table> | 前年度から繰り越された調停事件 | 5件 | 令和4年度に新たに申請された調停事件 | 2件 | 令和4年度中に終結した事件 | 5件 | うち、調停成立 | 0件 | 調停打ち切り | 5件 | 取下げ | 0件 |
| 前年度から繰り越された調停事件 | 5件 | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度に新たに申請された調停事件 | 2件 | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度中に終結した事件 | 5件 | | | | | | | | | | | | |
| うち、調停成立 | 0件 | | | | | | | | | | | | |
| 調停打ち切り | 5件 | | | | | | | | | | | | |
| 取下げ | 0件 | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 開催回数 | 総会2回、調停委員会等20回 | | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | | | | | | | |
| 担当部課 | 総務部 総務課 | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----------|--|
| 名 称 | 東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会 |
| 設置年月日 | 平成4年12月24日 |
| 設置の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号） ・東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例（平成4年条例第158号） |
| 所掌事項 | 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の規定に基づく総量削減計画の策定及び進行管理に関すること。 |
| 令和4年度審議事項 | 無し |
| 構 成 | 会長 委員の互選 委員 知事 都公安委員長 関係区市町の長 関係地方行政機関の長 関係道路管理者 <p style="text-align: right;">計60人以内</p> |
| 令和4年度開催回数 | 0回 |
| 備 考 | 平成23年に国が自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を改定したことに伴い、都も計画を平成24年度の本協議会の調査審議を踏まえて策定した。 |
| 担当部課 | 環境改善部 自動車環境課 |

| | |
|---------------|--|
| 名 称 | 東京都自然環境保全審議会 |
| 設置年月日 | 昭和47年12月 5 日 |
| 設置の根拠 | 自然環境保全法（昭和47年法律第85号） 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年条例第216号） |
| 所掌事項 | (1) 施策の方針に関すること。 (2) 条例第17条第1項の保全地域及び第18条第1項の保全計画に関すること。 (3) 条例第39条第1項の東京都希少野生動植物種及び第43条第1項の東京都希少野生動植物保護区並びに第44条の保護増殖事業に関すること。 (4) 条例第47条第3項（第48条第3項及び第49条第3項において準用する場合を含む。）の許可に関すること。 (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び温泉法（昭和23年法律第125号）の規定によりその権限に属する事項に関すること。 (6) 東京都自然公園条例（平成14年条例第95号）の規定によりその権限に属する事項及び自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の国定公園に関する公園事業に関すること。 (7) 上記に掲げるもののほか、重要事項に関すること。 |
| 構 成 | 会長 委員の互選 委員 都民及び自然の保護と回復に関する学識経験を有する者 28人以内 ※臨時委員を置くことができる。 |
| 令和4年度 審議事項 | 本審議会 2回開催 ・生物多様性地域戦略の改定について ・（仮称）保全地域の保全・活用プランの策定について ・高尾鳥獣保護区特別保護地区の再指定について ・立川市錦町の温泉動力の装置について ・羽村市羽の温泉動力の装置について ・杉並区阿佐谷北の温泉動力の装置について ・江東区常盤の温泉動力の装置について ・八丈島八丈町中之郷の温泉掘削について |
| | 計画部会 3回開催 ・生物多様性地域戦略の改定について ・（仮称）保全地域の保全・活用プランの策定について |
| | 規制部会 開催実績無し |
| | 鳥獣部会 1回開催 ・高尾鳥獣保護区特別保護地区の再指定について |
| | 温泉部会 2回開催 ・立川市錦町の温泉動力の装置について ・羽村市羽の温泉動力の装置について ・杉並区阿佐谷北の温泉動力の装置について ・江東区常盤の温泉動力の装置について ・八丈島八丈町中之郷の温泉掘削について |
| 令和4年度 開催回数 | 本審議会2回、部会6回 |
| 備 考 | 計画部会、規制部会、鳥獣部会、温泉部会がある。 |
| 担当部課 | 自然環境部 計画課 |

| | |
|--------------------|---|
| 名 称 | 東京都廃棄物審議会 |
| 設置年月日 | 平成12年 4 月 1 日 |
| 設置の根拠 | 東京都廃棄物条例（平成 4 年条例第140号） |
| 所 掌 事 項 | (1) 廃棄物の発生抑制及び再利用を促進するための施策に関する事項 (2) 廃棄物の適正処理を確保するための施策に関する事項 (3) 廃棄物処理法第 5 条の 5 第 3 項の規定に基づく廃棄物処理計画に関する事項 |
| 構 成 | 知事が任命する委員 20人以内 |
| 令和 4 年度 審 議 事 項 | 東京都災害廃棄物処理計画の改定について |
| 令和 4 年度 開 催 回 数 | 総会 1 回、部会 5 回（災害廃棄物処理計画部会 5 回（拡大部会含む。）） |
| 備 考 | |
| 担 当 部 課 | 資源循環推進部 計画課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|------|-----|-------------|----|-----------------|----|--------------|----|---------------|----|---------------|----|---------------|----|------------------|----|------|-----|-------------|----|-----------------|----|--------------|----|---------------|----|---------------|----|---------------|----|------------------|----|---------|-----|-----|-----|------|----|
| 名 称 | 東京都環境影響評価審議会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設置年月日 | 昭和56年 5 月20日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設置の根拠 | 東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所 掌 事 項 | (1) 環境影響評価に係る技術上の指針に関すること。 (2) 環境配慮書に関すること。 (3) 環境影響評価調査計画書に関すること。 (4) 環境影響評価書案に関すること。 (5) 事後調査基準に関すること。 (6) 事後調査報告書に関すること。 (7) 環境影響評価及び事後調査に係る重要事項に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 構 成 | 会長 委員の互選 委員 学識経験を有するもの 40人以内 ※臨時委員及び専門員を置くことができる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 審 議 事 項 | <table border="0"> <tr> <td>1 諮問</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td> (1) 特例環境配慮書</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td> (2) 環境影響評価調査計画書</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td> (3) 環境影響評価書案</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td> (4) 計画段階環境配慮書</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td> (5) 環境影響評価方法書</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td> (6) 環境影響評価準備書</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td> (7) 環境影響評価制度の見直し</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>2 答申</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td> (1) 特例環境配慮書</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td> (2) 環境影響評価調査計画書</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td> (3) 環境影響評価書案</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td> (4) 計画段階環境配慮書</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td> (5) 環境影響評価方法書</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td> (6) 環境影響評価準備書</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td> (7) 環境影響評価制度の見直し</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>3 意見聴取等</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td> 変更届</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td> 意見聴取</td> <td>0件</td> </tr> </table> | 1 諮問 | 12件 | (1) 特例環境配慮書 | 0件 | (2) 環境影響評価調査計画書 | 5件 | (3) 環境影響評価書案 | 7件 | (4) 計画段階環境配慮書 | 0件 | (5) 環境影響評価方法書 | 0件 | (6) 環境影響評価準備書 | 0件 | (7) 環境影響評価制度の見直し | 0件 | 2 答申 | 15件 | (1) 特例環境配慮書 | 0件 | (2) 環境影響評価調査計画書 | 6件 | (3) 環境影響評価書案 | 9件 | (4) 計画段階環境配慮書 | 0件 | (5) 環境影響評価方法書 | 0件 | (6) 環境影響評価準備書 | 0件 | (7) 環境影響評価制度の見直し | 0件 | 3 意見聴取等 | 18件 | 変更届 | 18件 | 意見聴取 | 0件 |
| 1 諮問 | 12件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 特例環境配慮書 | 0件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 環境影響評価調査計画書 | 5件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 環境影響評価書案 | 7件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 計画段階環境配慮書 | 0件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 環境影響評価方法書 | 0件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6) 環境影響評価準備書 | 0件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (7) 環境影響評価制度の見直し | 0件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 答申 | 15件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 特例環境配慮書 | 0件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 環境影響評価調査計画書 | 6件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 環境影響評価書案 | 9件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 計画段階環境配慮書 | 0件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 環境影響評価方法書 | 0件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6) 環境影響評価準備書 | 0件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (7) 環境影響評価制度の見直し | 0件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 意見聴取等 | 18件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 変更届 | 18件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 意見聴取 | 0件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 開 催 回 数 | 総会13回、部会19回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | 会長、第一部会（11人）、第二部会（11人、うち2人は併任） 計21人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担 当 部 課 | 総務部 環境政策課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|---|---------|---------|-------|---------|-------|---------|------|---------|------|----------|------|---------|--------|-------------|-----------|----------|-------|
| 団 体 名 | 公益財団法人東京都環境公社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設 立 目 的 | 地球温暖化防止活動の推進、省資源化と資源の循環利用の促進等、環境に係る事業を通じて、快適な都市環境の向上に貢献し、もって環境負荷の少ない都市東京の実現に寄与すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 団体の概要 | 設立年月日 | 昭和37年5月14日 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 代 表 者 | 小川 謙司（理事長） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 住 所 | 東京都墨田区江東橋四丁目26番5号 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 基 本 財 産 | 356百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 出 資 | 東京都 356百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の概要 | (1) 環境に係る調査研究及び技術開発等に関する事業 (2) 環境に係る広報、普及啓発及び支援等に関する事業 (3) 地球温暖化防止活動の支援等に関する事業 (4) 自然環境の保全等に関する事業 (5) 資源の循環利用に関する事業 (6) 廃棄物の適正処理及び処理技術の支援等に関する事業 (7) その他、(1)から(6)までの公益目的事業の推進に資するために必要な事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 決算の概要 | <令和4年度決算> (単位：百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 貸借対照表 | <table border="1"> <tr> <td>資 産 合 計</td> <td>225,957</td> </tr> <tr> <td>流動資産</td> <td>4,661</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>221,296</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td>219,962</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>2,040</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>217,921</td> </tr> <tr> <td>正味財産合計</td> <td>5,996</td> </tr> <tr> <td>うち基本財産へ充当</td> <td>356</td> </tr> </table> | 資 産 合 計 | 225,957 | 流動資産 | 4,661 | 固定資産 | 221,296 | 負債合計 | 219,962 | 流動負債 | 2,040 | 固定負債 | 217,921 | 正味財産合計 | 5,996 | うち基本財産へ充当 | 356 | |
| 資 産 合 計 | 225,957 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流動資産 | 4,661 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産 | 221,296 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負債合計 | 219,962 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 流動負債 | 2,040 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定負債 | 217,921 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 正味財産合計 | 5,996 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| うち基本財産へ充当 | 356 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 正味財産増減計算書 | <table border="1"> <tr> <td>経常収益計</td> <td>9,181</td> </tr> <tr> <td>経常費用計</td> <td>8,114</td> </tr> <tr> <td>当期経常増減額</td> <td>1,067</td> </tr> <tr> <td>経常外収益</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>経常外費用</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>当期経常外増減額</td> <td>△4</td> </tr> <tr> <td>法人税等</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>当期一般正味財産増減額</td> <td>1,063</td> </tr> <tr> <td>正味財産期末残高</td> <td>5,996</td> </tr> </table> | 経常収益計 | 9,181 | 経常費用計 | 8,114 | 当期経常増減額 | 1,067 | 経常外収益 | 1 | 経常外費用 | 5 | 当期経常外増減額 | △4 | 法人税等 | 0 | 当期一般正味財産増減額 | 1,063 | 正味財産期末残高 | 5,996 |
| 経常収益計 | 9,181 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経常費用計 | 8,114 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期経常増減額 | 1,067 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経常外収益 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経常外費用 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期経常外増減額 | △4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人税等 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期一般正味財産増減額 | 1,063 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 正味財産期末残高 | 5,996 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担 当 部 課 | 総務部 環境政策課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（凡例：表中の数値は表示単位未満を四捨五入している。なお、端数調整は行っていない。）

| | | | | |
|---------|---|------------------------------|----------|---------|
| 団 体 名 | 東京熱供給株式会社 | | | |
| 設 立 目 的 | 都市排熱の有効活用等により、安定的かつ継続的に冷暖房給湯にかかる熱供給を行う。 | | | |
| 団体の概要 | 設立年月日 | 昭和56年9月25日 | | |
| | 代 表 者 | 和賀井 克夫（代表取締役社長） | | |
| | 住 所 | 東京都千代田区九段南四丁目8番8号 日本YWCA会館3階 | | |
| | 資 本 金 | 750百万円 | | |
| | 出 資 構 成 | 東京都 | 188百万円 | (25.0%) |
| | 東京電力エナジーパートナー(株) | 146百万円 | (19.5%) | |
| | 東京ガス(株) | 146百万円 | (19.5%) | |
| | 日本総合住生活(株) | 75百万円 | (10.0%) | |
| | その他 | 195百万円 | (26.0%) | |
| 事業の概要 | (1) 光が丘団地地区熱供給事業 (2) 品川八潮団地地区熱供給事業 (3) 竹芝地域熱供給事業 (4) 八王子南大沢地域熱供給事業 (5) 東京国際フォーラム地域熱供給事業 | | | |
| 決算の概要 | <令和4年度決算> | | | |
| | | (単位：百万円) | | |
| | 貸借対照表 | 資 産 合 計 | 8, 3 2 3 | |
| | | 流 動 資 産 | 1, 0 4 0 | |
| | | 固 定 資 産 | 7, 2 8 3 | |
| | | 負 債 合 計 | 5, 9 7 9 | |
| | | 流 動 負 債 | 1, 7 5 4 | |
| | | 固 定 負 債 | 4, 2 2 5 | |
| | 損益計算書 | 純 資 産 合 計 | 2, 3 4 3 | |
| | | 資 本 金 | 7 5 0 | |
| | | 営 業 損 失 | 7 1 | |
| | | 営 業 収 益 | 4, 4 1 4 | |
| | | 営 業 費 用 | 4, 4 8 5 | |
| | | 売 上 原 価 | 3, 1 0 5 | |
| | 販 売 費 ・ 一 般 管 理 費 | 1, 3 8 0 | | |
| | 営 業 外 利 益 | △ 9 0 | | |
| | 営 業 外 収 益 | 2 | | |
| | 営 業 外 費 用 | 9 2 | | |
| | 経 常 損 失 | 1 6 1 | | |
| | 特 別 利 益 | - | | |
| | 法 人 税 等 | - | | |
| | 当 期 純 損 失 | 1 1 2 | | |
| 担 当 部 課 | 気候変動対策部 計画課 | | | |

（凡例：表中の数値は表示単位未満を四捨五入している。なお、端数調整は行っていない。）

環境局事業概要

令和5年版

印刷物規格表 第二類

登録番号 (5) 17

令和5年9月発行

環境資料 第35018号

編集・発行 東京都環境局総務部総務課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03 (5388) 3417 (ダイヤルイン)

印刷 株式会社キタジマ
東京都墨田区立川二丁目11番7号
両国キタジマビル
電話 03 (3635) 4510



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

HTT

電力を

へらす

つくる

ためる

Tokyo.Tokyo